

2025. 3. 11

FW専用ファンド（スタンダードコース）

FWリそな国内債券インデックスファンド
追加型投信／国内／債券／インデックス型

FWリそな国内株式インデックスファンド
追加型投信／国内／株式／インデックス型

FWリそな先進国債券インデックスファンド
(為替ヘッジなし)
FWリそな先進国債券インデックスファンド
(為替ヘッジあり)

FWリそな新興国債券インデックスファンド
追加型投信／海外／債券／インデックス型

FWリそな先進国株式インデックスファンド
FWリそな新興国株式インデックスファンド
追加型投信／海外／株式／インデックス型

FWリそな国内リートインデックスファンド
追加型投信／国内／不動産投信／インデックス型

FWリそな先進国リートインデックスファンド
追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型

◆この目論見書により行なう「FW専用ファンド（スタンダードコース）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月10日に関東財務局長に提出しており、2025年3月11日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日 : 2025年3月10日
発行者名 : リそなアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名 : 代表取締役 西山 明宏
本店の所在の場所 : 東京都江東区木場一丁目5番65号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

リそなアセットマネジメント 株式会社

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	157
第3【ファンドの経理状況】	164
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	505
第三部【委託会社等の情報】	506
約款	539

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

FWりそな国内債券インデックスファンド
FWりそな国内株式インデックスファンド
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）
FWりそな新興国債券インデックスファンド
FWりそな先進国株式インデックスファンド
FWりそな新興国株式インデックスファンド
FWりそな国内リートインデックスファンド
FWりそな先進国リートインデックスファンド

- ・以下、上記を総称して「FW専用ファンド（スタンダードコース）」ということがあります。また、各々については、正式名称ではなく、以下の略称を使用することがあります。

ファンドの名称	略称
FWりそな国内債券インデックスファンド	国内債券インデックス
FWりそな国内株式インデックスファンド	国内株インデックス
FWりそな先進国債券インデックスファンド （為替ヘッジなし）	先進国債券インデックス（ヘッジなし）
FWりそな先進国債券インデックスファンド （為替ヘッジあり）	先進国債券インデックス（ヘッジあり）
FWりそな新興国債券インデックスファンド	新興国債券インデックス
FWりそな先進国株式インデックスファンド	先進国株インデックス
FWりそな新興国株式インデックスファンド	新興国株インデックス
FWりそな国内リートインデックスファンド	国内リートインデックス
FWりそな先進国リートインデックスファンド	先進国リートインデックス

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益証券です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド、1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

FWりそな国内債券インデックスファンド：取得申込受付日の基準価額とします。
FWりそな国内株式インデックスファンド：取得申込受付日の基準価額とします。
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
FWりそな新興国債券インデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
FWりそな先進国株式インデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
FWりそな新興国株式インデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- FWりそな国内リートインデックスファンド：取得申込受付日の基準価額とします。
- FWりそな先進国リートインデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年3月11日から2025年9月10日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

当ファンドは、投資者と株式会社りそな銀行が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。受益権の取得申込者は、原則として、株式会社りそな銀行と投資一任契約を締結し、投資一任契約の資産を管理する口座を開設した者に限るものとします。

※投資一任業者である株式会社りそな銀行が、投資者との投資一任契約に基づく運用財産の効率的な運営および維持のため、ファンドを買付ける場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

<FWりそな国内債券インデックスファンド>

NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな国内株式インデックスファンド>

東証株価指数(TOPIX、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジなし)>

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジあり)>

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな新興国債券インデックスファンド>

JPMorganGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな先進国株式インデックスファンド>

MSCI-KOKUSA I指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな新興国株式インデックスファンド>

MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな国内リートインデックスファンド>

東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

<FWりそな先進国リートインデックスファンド>

S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

<FWリそな国内債券インデックスファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		日経 225
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	
公債		アジア		TOPIX
社債	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他債券 ()	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (NOMURA-BPI 総合)
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(債券 一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

<FWりそな国内株式インデックスファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経225
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリーファンド	東証株価指数 (TOPIX、配当込み)
	年6回 (隔月)	欧州		
社債	年12回 (毎月)	アジア	ファミリーファンド	東証株価指数 (TOPIX、配当込み)
その他債券 クレジット属性 ()		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	その他 ()
その他資産 (投資信託証券(株式一般))	その他 ()	アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	ファミリーファンド	その他 ()
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

< F Wリそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし） >

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 () 資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			日経225
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (FTSE世界国債イ ンデックス(除 く日本、円換算 ベース))
	日々	中南米			
その他資産 (投資信託証券(債 券 公債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 公債))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< F Wリそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり） >

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
		債券	
追加型投信	海外	不動産投信	特殊型
	内外	その他資産 () 資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	日経225
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア オセアニア	ファミリーファンド	なし	TOPIX
	日々	中南米			
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	ファミリーファンド	なし	その他 (FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース))
		エマージング			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 公債))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<FWりそな新興国債券インデックスファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 () 資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			
	年2回	日本			
	年4回	北米			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり	
	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
不動産投信	日々	中南米			
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))		中近東 (中東)			その他 (JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース))
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(債券 公債)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

<FWりそな先進国株式インデックスファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			日経 225
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCI-KOKUSAI 指数(配当込 み、円換算ベ ース))
	日々	オセアニア			
その他資産 (投資信託証券(株 式一般))	その他 ()	中南米			
		アフリカ			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

<FWりそな新興国株式インデックスファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり	日経225
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
その他資産 (投資信託証券(株式一般))	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (MSCI エマージング・マーケット 指数(配当込み、円換算ベース))
		アフリカ			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

<FWりそな国内リートインデックスファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経 225
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファミリーファンド	TOPIX
	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(不動産投信))	その他 ()	中南米	ファミリーファンド	その他 (東証REIT指数 (配当込み))
		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	ファミリーファンド	その他 (東証REIT指数 (配当込み))
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(不動産投信))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

<FWりそな先進国リートインデックスファンド>

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			日経 225
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (S&P 先進国 REIT 指数 (除く日 本、配当込み、 円換算ベー ス))
	日々	オセアニア			
その他資産 (投資信託証券 (不 動産投信))	その他 ()	中南米			
		アフリカ			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(不動産投信))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を

行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1

「FW専用ファンド(スタンダードコース)」は、原則として、投資者と株式会社りそな銀行が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するための専用ファンドです。

- 「FW専用ファンド(スタンダードコース)」の受益権の取得申込者は、株式会社りそな銀行と投資一任契約を締結する必要があります。

※投資一任業者である株式会社りそな銀行は、投資者との投資一任契約に基づく運用財産の効率的な運営および維持のため、ファンドを買い付ける場合があります。

2 「FW専用ファンド(スタンダードコース)」を構成する 各ファンドは、各マザーファンドを通じて実質的に投資を行う ファミリーファンド方式で運用を行います。

■ ファンドの仕組み



3

各ファンドの運用方針は以下の通りです。

FWリそな国内債券インデックスファンド

1. 国内の債券を実質的な主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合*の動きに連動する投資成果を目指します。

*[NOMURA-BPI総合]は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。

2. RM国内債券マザーファンドを通じて、国内の債券への投資を行います。
 - NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、国内債券を対象とした債券先物取引を活用することがあります。

FWリそな国内株式インデックスファンド

1. 国内の株式を実質的な主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX、配当込み)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*[東証株価指数(TOPIX、配当込み)]は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。

2. RM国内株式マザーファンドを通じて、国内の株式への投資を行います。
 - 東証株価指数(TOPIX、配当込み)への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。

FWリそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジなし)

1. 日本を除く先進国の債券を実質的な主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*[FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)]は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドルベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

2. RM先進国債券マザーファンドを通じて、日本を除く先進国の債券への投資を行います。
 - FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)または海外の債券先物取引を活用することがあります。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FWリそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジあり)

1. 日本を除く先進国の債券を実質的な主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*[FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)]は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数で、為替ヘッジを考慮したものです。

2. RM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)を通じて、日本を除く先進国の債券への投資を行います。
 - FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)または海外の債券先物取引を活用することがあります。
3. 為替ヘッジはマザーファンドにおいて行うため、当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行いません。

FWリそな新興国債券インデックスファンド

1. 新興国の現地通貨建て債券を実質的な主要投資対象とし、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

*[JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)]は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算して計算したものです。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(J.P.Morgan Securities LLC)が算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。

2. RM新興国債券マザーファンドを通じて、新興国の現地通貨建て債券または新興国債券の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)への投資を行います。
 - JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)への連動性を高めるため、海外の債券先物取引を活用することがあります。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FWリそな先進国株式インデックスファンド

1. 日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*[MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)]は、MSCI-KOKUSAI指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI-KOKUSAI指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

2. RM先進国株式マザーファンドを通じて、日本を除く先進国の株式*または先進国株式の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)への投資を行います。
 - MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
 - *DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FWリそな新興国株式インデックスファンド

1. 新興国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*「MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

2. RM新興国株式マザーファンドを通じて、新興国の株式*または新興国株式の指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)への投資を行います。
 - MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
 - *DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

FWリそな国内リートインデックスファンド

1. 国内の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、東証REIT指数(配当込み)*の動きに連動する投資成果を目指します。

*「東証REIT指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託(REIT)全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。

2. RM国内リートマザーファンドを通じて、国内の不動産投資信託証券*への投資を行います。
 - 東証REIT指数(配当込み)への連動性を高めるため、東証REIT指数(配当込み)を対象指数としたETF(上場投資信託証券)または不動産投資指数先物取引を活用することがあります。
 - *一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。

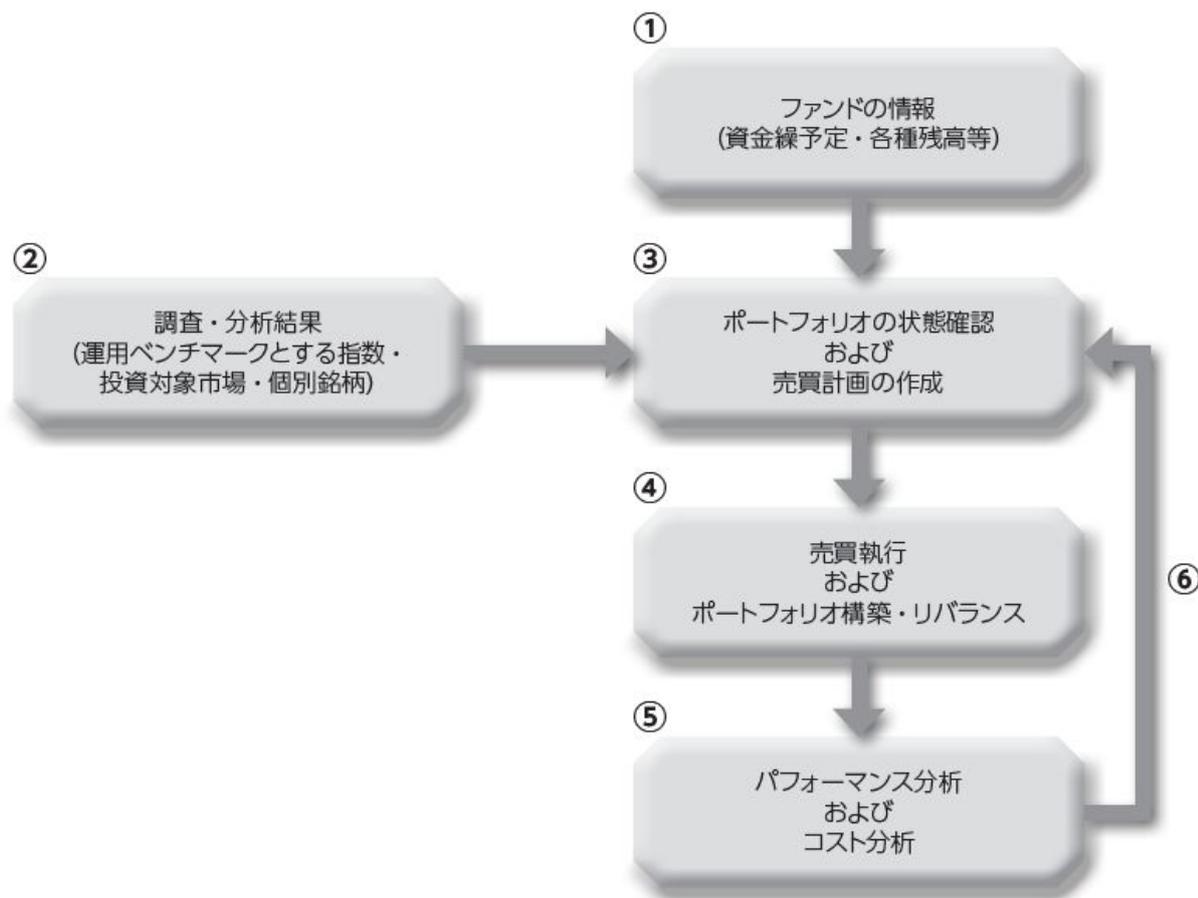
FWリそな先進国リートインデックスファンド

1. 日本を除く先進国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

*「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。

2. RM先進国リートマザーファンドを通じて、日本を除く先進国の不動産投資信託証券*および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)への投資を行います。
 - S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。
 - *一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。
3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

■ 運用プロセスのイメージ



- ①設定・解約による資金繰予定のほか、個別銘柄・現金等の残高・取引履歴情報を確認します。
- ②運用ベンチマークとする指数および投資対象となる市場・個別銘柄に関する調査・分析を行います。
- ③各種情報を基にポートフォリオの状態を確認し、必要に応じて個別銘柄の売買計画を作成します。
- ④売買執行(市場での個別銘柄等の売買)により、ポートフォリオの構築・リバランスを行います。
- ⑤運用パフォーマンスや運用ベンチマークとの連動性、売買執行に要したコストの分析等を行います。
- ⑥上記⑤の分析結果を反映し、継続的な運用の改善につなげます。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

● FWリそな国内債券インデックスファンド

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま
す。)の行使等により取得したものに限ります。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下
とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財
産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行いません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変
動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

● FWリそな国内株式インデックスファンド

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財
産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行いません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変
動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

● FWリそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジなし)

● FWリそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジあり)

● FWリそな新興国債券インデックスファンド

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま
す。)の行使等により取得したものに限ります。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下
とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財
産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変
動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

● FWリそな先進国株式インデックスファンド

● FWリそな新興国株式インデックスファンド

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財
産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変
動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

● FWリそな国内リートインデックスファンド

- 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財
産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行いません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変
動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

● FWリそな先進国リートインデックスファンド

- 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財
産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変
動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

■ 配分方針

原則、毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益配分方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 各マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

● RM国内債券マザーファンド

「NOMURA-BPI総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。NOMURA-BPI総合の知的財産権とその他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

● RM国内株式マザーファンド

「東証株価指数(TOPIX、配当込み)」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

● RM先進国債券マザーファンド

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)」は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドルベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

● RM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

● RM新興国債券マザーファンド

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)」は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算して計算したものです。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(J.P.Morgan Securities LLC)が算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数であり、指数に関する著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

● RM先進国株式マザーファンド

「MSCI-KOKUSA指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCI-KOKUSA指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI-KOKUSA指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

● RM新興国株式マザーファンド

「MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

● RM国内リートマザーファンド

「東証REIT指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託(REIT)全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

● RM先進国リートマザーファンド

「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)」は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数であり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。

④ 信託金限度額

- ・ F Wりそな国内債券インデックスファンド：5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな国内株式インデックスファンド：3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）：3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）：3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな新興国債券インデックスファンド：2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国株式インデックスファンド：3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな新興国株式インデックスファンド：1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな国内リートインデックスファンド：1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国リートインデックスファンド：1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年1月5日

- ・ ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2021年3月11日

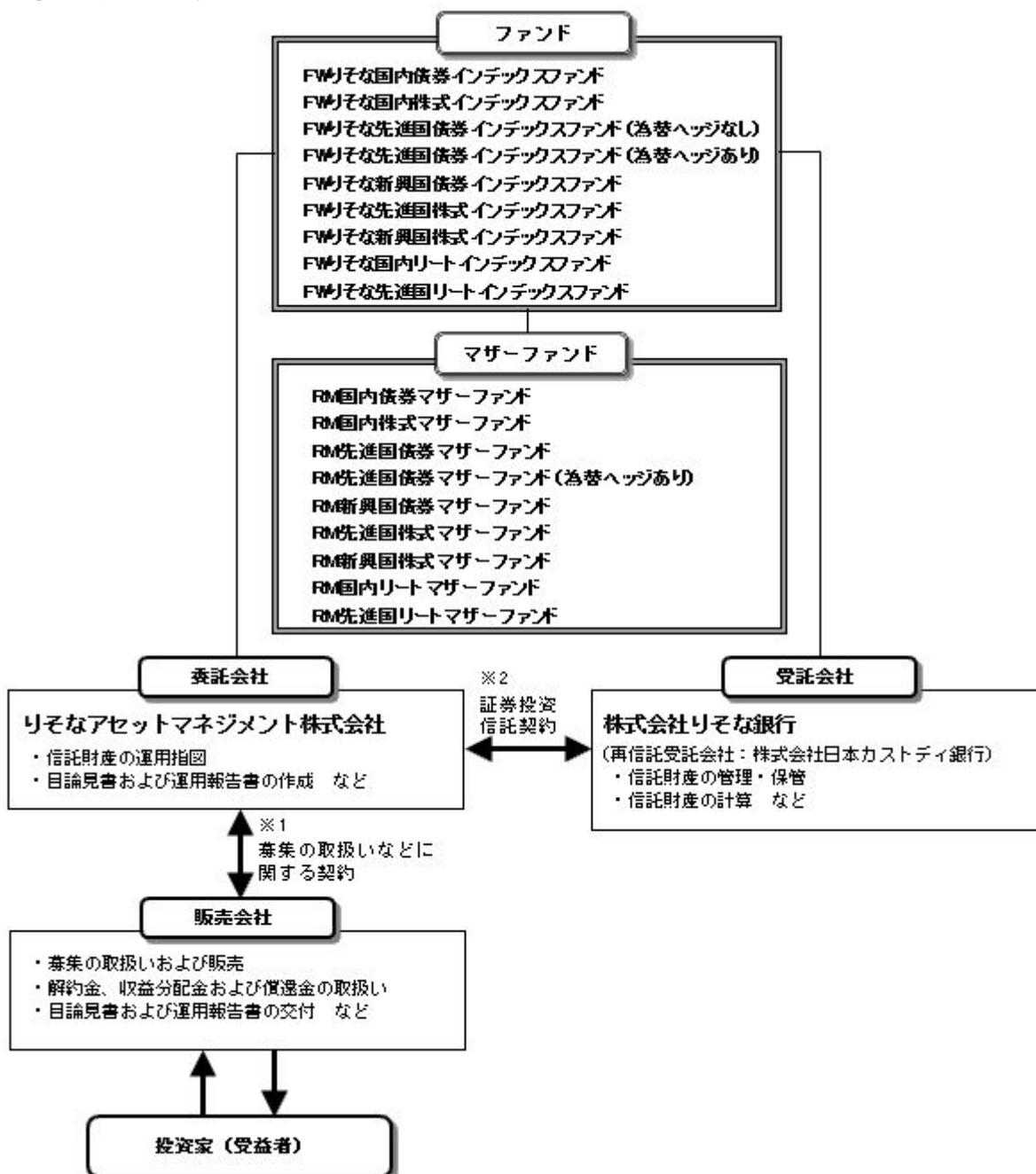
- ・ ファンド総称変更

新総称：F W専用ファンド（スタンダードコース）

旧総称：りそなファンドラップ（スタンダードコース）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況 (2024年12月末現在)

1) 資本金

1,000百万円

2) 沿革

2015年8月3日：りそなアセットマネジメント株式会社設立

2020年1月1日：株式会社りそな銀行の資産運用事業に関する権利義務の一部を承継

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	3,960,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<FWりそな国内債券インデックスファンド>

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、NOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、国内債券を対象とした債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

<FWりそな国内株式インデックスファンド>

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている国内の株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）>

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）>

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 為替ヘッジはマザーファンドにおいて行うため、当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

<FWりそな新興国債券インデックスファンド>

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースィファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の現地通貨建て債券または新興国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースィファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースィファイド（円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

< F W リそな先進国株式インデックスファンド >

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、先進国株式または先進国株式の指数を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）に投資し、M S C I - K O K U S A I 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、M S C I - K O K U S A I 指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

< F W リそな新興国株式インデックスファンド >

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、新興国の株式または新興国株式の指数を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）に投資し、M S C I エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、M S C I エマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

< F W リそな国内リートインデックスファンド >

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、東証 R E I T 指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券に投資し、東証 R E I T 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、東証 R E I T 指数（配当込み）への連動性を高めるため、東証 R E I T 指数（配当込み）を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

< F W リそな先進国リートインデックスファンド >

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、先進国の不動産投資信託証券および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）に投資し、S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、前述の「運用プロセスのイメージ」をご参照ください。

(2) 【投資対象】

< F W リそな国内債券インデックスファンド >

R M 国内債券マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の債券に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM国内債券マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限りません。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
- 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 16) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって15)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに8)および13)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに10)の証券のうち投資法人債券ならびに8)および13)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9)の証券および10)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

<FWりそな国内株式インデックスファンド>

RM国内株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM国内株式マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって 19) の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 14) の証券のうち投資法人債券ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および 14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）>

RM先進国債券マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の債券に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM先進国債券マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限りません。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
- 13) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- 15) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 16) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって15)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 8) および 13) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 10) の証券のうち投資法人債券ならびに 8) および 13) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9) の証券および 10) の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

< F W りそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり） >

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）の受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の債券に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 20 条、第 21 条および第 22 条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 7) までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

- 13) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- 15) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 16) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって15)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに8)および13)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに10)の証券のうち投資法人債券ならびに8)および13)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9)の証券および10)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

<FWりそな新興国債券インデックスファンド>

RM新興国債券マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、新興国の債券に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM新興国債券マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限りません。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人が発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から7)までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

- す。)
- 10) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
 - 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
 - 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - 13) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
 - 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 15) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
 - 16) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
 - 17) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって 15) の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 8) および 13) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 10) の証券のうち投資法人債券ならびに 8) および 13) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9) の証券および 10) の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、直物為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

< F W りそな先進国株式インデックスファンド >

RM先進国株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の株式（DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。）および先進国株式の指数を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM先進国株式マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債

- 券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
 - 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって19)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

< F W りそな新興国株式インデックスファンド >

R M 新興国株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、新興国の株式(D R (預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。)および新興国株式の指数を対象指数としたE T F (上場投資信託証券)に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- イ) 有価証券
- ロ) デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、

第22条、第23条および第24条に定めるものに限り、

ハ) 約束手形(イ)に掲げるものに該当するものを除きます。

ニ) 金銭債権(イ)、ロ)およびハ)に掲げるものに該当するものを除きます。

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RM新興国株式マザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り、)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって19)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、直物為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

< F W R I そな国内リートインデックスファンド >

R M 国内リートマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「R M 国内リートマザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
- 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって 19) の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 14) の証券のうち投資法人債券ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、

13) の証券および 14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

< F W R そな先進国リートインデックスファンド >

R M 先進国リートマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）、不動産関連株式および不動産投資信託証券に関する指数を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）に直接投資することがあります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限りま。
 - ハ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ) 金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「R M 先進国リートマザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

- す。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
 - 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって 19) の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 14) の証券のうち投資法人債券ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および 14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

《参考情報》

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<RM国内債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・NOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券
投資方針	① 主として、NOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、国内債券を対象とした債券先物取引を活用することがあります。 ② 債券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りま す。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資は、行いません。 ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

<RM国内株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式
投資方針	① 主として、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。 ② 株式（指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）を含みます。）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行いません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

<RM先進国債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券
投資方針	① 主として、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。 ② 債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使等により取得したものに限りません。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< R M先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
主な投資対象	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券を主要投資対象とします。
投資方針	<p>① 主として、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。</p> <p>② 債券または E T F（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。</p> <p>③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。</p> <p>④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p> <p>⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年 12 月 10 日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

<RM新興国債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の債券 ・新興国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
投資方針	① 主として、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の現地通貨建て債券または新興国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の債券先物取引を活用することがあります。 ② 債券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

<RM先進国株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）先進国株式（*）（日本の株式を除きます。以下同じ。） （*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 ・先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
投資方針	① 主として、先進国株式または先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。 ② 株式またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

<RM新興国株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引所に上場されているまたは店頭登録されている（上場予定および店頭登録予定を含みます。）新興国株式（*） <li style="padding-left: 20px;">（*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 ・新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> ① 主として、新興国の株式または新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCIエマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、MSCIエマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。 ② 株式またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> ① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

<RM国内リートマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）
投資方針	① 主として、東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証REIT指数（配当込み）への連動性を高めるため、東証REIT指数（配当込み）を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。 ② 不動産投資信託証券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行いません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

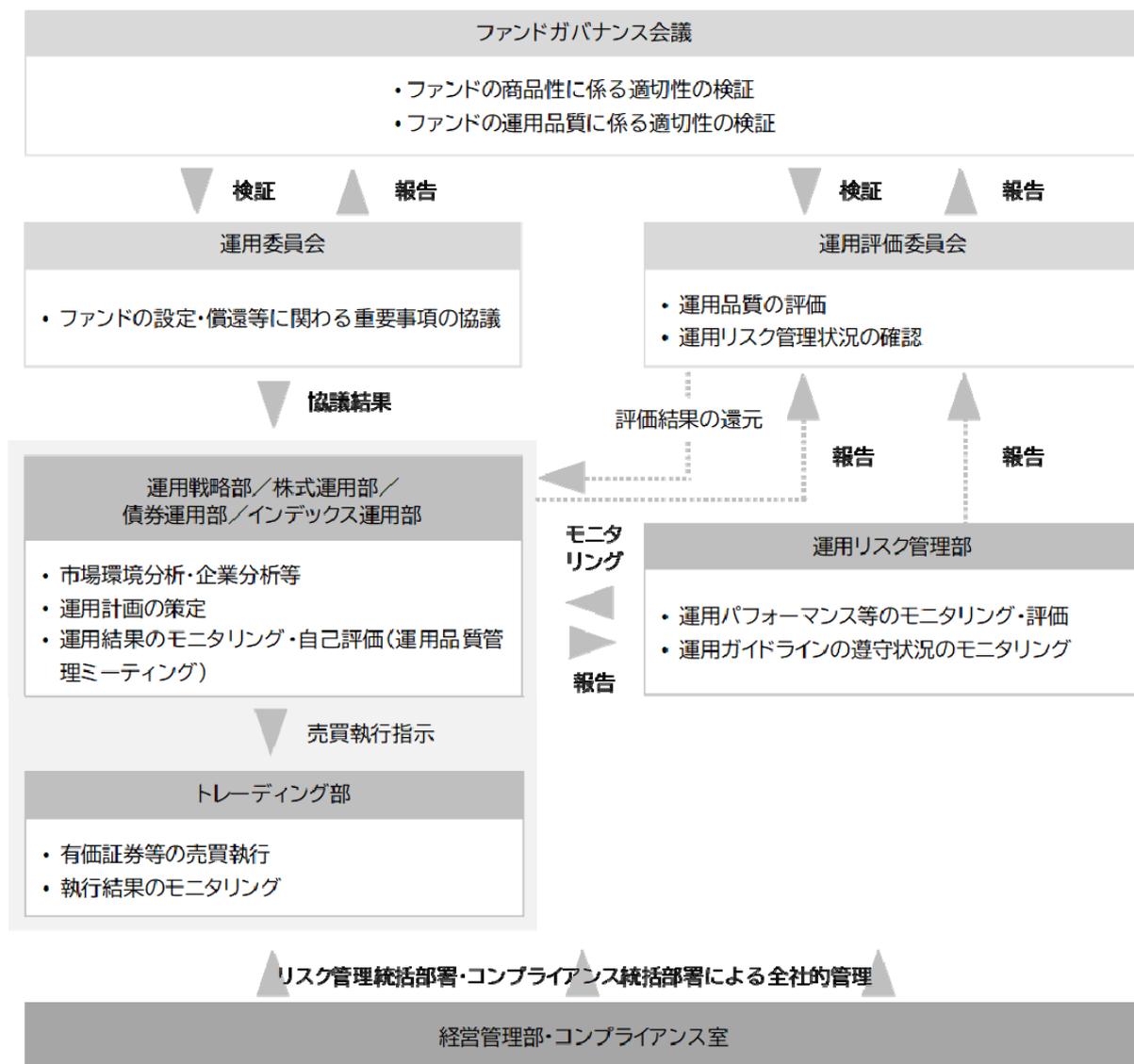
<RM先進国リートマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。） ・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産関連株式 ・先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> ① 主として、先進国の不動産投資信託証券および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。 ② 不動産投資信託証券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> ① 不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ⑤ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(3) 【運用体制】

① ファンドの運用体制は以下のとおりです。



※ファンドガバナンス会議は3名程度、運用委員会は5名程度、運用評価委員会は6名程度で構成されています。

- ② リそなアセットマネジメント株式会社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。
 委託会社では、運用に関する社内規程およびリスク管理規程を定め、適切な運用を行うとともに、流動性リスクを含む運用リスクの管理を行っています。
- ③ ファンドの関係法人に対する管理体制
 委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を受託会社より受け取っております。

※上記の運用体制は、2024年12月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 2) 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。
※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

<FWRいそな国内債券インデックスファンド>

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への投資は、行いません。
- 4) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 投資する株式の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。
ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超

えて受取る配当金も含まれます。) ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

9) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下 3. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下 3. において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下 3. において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益

証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< F W りそな国内株式インデックスファンド >

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は、行いません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 前記1. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 2. 前記1. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができ

るものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

ロ) 株式分割により取得する株券

ハ) 有償増資により取得する株券

ニ) 売出しにより取得する株券

ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

10) 先物取引等の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

11) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、す

みやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

14) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< F W R そな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし） >

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- 2) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 4) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 投資する株式の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 2. 前記 1. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
 2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
 3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ8)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

9) スワップ取引の運用指図および範囲

- 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

- 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下4.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることと

なった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

5. 前記3. および4. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
7. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

13) 外国為替予約取引の指図および範囲

委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

14) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< FWRいそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり） >

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 4) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 投資する株式の範囲
1. 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図および範囲
1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、8)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ8)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合に

は外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ8)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

9) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下4.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
5. 前記3. および4.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

7. 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 有価証券の貸付けの指図および範囲
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 12) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 13) 外国為替予約取引の指図および範囲
委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 14) 資金の借入れ
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<FWりそな新興国債券インデックスファンド>

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 4) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 投資する株式の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 2. 前記1. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額（以下ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 8) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- 9) スワップ取引の運用指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとし

ます。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲
1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下4.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 5. 前記3. および4.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 7. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 直物為替先渡取引の運用指図
1. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、保有

外貨建資産の時価総額の合計額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、直物為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部の解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。

4. 前記3. においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

14) 外国為替予約取引の指図および範囲

委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

15) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<FWりそな先進国株式インデックスファンド>

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ

の区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

8) 投資する株式等の範囲

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

9) 信用取引の指図範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 前記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券
 - ハ) 有償増資により取得する株券
 - ニ) 売出しにより取得する株券
 - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

10) 先物取引等の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとし、（以下同じ。）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額（以下ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- 11) スワップ取引の運用指図および範囲
1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲
1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下4.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 5. 前記3. および4. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 7. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 有価証券の貸付けの指図および範囲
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約取引の指図および範囲
委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 16) 資金の借入れ
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<FWりそな新興国株式インデックスファンド>

- 1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 前記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券
 - ハ) 有償増資により取得する株券
 - ニ) 売出しにより取得する株券
 - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 10) 先物取引等の運用指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における

通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額（以下ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

11) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下4.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 5. 前記3. および4. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 7. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 直物為替先渡取引の運用指図
1. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、直物為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部の解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。
 4. 前記3. においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 5. 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 6. 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 14) 有価証券の貸付けの指図および範囲
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 15) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 16) 外国為替予約取引の指図および範囲
委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 17) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<FWりそな国内リートインデックスファンド>

- 1) 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は、行いません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 前記1. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
 2. 前記1. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券
 - ハ) 有償増資により取得する株券
 - ニ) 売出しにより取得する株券

- ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- へ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

10) 先物取引等の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

11) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12) 金利先渡取引の運用指図および範囲
1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 5. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 6. 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 有価証券の貸付けの指図および範囲
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 14) 資金の借入れ
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<FWりそな先進国リートインデックスファンド>

- 1) 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託

財産の純資産総額の5%以下とします。

- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
 1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 2. 前記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券
 - ハ) 有償増資により取得する株券
 - ニ) 売出しにより取得する株券
 - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り）の行使により取得可能な株券
 - ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 10) 先物取引等の運用指図および範囲
 1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション

取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品で運用している額（以下ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ 10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

11) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下 3. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 前記 3. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファ

ンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下4.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
5. 前記3. および4. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
7. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

13) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15) 外国為替予約取引の指図および範囲

委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

16) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

<FWりそな国内債券インデックスファンド>

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてNOMURA-BPI総合（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F W R 其な国内株式インデックスファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて東証株価指数（TOPIX、配当込み）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F W R 所 進 国 債 券 イ ン デ ッ ク ス フ ァ ン ド (為 替 ヘ ッ ジ な し) >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F W R 所な先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり） >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることとしていますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受け、基準価額が下落する場合があります。また為替ヘッジを行う通貨の短期金利より円短期金利が低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。

- ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
- ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
- ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
- ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。

②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファ

ンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。

- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F Wリそな新興国債券インデックスファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて J Pモルガン G B I - E Mグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。

- ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
 - ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
 - ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
 - ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
 - ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F W R 所 先 進 国 株 式 イ ン デ ッ ク ス フ ァ ン ド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

- ① 市場リスク
 - ・株価変動リスク
株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
 - ・為替変動リスク
為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。
- ② 信用リスク
実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。
- ③ 流動性リスク
時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ④ カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてMSCI-KOUSA I 指数（配当込み、円換算ペー

ス) (以下、当項目において「指数」といいます。) に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。

- ・ 指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・ 有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・ 外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
 - ・ 運用管理費用 (信託報酬)、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ② ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定 (いわゆるクーリングオフ) の適用はありません。
- ③ 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤ 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ⑥ ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F W R 所な新興国株式インデックスファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・ 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・ 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてMSCIEマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

<FWりそな国内リートインデックスファンド>

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けませんが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

・リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況（不動産価格、賃貸料等）、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リートの価格および分配金はその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて東証REIT指数(配当込み)(以下、当項目において「指数」といいます。)に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用(信託報酬)、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

<FWリそな先進国リートインデックスファンド>

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けませんが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

① 市場リスク

- ・リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況(不動産価格、賃貸料等)、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リートの価格および分配金はその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

- ・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

③ 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

- ①当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。
 - ・指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
 - ・有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
 - ・外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。
 - ・運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ③当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- ④当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑤分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ⑥ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

(2) リスク管理体制

○委託会社における投資リスクに対する管理体制

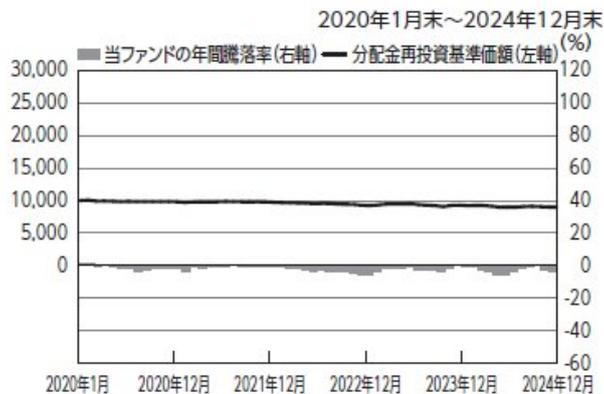
- ①運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。
- ②運用評価委員会は、運用実績、流動性リスクを含む運用リスクの状況、主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況等を確認することを通じ、信託財産の適切な運用に寄与することを目的に運用部門に対する管理・指導、改善提案等を行います。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。
運用リスクを管理する部門は、運用業務等に係る情報のうち、経営に重要な影響を与えるまたは受益者の利益が著しく阻害される一切の事案についてはすみやかに、また法令・主な投資制限等の遵守状況については定期的に取締役会等に報告します。

※上記体制は 2024 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

[参考情報]

FWリそな国内債券インデックスファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



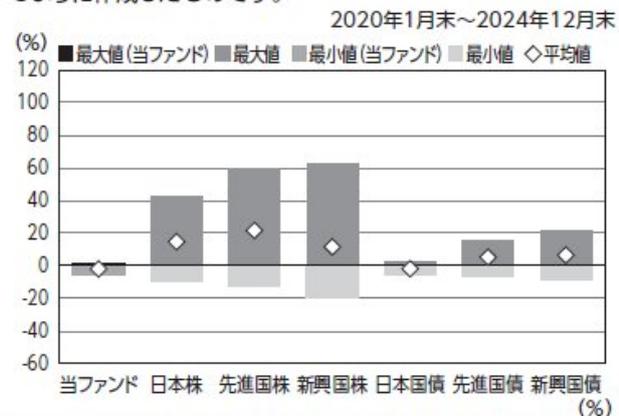
* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年1月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

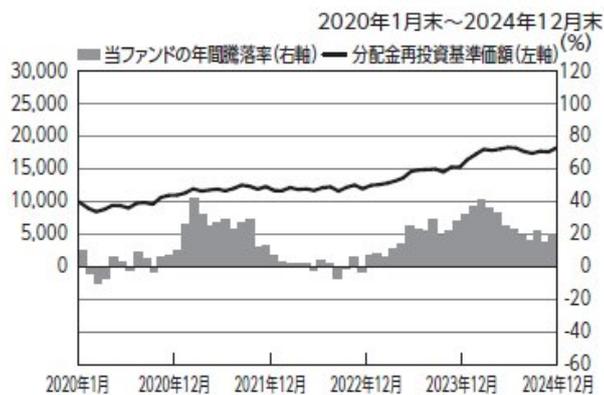


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	1.9	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△5.5	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	△1.8	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな国内株式インデックスファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



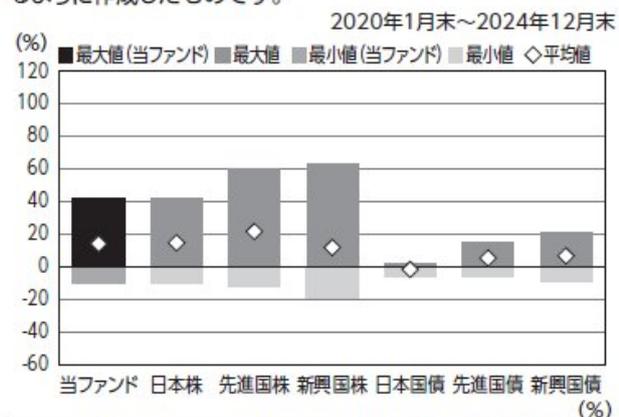
* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年1月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

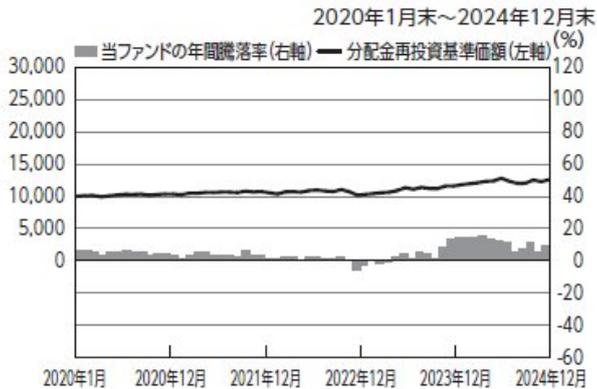


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	41.6	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△9.9	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	14.2	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジなし)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

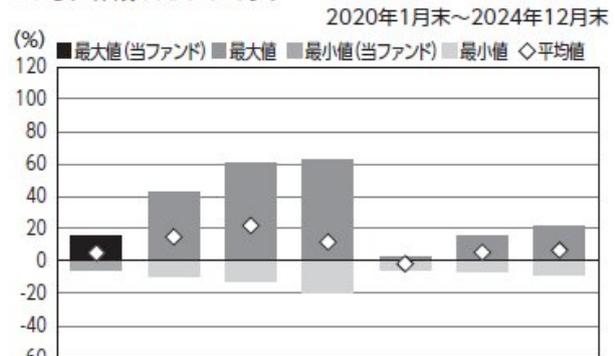


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

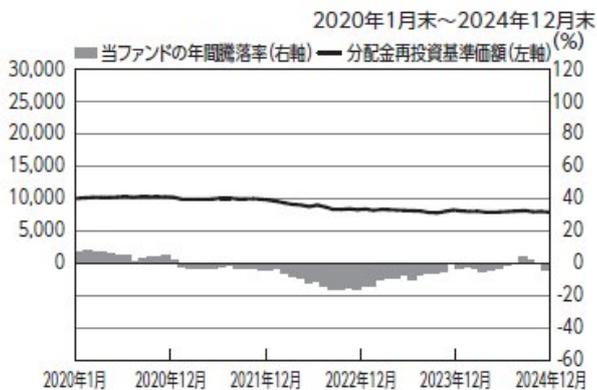


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	15.8	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△5.1	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	4.9	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな先進国債券インデックスファンド(為替ヘッジあり)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

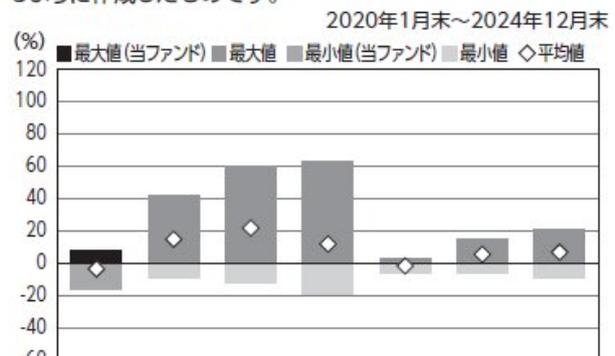


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	7.8	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△16.4	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	△3.6	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな新興国債券インデックスファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

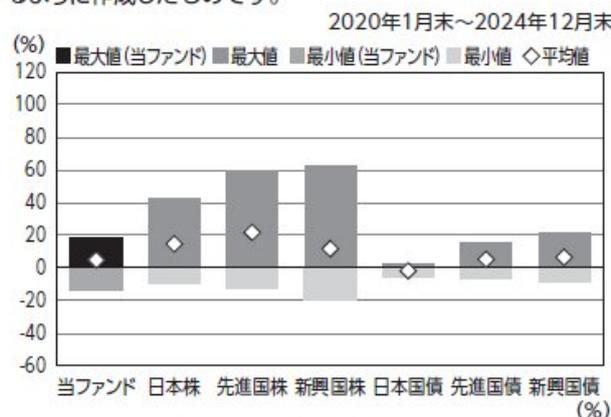


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

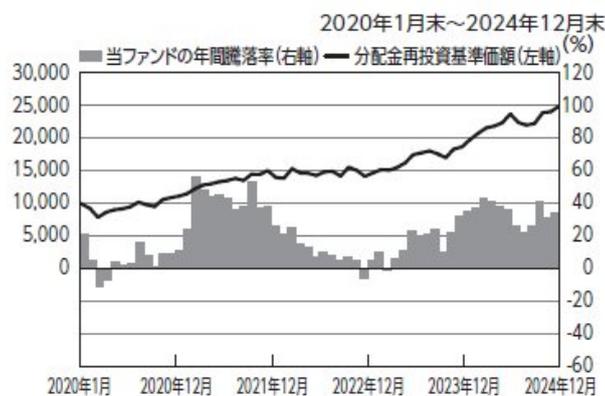


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	18.8	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△13.5	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	4.9	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな先進国株式インデックスファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

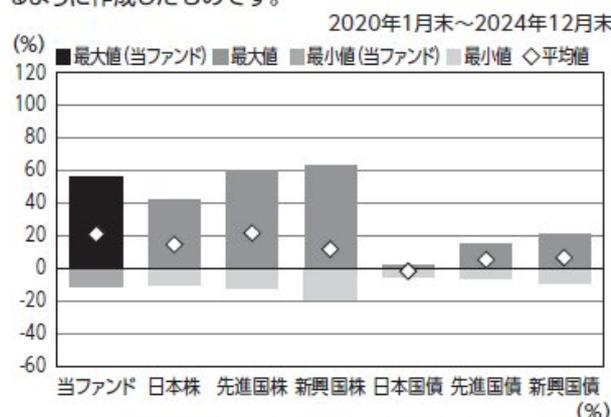


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

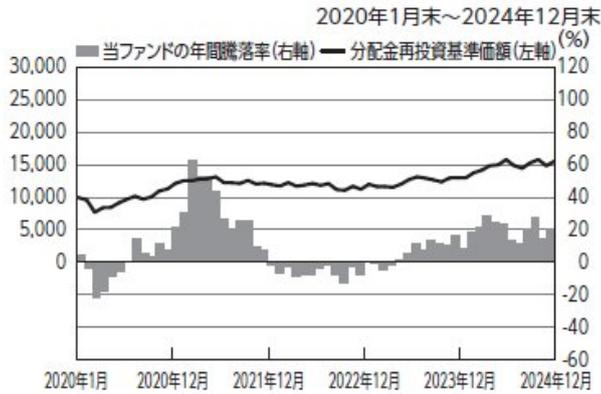


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	56.0	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△11.4	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	21.0	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな新興国株式インデックスファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

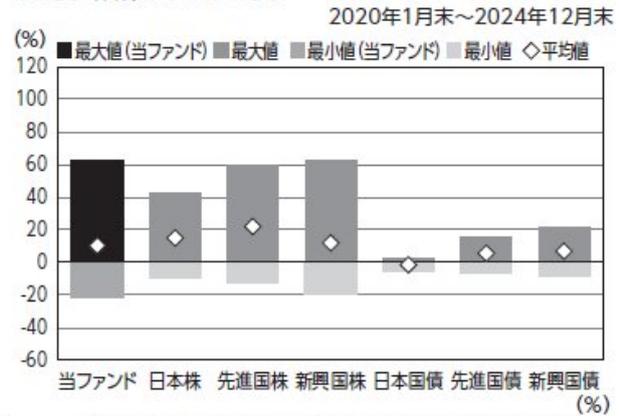


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

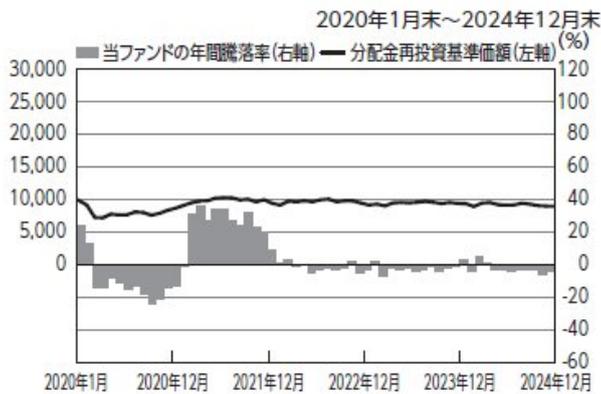


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	62.8	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△21.5	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	10.0	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな国内リートインデックスファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

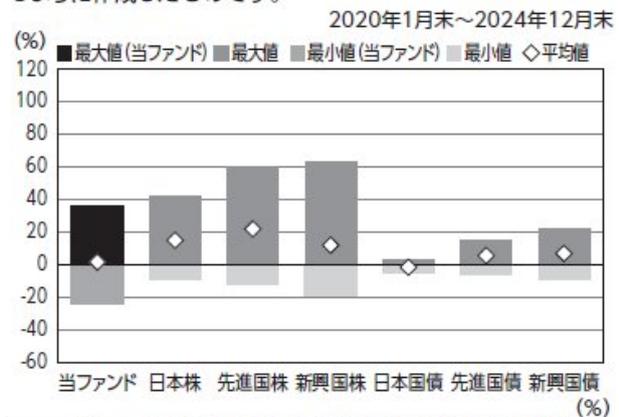


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

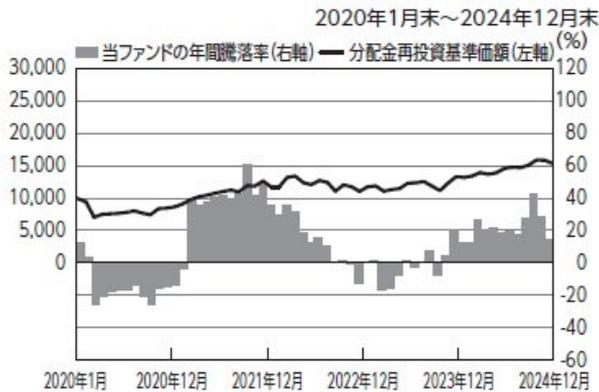


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	35.9	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△24.5	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	1.5	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

FWリそな先進国リートインデックスファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

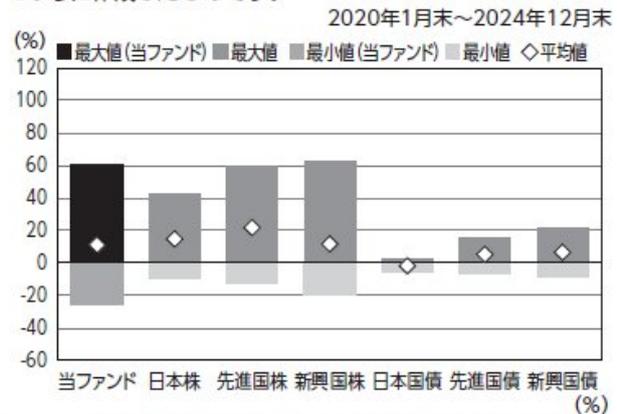


- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	60.2	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△25.6	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	11.1	14.7	21.7	11.7	△1.7	5.3	6.6

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX, 配当込み)
 - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み, 円ベース)
 - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)
 - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)
 - 新興国債・・・JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX, 配当込み)

東証株価指数 (TOPIX, 配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み, 円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み, 円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本, 円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース) は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

<FWりそな国内債券インデックスファンド>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎計算期間ごとに見直すものとし、各計算期間の信託報酬率は、当該計算期間の初日の属する月の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下に掲げる率を毎計算期間開始日より適用するものとします。

新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）	信託報酬
1%未満の場合	年率 0.220%（税抜 0.200%）
1%以上 2%未満の場合	年率 0.242%（税抜 0.220%）
2%以上の場合	年率 0.275%（税抜 0.250%）

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）	信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
	委託会社	販売会社	受託会社
1%未満の場合	0.140%	0.030%	0.030%
1%以上 2%未満の場合	0.160%	0.030%	0.030%
2%以上の場合	0.190%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな国内株式インデックスファンド>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.330%（税抜 0.300%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.240%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.385%（税抜 0.350%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.290%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎計算期間ごとに見直すものとし、各計算期間の信託報酬率は、当該計算期間の初日の属する月の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下に掲げる率を毎計算期間開始日より適用するものとします。

新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）	信託報酬
1%未満の場合	年率 0.330%（税抜 0.300%）
1%以上 2%未満の場合	年率 0.352%（税抜 0.320%）
2%以上の場合	年率 0.385%（税抜 0.350%）

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

新発 10 年固定利付国債の利回り（終値）	信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
	委託会社	販売会社	受託会社
1%未満の場合	0.240%	0.030%	0.030%
1%以上 2%未満の場合	0.260%	0.030%	0.030%
2%以上の場合	0.290%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな新興国債券インデックスファンド>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.440%（税抜 0.400%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.340%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな先進国株式インデックスファンド>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.440%（税抜 0.400%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.340%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな新興国株式インデックスファンド>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.495%（税抜 0.450%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.390%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな国内リートインデックスファンド>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.330%（税抜 0.300%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.240%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

<FWりそな先進国リートインデックスファンド>

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.440%（税抜 0.400%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率		
委託会社	販売会社	受託会社
0.340%	0.030%	0.030%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

《支払先の役務の内容》

支払先	主な役務
委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

《支払時期》

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 監査法人に支払うファンドの監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
- ② 有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は証券会社等に信託財産中から都度支払われます。また、外貨建資産の保管等に要する費用は海外の保管機関に信託財産中から都度支払われます。（消費税等相当額を含みます。）
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の

負担とし、信託財産中から都度支払われます。信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から都度支払われます。

④ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支払われます。

⑤ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます（現在、その他諸費用として受益者負担項目はありません。）。

※これらのその他の手数料等は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

○上場投資信託証券、上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。

○上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（「国内株インデックス」のみ配当控除の適用があります。その他のファンドは、配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

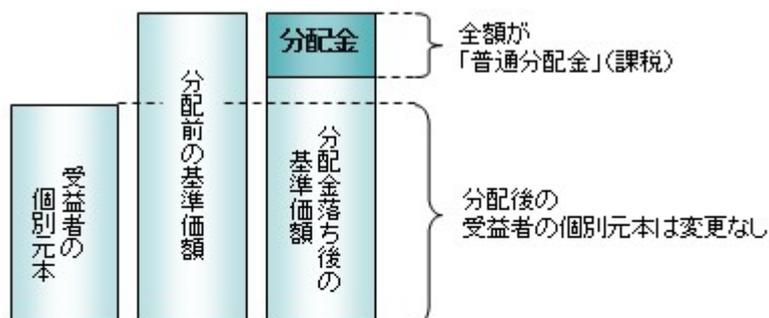
ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金

(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

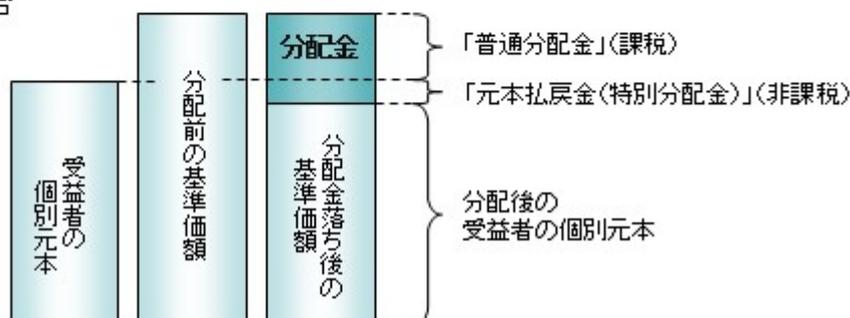
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 12 月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

【参考情報】ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①	②
		運用管理費用の比率	その他費用の比率
国内債券インデックス	0.22%	0.21%	0.01%
国内株インデックス	0.33%	0.32%	0.01%
先進国債券インデックス (ヘッジなし)	0.42%	0.38%	0.04%
先進国債券インデックス (ヘッジあり)	0.35%	0.32%	0.03%
新興国債券インデックス	0.45%	0.43%	0.02%
先進国株インデックス	0.46%	0.43%	0.03%
新興国株インデックス	0.70%	0.49%	0.21%
国内リートインデックス	0.33%	0.32%	0.01%
先進国リートインデックス	0.49%	0.43%	0.06%

※対象期間は2023年12月12日～2024年12月10日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口あたり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※当ファンドに関するその他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等ですが、ファンドにより異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【FWRいそな国内債券インデックスファンド】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	139,330,568,230	99.85
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	206,287,125	0.15
合計 (純資産総額)		139,536,855,355	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM国内債券マザーファンド	143,403,219,669	0.9727	139,488,589,377	0.9716	139,330,568,230	99.85

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.85
合計	99.85

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年12月11日)	28,958	28,958	0.9997	0.9997
第2計算期間末 (2018年12月10日)	47,611	47,611	1.0020	1.0020
第3計算期間末 (2019年12月10日)	40,701	40,701	1.0188	1.0188
第4計算期間末 (2020年12月10日)	46,501	46,501	1.0102	1.0102
第5計算期間末 (2021年12月10日)	74,613	74,613	1.0064	1.0064

第6計算期間末	(2022年12月12日)	104,749	104,749	0.9640	0.9640
第7計算期間末	(2023年12月11日)	134,465	134,465	0.9405	0.9405
第8計算期間末	(2024年12月10日)	138,652	138,652	0.9227	0.9227
	2023年12月末日	137,497	—	0.9516	—
	2024年1月末日	128,397	—	0.9445	—
	2月末日	127,046	—	0.9473	—
	3月末日	126,127	—	0.9460	—
	4月末日	133,858	—	0.9351	—
	5月末日	130,728	—	0.9199	—
	6月末日	129,899	—	0.9222	—
	7月末日	135,378	—	0.9211	—
	8月末日	139,903	—	0.9317	—
	9月末日	140,442	—	0.9341	—
	10月末日	139,757	—	0.9292	—
	11月末日	138,422	—	0.9226	—
	12月末日	139,536	—	0.9214	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	△0.03
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.23
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	1.68
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	△0.84
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	△0.38
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	△4.21
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	△2.44
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	△1.89

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の

計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	30,909,645,686	1,943,062,889
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	26,877,211,328	8,328,798,276
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	13,059,303,045	20,624,350,895
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	29,799,407,229	23,715,579,475
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	34,983,169,463	6,880,130,632
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	46,496,974,384	11,969,012,030
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	115,425,946,864	81,122,763,118
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	41,768,771,978	34,466,184,547

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな国内株式インデックスファンド】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	80,007,158,694	99.85
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	118,547,458	0.15
合計 (純資産総額)		80,125,706,152	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	36,453,052,075	2.1578	78,659,570,965	2.1948	80,007,158,694	99.85

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.85
合計	99.85

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年12月11日)	8,186	8,186	1.1849	1.1849
第2計算期間末 (2018年12月10日)	16,834	16,834	1.0571	1.0571
第3計算期間末 (2019年12月10日)	24,185	24,185	1.1689	1.1689
第4計算期間末 (2020年12月10日)	21,542	21,542	1.2313	1.2313
第5計算期間末 (2021年12月10日)	31,643	31,643	1.3938	1.3938
第6計算期間末 (2022年12月12日)	25,056	25,056	1.4130	1.4130

第7計算期間末	(2023年12月11日)	72,426	72,426	1.7393	1.7393
第8計算期間末	(2024年12月10日)	78,214	78,214	2.0615	2.0615
	2023年12月末日	73,704	—	1.7472	—
	2024年1月末日	81,328	—	1.8828	—
	2月末日	85,075	—	1.9748	—
	3月末日	86,057	—	2.0617	—
	4月末日	71,590	—	2.0426	—
	5月末日	72,991	—	2.0653	—
	6月末日	74,174	—	2.0947	—
	7月末日	76,435	—	2.0827	—
	8月末日	71,076	—	2.0221	—
	9月末日	70,916	—	1.9904	—
	10月末日	75,985	—	2.0271	—
	11月末日	76,054	—	2.0161	—
	12月末日	80,125	—	2.0964	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	18.49
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	△10.79
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	10.58
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	5.34
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	13.20
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	1.38
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	23.09
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	18.52

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得

た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 1 期	2017 年 1 月 5 日～2017 年 12 月 11 日	8,464,438,150	1,555,516,946
第 2 期	2017 年 12 月 12 日～2018 年 12 月 10 日	10,773,198,886	1,757,205,923
第 3 期	2018 年 12 月 11 日～2019 年 12 月 10 日	8,880,522,314	4,115,126,539
第 4 期	2019 年 12 月 11 日～2020 年 12 月 10 日	16,155,770,869	19,351,002,239
第 5 期	2020 年 12 月 11 日～2021 年 12 月 10 日	11,958,495,826	6,750,147,822
第 6 期	2021 年 12 月 11 日～2022 年 12 月 12 日	8,398,419,679	13,368,881,740
第 7 期	2022 年 12 月 13 日～2023 年 12 月 11 日	32,893,341,366	8,986,108,581
第 8 期	2023 年 12 月 12 日～2024 年 12 月 10 日	14,081,709,947	17,781,586,063

(注) 第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	21,797,340,647	99.86
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	31,162,863	0.14
合計（純資産総額）		21,828,503,510	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド	16,490,649,605	1.2944	21,345,576,217	1.3218	21,797,340,647	99.86

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.86
合計	99.86

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2017年12月11日）	8,788	8,788	1.0508	1.0508
第2計算期間末（2018年12月10日）	19,813	19,813	1.0139	1.0139
第3計算期間末（2019年12月10日）	23,444	23,444	1.0437	1.0437
第4計算期間末（2020年12月10日）	20,009	20,009	1.1028	1.1028
第5計算期間末（2021年12月10日）	33,353	33,353	1.1358	1.1358
第6計算期間末（2022年12月12日）	34,826	34,826	1.1404	1.1404

第7計算期間末	(2023年12月11日)	38,842	38,842	1.2190	1.2190
第8計算期間末	(2024年12月10日)	21,552	21,552	1.3191	1.3191
	2023年12月末日	39,537	—	1.2345	—
	2024年1月末日	42,311	—	1.2560	—
	2月末日	42,329	—	1.2720	—
	3月末日	42,035	—	1.2877	—
	4月末日	22,706	—	1.3111	—
	5月末日	22,575	—	1.3178	—
	6月末日	23,079	—	1.3633	—
	7月末日	12,725	—	1.3126	—
	8月末日	18,499	—	1.2788	—
	9月末日	18,470	—	1.2807	—
	10月末日	21,913	—	1.3340	—
	11月末日	21,335	—	1.3062	—
	12月末日	21,828	—	1.3466	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	5.08
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	△3.51
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	2.94
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	5.66
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	2.99
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.41
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	6.89
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	8.21

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得

た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 1 期	2017 年 1 月 5 日～2017 年 12 月 11 日	9,816,051,299	1,452,754,871
第 2 期	2017 年 12 月 12 日～2018 年 12 月 10 日	16,644,523,180	5,465,983,147
第 3 期	2018 年 12 月 11 日～2019 年 12 月 10 日	8,262,356,144	5,341,817,591
第 4 期	2019 年 12 月 11 日～2020 年 12 月 10 日	9,148,589,469	13,467,741,798
第 5 期	2020 年 12 月 11 日～2021 年 12 月 10 日	15,847,941,724	4,626,601,163
第 6 期	2021 年 12 月 11 日～2022 年 12 月 12 日	8,841,510,500	7,667,285,747
第 7 期	2022 年 12 月 13 日～2023 年 12 月 11 日	19,947,446,024	18,622,545,693
第 8 期	2023 年 12 月 12 日～2024 年 12 月 10 日	11,376,657,817	26,901,084,180

(注)第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	58,250,136,025	99.86
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	84,350,896	0.14
合計（純資産総額）		58,334,486,921	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	69,785,714,659	0.8501	59,330,842,403	0.8347	58,250,136,025	99.86

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.86
合計	99.86

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2017年12月11日）	28,986	28,986	1.0090	1.0090
第2計算期間末（2018年12月10日）	47,560	47,560	0.9899	0.9899
第3計算期間末（2019年12月10日）	60,513	60,513	1.0475	1.0475
第4計算期間末（2020年12月10日）	107,828	107,828	1.0929	1.0929
第5計算期間末（2021年12月10日）	174,814	174,814	1.0638	1.0638
第6計算期間末（2022年12月12日）	160,031	160,031	0.9016	0.9016

第7計算期間末	(2023年12月11日)	59,040	59,040	0.8572	0.8572
第8計算期間末	(2024年12月10日)	59,385	59,385	0.8543	0.8543
	2023年12月末日	59,786	—	0.8758	—
	2024年1月末日	54,417	—	0.8602	—
	2月末日	53,181	—	0.8508	—
	3月末日	53,589	—	0.8558	—
	4月末日	56,992	—	0.8394	—
	5月末日	56,413	—	0.8372	—
	6月末日	56,448	—	0.8449	—
	7月末日	58,556	—	0.8517	—
	8月末日	59,780	—	0.8592	—
	9月末日	60,236	—	0.8650	—
	10月末日	58,824	—	0.8455	—
	11月末日	59,059	—	0.8512	—
	12月末日	58,334	—	0.8383	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.90
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	△1.89
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	5.82
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	4.33
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	△2.66
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	△15.25
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	△4.92
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	△0.34

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得

た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 1 期	2017 年 1 月 5 日～2017 年 12 月 11 日	30,662,448,431	1,934,517,343
第 2 期	2017 年 12 月 12 日～2018 年 12 月 10 日	27,497,514,870	8,180,419,930
第 3 期	2018 年 12 月 11 日～2019 年 12 月 10 日	25,565,889,158	15,842,703,502
第 4 期	2019 年 12 月 11 日～2020 年 12 月 10 日	56,096,556,318	15,203,108,711
第 5 期	2020 年 12 月 11 日～2021 年 12 月 10 日	80,271,983,006	14,598,777,195
第 6 期	2021 年 12 月 11 日～2022 年 12 月 12 日	59,407,448,646	46,250,562,340
第 7 期	2022 年 12 月 13 日～2023 年 12 月 11 日	20,652,185,478	129,268,259,727
第 8 期	2023 年 12 月 12 日～2024 年 12 月 10 日	18,215,046,419	17,579,434,654

(注) 第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな新興国債券インデックスファンド】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	4,245,936,078	99.86
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	6,050,147	0.14
合計 (純資産総額)		4,251,986,225	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM新興国債券マザーファンド	2,941,825,039	1.4148	4,162,239,368	1.4433	4,245,936,078	99.86

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.86
合計	99.86

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年12月11日)	742	742	1.0790	1.0790
第2計算期間末 (2018年12月10日)	1,769	1,769	0.9796	0.9796
第3計算期間末 (2019年12月10日)	2,302	2,302	1.0120	1.0120
第4計算期間末 (2020年12月10日)	1,024	1,024	0.9926	0.9926
第5計算期間末 (2021年12月10日)	1,426	1,426	0.9714	0.9714
第6計算期間末 (2022年12月12日)	4,129	4,129	1.0318	1.0318

第7計算期間末	(2023年12月11日)	3,198	3,198	1.1878	1.1878
第8計算期間末	(2024年12月10日)	4,154	4,154	1.2688	1.2688
	2023年12月末日	3,274	—	1.1977	—
	2024年1月末日	4,036	—	1.2249	—
	2月末日	4,072	—	1.2435	—
	3月末日	4,066	—	1.2493	—
	4月末日	4,189	—	1.2709	—
	5月末日	4,241	—	1.2889	—
	6月末日	4,276	—	1.3009	—
	7月末日	1,687	—	1.2551	—
	8月末日	3,354	—	1.2347	—
	9月末日	3,428	—	1.2577	—
	10月末日	4,194	—	1.2872	—
	11月末日	4,082	—	1.2528	—
	12月末日	4,251	—	1.2940	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	7.90
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	△9.21
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	3.31
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	△1.92
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	△2.14
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	6.22
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	15.12
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	6.82

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得

た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 1 期	2017 年 1 月 5 日～2017 年 12 月 11 日	735,295,511	47,003,360
第 2 期	2017 年 12 月 12 日～2018 年 12 月 10 日	1,230,517,990	112,441,673
第 3 期	2018 年 12 月 11 日～2019 年 12 月 10 日	1,175,865,521	706,944,106
第 4 期	2019 年 12 月 11 日～2020 年 12 月 10 日	748,245,689	1,991,499,982
第 5 期	2020 年 12 月 11 日～2021 年 12 月 10 日	651,451,475	214,615,821
第 6 期	2021 年 12 月 11 日～2022 年 12 月 12 日	2,938,967,339	405,515,768
第 7 期	2022 年 12 月 13 日～2023 年 12 月 11 日	409,033,425	1,718,193,686
第 8 期	2023 年 12 月 12 日～2024 年 12 月 10 日	3,048,260,679	2,467,107,140

(注)第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな先進国株式インデックスファンド】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	117,370,213,703	99.86
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	165,747,268	0.14
合計 (純資産総額)		117,535,960,971	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM先進国株式マザーファンド	32,713,700,235	3.5092	114,801,970,335	3.5878	117,370,213,703	99.86

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.86
合計	99.86

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年12月11日)	5,912	5,912	1.1507	1.1507
第2計算期間末 (2018年12月10日)	6,033	6,033	1.1001	1.1001
第3計算期間末 (2019年12月10日)	17,429	17,429	1.2657	1.2657
第4計算期間末 (2020年12月10日)	31,822	31,822	1.4153	1.4153
第5計算期間末 (2021年12月10日)	51,648	51,648	1.9064	1.9064
第6計算期間末 (2022年12月12日)	63,698	63,698	1.9578	1.9578

第7計算期間末	(2023年12月11日)	83,319	83,319	2.4196	2.4196
第8計算期間末	(2024年12月10日)	115,208	115,208	3.2291	3.2291
	2023年12月末日	83,808	—	2.4606	—
	2024年1月末日	89,615	—	2.6100	—
	2月末日	93,914	—	2.7348	—
	3月末日	95,649	—	2.8472	—
	4月末日	114,005	—	2.8841	—
	5月末日	117,573	—	2.9512	—
	6月末日	124,881	—	3.1299	—
	7月末日	112,355	—	2.9547	—
	8月末日	111,016	—	2.9031	—
	9月末日	114,048	—	2.9357	—
	10月末日	111,280	—	3.1570	—
	11月末日	112,564	—	3.1754	—
	12月末日	117,535	—	3.3007	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	15.07
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	△4.40
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	15.05
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	11.82
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	34.70
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	2.70
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	23.59
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	33.46

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得

た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 1 期	2017 年 1 月 5 日～2017 年 12 月 11 日	6,405,695,993	1,267,334,524
第 2 期	2017 年 12 月 12 日～2018 年 12 月 10 日	6,421,790,557	6,075,525,169
第 3 期	2018 年 12 月 11 日～2019 年 12 月 10 日	11,072,413,261	2,786,271,649
第 4 期	2019 年 12 月 11 日～2020 年 12 月 10 日	18,203,027,051	9,489,999,213
第 5 期	2020 年 12 月 11 日～2021 年 12 月 10 日	14,296,687,169	9,688,090,753
第 6 期	2021 年 12 月 11 日～2022 年 12 月 12 日	16,484,521,354	11,041,981,737
第 7 期	2022 年 12 月 13 日～2023 年 12 月 11 日	13,986,896,195	12,086,876,433
第 8 期	2023 年 12 月 12 日～2024 年 12 月 10 日	15,203,370,729	13,960,175,105

(注) 第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな新興国株式インデックスファンド】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	8,261,382,889	99.86
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	11,660,816	0.14
合計 (純資産総額)		8,273,043,705	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM新興国株式マザーファンド	3,860,639,698	2.1084	8,140,002,083	2.1399	8,261,382,889	99.86

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.86
合計	99.86

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年12月11日)	873	873	1.2449	1.2449
第2計算期間末 (2018年12月10日)	1,999	1,999	1.0986	1.0986
第3計算期間末 (2019年12月10日)	2,810	2,810	1.1520	1.1520
第4計算期間末 (2020年12月10日)	3,068	3,068	1.3227	1.3227
第5計算期間末 (2021年12月10日)	4,064	4,064	1.4467	1.4467
第6計算期間末 (2022年12月12日)	2,081	2,081	1.3900	1.3900

第7計算期間末	(2023年12月11日)	6,884	6,884	1.4968	1.4968
第8計算期間末	(2024年12月10日)	8,085	8,085	1.8167	1.8167
	2023年12月末日	7,218	—	1.5353	—
	2024年1月末日	7,800	—	1.5315	—
	2月末日	8,252	—	1.6238	—
	3月末日	8,409	—	1.6715	—
	4月末日	7,958	—	1.7527	—
	5月末日	8,061	—	1.7656	—
	6月末日	8,536	—	1.8615	—
	7月末日	8,384	—	1.7527	—
	8月末日	6,898	—	1.7040	—
	9月末日	7,368	—	1.8044	—
	10月末日	8,182	—	1.8628	—
	11月末日	7,731	—	1.7514	—
	12月末日	8,273	—	1.8433	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	24.49
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	△11.75
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	4.86
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	14.82
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	9.37
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	△3.92
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	7.68
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	21.37

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得

た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 1 期	2017 年 1 月 5 日～2017 年 12 月 11 日	814,658,599	112,792,530
第 2 期	2017 年 12 月 12 日～2018 年 12 月 10 日	1,273,924,653	155,611,382
第 3 期	2018 年 12 月 11 日～2019 年 12 月 10 日	1,307,480,891	687,984,458
第 4 期	2019 年 12 月 11 日～2020 年 12 月 10 日	1,443,169,223	1,563,370,580
第 5 期	2020 年 12 月 11 日～2021 年 12 月 10 日	1,505,271,269	1,014,998,282
第 6 期	2021 年 12 月 11 日～2022 年 12 月 12 日	1,342,540,996	2,654,543,369
第 7 期	2022 年 12 月 13 日～2023 年 12 月 11 日	3,933,054,908	831,132,886
第 8 期	2023 年 12 月 12 日～2024 年 12 月 10 日	2,052,603,446	2,201,474,037

(注) 第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな国内リートインデックスファンド】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	12,197,588,330	99.85
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	18,073,191	0.15
合計 (純資産総額)		12,215,661,521	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM国内リートマザーファンド	8,899,451,576	1.3431	11,953,522,575	1.3706	12,197,588,330	99.85

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.85
合計	99.85

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年12月11日)	1,168	1,168	0.9275	0.9275
第2計算期間末 (2018年12月10日)	2,602	2,602	1.0343	1.0343
第3計算期間末 (2019年12月10日)	3,360	3,360	1.2962	1.2962
第4計算期間末 (2020年12月10日)	1,675	1,675	1.0464	1.0464
第5計算期間末 (2021年12月10日)	5,010	5,010	1.3215	1.3215
第6計算期間末 (2022年12月12日)	6,818	6,818	1.2782	1.2782

第7計算期間末	(2023年12月11日)	9,175	9,175	1.2495	1.2495
第8計算期間末	(2024年12月10日)	11,722	11,722	1.1682	1.1682
	2023年12月末日	9,654	—	1.2459	—
	2024年1月末日	10,863	—	1.2444	—
	2月末日	10,344	—	1.1839	—
	3月末日	11,389	—	1.2526	—
	4月末日	11,937	—	1.2652	—
	5月末日	11,638	—	1.2215	—
	6月末日	11,610	—	1.2141	—
	7月末日	13,517	—	1.2175	—
	8月末日	11,185	—	1.2513	—
	9月末日	11,074	—	1.2306	—
	10月末日	11,929	—	1.2026	—
	11月末日	11,898	—	1.1919	—
	12月末日	12,215	—	1.1920	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	△7.25
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	11.51
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	25.32
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	△19.27
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	26.29
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	△3.28
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	△2.25
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	△6.51

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得

た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 1 期	2017 年 1 月 5 日～2017 年 12 月 11 日	1,436,731,064	176,969,258
第 2 期	2017 年 12 月 12 日～2018 年 12 月 10 日	1,606,741,957	350,251,304
第 3 期	2018 年 12 月 11 日～2019 年 12 月 10 日	1,116,951,844	1,041,002,462
第 4 期	2019 年 12 月 11 日～2020 年 12 月 10 日	1,323,744,119	2,315,201,107
第 5 期	2020 年 12 月 11 日～2021 年 12 月 10 日	3,961,300,689	1,770,182,099
第 6 期	2021 年 12 月 11 日～2022 年 12 月 12 日	2,506,630,055	963,802,612
第 7 期	2022 年 12 月 13 日～2023 年 12 月 11 日	4,570,724,727	2,562,605,413
第 8 期	2023 年 12 月 12 日～2024 年 12 月 10 日	6,715,632,950	4,023,318,548

(注) 第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【FWりそな先進国リートインデックスファンド】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	24,023,744,545	99.86
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	33,874,921	0.14
合計 (純資産総額)		24,057,619,466	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RM先進国リートマザーファンド	12,767,042,858	1.9055	24,328,477,012	1.8817	24,023,744,545	99.86

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.86
合計	99.86

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年12月11日)	1,518	1,518	1.0266	1.0266
第2計算期間末 (2018年12月10日)	1,887	1,887	1.0271	1.0271
第3計算期間末 (2019年12月10日)	4,089	4,089	1.1296	1.1296
第4計算期間末 (2020年12月10日)	4,075	4,075	0.9678	0.9678
第5計算期間末 (2021年12月10日)	5,414	5,414	1.3700	1.3700
第6計算期間末 (2022年12月12日)	7,482	7,482	1.3303	1.3303

第7計算期間末	(2023年12月11日)	20,438	20,438	1.4429	1.4429
第8計算期間末	(2024年12月10日)	24,245	24,245	1.7750	1.7750
	2023年12月末日	19,378	—	1.5256	—
	2024年1月末日	20,411	—	1.5123	—
	2月末日	20,788	—	1.5384	—
	3月末日	21,782	—	1.5981	—
	4月末日	22,187	—	1.5696	—
	5月末日	22,776	—	1.5947	—
	6月末日	23,923	—	1.6708	—
	7月末日	25,034	—	1.6951	—
	8月末日	22,161	—	1.6861	—
	9月末日	22,855	—	1.7285	—
	10月末日	24,668	—	1.8218	—
	11月末日	24,705	—	1.8173	—
	12月末日	24,057	—	1.7521	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	0.0000
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	0.0000
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	0.0000
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年1月5日～2017年12月11日	2.66
第2期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.05
第3期	2018年12月11日～2019年12月10日	9.98
第4期	2019年12月11日～2020年12月10日	△14.32
第5期	2020年12月11日～2021年12月10日	41.56
第6期	2021年12月11日～2022年12月12日	△2.90
第7期	2022年12月13日～2023年12月11日	8.46
第8期	2023年12月12日～2024年12月10日	23.02

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得

た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 1 期	2017 年 1 月 5 日～2017 年 12 月 11 日	1,618,331,745	138,782,803
第 2 期	2017 年 12 月 12 日～2018 年 12 月 10 日	1,601,705,660	1,243,412,814
第 3 期	2018 年 12 月 11 日～2019 年 12 月 10 日	2,308,663,405	525,928,645
第 4 期	2019 年 12 月 11 日～2020 年 12 月 10 日	3,083,593,311	2,492,581,409
第 5 期	2020 年 12 月 11 日～2021 年 12 月 10 日	2,372,238,888	2,631,489,022
第 6 期	2021 年 12 月 11 日～2022 年 12 月 12 日	2,551,720,696	879,474,526
第 7 期	2022 年 12 月 13 日～2023 年 12 月 11 日	11,222,563,087	2,682,528,505
第 8 期	2023 年 12 月 12 日～2024 年 12 月 10 日	5,403,206,031	5,908,369,946

(注)第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

RM国内債券マザーファンド

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	186,305,314,940	84.88
地方債証券	日本	10,950,317,720	4.99
特殊債券	日本	10,603,600,454	4.83
社債券	日本	9,739,944,000	4.44
	フランス	395,991,000	0.18
	小計	10,135,935,000	4.62
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	1,487,086,669	0.68
合計 (純資産総額)		219,482,254,783	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
日本	国債証券	第147回利付国債 (5年)	3,320,000,000	99.90	3,316,779,600	99.43	3,301,374,800	0.005	2026/3/20	1.50
日本	国債証券	第148回利付国債 (5年)	3,040,000,000	99.78	3,033,327,700	99.23	3,016,774,400	0.005	2026/6/20	1.37
日本	国債証券	第366回日本国債 (10年)	2,770,000,000	96.60	2,676,014,600	95.46	2,644,242,000	0.200	2032/3/20	1.20
日本	国債証券	第362回利付国債 (10年)	2,740,000,000	96.91	2,655,607,000	95.89	2,627,468,200	0.100	2031/3/20	1.20
日本	国債証券	第370回利付国債 (10年)	2,710,000,000	97.50	2,642,403,600	96.61	2,618,212,300	0.500	2033/3/20	1.19
日本	国債証券	第149回利付国債 (5年)	2,600,000,000	99.63	2,590,619,300	99.05	2,575,404,000	0.005	2026/9/20	1.17
日本	国債証券	第158回利付国債 (5年)	2,580,000,000	99.30	2,562,013,000	98.36	2,537,894,400	0.100	2028/3/20	1.16
日本	国債証券	第150回利付国債 (5年)	2,440,000,000	99.36	2,424,484,000	98.90	2,413,355,200	0.005	2026/12/20	1.10
日本	国債証券	第153回利付国債 (5年)	2,420,000,000	99.46	2,406,932,000	98.60	2,386,337,800	0.005	2027/6/20	1.09
日本	国債証券	第367回日本国債 (10年)	2,480,000,000	96.34	2,389,341,100	95.14	2,359,571,200	0.200	2032/6/20	1.08
日本	国債証券	第359回利付国債 (10年)	2,440,000,000	97.96	2,390,329,600	96.57	2,356,308,000	0.100	2030/6/20	1.07
日本	国債証券	第360回利付国債 (10年)	2,440,000,000	97.51	2,379,321,600	96.36	2,351,306,000	0.100	2030/9/20	1.07
日本	国債証券	第364回利付国債 (10年)	2,350,000,000	96.38	2,265,011,700	95.36	2,241,030,500	0.100	2031/9/20	1.02

		債(10年)								
日本	国債証券	第368回日本国債(10年)	2,340,000,000	96.07	2,248,153,700	94.85	2,219,583,600	0.200	2032/9/20	1.01
日本	国債証券	第365回利付国債(10年)	2,270,000,000	96.03	2,180,018,700	95.07	2,158,202,500	0.100	2031/12/20	0.98
日本	国債証券	第357回利付国債(10年)	2,220,000,000	98.29	2,182,139,100	96.94	2,152,090,200	0.100	2029/12/20	0.98
日本	国債証券	第356回利付国債(10年)	2,210,000,000	98.30	2,172,460,000	97.15	2,147,147,600	0.100	2029/9/20	0.98
日本	国債証券	第369回日本国債(10年)	2,200,000,000	98.10	2,158,256,100	96.85	2,130,722,000	0.500	2032/12/20	0.97
日本	国債証券	第152回利付国債(5年)	2,120,000,000	99.84	2,116,716,000	98.97	2,098,333,600	0.100	2027/3/20	0.96
日本	国債証券	第156回利付国債(5年)	1,960,000,000	99.65	1,953,173,000	98.82	1,936,950,400	0.200	2027/12/20	0.88
日本	国債証券	第371回利付国債(10年)	2,010,000,000	97.06	1,950,945,400	95.54	1,920,494,700	0.400	2033/6/20	0.88
日本	国債証券	第353回利付国債(10年)	1,950,000,000	98.96	1,929,759,000	97.76	1,906,456,500	0.100	2028/12/20	0.87
日本	国債証券	第154回利付国債(5年)	1,930,000,000	99.48	1,919,971,400	98.69	1,904,813,500	0.100	2027/9/20	0.87
日本	国債証券	第361回利付国債(10年)	1,980,000,000	97.39	1,928,477,200	96.15	1,903,928,400	0.100	2030/12/20	0.87
日本	国債証券	第161回利付国債(5年)	1,840,000,000	99.70	1,834,624,400	98.85	1,818,858,400	0.300	2028/6/20	0.83
日本	国債証券	第358回利付国債(10年)	1,830,000,000	97.97	1,792,967,000	96.74	1,770,451,800	0.100	2030/3/20	0.81
日本	国債証券	第363回利付国債(10年)	1,810,000,000	96.89	1,753,810,100	95.61	1,730,667,700	0.100	2031/6/20	0.79
日本	国債証券	第374回利付国債(10年)	1,710,000,000	98.13	1,678,051,300	98.02	1,676,227,500	0.800	2034/3/20	0.76
日本	国債証券	第348回利付国債(10年)	1,690,000,000	99.80	1,686,620,000	98.69	1,667,945,500	0.100	2027/9/20	0.76
日本	国債証券	第375回利付国債(10年)	1,660,000,000	101.98	1,693,023,600	100.38	1,666,407,600	1.100	2034/6/20	0.76

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	84.88
地方債証券	4.99
特殊債券	4.83
社債券	4.62
合計	99.32

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

RM国内株式マザーファンド

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	164,593,115,070	99.41
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	974,343,978	0.59
合計 (純資産総額)		165,567,459,048	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	1,003,140,000	0.61

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,197,400	3,036.56	6,672,546,942	3,146.00	6,913,020,400	4.18
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,447,600	2,758.86	3,993,732,409	3,369.00	4,876,964,400	2.95
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2,611,600	1,480.37	3,866,134,292	1,846.00	4,821,013,600	2.91
日本	株式	日立製作所	電気機器	1,075,100	2,787.85	2,997,226,659	3,937.00	4,232,668,700	2.56
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	331,500	7,038.54	2,333,276,131	11,145.00	3,694,567,500	2.23
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	849,300	2,828.77	2,402,481,353	3,764.00	3,196,765,200	1.93
日本	株式	キーエンス	電気機器	41,400	66,546.19	2,755,012,378	64,630.00	2,675,682,000	1.62
日本	株式	任天堂	その他製品	261,000	8,030.87	2,096,059,005	9,264.00	2,417,904,000	1.46
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	294,000	6,915.34	2,033,112,619	7,832.00	2,302,608,000	1.39
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	397,500	4,476.97	1,779,599,458	5,728.00	2,276,880,000	1.38
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	549,500	2,863.50	1,573,495,077	3,873.00	2,128,213,500	1.29
日本	株式	三井物産	卸売業	642,600	3,182.59	2,045,138,155	3,311.00	2,127,648,600	1.29
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	87,500	29,602.56	2,590,224,364	24,185.00	2,116,187,500	1.28
日本	株式	三菱商事	卸売業	808,300	2,840.87	2,296,282,030	2,604.00	2,104,813,200	1.27
日本	株式	信越化学工業	化学	371,300	5,995.60	2,226,168,731	5,296.00	1,966,404,800	1.19
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	12,332,000	173.65	2,141,574,600	158.00	1,948,456,000	1.18
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	204,500	7,615.65	1,557,401,184	9,185.00	1,878,332,500	1.13
日本	株式	第一三共	医薬品	391,300	4,717.38	1,845,913,075	4,352.00	1,702,937,600	1.03
日本	株式	三菱重工業	機械	730,100	1,290.59	942,263,467	2,223.00	1,623,012,300	0.98

日本	株式	HOYA	精密機器	80,800	18,774.68	1,516,994,790	19,815.00	1,601,052,000	0.97
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	368,900	4,271.14	1,575,623,738	4,181.00	1,542,370,900	0.93
日本	株式	KDDI	情報・通信業	304,900	4,729.40	1,441,994,527	5,042.00	1,537,305,800	0.93
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	979,400	1,625.46	1,591,979,040	1,535.00	1,503,379,000	0.91
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	24,600	41,549.17	1,022,109,653	53,820.00	1,323,972,000	0.80
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	6,635,400	195.00	1,293,944,521	198.90	1,319,781,060	0.80
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	483,100	2,017.82	974,811,214	2,487.00	1,201,469,700	0.73
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	130,300	6,302.60	821,229,010	9,198.00	1,198,499,400	0.72
日本	株式	三菱電機	電気機器	424,700	2,318.32	984,594,656	2,687.00	1,141,168,900	0.69
日本	株式	富士通	電気機器	384,200	2,349.03	902,500,367	2,799.50	1,075,567,900	0.65
日本	株式	キヤノン	電気機器	206,200	4,168.94	859,635,758	5,161.00	1,064,198,200	0.64

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.25
		建設業	2.13
		食料品	3.04
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.14
		化学	5.11
		医薬品	4.31
		石油・石炭製品	0.54
		ゴム製品	0.57
		ガラス・土石製品	0.65
		鉄鋼	0.82
		非鉄金属	0.83
		金属製品	0.49
		機械	5.51
		電気機器	17.49
		輸送用機器	7.84
		精密機器	2.39
		その他製品	2.64
		電気・ガス業	1.24
		陸運業	2.23
海運業	0.68		
空運業	0.34		
倉庫・運輸関連業	0.14		
情報・通信業	7.50		
卸売業	6.77		

	小売業	4.57
	銀行業	8.50
	証券、商品先物取引業	0.88
	保険業	3.27
	その他金融業	1.19
	不動産業	1.78
	サービス業	5.11
合 計		99.41

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	36	日本円	995,424,800	1,003,140,000	0.61

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

RM先進国債券マザーファンド

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	21,273,828,403	46.36
	カナダ	862,031,184	1.88
	メキシコ	324,334,970	0.71
	ドイツ	2,653,342,074	5.78
	イタリア	3,134,439,006	6.83
	フランス	3,307,055,707	7.21
	オランダ	587,092,008	1.28
	スペイン	1,999,436,068	4.36
	ベルギー	720,964,525	1.57
	オーストリア	495,877,061	1.08
	フィンランド	218,416,471	0.48
	アイルランド	205,715,824	0.45
	ポルトガル	258,432,057	0.56
	イギリス	2,312,322,163	5.04
	スウェーデン	72,538,304	0.16
	ノルウェー	60,901,062	0.13
	デンマーク	100,678,378	0.22
	ポーランド	225,561,585	0.49
	オーストラリア	545,133,908	1.19
	ニュージーランド	117,559,950	0.26
シンガポール	173,546,678	0.38	
マレーシア	225,519,187	0.49	
中国	5,222,019,963	11.38	
イスラエル	144,687,847	0.32	
	小計	45,241,434,383	98.59
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	646,750,156	1.41
合計 (純資産総額)		45,888,184,539	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
------	----	-----	----------	----------	----------	----------	----------	--------	------	----------

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,580,000	15,861.65	250,614,124	15,851.98	250,461,347	4.500	2026/3/31	0.55
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,470,000	15,663.83	230,258,396	14,907.22	219,136,266	3.875	2034/8/15	0.48
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,320,000	15,656.36	206,664,068	15,422.55	203,577,660	3.375	2027/9/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,290,000	15,855.23	204,532,548	15,750.64	203,183,384	4.125	2027/2/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,290,000	16,048.11	207,020,676	15,525.11	200,274,047	4.375	2034/5/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,300,000	15,883.97	206,491,645	15,377.75	199,910,788	4.125	2032/11/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,320,000	14,606.34	192,803,704	15,141.10	199,862,529	0.500	2026/2/28	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,270,000	16,256.19	206,453,620	15,694.42	199,319,158	4.500	2033/11/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,210,000	16,017.73	193,814,632	15,895.85	192,339,836	4.625	2026/10/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,220,000	15,735.86	191,977,515	15,272.40	186,323,310	3.625	2029/8/31	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,210,000	15,491.10	187,442,313	15,095.99	182,661,536	4.000	2034/2/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,150,000	15,824.71	181,984,209	15,714.81	180,720,340	4.125	2027/11/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,240,000	14,972.11	185,654,205	14,487.06	179,639,589	3.375	2033/5/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,250,000	14,207.72	177,596,595	13,982.55	174,781,948	2.750	2032/8/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,100,000	15,829.38	174,123,279	15,814.29	173,957,218	4.250	2026/1/31	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,330,000	12,874.27	171,227,793	12,865.10	171,105,838	1.250	2031/8/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,140,000	14,757.39	168,234,254	14,746.26	168,107,462	2.625	2029/2/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,110,000	15,011.28	166,625,230	15,004.54	166,550,471	2.875	2028/8/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,260,000	13,191.29	166,210,371	12,881.47	162,306,582	1.375	2031/11/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,050,000	14,459.87	151,828,701	14,930.09	156,765,956	0.625	2026/7/31	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,040,000	15,434.88	160,522,753	15,003.62	156,037,648	3.875	2033/8/15	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,200,000	12,809.41	153,712,997	12,898.46	154,781,601	0.875	2030/11/15	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,030,000	14,470.68	149,048,101	14,916.80	153,643,107	0.750	2026/8/31	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,000,000	14,614.96	146,149,669	15,094.45	150,944,500	0.750	2026/4/30	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	950,000	16,025.61	152,243,306	15,713.26	149,276,041	4.375	2030/11/30	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,110,000	13,407.24	148,820,453	13,259.93	147,185,253	1.875	2032/2/15	0.32
中国	国債証券	GOV OF CHINA	6,490,000	2,181.83	141,601,386	2,218.73	143,995,585	2.390	2026/11/15	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	16,162.83	145,465,492	15,924.58	143,321,275	4.625	2028/9/30	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	960,000	14,945.02	143,472,265	14,929.16	143,319,976	1.250	2026/11/30	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,010,000	14,496.26	146,412,246	14,160.50	143,021,133	2.875	2032/5/15	0.31

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.59
合計	98.59

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	79,059,989,830	48.94
	カナダ	3,185,253,553	1.97
	メキシコ	1,245,429,995	0.77
	ドイツ	9,730,537,050	6.02
	イタリア	11,512,884,756	7.13
	フランス	12,241,975,148	7.58
	オランダ	2,221,222,465	1.37
	スペイン	7,366,446,671	4.56
	ベルギー	2,626,795,356	1.63
	オーストリア	1,858,761,666	1.15
	フィンランド	780,806,395	0.48
	アイルランド	742,835,713	0.46
	ポルトガル	915,387,941	0.57
	イギリス	8,614,868,793	5.33
	スウェーデン	247,826,623	0.15
	ノルウェー	241,020,157	0.15
	デンマーク	373,406,888	0.23
	ポーランド	884,182,225	0.55
	オーストラリア	2,020,983,471	1.25
	ニュージーランド	423,019,829	0.26
シンガポール	640,640,750	0.40	
マレーシア	847,054,177	0.52	
中国	19,226,992,374	11.90	
イスラエル	548,805,857	0.34	
	小計	167,557,127,683	103.72
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	△6,005,372,944	△3.72
合計（純資産総額）		161,551,754,739	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建	—	171,360,037,390	△106.07

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,320,000	16,184.71	861,026,998	15,694.42	834,943,244	4.500	2033/11/15	0.52
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,990,000	16,037.96	800,294,655	15,525.11	774,703,483	4.375	2034/5/15	0.48
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,372.18	768,609,224	14,907.22	745,361,460	3.875	2034/8/15	0.46
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,770,000	15,803.78	753,840,711	15,377.75	733,518,815	4.125	2032/11/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,580,000	15,584.74	713,781,382	15,095.99	691,396,560	4.000	2034/2/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,180,000	13,602.86	704,628,258	13,296.69	688,768,921	1.625	2031/5/15	0.43
中国	国債証券	GOV OF CHINA	30,950,000	2,210.00	683,996,468	2,224.84	688,588,641	2.050	2029/4/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,560,000	15,468.89	705,381,465	15,003.62	684,165,074	3.875	2033/8/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	13,179.60	672,159,953	12,865.10	656,120,132	1.250	2031/8/15	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	15,869.28	634,771,399	15,830.97	633,239,027	4.375	2026/7/31	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,700,000	13,168.48	618,918,795	12,898.46	606,227,941	0.875	2030/11/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,040,000	14,927.31	603,063,353	14,487.06	585,277,372	3.375	2033/5/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,510,000	13,203.70	595,487,082	12,881.47	580,954,513	1.375	2031/11/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,930,000	14,536.18	571,272,101	14,160.50	556,507,976	2.875	2032/5/15	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,130,000	13,606.26	561,938,556	13,259.93	547,635,225	1.875	2032/2/15	0.34
中国	国債証券	GOV OF CHINA	24,080,000	2,184.56	526,042,104	2,192.75	528,016,574	1.990	2026/3/15	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,600,000	15,094.14	543,389,079	14,664.39	527,918,333	3.500	2033/2/15	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,770,000	14,366.26	541,608,228	13,982.55	527,142,354	2.750	2032/8/15	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,470,000	15,128.74	524,967,381	15,137.70	525,278,274	0.750	2026/3/31	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,300,000	15,922.42	525,439,973	15,687.93	517,701,820	4.250	2029/6/30	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,400,000	15,267.76	519,104,121	15,093.21	513,169,285	3.125	2028/11/15	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,930,000	13,299.16	522,657,336	13,009.37	511,268,564	1.125	2031/2/15	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	15,809.34	505,899,181	15,760.53	504,337,157	4.125	2026/10/31	0.31
中国	国債証券	GOV OF CHINA	22,950,000	2,178.11	499,877,970	2,186.87	501,887,257	1.670	2026/6/15	0.31
中国	国債証券	GOV OF CHINA	22,000,000	2,246.60	494,252,880	2,262.27	497,700,569	2.550	2028/10/15	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,870,000	13,046.76	504,909,635	12,804.54	495,535,986	0.625	2030/8/15	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,220,000	15,257.57	491,293,855	15,256.33	491,254,066	1.625	2026/5/15	0.30
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,050,000	15,970.61	487,103,880	15,938.48	486,123,904	4.875	2026/5/31	0.30
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,050,000	16,085.54	490,609,171	15,850.43	483,438,395	4.500	2029/5/31	0.30
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,100,000	15,847.65	491,277,421	15,590.61	483,309,104	4.125	2029/10/31	0.30

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	103.72
合計	103.72

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
-------	----	----	----	----------	---------	-----------------

為替予約取引	米ドル	売建	515,347,000.00	81,116,851,857	81,141,539,753	△50.23
	カナダドル	売建	29,718,000.00	3,250,115,013	3,251,693,039	△2.01
	メキシコペソ	売建	169,697,000.00	1,303,614,050	1,302,085,081	△0.81
	ユーロ	売建	311,760,000.00	51,198,287,184	51,259,485,672	△31.73
	英ポンド	売建	45,305,000.00	8,960,463,456	8,971,889,594	△5.55
	スウェーデンクローナ	売建	17,892,000.00	256,315,030	256,818,189	△0.16
	ノルウェークローネ	売建	17,983,000.00	249,412,736	249,598,645	△0.15
	デンマーククローネ	売建	17,335,000.00	382,098,590	382,266,219	△0.24
	ポーランドズロチ	売建	23,664,000.00	907,926,792	907,074,249	△0.56
	オーストラリアドル	売建	20,749,000.00	2,032,376,999	2,034,267,233	△1.26
	ニュージーランドドル	売建	4,860,000.00	431,294,868	431,529,606	△0.27
	シンガポールドル	売建	5,654,000.00	655,841,384	656,645,948	△0.41
	マレーシアリングgit	売建	23,430,000.00	799,361,310	828,625,380	△0.51
	中国元	売建	884,653,000.00	19,106,823,959	19,123,455,435	△11.84
	イスラエルシェケル	売建	13,174,000.00	566,046,362	563,063,347	△0.35

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

RM新興国債券マザーファンド

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	アイルランド	15,596,119,344	99.71
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	45,767,057	0.29
合計 (純資産総額)		15,641,886,401	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アイルランド	投資信託受益証券	ISHARES JPM EM LCL GOV BND	2,307,989	6,996.50	16,147,852,220	6,757.44	15,596,119,344	99.71

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.71
合計	99.71

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

RM先進国株式マザーファンド

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	268,937,424,674	71.61
	カナダ	11,570,097,029	3.08
	パナマ	141,480,627	0.04
	ドイツ	8,088,122,155	2.15
	イタリア	1,949,106,388	0.52
	フランス	8,804,467,845	2.34
	オランダ	5,743,559,667	1.53
	スペイン	2,295,457,986	0.61
	ベルギー	660,020,537	0.18
	オーストリア	174,380,985	0.05
	ルクセンブルク	537,306,952	0.14
	フィンランド	854,474,906	0.23
	アイルランド	6,542,970,490	1.74
	ポルトガル	123,765,806	0.03
	イギリス	12,394,556,707	3.30
	スイス	9,313,059,370	2.48
	スウェーデン	2,737,926,974	0.73
	ノルウェー	506,992,492	0.13
	デンマーク	2,575,835,100	0.69
	ケイマン	555,371,849	0.15
	リベリア	309,903,961	0.08
	オーストラリア	5,971,547,452	1.59
	バミューダ	396,236,674	0.11
	ニュージーランド	265,250,525	0.07
	香港	1,315,058,524	0.35
	シンガポール	1,114,052,774	0.30
	イスラエル	819,459,505	0.22
	キュラソー	286,379,955	0.08
	ジャージー	720,062,389	0.19
	マン島	30,555,553	0.01
	小計	355,734,885,851	94.72
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	5,683,064,263	1.51

	カナダ	8,465,391	0.00
	フランス	121,403,341	0.03
	ベルギー	19,917,507	0.01
	イギリス	87,969,847	0.02
	オーストラリア	400,697,032	0.11
	香港	54,780,013	0.01
	シンガポール	73,275,960	0.02
	小計	6,449,573,354	1.72
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	13,366,522,927	3.56
合計(純資産総額)		375,550,982,132	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	11,916,885,750	3.17
	買建	ドイツ	2,205,132,124	0.59

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	—	807,482,200	0.22

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	519,836	30,929.29	16,078,161,990	40,429.22	21,016,567,231	5.60
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	838,798	11,698.23	9,812,455,499	21,672.24	18,178,633,077	4.84
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	241,429	64,551.14	15,584,518,022	68,101.23	16,441,613,161	4.38
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	322,943	26,101.64	8,429,343,102	35,392.77	11,429,848,937	3.04
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	74,737	66,968.64	5,005,035,385	94,877.94	7,090,893,035	1.89
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	98,256	32,246.50	3,168,412,937	68,279.97	6,708,917,597	1.79
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	200,372	23,956.40	4,800,192,147	30,490.77	6,109,497,929	1.63
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	151,799	20,817.65	3,160,099,004	38,240.01	5,804,796,037	1.55

アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・エンターテインメント	171,680	24,163.57	4,148,402,865	30,693.24	5,269,416,679	1.40
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	97,487	28,349.01	2,763,660,874	38,148.27	3,718,960,456	0.99
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	27,636	109,602.92	3,028,986,570	123,881.83	3,423,598,270	0.91
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	45,309	62,052.36	2,811,530,466	72,210.75	3,271,796,953	0.87
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	57,113	43,611.94	2,490,808,977	50,405.63	2,878,817,249	0.77
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	152,230	16,439.64	2,502,607,523	16,843.00	2,564,010,864	0.68
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	31,586	81,455.29	2,572,846,900	80,670.21	2,548,049,512	0.68
アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	金融サービス	28,172	70,755.49	1,993,323,828	84,183.39	2,371,614,632	0.63
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	15,123	114,422.16	1,730,406,418	148,641.74	2,247,909,125	0.60
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	150,873	9,107.70	1,374,106,508	14,498.77	2,187,474,254	0.58
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	80,447	24,690.02	1,986,238,741	26,816.25	2,157,287,298	0.57
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	33,951	55,782.27	1,893,864,068	62,142.59	2,109,803,236	0.56
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・エンターテインメント	14,683	90,925.49	1,335,059,064	143,556.25	2,107,836,551	0.56
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	82,375	24,937.91	2,054,260,845	22,944.00	1,890,012,741	0.50
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	32,851	43,670.33	1,434,614,156	53,536.02	1,758,711,826	0.47
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	60,455	26,562.35	1,605,826,969	28,157.62	1,702,269,026	0.45
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	238,594	5,468.28	1,304,699,419	7,013.70	1,673,427,024	0.45
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	110,388	17,111.90	1,888,949,221	14,059.74	1,552,027,572	0.41
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	13,707	131,549.71	1,803,151,920	112,953.70	1,548,256,476	0.41
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	56,839	19,004.05	1,080,171,682	26,726.09	1,519,084,389	0.40
ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サ	35,759	27,681.50	989,863,027	39,498.33	1,412,421,140	0.38

			ービス						
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	140,067	9,550.27	1,337,678,755	9,878.34	1,383,629,589	0.37

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	3.67
		素材	3.04
		資本財	6.65
		商業・専門サービス	1.47
		運輸	1.40
		自動車・自動車部品	2.30
		耐久消費財・アパレル	1.13
		消費者サービス	1.92
		メディア・娯楽	6.82
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.07
		生活必需品流通・小売り	1.78
		食品・飲料・タバコ	2.66
		家庭用品・パーソナル用品	1.41
		ヘルスケア機器・サービス	3.62
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.47
		銀行	5.48
		金融サービス	7.02
		保険	2.89
		ソフトウェア・サービス	9.93
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.11
電気通信サービス	1.08		
公益事業	2.44		
半導体・半導体製造装置	9.09		
不動産管理・開発	0.27		
新株予約権証券	—	—	—
投資証券	—	—	1.72
合計			96.44

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等 (円)	評価額 (各通貨)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP500MIN2503	買建	250	米ドル	76,377,190.63	12,081,344,015	75,337,500	11,916,885,750	3.17

取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ 金融先物取引所	STX E6002503	買建	526	ユーロ	13,575,811.63	2,238,922,854	13,370,920	2,205,132,124	0.59
----	-----	-----------------------	--------------	----	-----	-----	---------------	---------------	------------	---------------	------

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	5,110,000.00	807,328,900	807,482,200	0.22

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

RM新興国株式マザーファンド

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	144,693,306	0.33
	メキシコ	703,553,653	1.62
	ブラジル	1,466,718,709	3.38
	チリ	167,797,679	0.39
	コロンビア	40,092,418	0.09
	ペルー	9,688,677	0.02
	オランダ	26,825,265	0.06
	ルクセンブルク	40,530,054	0.09
	ギリシャ	193,985,974	0.45
	イギリス	64,099,117	0.15
	トルコ	277,954,939	0.64
	チェコ	57,642,758	0.13
	キプロス	0	0.00
	ハンガリー	99,814,228	0.23
	ポーランド	320,903,638	0.74
	ロシア	0	0.00
	ケイマン	6,788,350,411	15.66
	バミューダ	163,929,881	0.38
	香港	343,397,030	0.79
	シンガポール	8,623,797	0.02
	マレーシア	629,670,252	1.45
	タイ	600,307,306	1.39
	フィリピン	217,873,226	0.50
	インドネシア	610,110,480	1.41
	韓国	3,733,975,116	8.62
	台湾	8,094,774,842	18.68
	中国	4,519,113,579	10.43
	インド	8,102,869,947	18.70
	カザフスタン	0	0.00
	カタール	344,018,746	0.79
	エジプト	23,687,518	0.05
	南アフリカ	1,126,567,320	2.60
英ヴァージン諸島	0	0.00	

	アラブ首長国連邦	563,687,401	1.30
	クウェート	307,666,542	0.71
	サウジアラビア	1,702,460,625	3.93
	小計	41,495,384,434	95.75
投資証券	メキシコ	36,542,256	0.08
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	1,807,215,585	4.17
合計(純資産総額)		43,339,142,275	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,865,567,011	4.30

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	—	78,313,449	0.18
	売建	—	93,514	△0.00

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	837,500	3,269.51	2,738,217,923	5,252.92	4,399,327,200	10.15
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	220,900	6,020.30	1,329,885,739	8,506.61	1,879,110,591	4.34
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	162,705	7,870.12	1,280,509,055	5,778.12	940,129,015	2.17
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	554,140	1,526.81	846,067,894	1,678.29	930,009,283	2.15
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	192,513	2,961.72	570,169,778	3,344.74	643,906,894	1.49
ケイマン	株式	MEITUAN	消費者サービス	168,510	1,631.78	274,971,464	3,152.78	531,275,969	1.23
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	207,796	2,522.51	524,169,549	2,271.15	471,936,509	1.09
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	178,038	1,920.34	341,894,855	2,432.04	432,996,072	1.00
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	3,276,000	96.49	316,118,234	131.85	431,968,774	1.00
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	113,273	3,146.27	356,388,278	3,565.15	403,835,802	0.93
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	425,800	545.17	232,133,915	898.78	382,700,865	0.88

ケイマン	株式	PDD HOLDINGS INC	一般消費財・サービス流通・小売り	23,659	21,306.07	504,080,470	15,414.64	364,694,991	0.84
ケイマン	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	522,800	302.44	158,116,862	695.97	363,856,776	0.84
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	51,800	4,769.78	247,074,765	6,891.45	356,977,421	0.82
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	18,675	16,003.95	298,873,803	18,776.20	350,645,535	0.81
インド	株式	BHARTI AIRTEL LTD	電気通信サービス	87,735	2,373.06	208,200,706	2,975.72	261,074,882	0.60
サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	67,075	3,706.87	248,638,516	3,885.16	260,597,107	0.60
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	2,369,000	79.47	188,267,022	105.16	249,125,935	0.57
ケイマン	株式	TRIP.COM GROUP LTD	消費者サービス	21,060	6,677.26	140,623,159	11,392.41	239,924,365	0.55
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェア・サービス	30,902	7,219.32	223,091,448	7,746.62	239,386,082	0.55
サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	エネルギー	198,903	1,246.54	247,942,327	1,176.10	233,930,912	0.54
ケイマン	株式	JD.COM INC - CL A	一般消費財・サービス流通・小売り	84,260	1,967.24	165,760,173	2,769.64	233,370,035	0.54
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	228,500	699.60	159,860,740	944.61	215,844,071	0.50
南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費財・サービス流通・小売り	5,795	27,962.25	162,041,252	35,972.93	208,463,170	0.48
中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自動車部品	35,500	4,238.98	150,484,127	5,575.96	197,946,864	0.46
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	2,427,000	61.68	149,714,010	80.29	194,881,304	0.45
ケイマン	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	65,900	3,138.48	206,826,377	2,891.92	190,577,660	0.44
インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	銀行	1,902,900	94.55	179,934,723	96.04	182,754,516	0.42
インド	株式	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	自動車・自動車部品	32,050	3,315.14	106,250,283	5,671.97	181,786,863	0.42
ケイマン	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	101,201	2,247.95	227,495,281	1,633.99	165,362,373	0.38

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー	4.33
		素材	5.49
		資本財	4.49
		商業・専門サービス	0.03
		運輸	1.78

		自動車・自動車部品	3.56
		耐久消費財・アパレル	1.19
		消費者サービス	2.94
		メディア・娯楽	6.35
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.94
		生活必需品流通・小売り	1.11
		食品・飲料・タバコ	2.87
		家庭用品・パーソナル用品	0.59
		ヘルスケア機器・サービス	0.85
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.40
		銀行	17.07
		金融サービス	2.71
		保険	2.94
		ソフトウェア・サービス	2.60
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.54
		電気通信サービス	2.66
		公益事業	2.58
		半導体・半導体製造装置	13.21
		不動産管理・開発	1.52
投資証券	—	—	0.08
合計			95.83

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等 (円)	評価額 (各通貨)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCIEMG 2503	買建	217	米ドル	12,041,985	1,904,801,189	11,793,950	1,865,567,011	4.30

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	495,591.95	78,298,627	78,313,449	0.18
	オフショア人民元	売建	4,320.18	93,577	93,514	△0.00

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

RM国内リートマザーファンド

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	65,208,025,600	98.67
コール・ローン等・その他資産（負債控除後）	—	879,057,581	1.33
合計（純資産総額）		66,087,083,181	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
不動産投信指数先物取引	買建	日本	879,361,000	1.33

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	39,699	119,361.57	4,738,535,330	122,400	4,859,157,600	7.35
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	34,955	110,323.88	3,856,371,252	107,900	3,771,644,500	5.71
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	35,291	96,353.6	3,400,414,934	90,200	3,183,248,200	4.82
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	21,786	153,857.37	3,351,936,862	137,700	2,999,932,200	4.54
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	19,041	158,626.27	3,020,402,874	149,500	2,846,629,500	4.31
日本	投資証券	GLP投資法人	22,861	131,426.65	3,004,544,672	123,400	2,821,047,400	4.27
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	11,856	263,694.24	3,126,358,960	222,900	2,642,702,400	4.00
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	37,498	63,819.87	2,393,117,755	66,200	2,482,367,600	3.76
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	10,150	250,431.42	2,541,879,011	231,800	2,352,770,000	3.56
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	13,561	165,120.57	2,239,200,063	164,100	2,225,360,100	3.37
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	15,115	147,451.47	2,228,729,022	140,800	2,128,192,000	3.22
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	6,689	325,908.76	2,180,003,708	292,400	1,955,863,600	2.96
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	25,003	76,147.98	1,903,928,130	70,600	1,765,211,800	2.67
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	20,451	78,110.79	1,597,443,879	77,300	1,580,862,300	2.39
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	14,836	110,603.39	1,640,912,013	101,500	1,505,854,000	2.28
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	4,655	342,610.51	1,594,851,967	315,500	1,468,652,500	2.22
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	12,461	131,572.29	1,639,522,393	114,900	1,431,768,900	2.17
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	2,350	618,168.22	1,452,695,319	587,000	1,379,450,000	2.09
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	8,713	148,749.74	1,296,056,487	142,100	1,238,117,300	1.87
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	4,573	275,766.4	1,261,079,758	263,200	1,203,613,600	1.82
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資	3,308	388,866.34	1,286,369,879	328,500	1,086,678,000	1.64

		法人						
日本	投資証券	イオンリート投資法人	8,349	137,593.4	1,148,767,360	126,700	1,057,818,300	1.60
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	8,003	135,788.16	1,086,712,716	123,900	991,571,700	1.50
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	12,626	87,371.6	1,103,153,909	77,700	981,040,200	1.48
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	3,446	315,161.14	1,086,045,295	277,900	957,643,400	1.45
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	10,052	104,132.6	1,046,740,902	89,100	895,633,200	1.36
日本	投資証券	N T T都市開発リート投資法人	6,918	122,171.67	845,183,641	119,600	827,392,800	1.25
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	6,014	150,846.39	907,190,224	137,300	825,722,200	1.25
日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	2,350	375,762.64	883,042,205	346,500	814,275,000	1.23
日本	投資証券	森トラストリート投資法人	13,119	71,493.34	937,921,224	61,600	808,130,400	1.22

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.67
合計	98.67

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
不動産投信指数先物取引	大阪取引所	東証REIT指数先物	買建	538	日本円	864,013,180	879,361,000	1.33

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

RM先進国リートマザーファンド

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	468,867,431	0.59
	オーストラリア	52,076,352	0.07
	小計	520,943,783	0.66
投資証券	アメリカ	61,936,050,092	78.51
	カナダ	974,169,337	1.23
	ドイツ	27,308,239	0.03
	イタリア	8,516,640	0.01
	フランス	1,346,426,908	1.71
	オランダ	101,595,399	0.13
	スペイン	327,213,295	0.41
	ベルギー	659,568,482	0.84
	アイルランド	26,711,888	0.03
	イギリス	3,169,278,786	4.02
	オーストラリア	5,679,542,727	7.20
	ニュージーランド	67,000,907	0.08
	香港	645,119,525	0.82
	シンガポール	2,381,733,612	3.02
	韓国	126,259,813	0.16
	イスラエル	108,309,446	0.14
	ガーンジー	116,413,223	0.15
小計	77,701,218,319	98.49	
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)	—	670,783,124	0.85
合計 (純資産総額)		78,892,945,226	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	904,789,600	1.15

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	—	276,534,383	0.35

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	319,258	19,384.68	6,188,715,105	16,646.86	5,314,644,251	6.74
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	33,249	126,130.36	4,193,708,363	149,109.95	4,957,757,020	6.28
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	203,996	14,631.68	2,984,805,664	19,772.50	4,033,510,910	5.11
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	107,524	22,349.29	2,403,085,122	28,178.18	3,029,831,185	3.84
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	105,708	22,830.70	2,413,388,172	27,208.54	2,876,160,537	3.65
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	54,365	45,662.13	2,482,422,239	47,153.45	2,563,497,744	3.25
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	301,817	8,677.38	2,618,981,335	8,329.75	2,514,062,812	3.19
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	659,174	2,744.70	1,809,238,382	3,633.66	2,395,217,493	3.04
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	49,020	28,784.84	1,411,033,206	34,986.25	1,715,026,093	2.17
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	73,069	23,293.41	1,702,026,311	23,424.87	1,711,632,279	2.17
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	101,177	11,464.99	1,159,994,075	16,564.60	1,675,957,505	2.12
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	363,608	4,756.93	1,729,659,245	4,577.72	1,664,498,959	2.11
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	144,750	7,645.36	1,106,667,221	9,315.22	1,348,378,124	1.71
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	117,753	9,614.07	1,132,085,834	11,322.52	1,333,261,216	1.69
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	22,193	38,257.16	849,041,314	44,991.13	998,488,312	1.27
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	196,553	5,289.91	1,039,748,465	5,077.57	998,013,189	1.27
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	40,280	21,363.80	860,533,933	24,320.17	979,616,649	1.24
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	232,569	3,183.44	740,369,641	3,696.66	859,730,054	1.09
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	53,709	18,993.18	1,020,105,147	15,557.00	835,551,074	1.06
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	41,371	19,629.69	812,100,032	19,560.53	809,239,051	1.03
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	241,356	3,025.78	730,292,517	3,176.25	766,608,057	0.97
アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	94,711	7,253.38	686,975,107	7,568.91	716,859,319	0.91
アメリカ	投資証券	UDR INC	103,646	5,918.92	613,473,021	6,866.59	711,694,981	0.90
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	65,894	10,332.45	680,846,733	10,534.78	694,179,320	0.88
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	240,644	3,042.31	732,115,611	2,843.28	684,219,596	0.87
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	36,784	15,798.78	581,142,337	18,227.08	670,464,962	0.85
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	56,211	9,861.74	554,338,549	11,697.41	657,523,170	0.83
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	75,309	9,792.02	737,427,506	8,622.39	649,343,704	0.82
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	109,491	5,594.62	612,561,021	5,868.47	642,545,525	0.81
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	465,485	1,693.65	788,373,211	1,379.20	642,000,915	0.81

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エクイティ不動産投資信託 (REIT)	0.66
投資証券	—	—	98.49
合計			99.15

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等	契約額等(円)	評価額	評価額(円)	投資
-----	----	-----	----	----	----	----	------	---------	-----	--------	----

種類							(各通貨)		(各通貨)		比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ商品 取引所	DJUSRE 2503	買建	160	米ドル	5,805,764.04	918,355,759	5,720,000	904,789,600	1.15

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	1,450,000.00	229,114,500	229,158,000	0.29
	カナダドル	買建	50,000.00	5,484,590	5,485,115	0.01
	英ポンド	買建	50,000.00	9,939,330	9,941,515	0.01
	オーストラリアドル	買建	230,000.00	22,630,712	22,634,737	0.03
	シンガポールドル	買建	80,000.00	9,312,800	9,315,016	0.01

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

運用実績

FWリそな国内債券インデックスファンド

2024年12月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
2024年12月10日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

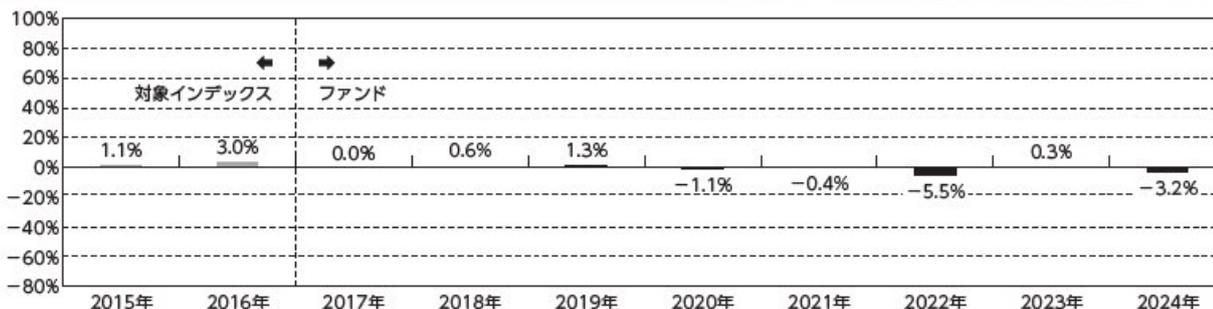
資産	組入比率
債券	99.3%
先物	-
現金等	0.7%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	クーポン	償還日	組入比率
1	第147回利付国債(5年)	0.005%	2026/3/20	1.5%
2	第148回利付国債(5年)	0.005%	2026/6/20	1.4%
3	第366回日本国債(10年)	0.200%	2032/3/20	1.2%
4	第362回利付国債(10年)	0.100%	2031/3/20	1.2%
5	第370回利付国債(10年)	0.500%	2033/3/20	1.2%
6	第149回利付国債(5年)	0.005%	2026/9/20	1.2%
7	第158回利付国債(5年)	0.100%	2028/3/20	1.2%
8	第150回利付国債(5年)	0.005%	2026/12/20	1.1%
9	第153回利付国債(5年)	0.005%	2027/6/20	1.1%
10	第367回日本国債(10年)	0.200%	2032/6/20	1.1%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2015年から2016年までは、対象インデックス(NOMURA-BPI総合)の年間騰落率です。
・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。
・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
2024年12月10日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ ポートフォリオの状況

資産	組入比率
株式	99.4%
先物	0.6%
現金等	-0.0%
合計	100.0%

■ 組入上位業種

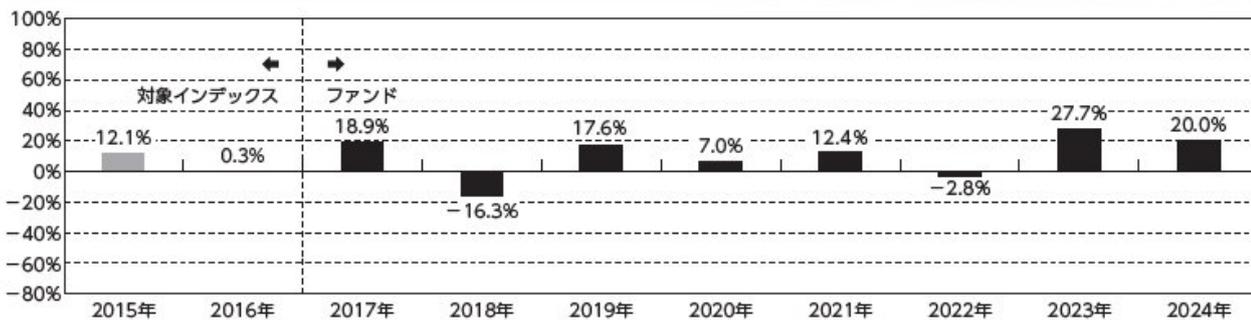
業種	組入比率
1 電気機器	17.5%
2 銀行業	8.5%
3 輸送用機器	7.8%
4 情報・通信業	7.5%
5 卸売業	6.8%

■ 組入上位銘柄

	銘柄名	業種	組入比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.2%
2	ソニーグループ	電気機器	2.9%
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.9%
4	日立製作所	電気機器	2.6%
5	リクルートホールディングス	サービス業	2.2%
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.9%
7	キーエンス	電気機器	1.6%
8	任天堂	その他製品	1.5%
9	伊藤忠商事	卸売業	1.4%
10	東京海上ホールディングス	保険業	1.4%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 ※業種は東証33業種の分類を基準としています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2015年から2016年までは、対象インデックス(東証株価指数(TOPIX、配当込み))の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移

基準価額	13,466円	純資産総額	218.2億円
------	---------	-------	---------



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
2024年12月10日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
債券	98.6%
先物	-
現金等	1.4%
合計	100.0%

■通貨別資産配分

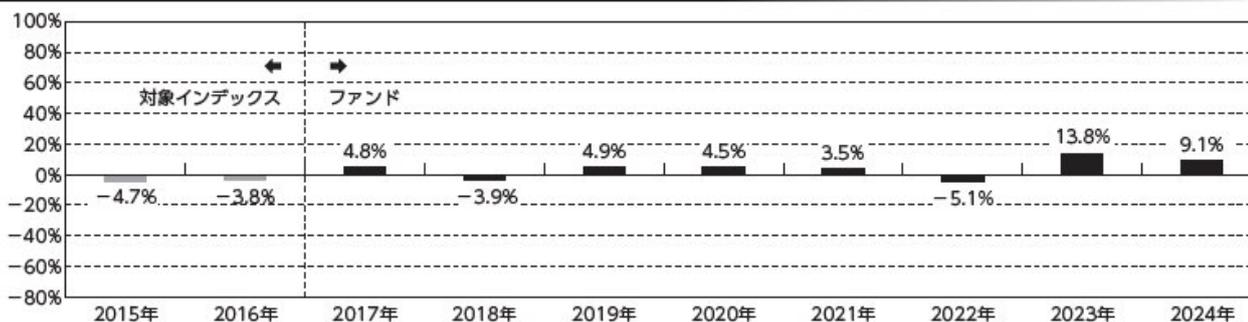
通貨	組入比率
米ドル	46.4%
ユーロ	29.6%
中国元	11.4%
英ポンド	5.0%
カナダドル	1.9%
その他	5.7%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	クーポン	償還日	組入比率
1	US TREASURY N/B	アメリカ	4.500%	2026/3/31	0.5%
2	US TREASURY N/B	アメリカ	3.875%	2034/8/15	0.5%
3	US TREASURY N/B	アメリカ	3.375%	2027/9/15	0.4%
4	US TREASURY N/B	アメリカ	4.125%	2027/2/15	0.4%
5	US TREASURY N/B	アメリカ	4.375%	2034/5/15	0.4%
6	US TREASURY N/B	アメリカ	4.125%	2032/11/15	0.4%
7	US TREASURY N/B	アメリカ	0.500%	2026/2/28	0.4%
8	US TREASURY N/B	アメリカ	4.500%	2033/11/15	0.4%
9	US TREASURY N/B	アメリカ	4.625%	2026/10/15	0.4%
10	US TREASURY N/B	アメリカ	3.625%	2029/8/31	0.4%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 ※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2015年から2016年までは、対象インデックス (FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)) の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
2024年12月10日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
債券	103.7%
先物	-
現金等	-3.7%
合計	100.0%

■通貨別資産配分

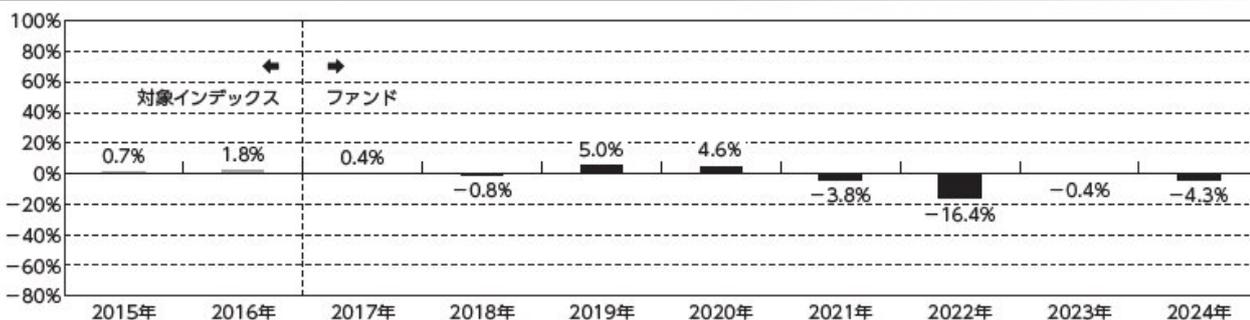
通貨	組入比率
米ドル	48.9%
ユーロ	30.9%
中国元	11.9%
英ポンド	5.3%
カナダドル	2.0%
その他	0.9%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	クーポン	償還日	組入比率
1	US TREASURY N/B	アメリカ	4.500%	2033/11/15	0.5%
2	US TREASURY N/B	アメリカ	4.375%	2034/5/15	0.5%
3	US TREASURY N/B	アメリカ	3.875%	2034/8/15	0.5%
4	US TREASURY N/B	アメリカ	4.125%	2032/11/15	0.5%
5	US TREASURY N/B	アメリカ	4.000%	2034/2/15	0.4%
6	US TREASURY N/B	アメリカ	1.625%	2031/5/15	0.4%
7	GOV OF CHINA	中国	2.050%	2029/4/15	0.4%
8	US TREASURY N/B	アメリカ	3.875%	2033/8/15	0.4%
9	US TREASURY N/B	アメリカ	1.250%	2031/8/15	0.4%
10	US TREASURY N/B	アメリカ	4.375%	2026/7/31	0.4%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 ※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。

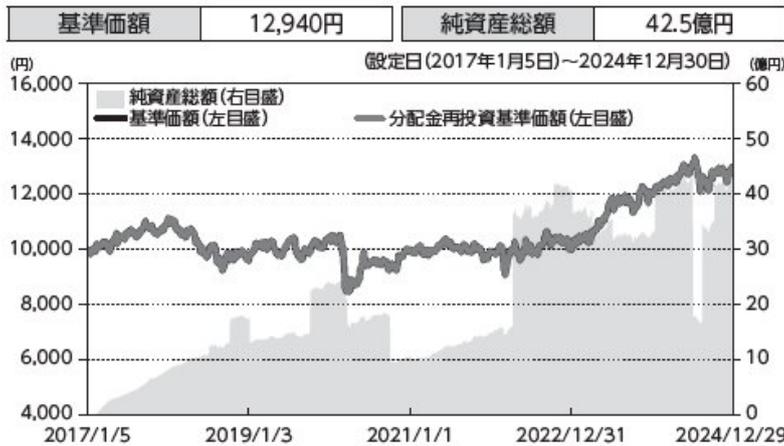
年間収益率の推移(暦年ベース)



・2015年から2016年までは、対象インデックス(FITSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース))の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
2024年12月10日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
投資信託証券	99.7%
先物	-
現金等	0.3%
合計	100.0%

■通貨別資産配分

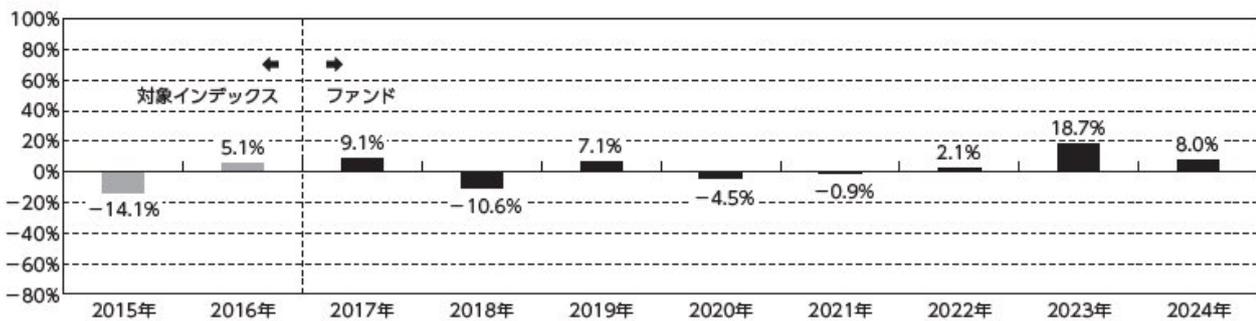
通貨	組入比率
中国元	10.2%
インドネシアルピア	10.0%
マレーシアリンギット	10.0%
メキシコペソ	9.8%
タイバーツ	9.7%
その他	50.3%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	クーポン	償還日	組入比率
1	ISHARES JPM EM LCL GOV BND	アイルランド	-	-	99.7%
2	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-
7	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 ※通貨別資産配分は、マザーファンドが実質的に保有している債券の通貨を基準に算出しています。
 ※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2015年から2016年までは、対象インデックス(JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース))の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
2024年12月10日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
株式	96.4%
先物	3.8%
現金等	-0.2%
合計	100.0%

■国・地域別配分

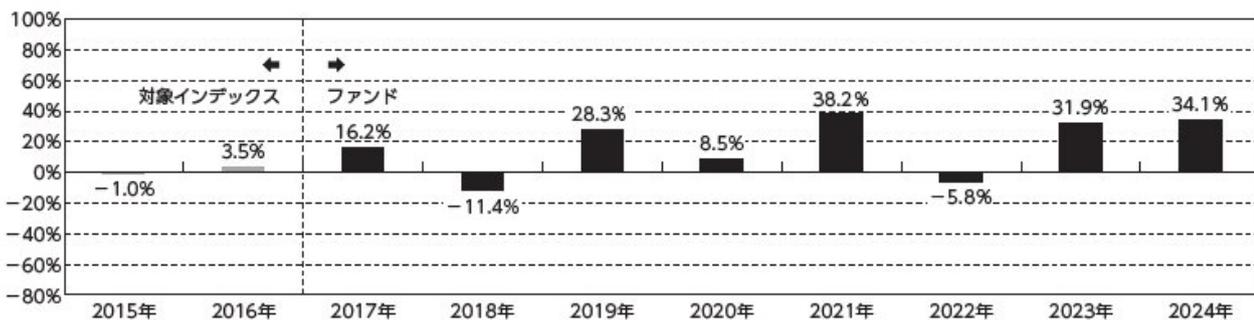
国・地域	組入比率
アメリカ	77.0%
カナダ	2.9%
イギリス	2.7%
フランス	2.2%
ドイツ	2.1%
その他	13.1%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	業種	組入比率
1	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.6%
2	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	4.8%
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.4%
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売	3.0%
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	メディア・娯楽	1.9%
6	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	1.8%
7	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	1.6%
8	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	1.5%
9	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	1.4%
10	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	1.0%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 ※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。
 ※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類を基準としています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2015年から2016年までは、対象インデックス(MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース))の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用（信託報酬）控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
2024年12月10日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ ポートフォリオの状況

資産	組入比率
株式	95.8%
先物	4.3%
現金等	-0.1%
合計	100.0%

■ 国・地域別配分

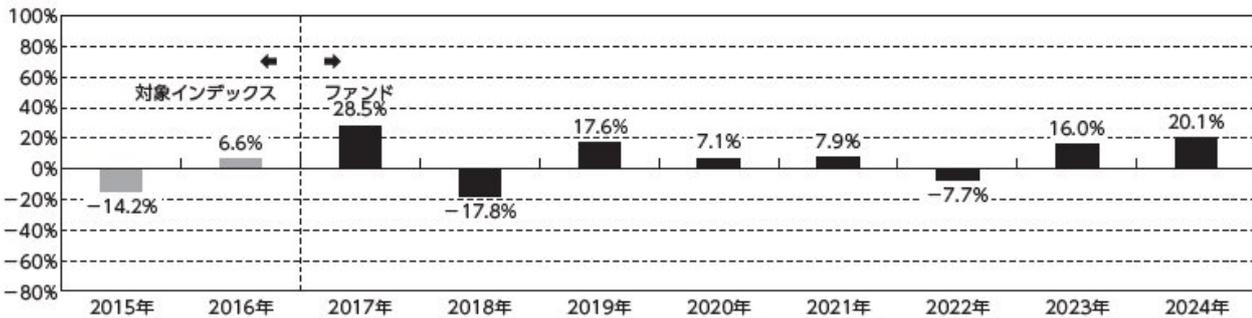
国・地域	組入比率
中国	26.6%
台湾	18.9%
インド	18.7%
韓国	8.6%
サウジアラビア	3.9%
その他	23.3%
合計	100.0%

■ 組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	業種	組入比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	半導体・半導体製造装置	10.2%
2	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	メディア・娯楽	4.3%
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.2%
4	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	中国	一般消費財・サービス流通・小売り	2.1%
5	HDFC BANK LIMITED	インド	銀行	1.5%
6	MEITUAN	中国	消費者サービス	1.2%
7	RELIANCE INDUSTRIES LTD	インド	エネルギー	1.1%
8	ICICI BANK LTD	インド	銀行	1.0%
9	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	銀行	1.0%
10	INFOSYS LTD	インド	ソフトウェア・サービス	0.9%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 ※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。
 ※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類を基準としています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2015年から2016年までは、対象インデックス(MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース))の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月末日までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移

基準価額	11,920円	純資産総額	122.1億円
------	---------	-------	---------



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
2024年12月10日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

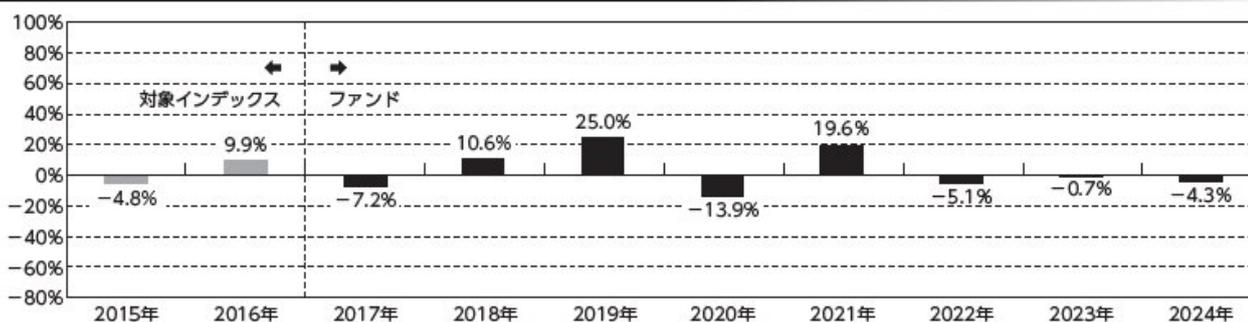
資産	組入比率
不動産投資信託証券	98.7%
先物	1.3%
現金等	-0.0%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	組入比率
1	日本ビルファンド投資法人	7.4%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.7%
3	日本都市ファンド投資法人	4.8%
4	野村不動産マスターファンド投資法人	4.5%
5	KDX不動産投資法人	4.3%
6	GLP投資法人	4.3%
7	日本プロロジスリート投資法人	4.0%
8	インヴェンシブル投資法人	3.8%
9	大和ハウスリート投資法人	3.6%
10	オリックス不動産投資法人	3.4%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2015年から2016年までは、対象インデックス(東証REIT指数(配当込み))の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
2024年12月10日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
不動産投資信託証券	99.1%
先物	1.1%
現金等	-0.3%
合計	100.0%

■国・地域別配分

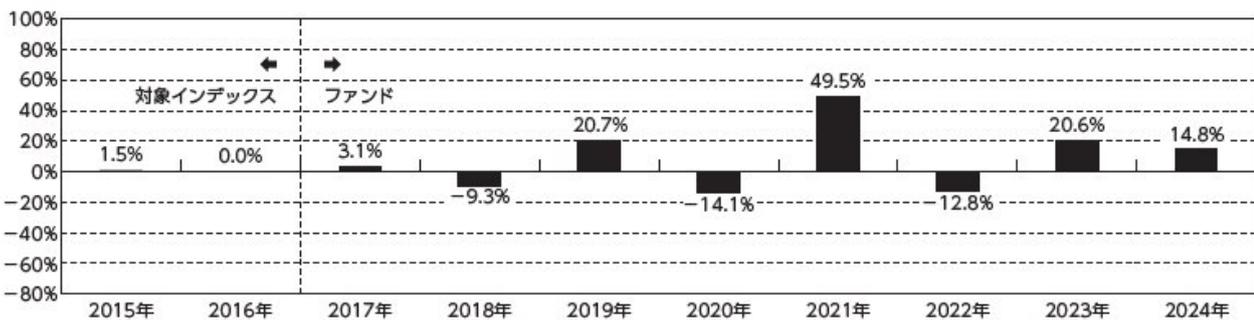
国・地域	組入比率
アメリカ	79.1%
オーストラリア	7.3%
イギリス	4.0%
シンガポール	2.9%
フランス	1.7%
その他	4.9%
合計	100.0%

■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	組入比率
1	PROLOGIS INC	アメリカ	6.7%
2	EQUINIX INC	アメリカ	6.3%
3	WELLTOWER INC	アメリカ	5.1%
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	3.8%
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	3.6%
6	PUBLIC STORAGE	アメリカ	3.2%
7	REALTY INCOME CORP	アメリカ	3.2%
8	GOODMAN GROUP	オーストラリア	3.0%
9	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	2.2%
10	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	2.2%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
 ※国・地域は発行国もしくは投資国を表示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2015年から2016年までは、対象インデックス(S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース))の年間騰落率です。
 ・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

＜FWりそな国内債券インデックスファンド＞

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

＜FWりそな国内株式インデックスファンド＞

＜FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）＞

＜FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）＞

＜FWりそな新興国債券インデックスファンド＞

＜FWりそな先進国株式インデックスファンド＞

＜FWりそな新興国株式インデックスファンド＞

＜FWりそな国内リートインデックスファンド＞

＜FWりそな先進国リートインデックスファンド＞

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＜FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）＞

＜FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）＞

＜FWりそな新興国債券インデックスファンド＞

＜FWりそな先進国株式インデックスファンド＞

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日

- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日

＜FWりそな新興国株式インデックスファンド＞

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日

- ・香港の銀行の休業日
- ・香港証券取引所の休業日

＜FWりそな先進国リートインデックスファンド＞

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・シドニーの銀行の休業日
- ・オーストラリア証券取引所の休業日

(6) 申込金額

FWりそな国内債券インデックスファンド：取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
FWりそな国内株式インデックスファンド：取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
FWりそな新興国債券インデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
FWりそな先進国株式インデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
FWりそな新興国株式インデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
FWりそな国内リートインデックスファンド：取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
FWりそな先進国リートインデックスファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

(7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*における取引の停止、外国為替取引の停止（「国内債券インデックス」、「国内株式インデックス」および「国内リートインデックス」を除きます。）、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

<FWりそな国内債券インデックスファンド>

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

<FWりそな国内株式インデックスファンド>

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）>

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）>

<FWりそな新興国債券インデックスファンド>

<FWりそな先進国株式インデックスファンド>

<FWりそな新興国株式インデックスファンド>

<FWりそな国内リートインデックスファンド>

<FWりそな先進国リートインデックスファンド>

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）>

<FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）>

<FWりそな新興国債券インデックスファンド>

<FWりそな先進国株式インデックスファンド>

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日

< F Wりそな新興国株式インデックスファンド >

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・香港の銀行の休業日
- ・香港証券取引所の休業日

< F Wりそな先進国リートインデックスファンド >

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・シドニーの銀行の休業日
- ・オーストラリア証券取引所の休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

F Wりそな国内債券インデックスファンド：解約請求受付日の基準価額とします。

F Wりそな国内株式インデックスファンド：解約請求受付日の基準価額とします。

F Wりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

F Wりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

F Wりそな新興国債券インデックスファンド：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

F Wりそな先進国株式インデックスファンド：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

F Wりそな新興国株式インデックスファンド：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

F Wりそな国内リートインデックスファンド：解約請求受付日の基準価額とします。

F Wりそな先進国リートインデックスファンド：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

F Wりそな国内債券インデックスファンド：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

F Wりそな国内株式インデックスファンド：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

F Wりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

F Wりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

F Wりそな新興国債券インデックスファンド：原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

F Wりそな先進国株式インデックスファンド：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

FWRいそな新興国株式インデックスファンド：原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

FWRいそな国内リートインデックスファンド：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

FWRいそな先進国リートインデックスファンド：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「国内債券インデックス」、「国内株インデックス」および「国内リートインデックス」を除きます。）、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

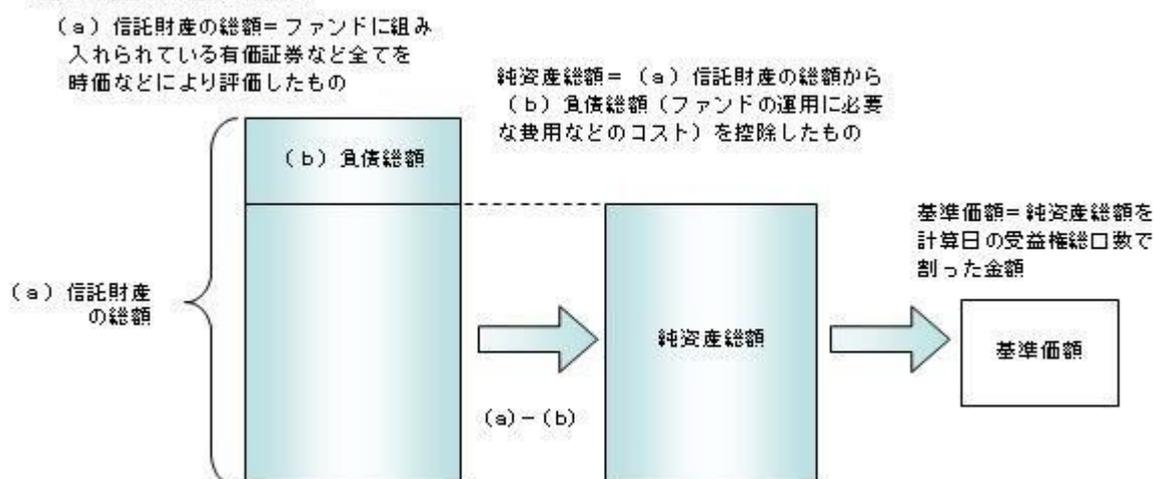
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

◇公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日*における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

*外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇海外上場不動産投信

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<https://www.resona-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2017年1月5日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および

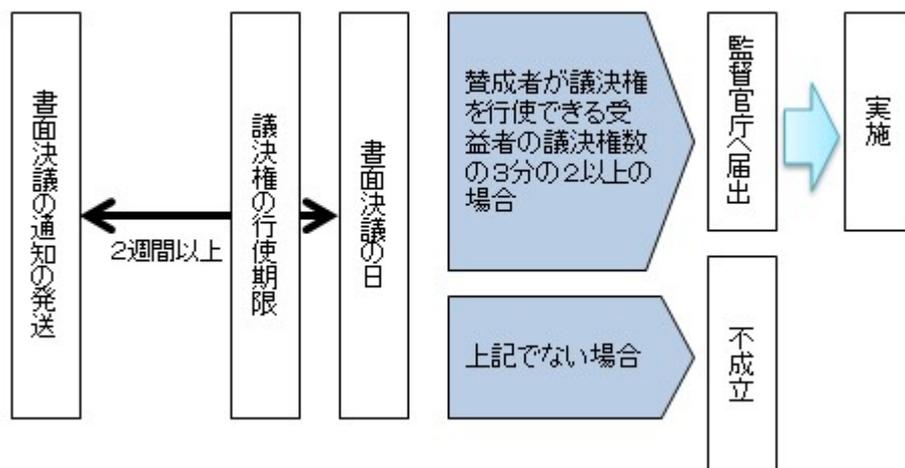
内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができると、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.resona-am.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

FWりそな国内債券インデックスファンド
FWりそな国内株式インデックスファンド
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）
FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）
FWりそな新興国債券インデックスファンド
FWりそな先進国株式インデックスファンド
FWりそな新興国株式インデックスファンド
FWりそな国内リートインデックスファンド
FWりそな先進国リートインデックスファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2023年12月12日から2024年12月10日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな国内債券インデックスファンドの2023年12月12日から2024年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな国内債券インデックスファンドの2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【FWりそな国内債券インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	476,331,209	573,246,044
親投資信託受益証券	134,265,602,276	138,445,001,518
未収入金	164,900,000	-
未収利息	-	1,727
流動資産合計	134,906,833,485	139,018,249,289
資産合計	134,906,833,485	139,018,249,289
負債の部		
流動負債		
未払解約金	337,074,400	210,921,425
未払受託者報酬	15,242,870	22,568,901
未払委託者報酬	86,376,200	127,890,385
未払利息	1,291	-
その他未払費用	3,105,421	4,588,914
流動負債合計	441,800,182	365,969,625
負債合計	441,800,182	365,969,625
純資産の部		
元本等		
元本	142,967,960,684	150,270,548,115
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△8,502,927,381	△11,618,268,451
(分配準備積立金)	604,179,771	1,021,385,757
元本等合計	134,465,033,303	138,652,279,664
純資産合計	134,465,033,303	138,652,279,664
負債純資産合計	134,906,833,485	139,018,249,289

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期		第8期	
	自	2022年12月13日 至 2023年12月11日	自	2023年12月12日 至 2024年12月10日
営業収益				
受取利息		-		188,988
有価証券売買等損益		△2,569,357,424		△2,179,200,758
営業収益合計		△2,569,357,424		△2,179,011,770
営業費用				
支払利息		226,942		107,448
受託者報酬		27,271,949		44,129,492
委託者報酬		168,155,442		250,067,040
その他費用		5,563,080		8,975,647
営業費用合計		201,217,413		303,279,627
営業利益又は営業損失(△)		△2,770,574,837		△2,482,291,397
経常利益又は経常損失(△)		△2,770,574,837		△2,482,291,397
当期純利益又は当期純損失(△)		△2,770,574,837		△2,482,291,397
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△508,225,604		△49,294,158
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△3,915,323,148		△8,502,927,381
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,958,514,749		2,052,256,310
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,958,514,749		2,052,256,310
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,283,769,749		2,734,600,141
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,283,769,749		2,734,600,141
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△8,502,927,381		△11,618,268,451

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2023年12月12日から2024年12月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年12月11日現在		第8期 2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	108,664,776,938円	期首元本額	142,967,960,684円
期中追加設定元本額	115,425,946,864円	期中追加設定元本額	41,768,771,978円
期中一部解約元本額	81,122,763,118円	期中一部解約元本額	34,466,184,547円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	142,967,960,684口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	150,270,548,115口
3. 元本の欠損		3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	8,502,927,381円	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	11,618,268,451円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.9405円	4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.9227円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(9,405円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(9,227円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日		第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	315,123,422円	A 費用控除後の配当等収益額	547,998,307円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	3,936,393,369円	C 収益調整金額	4,315,731,087円
D 分配準備積立金額	289,056,349円	D 分配準備積立金額	473,387,450円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	4,540,573,140円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	5,337,116,844円
F 当ファンドの期末残存口数	142,967,960,684口	F 当ファンドの期末残存口数	150,270,548,115口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	317円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	355円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日		第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針	同左

<p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
--	--

II 金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	△2,062,701,794	△1,876,981,440
合計	△2,062,701,794	△1,876,981,440

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内債券マザーファンド	142,315,996,627	138,445,001,518	
合計		142,315,996,627	138,445,001,518	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM国内債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「FWりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな国内株式インデックスファンドの2023年12月12日から2024年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな国内株式インデックスファンドの2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな国内株式インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	387,719,377	347,341,238
親投資信託受益証券	72,320,363,284	78,097,889,646
未収利息	-	1,046
流動資産合計	72,708,082,661	78,445,231,930
資産合計	72,708,082,661	78,445,231,930
負債の部		
流動負債		
未払解約金	166,524,921	108,394,965
未払受託者報酬	11,306,253	12,023,918
未払委託者報酬	101,756,171	108,215,206
未払利息	1,051	-
その他未払費用	2,303,563	2,444,780
流動負債合計	281,891,959	231,078,869
負債合計	281,891,959	231,078,869
純資産の部		
元本等		
元本	41,640,197,300	37,940,321,184
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	30,785,993,402	40,273,831,877
(分配準備積立金)	12,097,715,304	16,736,078,077
元本等合計	72,426,190,702	78,214,153,061
純資産合計	72,426,190,702	78,214,153,061
負債純資産合計	72,708,082,661	78,445,231,930

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期		第8期	
	自 2022年12月13日	至 2023年12月11日	自 2023年12月12日	至 2024年12月10日
営業収益				
受取利息		-		114,337
有価証券売買等損益		11,779,904,787		13,490,126,362
営業収益合計		11,779,904,787		13,490,240,699
営業費用				
支払利息		172,152		87,190
受託者報酬		16,968,776		24,687,157
委託者報酬		152,718,805		222,184,305
その他費用		3,464,025		5,021,534
営業費用合計		173,323,758		251,980,186
営業利益又は営業損失(△)		11,606,581,029		13,238,260,513
経常利益又は経常損失(△)		11,606,581,029		13,238,260,513
当期純利益又は当期純損失(△)		11,606,581,029		13,238,260,513
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		1,414,255,836		4,100,344,585
期首剰余金又は期首欠損金(△)		7,324,029,738		30,785,993,402
剰余金増加額又は欠損金減少額		17,323,938,918		13,920,972,734
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		17,323,938,918		13,920,972,734
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,054,300,447		13,571,050,187
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,054,300,447		13,571,050,187
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		30,785,993,402		40,273,831,877

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2023年12月12日から2024年12月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 17,732,964,515 円	期首元本額 41,640,197,300 円
期中追加設定元本額 32,893,341,366 円	期中追加設定元本額 14,081,709,947 円
期中一部解約元本額 8,986,108,581 円	期中一部解約元本額 17,781,586,063 円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 41,640,197,300 口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 37,940,321,184 口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.7393 円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 2.0615 円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (17,393 円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (20,615 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日	第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 1,092,507,366 円	A 費用控除後の配当等収益額 1,744,915,239 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 8,998,164,359 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 7,393,000,689 円
C 収益調整金額 18,688,278,098 円	C 収益調整金額 23,537,753,800 円
D 分配準備積立金額 2,007,043,579 円	D 分配準備積立金額 7,598,162,149 円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 30,785,993,402 円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 40,273,831,877 円
F 当ファンドの期末残存口数 41,640,197,300 口	F 当ファンドの期末残存口数 37,940,321,184 口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 7,393 円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 10,615 円
H 10,000口当たり分配金額 0 円	H 10,000口当たり分配金額 0 円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0 円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日	第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

<p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	11,020,641,877	10,370,900,587
合計	11,020,641,877	10,370,900,587

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内株式マザーファンド	36,193,293,932	78,097,889,646	
合計		36,193,293,932	78,097,889,646	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「FWりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）の2023年12月12日から2024年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）の2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	163,273,180	87,643,410
親投資信託受益証券	38,784,551,002	21,521,425,089
未収入金	41,100,000	1,200,000
未収利息	-	264
流動資産合計	38,988,924,182	21,610,268,763
資産合計	38,988,924,182	21,610,268,763
負債の部		
流動負債		
未払解約金	64,809,065	21,042,904
未払受託者報酬	6,862,391	3,088,928
未払委託者報酬	73,198,790	32,948,442
未払利息	442	-
その他未払費用	1,397,564	627,998
流動負債合計	146,268,252	57,708,272
負債合計	146,268,252	57,708,272
純資産の部		
元本等		
元本	31,863,688,330	16,339,261,967
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,978,967,600	5,213,298,524
（分配準備積立金）	3,413,630,974	1,897,791,039
元本等合計	38,842,655,930	21,552,560,491
純資産合計	38,842,655,930	21,552,560,491
負債純資産合計	38,988,924,182	21,610,268,763

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期		第8期	
	自 2022年12月13日	至 2023年12月11日	自 2023年12月12日	至 2024年12月10日
営業収益				
受取利息		-		27,225
有価証券売買等損益		3,719,021,278		3,240,474,087
営業収益合計		3,719,021,278		3,240,501,312
営業費用				
支払利息		112,509		31,784
受託者報酬		13,515,030		8,756,354
委託者報酬		144,160,209		93,400,951
その他費用		2,757,062		1,780,989
営業費用合計		160,544,810		103,970,078
営業利益又は営業損失(△)		3,558,476,468		3,136,531,234
経常利益又は経常損失(△)		3,558,476,468		3,136,531,234
当期純利益又は当期純損失(△)		3,558,476,468		3,136,531,234
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		1,020,997,623		2,100,366,346
期首剰余金又は期首欠損金(△)		4,287,326,942		6,978,967,600
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,712,910,232		3,209,196,052
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,712,910,232		3,209,196,052
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,558,748,419		6,011,030,016
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,558,748,419		6,011,030,016
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		6,978,967,600		5,213,298,524

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2023年12月12日から2024年12月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 30,538,787,999円	期首元本額 31,863,688,330円
期中追加設定元本額 19,947,446,024円	期中追加設定元本額 11,376,657,817円
期中一部解約元本額 18,622,545,693円	期中一部解約元本額 26,901,084,180円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 31,863,688,330口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 16,339,261,967口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.2190円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.3191円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (12,190円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (13,191円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日	第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 786,837,542円	A 費用控除後の配当等収益額 487,523,819円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 1,535,353,885円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 548,641,069円
C 収益調整金額 4,201,554,040円	C 収益調整金額 3,315,507,485円
D 分配準備積立金額 1,091,439,547円	D 分配準備積立金額 861,626,151円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 7,615,185,014円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 5,213,298,524円
F 当ファンドの期末残存口数 31,863,688,330口	F 当ファンドの期末残存口数 16,339,261,967口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 2,389円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 3,190円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円	I 収益分配金金額 (I=F×H/10,000) 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日	第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

<p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	2,763,582,358	1,158,782,022
合計	2,763,582,358	1,158,782,022

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド	16,625,280,100	21,521,425,089	
合計		16,625,280,100	21,521,425,089	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM先進国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「F Wりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）の2023年12月12日から2024年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）の2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	284,338,925	244,312,305
親投資信託受益証券	58,954,423,915	59,298,958,683
未収入金	61,600,000	-
未収利息	-	736
流動資産合計	59,300,362,840	59,543,271,724
資産合計	59,300,362,840	59,543,271,724
負債の部		
流動負債		
未払解約金	98,262,802	58,884,938
未払受託者報酬	15,801,157	9,660,062
未払委託者報酬	142,210,389	86,940,531
未払利息	771	-
その他未払費用	3,217,114	1,964,118
流動負債合計	259,492,233	157,449,649
負債合計	259,492,233	157,449,649
純資産の部		
元本等		
元本	68,875,677,159	69,511,288,924
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,834,806,552	△10,125,466,849
（分配準備積立金）	3,267,276,363	3,840,873,447
元本等合計	59,040,870,607	59,385,822,075
純資産合計	59,040,870,607	59,385,822,075
負債純資産合計	59,300,362,840	59,543,271,724

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期		第8期	
	自	2022年12月13日 至 2023年12月11日	自	2023年12月12日 至 2024年12月10日
営業収益				
受取利息		-		81,084
有価証券売買等損益		△7,337,480,668		89,334,768
営業収益合計		△7,337,480,668		89,415,852
営業費用				
支払利息		334,534		42,742
受託者報酬		39,316,534		18,867,611
委託者報酬		374,709,614		169,808,411
その他費用		8,019,461		3,837,291
営業費用合計		422,380,143		192,556,055
営業利益又は営業損失(△)		△7,759,860,811		△103,140,203
経常利益又は経常損失(△)		△7,759,860,811		△103,140,203
当期純利益又は当期純損失(△)		△7,759,860,811		△103,140,203
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△4,971,450,921		△8,605,694
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△17,460,609,194		△9,834,806,552
剰余金増加額又は欠損金減少額		12,989,363,293		2,518,422,949
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		12,989,363,293		2,518,422,949
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,575,150,761		2,714,548,737
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,575,150,761		2,714,548,737
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△9,834,806,552		△10,125,466,849

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2023年12月12日から2024年12月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年12月11日現在		第8期 2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	177,491,751,408円	期首元本額	68,875,677,159円
期中追加設定元本額	20,652,185,478円	期中追加設定元本額	18,215,046,419円
期中一部解約元本額	129,268,259,727円	期中一部解約元本額	17,579,434,654円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	68,875,677,159口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	69,511,288,924口
3. 元本の欠損		3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	9,834,806,552円	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	10,125,466,849円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.8572円	4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.8543円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(8,572円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(8,543円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日		第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	971,877,067円	A 費用控除後の配当等収益額	1,335,008,049円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	4,968,685,879円	C 収益調整金額	5,824,267,203円
D 分配準備積立金額	2,295,399,296円	D 分配準備積立金額	2,505,865,398円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	8,235,962,242円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	9,665,140,650円
F 当ファンドの期末残存口数	68,875,677,159口	F 当ファンドの期末残存口数	69,511,288,924口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	1,195円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	1,390円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日	第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左

<p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>
--	--

II 金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	△2,592,469,671	167,218,764
合計	△2,592,469,671	167,218,764

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）	69,722,467,588	59,298,958,683	
合計		69,722,467,588	59,298,958,683	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「FWりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな新興国債券インデックスファンドの2023年12月12日から2024年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな新興国債券インデックスファンドの2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな新興国債券インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,065,031	18,720,480
親投資信託受益証券	3,194,056,026	4,148,655,488
未収入金	2,480,000	-
未収利息	-	56
流動資産合計	3,212,601,057	4,167,376,024
資産合計	3,212,601,057	4,167,376,024
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,488,615	5,342,674
未払受託者報酬	536,425	550,284
未払委託者報酬	6,615,799	6,786,865
未払利息	43	-
その他未払費用	109,199	111,797
流動負債合計	13,750,081	12,791,620
負債合計	13,750,081	12,791,620
純資産の部		
元本等		
元本	2,693,162,554	3,274,316,093
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	505,688,422	880,268,311
(分配準備積立金)	460,090,109	296,101,293
元本等合計	3,198,850,976	4,154,584,404
純資産合計	3,198,850,976	4,154,584,404
負債純資産合計	3,212,601,057	4,167,376,024

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期		第8期	
	自 2022年12月13日	至 2023年12月11日	自 2023年12月12日	至 2024年12月10日
営業収益				
受取利息		-		5,461
有価証券売買等損益		488,594,524		374,349,462
営業収益合計		488,594,524		374,354,923
営業費用				
支払利息		11,827		3,907
受託者報酬		1,124,248		1,201,035
委託者報酬		15,372,823		14,812,777
その他費用		229,328		244,114
営業費用合計		16,738,226		16,261,833
営業利益又は営業損失(△)		471,856,298		358,093,090
経常利益又は経常損失(△)		471,856,298		358,093,090
当期純利益又は当期純損失(△)		471,856,298		358,093,090
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		83,302,161		236,971,111
期首剰余金又は期首欠損金(△)		127,328,285		505,688,422
剰余金増加額又は欠損金減少額		46,912,843		748,030,908
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		46,912,843		748,030,908
剰余金減少額又は欠損金増加額		57,106,843		494,572,998
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		57,106,843		494,572,998
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		505,688,422		880,268,311

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2023年12月12日から2024年12月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年12月11日現在		第8期 2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	4,002,322,815円	期首元本額	2,693,162,554円
期中追加設定元本額	409,033,425円	期中追加設定元本額	3,048,260,679円
期中一部解約元本額	1,718,193,686円	期中一部解約元本額	2,467,107,140円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	2,693,162,554口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	3,274,316,093口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.1878円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.2688円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(11,878円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(12,688円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日		第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	152,146,652円	A 費用控除後の配当等収益額	138,706,597円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	177,684,780円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	458,462,832円	C 収益調整金額	975,816,439円
D 分配準備積立金額	130,258,677円	D 分配準備積立金額	157,394,696円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	918,552,941円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	1,271,917,732円
F 当ファンドの期末残存口数	2,693,162,554口	F 当ファンドの期末残存口数	3,274,316,093口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	3,410円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	3,884円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日		第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	同左

<p>これらは、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
--	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	429,265,625	143,044,619
合計	429,265,625	143,044,619

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM新興国債券マザーファンド	2,932,119,223	4,148,655,488	
合計		2,932,119,223	4,148,655,488	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM新興国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「FWりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな先進国株式インデックスファンドの2023年12月12日から2024年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな先進国株式インデックスファンドの2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな先進国株式インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	424,212,802	526,504,100
親投資信託受益証券	83,196,927,147	115,042,436,296
未収利息	-	1,586
流動資産合計	83,621,139,949	115,568,941,982
資産合計	83,621,139,949	115,568,941,982
負債の部		
流動負債		
未払解約金	125,502,021	108,628,833
未払受託者報酬	13,006,872	18,615,308
未払委託者報酬	160,418,077	229,588,777
未払利息	1,150	-
その他未払費用	2,649,950	3,785,010
流動負債合計	301,578,070	360,617,928
負債合計	301,578,070	360,617,928
純資産の部		
元本等		
元本	34,434,952,102	35,678,147,726
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	48,884,609,777	79,530,176,328
(分配準備積立金)	20,859,750,848	37,695,539,949
元本等合計	83,319,561,879	115,208,324,054
純資産合計	83,319,561,879	115,208,324,054
負債純資産合計	83,621,139,949	115,568,941,982

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期		第8期	
	自	2022年12月13日 至 2023年12月11日	自	2023年12月12日 至 2024年12月10日
営業収益				
受取利息		-		174,792
有価証券売買等損益		16,472,025,826		29,418,709,149
営業収益合計		16,472,025,826		29,418,883,941
営業費用				
支払利息		232,411		88,074
受託者報酬		23,994,584		34,820,903
委託者報酬		295,933,097		429,457,705
その他費用		4,896,634		7,082,258
営業費用合計		325,056,726		471,448,940
営業利益又は営業損失(△)		16,146,969,100		28,947,435,001
経常利益又は経常損失(△)		16,146,969,100		28,947,435,001
当期純利益又は当期純損失(△)		16,146,969,100		28,947,435,001
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		2,353,796,811		5,496,138,755
期首剰余金又は期首欠損金(△)		31,163,509,066		48,884,609,777
剰余金増加額又は欠損金減少額		15,673,394,809		28,164,966,418
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		15,673,394,809		28,164,966,418
剰余金減少額又は欠損金増加額		11,745,466,387		20,970,696,113
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		11,745,466,387		20,970,696,113
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		48,884,609,777		79,530,176,328

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2023年12月12日から2024年12月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年12月11日現在		第8期 2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	32,534,932,340円	期首元本額	34,434,952,102円
期中追加設定元本額	13,986,896,195円	期中追加設定元本額	15,203,370,729円
期中一部解約元本額	12,086,876,433円	期中一部解約元本額	13,960,175,105円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	34,434,952,102口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	35,678,147,726口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2.4196円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	3.2291円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(24,196円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(32,291円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日		第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	1,383,747,195円	A 費用控除後の配当等収益額	1,733,260,280円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	12,409,425,094円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	21,718,035,966円
C 収益調整金額	28,024,858,929円	C 収益調整金額	41,834,636,379円
D 分配準備積立金額	7,066,578,559円	D 分配準備積立金額	14,244,243,703円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	48,884,609,777円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	79,530,176,328円
F 当ファンドの期末残存口数	34,434,952,102口	F 当ファンドの期末残存口数	35,678,147,726口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	14,196円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	22,290円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日		第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	同左

<p>これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	14,935,187,765	25,623,751,980
合計	14,935,187,765	25,623,751,980

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM先進国株式マザーファンド	32,784,963,322	115,042,436,296	
合計		32,784,963,322	115,042,436,296	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM先進国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「FWりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな新興国株式インデックスファンドの2023年12月12日から2024年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな新興国株式インデックスファンドの2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな新興国株式インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,614,049	40,225,058
親投資信託受益証券	6,874,452,187	8,074,449,674
未収入金	4,100,000	-
未収利息	-	121
流動資産合計	6,916,166,236	8,114,674,853
資産合計	6,916,166,236	8,114,674,853
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,212,562	9,281,080
未払受託者報酬	1,131,258	1,283,543
未払委託者報酬	15,837,558	17,969,595
未払利息	102	-
その他未払費用	230,450	260,895
流動負債合計	31,411,930	28,795,113
負債合計	31,411,930	28,795,113
純資産の部		
元本等		
元本	4,599,667,052	4,450,796,461
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,285,087,254	3,635,083,279
(分配準備積立金)	530,188,282	1,389,088,438
元本等合計	6,884,754,306	8,085,879,740
純資産合計	6,884,754,306	8,085,879,740
負債純資産合計	6,916,166,236	8,114,674,853

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期		第8期	
	自 2022年12月13日 至 2023年12月11日		自 2023年12月12日 至 2024年12月10日	
営業収益				
受取利息		-		13,487
有価証券売買等損益		571,835,906		1,442,997,487
営業収益合計		571,835,906		1,443,010,974
営業費用				
支払利息		21,300		8,803
受託者報酬		1,928,056		2,577,886
委託者報酬		28,476,375		36,090,358
その他費用		393,614		524,205
営業費用合計		30,819,345		39,201,252
営業利益又は営業損失(△)		541,016,561		1,403,809,722
経常利益又は経常損失(△)		541,016,561		1,403,809,722
当期純利益又は当期純損失(△)		541,016,561		1,403,809,722
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		78,181,942		343,288,387
期首剰余金又は期首欠損金(△)		584,080,917		2,285,087,254
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,558,891,495		1,444,337,553
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,558,891,495		1,444,337,553
剰余金減少額又は欠損金増加額		320,719,777		1,154,862,863
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		320,719,777		1,154,862,863
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		2,285,087,254		3,635,083,279

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2023年12月12日から2024年12月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年12月11日現在		第8期 2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,497,745,030円	期首元本額	4,599,667,052円
期中追加設定元本額	3,933,054,908円	期中追加設定元本額	2,052,603,446円
期中一部解約元本額	831,132,886円	期中一部解約元本額	2,201,474,037円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	4,599,667,052口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	4,450,796,461口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.4968円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.8167円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(14,968円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(18,167円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日		第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	155,617,823円	A 費用控除後の配当等収益額	192,886,482円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	221,422,989円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	867,634,853円
C 収益調整金額	1,754,898,972円	C 収益調整金額	2,245,994,841円
D 分配準備積立金額	153,147,470円	D 分配準備積立金額	328,567,103円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	2,285,087,254円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	3,635,083,279円
F 当ファンドの期末残存口数	4,599,667,052口	F 当ファンドの期末残存口数	4,450,796,461口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	4,967円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	8,167円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日		第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	同左

<p>これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	530,701,342	1,191,848,897
合計	530,701,342	1,191,848,897

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM新興国株式マザーファンド	3,829,657,406	8,074,449,674	
合計		3,829,657,406	8,074,449,674	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「FWりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな国内リートインデックスファンドの2023年12月12日から2024年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな国内リートインデックスファンドの2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな国内リートインデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,145,485	52,445,753
親投資信託受益証券	9,161,703,224	11,705,022,575
未収入金	1,100,000	-
未収利息	-	158
流動資産合計	9,208,948,709	11,757,468,486
資産合計	9,208,948,709	11,757,468,486
負債の部		
流動負債		
未払解約金	19,043,849	15,184,449
未払受託者報酬	1,447,046	1,930,408
未払委託者報酬	13,023,320	17,373,582
未払利息	125	-
その他未払費用	294,730	392,423
流動負債合計	33,809,070	34,880,862
負債合計	33,809,070	34,880,862
純資産の部		
元本等		
元本	7,342,810,200	10,035,124,602
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,832,329,439	1,687,463,022
(分配準備積立金)	697,495,707	938,916,458
元本等合計	9,175,139,639	11,722,587,624
純資産合計	9,175,139,639	11,722,587,624
負債純資産合計	9,208,948,709	11,757,468,486

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期		第8期	
	自	2022年12月13日 至 2023年12月11日	自	2023年12月12日 至 2024年12月10日
営業収益				
受取利息		-		17,906
有価証券売買等損益		△117,279,767		△777,080,649
営業収益合計		△117,279,767		△777,062,743
営業費用				
支払利息		24,873		11,353
受託者報酬		2,482,443		3,721,779
委託者報酬		22,341,867		33,495,846
その他費用		506,462		756,845
営業費用合計		25,355,645		37,985,823
営業利益又は営業損失(△)		△142,635,412		△815,048,566
経常利益又は経常損失(△)		△142,635,412		△815,048,566
当期純利益又は当期純損失(△)		△142,635,412		△815,048,566
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△69,411,193		△139,040,798
期首剰余金又は期首欠損金(△)		1,484,225,029		1,832,329,439
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,112,108,465		1,503,030,680
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,112,108,465		1,503,030,680
剰余金減少額又は欠損金増加額		690,779,836		971,889,329
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		690,779,836		971,889,329
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		1,832,329,439		1,687,463,022

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2023年12月12日から2024年12月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年12月11日現在		第8期 2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	5,334,690,886円	期首元本額	7,342,810,200円
期中追加設定元本額	4,570,724,727円	期中追加設定元本額	6,715,632,950円
期中一部解約元本額	2,562,605,413円	期中一部解約元本額	4,023,318,548円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	7,342,810,200口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	10,035,124,602口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.2495円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.1682円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(12,495円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(11,682円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日		第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	286,679,047円	A 費用控除後の配当等収益額	480,694,770円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	2,799,636,563円	C 収益調整金額	4,326,102,661円
D 分配準備積立金額	410,816,660円	D 分配準備積立金額	458,221,688円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	3,497,132,270円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	5,265,019,119円
F 当ファンドの期末残存口数	7,342,810,200口	F 当ファンドの期末残存口数	10,035,124,602口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	4,762円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	5,246円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日		第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	同左

<p>これらは、リートの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	△44,676,263	△648,993,481
合計	△44,676,263	△648,993,481

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM国内リートマザーファンド	8,716,227,996	11,705,022,575	
合計		8,716,227,996	11,705,022,575	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM国内リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託受益証券の状況は、後述の「FWりそな先進国リートインデックスファンド」の参考に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 健嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな先進国リートインデックスファンドの2023年12月12日から2024年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな先進国リートインデックスファンドの2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【FWりそな先進国リートインデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	95,325,848	110,084,119
親投資信託受益証券	20,408,389,561	24,210,689,326
未収入金	6,800,000	-
未収利息	-	331
流動資産合計	20,510,515,409	24,320,773,776
資産合計	20,510,515,409	24,320,773,776
負債の部		
流動負債		
未払解約金	30,149,060	22,548,426
未払受託者報酬	3,073,775	3,882,836
未払委託者報酬	37,909,839	47,888,272
未払利息	258	-
その他未払費用	626,064	789,424
流動負債合計	71,758,996	75,108,958
負債合計	71,758,996	75,108,958
純資産の部		
元本等		
元本	14,164,619,068	13,659,455,153
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6,274,137,345	10,586,209,665
(分配準備積立金)	2,335,092,975	5,256,380,169
元本等合計	20,438,756,413	24,245,664,818
純資産合計	20,438,756,413	24,245,664,818
負債純資産合計	20,510,515,409	24,320,773,776

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期		第8期	
	自	2022年12月13日 至 2023年12月11日	自	2023年12月12日 至 2024年12月10日
営業収益				
受取利息		-		36,041
有価証券売買等損益		1,966,049,070		4,545,299,765
営業収益合計		1,966,049,070		4,545,335,806
営業費用				
支払利息		45,381		19,815
受託者報酬		4,811,099		7,367,985
委託者報酬		59,336,744		90,871,747
その他費用		981,678		1,498,482
営業費用合計		65,174,902		99,758,029
営業利益又は営業損失(△)		1,900,874,168		4,445,577,777
経常利益又は経常損失(△)		1,900,874,168		4,445,577,777
当期純利益又は当期純損失(△)		1,900,874,168		4,445,577,777
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		159,670,487		704,998,349
期首剰余金又は期首欠損金(△)		1,858,043,565		6,274,137,345
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,525,683,314		3,309,031,242
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,525,683,314		3,309,031,242
剰余金減少額又は欠損金増加額		850,793,215		2,737,538,350
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		850,793,215		2,737,538,350
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		6,274,137,345		10,586,209,665

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとなっております。ただし、前計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2023年12月12日から2024年12月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年12月11日現在		第8期 2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況		1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	5,624,584,486円	期首元本額	14,164,619,068円
期中追加設定元本額	11,222,563,087円	期中追加設定元本額	5,403,206,031円
期中一部解約元本額	2,682,528,505円	期中一部解約元本額	5,908,369,946円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	14,164,619,068口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	13,659,455,153口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.4429円	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.7750円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(14,429円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(17,750円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日		第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	543,482,740円	A 費用控除後の配当等収益額	836,640,166円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	887,409,606円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	2,903,939,262円
C 収益調整金額	6,274,133,982円	C 収益調整金額	6,799,087,072円
D 分配準備積立金額	904,200,629円	D 分配準備積立金額	1,515,800,741円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	8,609,226,957円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D)	12,055,467,241円
F 当ファンドの期末残存口数	14,164,619,068口	F 当ファンドの期末残存口数	13,659,455,153口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	6,077円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000)	8,825円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円	I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第7期 自2022年12月13日 至2023年12月11日		第8期 自2023年12月12日 至2024年12月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	同左

<p>これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年12月11日現在	第8期 2024年12月10日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第8期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,887,312,808	4,093,657,537
合計	1,887,312,808	4,093,657,537

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	RM先進国リートマザーファンド	12,703,021,841	24,210,689,326	
合計		12,703,021,841	24,210,689,326	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「RM先進国リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

「RM国内債券マザーファンド」「RM国内株式マザーファンド」「RM先進国債券マザーファンド」「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」「RM新興国債券マザーファンド」「RM先進国株式マザーファンド」「RM新興国株式マザーファンド」「RM国内リートマザーファンド」及び「RM先進国リートマザーファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

RM国内債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年12月10日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	717,687
コール・ローン	1,069,321,651
国債証券	184,883,611,680
地方債証券	10,974,860,470
特殊債券	10,624,024,908
社債券	10,147,988,000
未収利息	439,449,000
前払費用	27,525,294
流動資産合計	218,167,498,690
資産合計	218,167,498,690
負債の部	
流動負債	
未払金	100,000,000
流動負債合計	100,000,000
負債合計	100,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	224,162,529,783
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	△6,095,031,093
元本等合計	218,067,498,690
純資産合計	218,067,498,690
負債純資産合計	218,167,498,690

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年12月12日
期首元本額	201,153,521,144円
期中追加設定元本額	103,565,838,766円
期中一部解約元本額	80,556,830,127円
期末元本額	224,162,529,783円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	7,799,534,366円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	6,530,513,858円
りそなラップ型ファンド(成長型)	577,588,679円
DCりそな グローバルバランス	1,180,192,654円
つみたてバランスファンド	12,489,441,605円
りそなターゲット・イヤード2030	8,260,566,087円
りそなターゲット・イヤード2040	2,614,600,305円
りそなターゲット・イヤード2050	796,623,233円
りそなターゲット・イヤード2035	1,582,368,375円
りそなターゲット・イヤード2045	465,987,583円
りそなターゲット・イヤード2055	108,971,695円
りそなターゲット・イヤード2060	137,796,993円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	796,405,660円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	353,497,426円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	28,993,458円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	378,620,190円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	65,483,140円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	32,239,824円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	78,340,730円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	19,157,427円
ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)	12,494,979円
りそなターゲット・イヤード2065	910,755円
りそなターゲット・イヤード2035(運用継続型)	225,672円
りそなターゲット・イヤード2040(運用継続型)	175,840円
りそなターゲット・イヤード2045(運用継続型)	133,770円
りそなターゲット・イヤード2050(運用継続型)	96,702円
りそなターゲット・イヤード2055(運用継続型)	63,209円
りそなターゲット・イヤード2060(運用継続型)	32,473円
りそなターゲット・イヤード2065(運用継続型)	11,131円
FWりそな円建債券アクティブファンド	122,934,968円
FWりそな国内債券インデックスファンド	142,315,996,627円
S m a r t e r i 国内債券インデックス	16,826,839,548円
S m a r t e r i 8資産バランス 安定型	2,898,237,821円
S m a r t e r i 8資産バランス 安定成長型	2,175,491,977円

S m a r t i 8資産バランス 成長型	563,889,822円
りそなF T 国内債券インデックス (適格機関投資家専用)	8,065,233,859円
りそなF T R Cバランスファンド (適格機関投資家専用)	5,751,166,522円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	15,207,559円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	16,496,330円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	14,202,388円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	579,398,541円
りそなF T パッシブバランスⅡ (適格機関投資家専用)	506,366,002円
2. 計算日における受益権の総数	224,162,529,783口
3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	6,095,031,093円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9728円
(10,000口当たり純資産額)	(9,728円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月10日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年12月10日現在	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年12月10日現在
	損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	△4,115,360,630
地方債証券	△179,006,575
特殊債券	△224,930,080
社債券	△107,318,000
合計	△4,626,615,285

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第456回利付国債（2年）	450,000,000	448,339,500	
	第457回利付国債（2年）	670,000,000	667,179,300	
	第458回利付国債（2年）	1,350,000,000	1,345,329,000	
	第459回利付国債（2年）	200,000,000	199,222,000	
	第460回利付国債（2年）	620,000,000	618,164,800	
	第461回利付国債（2年）	1,010,000,000	1,008,081,000	
	第463回利付国債（2年）	800,000,000	797,984,000	
	第464回利付国債（2年）	900,000,000	897,534,000	
	第465回利付国債（2年）	1,080,000,000	1,076,814,000	
	第466回利付国債（2年）	770,000,000	768,991,300	
	第147回利付国債（5年）	3,320,000,000	3,299,648,400	
	第148回利付国債（5年）	3,040,000,000	3,015,406,400	
	第149回利付国債（5年）	2,600,000,000	2,574,624,000	
	第150回利付国債（5年）	2,440,000,000	2,412,647,600	
	第151回利付国債（5年）	610,000,000	602,271,300	
	第152回利付国債（5年）	2,120,000,000	2,097,655,200	
	第153回利付国債（5年）	2,420,000,000	2,385,394,000	
	第154回利付国債（5年）	1,930,000,000	1,903,906,400	
	第155回利付国債（5年）	720,000,000	713,368,800	
	第156回利付国債（5年）	1,960,000,000	1,936,127,200	
	第157回利付国債（5年）	800,000,000	789,096,000	
	第158回利付国債（5年）	2,520,000,000	2,477,588,400	
	第159回利付国債（5年）	490,000,000	480,881,100	
	第160回利付国債（5年）	480,000,000	472,718,400	
第161回利付国債（5年）	1,840,000,000	1,818,435,200		
第162回利付国債（5年）	660,000,000	651,367,200		
第163回利付国債（5年）	1,510,000,000	1,495,806,000		
第164回利付国債（5年）	330,000,000	323,921,400		

第165回利付国債（5年）	1,320,000,000	1,300,846,800	
第166回利付国債（5年）	340,000,000	336,399,400	
第167回利付国債（5年）	630,000,000	622,547,100	
第168回利付国債（5年）	700,000,000	697,529,000	
第169回利付国債（5年）	170,000,000	168,694,400	
第170回利付国債（5年）	500,000,000	497,695,000	
第171回利付国債（5年）	900,000,000	887,967,000	
第172回利付国債（5年）	780,000,000	772,987,800	
第173回利付国債（5年）	270,000,000	268,442,100	
第174回利付国債（5年）	1,200,000,000	1,198,608,000	
第1回利付国債（40年）	100,000,000	107,289,000	
第2回利付国債（40年）	180,000,000	185,578,200	
第3回利付国債（40年）	110,000,000	112,558,600	
第4回利付国債（40年）	170,000,000	172,439,500	
第5回利付国債（40年）	220,000,000	212,680,600	
第6回利付国債（40年）	200,000,000	187,580,000	
第7回利付国債（40年）	450,000,000	399,964,500	
第8回利付国債（40年）	500,000,000	408,040,000	
第9回利付国債（40年）	860,000,000	502,876,400	
第10回利付国債（40年）	760,000,000	521,831,200	
第11回利付国債（40年）	660,000,000	431,145,000	
第12回利付国債（40年）	640,000,000	365,612,800	
第13回利付国債（40年）	870,000,000	484,790,100	
第14回利付国債（40年）	870,000,000	513,500,100	
第15回利付国債（40年）	920,000,000	596,748,800	
第16回利付国債（40年）	860,000,000	608,742,400	
第17回利付国債（40年）	550,000,000	504,795,500	
第342回利付国債（10年）	380,000,000	378,126,600	
第343回利付国債（10年）	780,000,000	774,813,000	
第344回利付国債（10年）	960,000,000	952,233,600	
第345回利付国債（10年）	1,070,000,000	1,060,038,300	
第346回利付国債（10年）	1,310,000,000	1,296,192,600	
第347回利付国債（10年）	750,000,000	741,045,000	
第348回利付国債（10年）	1,690,000,000	1,667,151,200	
第349回利付国債（10年）	1,340,000,000	1,319,699,000	
第350回利付国債（10年）	980,000,000	963,506,600	

第351回利付国債（10年）	1,360,000,000	1,334,690,400	
第352回利付国債（10年）	1,180,000,000	1,155,869,000	
第353回利付国債（10年）	1,950,000,000	1,906,437,000	
第354回利付国債（10年）	1,440,000,000	1,404,748,800	
第355回利付国債（10年）	1,670,000,000	1,625,694,900	
第356回利付国債（10年）	2,210,000,000	2,146,727,700	
第357回利付国債（10年）	2,220,000,000	2,152,711,800	
第358回利付国債（10年）	1,830,000,000	1,771,915,800	
第359回利付国債（10年）	2,440,000,000	2,358,992,000	
第360回利付国債（10年）	2,440,000,000	2,354,795,200	
第361回利付国債（10年）	1,980,000,000	1,907,452,800	
第362回利付国債（10年）	2,740,000,000	2,634,099,000	
第363回利付国債（10年）	1,810,000,000	1,735,735,700	
第364回利付国債（10年）	2,320,000,000	2,219,172,800	
第365回利付国債（10年）	2,270,000,000	2,165,738,900	
第366回日本国債（10年）	2,720,000,000	2,606,059,200	
第367回日本国債（10年）	2,480,000,000	2,368,524,000	
第368回日本国債（10年）	2,340,000,000	2,227,422,600	
第369回日本国債（10年）	2,200,000,000	2,138,928,000	
第370回利付国債（10年）	2,710,000,000	2,627,561,800	
第371回利付国債（10年）	1,950,000,000	1,869,114,000	
第372回利付国債（10年）	1,620,000,000	1,602,261,000	
第373回利付国債（10年）	1,650,000,000	1,598,668,500	
第374回利付国債（10年）	1,670,000,000	1,641,660,100	
第375回利付国債（10年）	1,660,000,000	1,671,520,400	
第376回利付国債（10年）	1,290,000,000	1,271,707,800	
第1回利付国債（30年）	60,000,000	65,837,400	
第7回利付国債（30年）	40,000,000	44,305,600	
第10回利付国債（30年）	30,000,000	30,520,500	
第11回利付国債（30年）	80,000,000	85,200,800	
第12回利付国債（30年）	80,000,000	87,878,400	
第13回利付国債（30年）	200,000,000	217,908,000	
第14回利付国債（30年）	60,000,000	67,470,000	
第15回利付国債（30年）	200,000,000	226,774,000	
第16回利付国債（30年）	140,000,000	158,769,800	
第17回利付国債（30年）	160,000,000	179,998,400	

第18回利付国債（30年）	60,000,000	66,953,400	
第19回利付国債（30年）	100,000,000	111,580,000	
第20回利付国債（30年）	100,000,000	113,596,000	
第21回利付国債（30年）	180,000,000	200,842,200	
第22回利付国債（30年）	50,000,000	56,848,500	
第23回利付国債（30年）	220,000,000	250,091,600	
第24回利付国債（30年）	170,000,000	193,199,900	
第25回利付国債（30年）	200,000,000	222,884,000	
第26回利付国債（30年）	205,000,000	230,694,700	
第27回利付国債（30年）	295,000,000	335,066,900	
第28回利付国債（30年）	290,000,000	329,013,700	
第29回利付国債（30年）	150,000,000	168,097,500	
第30回利付国債（30年）	190,000,000	210,214,100	
第31回利付国債（30年）	170,000,000	185,400,300	
第32回利付国債（30年）	335,000,000	368,985,750	
第33回利付国債（30年）	290,000,000	306,541,600	
第34回利付国債（30年）	335,000,000	362,352,750	
第35回利付国債（30年）	406,000,000	425,788,440	
第36回利付国債（30年）	425,000,000	444,095,250	
第37回利付国債（30年）	570,000,000	584,763,000	
第38回利付国債（30年）	220,000,000	221,368,400	
第39回利付国債（30年）	380,000,000	387,698,800	
第40回利付国債（30年）	315,000,000	315,441,000	
第41回利付国債（30年）	305,000,000	300,037,650	
第42回利付国債（30年）	440,000,000	431,543,200	
第43回利付国債（30年）	390,000,000	381,607,200	
第44回利付国債（30年）	470,000,000	458,132,500	
第45回利付国債（30年）	500,000,000	469,625,000	
第46回利付国債（30年）	610,000,000	571,362,600	
第47回利付国債（30年）	600,000,000	570,468,000	
第48回利付国債（30年）	563,000,000	514,553,850	
第49回利付国債（30年）	570,000,000	519,378,300	
第50回利付国債（30年）	590,000,000	474,430,800	
第51回利付国債（30年）	650,000,000	463,508,500	
第52回利付国債（30年）	680,000,000	506,076,400	
第53回利付国債（30年）	560,000,000	424,547,200	

第54回利付国債（30年）	610,000,000	481,985,400	
第55回利付国債（30年）	350,000,000	275,373,000	
第56回利付国債（30年）	590,000,000	462,211,900	
第57回利付国債（30年）	570,000,000	444,639,900	
第58回利付国債（30年）	910,000,000	706,842,500	
第59回利付国債（30年）	530,000,000	399,943,300	
第60回利付国債（30年）	540,000,000	426,092,400	
第61回利付国債（30年）	470,000,000	351,456,600	
第62回利付国債（30年）	660,000,000	466,237,200	
第63回利付国債（30年）	440,000,000	300,665,200	
第64回利付国債（30年）	530,000,000	359,991,900	
第65回利付国債（30年）	430,000,000	290,318,800	
第66回利付国債（30年）	710,000,000	476,140,200	
第67回利付国債（30年）	500,000,000	352,800,000	
第68回利付国債（30年）	690,000,000	484,117,800	
第69回利付国債（30年）	590,000,000	423,555,100	
第70回利付国債（30年）	860,000,000	613,558,400	
第71回利付国債（30年）	590,000,000	418,622,700	
第72回利付国債（30年）	640,000,000	451,961,600	
第73回利付国債（30年）	500,000,000	351,445,000	
第74回利付国債（30年）	790,000,000	601,253,200	
第75回利付国債（30年）	610,000,000	500,023,100	
第76回利付国債（30年）	530,000,000	443,885,600	
第77回利付国債（30年）	560,000,000	491,103,200	
第78回利付国債（30年）	860,000,000	716,354,200	
第79回利付国債（30年）	590,000,000	465,386,100	
第80回利付国債（30年）	520,000,000	474,978,400	
第81回利付国債（30年）	590,000,000	512,757,200	
第82回利付国債（30年）	550,000,000	500,577,000	
第83回利付国債（30年）	620,000,000	616,683,000	
第84回利付国債（30年）	420,000,000	408,399,600	
第85回利付国債（20年）	150,000,000	153,060,000	
第86回利付国債（20年）	100,000,000	102,293,000	
第87回利付国債（20年）	90,000,000	91,949,400	
第88回利付国債（20年）	185,000,000	189,932,100	
第89回利付国債（20年）	120,000,000	123,018,000	

第90回利付国債（20年）	170,000,000	174,930,000	
第91回利付国債（20年）	80,000,000	82,460,800	
第92回利付国債（20年）	255,000,000	262,887,150	
第93回利付国債（20年）	80,000,000	82,583,200	
第94回利付国債（20年）	140,000,000	144,834,200	
第95回利付国債（20年）	185,000,000	192,960,550	
第96回利付国債（20年）	70,000,000	72,663,500	
第97回利付国債（20年）	130,000,000	135,751,200	
第98回利付国債（20年）	70,000,000	72,905,700	
第99回利付国債（20年）	85,000,000	88,800,350	
第100回利付国債（20年）	151,000,000	158,699,490	
第101回利付国債（20年）	20,000,000	21,151,400	
第102回利付国債（20年）	145,000,000	153,898,650	
第103回利付国債（20年）	100,000,000	105,792,000	
第104回利付国債（20年）	10,000,000	10,510,200	
第105回利付国債（20年）	12,000,000	12,648,120	
第106回利付国債（20年）	40,000,000	42,308,000	
第107回利付国債（20年）	80,000,000	84,548,800	
第108回利付国債（20年）	220,000,000	230,784,400	
第109回利付国債（20年）	80,000,000	84,085,600	
第110回利付国債（20年）	195,000,000	206,620,050	
第111回利付国債（20年）	50,000,000	53,323,000	
第112回利付国債（20年）	205,000,000	217,726,400	
第113回利付国債（20年）	85,000,000	90,477,400	
第114回利付国債（20年）	160,000,000	170,913,600	
第115回利付国債（20年）	100,000,000	107,306,000	
第116回利付国債（20年）	140,000,000	150,752,000	
第117回利付国債（20年）	225,000,000	241,134,750	
第118回利付国債（20年）	131,000,000	140,092,710	
第119回利付国債（20年）	150,000,000	158,773,500	
第120回利付国債（20年）	240,000,000	251,484,000	
第121回利付国債（20年）	115,000,000	122,660,150	
第122回利付国債（20年）	190,000,000	201,601,400	
第123回利付国債（20年）	265,000,000	286,446,450	
第124回利付国債（20年）	200,000,000	215,030,000	
第125回利付国債（20年）	120,000,000	130,773,600	

第126回利付国債（20年）	100,000,000	107,745,000	
第127回利付国債（20年）	130,000,000	139,287,200	
第128回利付国債（20年）	225,000,000	241,465,500	
第129回利付国債（20年）	240,000,000	256,068,000	
第130回利付国債（20年）	220,000,000	235,043,600	
第131回利付国債（20年）	30,000,000	31,857,900	
第132回利付国債（20年）	80,000,000	85,071,200	
第133回利付国債（20年）	355,000,000	379,871,300	
第134回利付国債（20年）	45,000,000	48,191,400	
第135回利付国債（20年）	40,000,000	42,561,200	
第136回利付国債（20年）	220,000,000	232,491,600	
第137回利付国債（20年）	160,000,000	170,278,400	
第138回利付国債（20年）	210,000,000	220,430,700	
第140回利付国債（20年）	790,000,000	841,120,900	
第141回利付国債（20年）	145,000,000	154,432,250	
第142回利付国債（20年）	240,000,000	257,512,800	
第143回利付国債（20年）	335,000,000	354,141,900	
第144回利付国債（20年）	430,000,000	451,074,300	
第145回利付国債（20年）	755,000,000	804,082,550	
第146回利付国債（20年）	610,000,000	649,424,300	
第147回利付国債（20年）	775,000,000	817,888,500	
第148回利付国債（20年）	515,000,000	538,216,200	
第149回利付国債（20年）	150,000,000	156,453,000	
第150回利付国債（20年）	940,000,000	970,023,600	
第151回利付国債（20年）	1,145,000,000	1,157,949,950	
第152回利付国債（20年）	1,100,000,000	1,110,142,000	
第153回利付国債（20年）	620,000,000	630,502,800	
第154回利付国債（20年）	1,148,000,000	1,153,498,920	
第155回利付国債（20年）	1,010,000,000	991,779,600	
第156回利付国債（20年）	970,000,000	888,539,400	
第157回利付国債（20年）	1,150,000,000	1,023,730,000	
第158回利付国債（20年）	730,000,000	670,359,000	
第159回利付国債（20年）	940,000,000	869,763,200	
第160回利付国債（20年）	1,130,000,000	1,054,335,200	
第161回利付国債（20年）	840,000,000	770,859,600	
第162回利付国債（20年）	960,000,000	877,238,400	

	第163回利付国債（20年）	870,000,000	791,143,200	
	第164回利付国債（20年）	1,110,000,000	991,529,700	
	第165回利付国債（20年）	910,000,000	808,598,700	
	第166回利付国債（20年）	880,000,000	800,078,400	
	第167回利付国債（20年）	890,000,000	782,790,600	
	第168回利付国債（20年）	1,110,000,000	957,463,800	
	第169回利付国債（20年）	650,000,000	549,120,000	
	第170回利付国債（20年）	1,160,000,000	974,539,200	
	第171回利付国債（20年）	790,000,000	659,997,600	
	第172回利付国債（20年）	1,010,000,000	852,359,200	
	第173回利付国債（20年）	910,000,000	763,763,000	
	第174回利付国債（20年）	1,000,000,000	834,650,000	
	第175回利付国債（20年）	810,000,000	683,712,900	
	第176回利付国債（20年）	1,220,000,000	1,024,263,200	
	第177回利付国債（20年）	870,000,000	713,513,100	
	第178回利付国債（20年）	1,320,000,000	1,095,362,400	
	第179回利付国債（20年）	570,000,000	470,677,500	
	第180回利付国債（20年）	1,210,000,000	1,047,811,600	
	第181回利付国債（20年）	860,000,000	754,374,800	
	第182回利付国債（20年）	1,120,000,000	1,012,368,000	
	第183回利付国債（20年）	700,000,000	662,795,000	
	第184回利付国債（20年）	1,100,000,000	987,338,000	
	第185回利付国債（20年）	950,000,000	849,357,000	
	第186回利付国債（20年）	900,000,000	858,492,000	
	第187回利付国債（20年）	800,000,000	735,488,000	
	第188回利付国債（20年）	400,000,000	385,792,000	
	第189回利付国債（20年）	750,000,000	758,092,500	
	第190回利付国債（20年）	470,000,000	465,920,400	
	国債証券合計	196,926,000,000	184,883,611,680	
地方債証券	第14回東京都公募公債	100,000,000	105,124,000	
	第761回東京都公募公債	100,000,000	98,966,000	
	第785回東京都公募公債	100,000,000	98,033,000	
	第789回東京都公募公債	100,000,000	97,323,000	
	第817回東京都公募公債	100,000,000	94,998,000	
	第843回東京都公募公債	100,000,000	98,275,000	
	第24回東京都公募公債（20年）	100,000,000	107,160,000	

平成28年度第8回北海道公募公債	100,000,000	98,878,000	
第15回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	106,481,000	
第220回神奈川県公募公債	100,000,000	99,343,000	
第263回神奈川県公募公債	100,000,000	100,300,000	
第20回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	105,714,000	
第96回神奈川県公募公債(5年)	100,000,000	99,291,000	
第429回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	98,358,000	
第451回大阪府公募公債	100,000,000	96,284,000	
第471回大阪府公募公債	140,000,000	132,921,600	
第5回大阪府公募公債(15年)	200,000,000	191,120,000	
第4回大阪府公募公債(20年)	100,000,000	107,237,000	
平成27年度第13回京都府公募公債	100,000,000	99,390,000	
平成28年度第5回京都府公募公債(20年)	100,000,000	89,044,000	
平成29年度第1回兵庫県公募公債	100,000,000	98,826,000	
第41回兵庫県公募公債(20年)	100,000,000	82,878,000	
令和元年度第2回兵庫県公募公債	100,000,000	96,982,000	
第5回静岡県公募公債(20年)	100,000,000	104,394,000	
第6回静岡県公募公債(15年)	200,000,000	202,336,000	
平成30年度第14回静岡県公募公債	100,000,000	97,577,000	
令和6年度第2回静岡県公募公債(5年)	100,000,000	98,643,000	
平成22年度第8回愛知県公募公債	100,000,000	106,036,000	
平成26年度第11回愛知県公募公債(15年)	100,000,000	100,683,000	
平成28年度第8回愛知県公募公債	100,000,000	98,994,000	
平成29年度第11回愛知県公募公債	100,000,000	98,658,000	
令和3年度第12回愛知県公募公債	100,000,000	81,227,000	
令和5年度第17回愛知県公募公債(10年)	100,000,000	98,092,000	
令和6年度第4回愛知県公募公債(20年)	100,000,000	98,745,000	
平成30年度第1回広島県公募公債	100,000,000	98,199,000	
令和3年度第1回広島県公募公債	100,000,000	95,635,000	
令和4年度第5回広島県公募公債	100,000,000	98,683,000	
令和5年度第1回広島県公募公債(20年)	100,000,000	92,577,000	
第8回埼玉県公募公債	100,000,000	106,451,000	
第14回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	103,850,000	
令和6年度第2回埼玉県公募公債(5年)	100,000,000	98,600,000	
令和3年度第9回埼玉県公募公債	100,000,000	88,862,000	
第3回埼玉県公募公債(10年)	100,000,000	98,572,000	

平成27年度第1回福岡県公募公債（20年）	300,000,000	301,800,000	
令和6年度第4回福岡県公募公債	100,000,000	100,301,000	
令和5年度第2回福岡県公募公債（20年）	100,000,000	88,942,000	
第11回千葉県公募公債	100,000,000	106,742,000	
令和4年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	96,862,000	
令和3年度第5回千葉県公募公債	100,000,000	95,004,000	
令和5年度第8回千葉県公募公債	100,000,000	98,567,000	
第15回千葉県公募公債	85,000,000	78,304,550	
令和3年度第3回茨城県公募公債	100,000,000	98,894,000	
令和5年度第2回茨城県公募公債	100,000,000	98,560,000	
第18回群馬県公募公債（5年）	100,000,000	99,020,000	
第15回群馬県公募公債（20年）	100,000,000	98,675,000	
第156回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,360,000	
第169回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,916,000	
第172回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,817,000	
第174回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,494,000	
第181回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,190,000	
第185回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,165,000	
第187回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,139,000	
第191回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,360,000	
第197回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,543,000	
第207回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,395,000	
第209回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,158,000	
第217回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,036,000	
第222回共同発行市場公募地方債	100,000,000	95,068,000	
第231回共同発行市場公募地方債	100,000,000	95,583,000	
第245回共同発行市場公募地方債	200,000,000	195,894,000	
第246回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,722,000	
第249回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,362,000	
第250回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,724,000	
第252回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,606,000	
第253回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,757,000	
第255回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,576,000	
第257回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,277,000	
令和3年度第2回堺市公募公債	85,000,000	78,247,600	
令和元年度第3回堺市公募公債	100,000,000	96,524,000	

	令和4年度第2回長崎県公募公債（20年・定時償還）	90,000,000	83,605,500	
	令和5年度第2回島根県公募公債（20年）	100,000,000	98,507,000	
	令和4年度第1回島根県公募公債	100,000,000	87,993,000	
	令和2年度第1回佐賀県公募公債	100,000,000	96,020,000	
	令和4年度第3回奈良県公募公債（20年・定時償還）	90,000,000	84,143,700	
	第11回大阪市公募公債	100,000,000	107,393,000	
	第9回大阪市公募公債（20年）	100,000,000	106,247,000	
	第17回名古屋市公募公債	100,000,000	99,792,000	
	令和元年度第4回京都市公募公債	114,500,000	110,613,870	
	平成22年度第9回神戸市公募公債	100,000,000	107,525,000	
	平成26年度第3回神戸市公募公債（20年）	100,000,000	103,137,000	
	第23回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	107,901,000	
	第21回横浜市公募公債	100,000,000	106,300,000	
	第25回横浜市公募公債（20年）	100,000,000	105,859,000	
	平成26年度第5回札幌市公募公債（15年）	100,000,000	100,698,000	
	令和4年度第3回札幌市公募公債（10年）	100,000,000	96,051,000	
	第12回川崎市公募公債（30年）	100,000,000	67,260,000	
	第37回川崎市公募公債	87,500,000	80,568,250	
	第70回川崎市公募公債（5年）	100,000,000	98,852,000	
	第73回川崎市公募公債（5年）	100,000,000	98,588,000	
	2019年度第7回福岡市公募公債（20年）	100,000,000	82,363,000	
	2020年度第7回福岡市公募公債（20年）	100,000,000	82,878,000	
	令和5年度第3回仙台市公募公債（5年）	100,000,000	98,059,000	
	平成29年度第3回千葉市公募公債	120,000,000	118,226,400	
	平成26年度第1回福井県公募公債	100,000,000	103,140,000	
	平成29年度第5回福井県公募公債	100,000,000	98,220,000	
	令和2年度第1回山梨県公募公債（10年）	100,000,000	96,070,000	
	平成29年度第2回岡山県公募公債	100,000,000	98,524,000	
	地方債証券合計	11,212,000,000	10,974,860,470	
特殊債券	第34回新関西国際空港株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	90,541,000	
	第47回株式会社日本政策投資銀行無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	100,723,000	
	第49回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	98,120,000	
	第89回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	98,466,000	
	第117回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	67,119,000	

(社債間限定同順)			
第131回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	69,661,000	
第83回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	99,957,000	
第16回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	113,796,000	
第125回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,720,000	
第127回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,206,000	
第138回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,890,000	
第148回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,411,000	
第183回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,032,000	
第205回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,229,000	
第266回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	133,000,000	132,680,800	
第270回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	95,615,000	
第300回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,924,000	
第330回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,527,000	
第345回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,117,000	
第375回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	97,283,000	
第387回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	96,525,000	
第474回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシ	100,000,000	96,621,000	
第12回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,775,000	
第283回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	89,998,000	
第312回日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシャルボン	100,000,000	93,749,000	
第314回日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシャルボン	100,000,000	88,458,000	
第316回日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシャルボン	100,000,000	95,204,000	
第320回日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシャルボン	100,000,000	96,688,000	
第331回日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシャルボン	100,000,000	98,943,000	
第478回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシ	100,000,000	99,826,000	
第481回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシ	100,000,000	100,260,000	

第486回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券（ソーシ	100,000,000	98,446,000	
第1回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,024,000	
第5回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	106,769,000	
第18回公営企業債券（20年）	100,000,000	102,889,000	
第20回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	105,962,000	
第22回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	105,224,000	
第30回地方公共団体金融機構債券（5年）	100,000,000	98,633,000	
第45回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	99,463,000	
第66回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	87,992,000	
F73回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,889,000	
第95回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,794,000	
第96回政府保証地方公共団体金融機構債券	120,000,000	118,483,200	
第97回政府保証地方公共団体金融機構債券	145,000,000	143,171,550	
第111回政府保証地方公共団体金融機構債券	213,000,000	209,187,300	
第163回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	96,461,000	
F305回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	94,207,000	
F143回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	203,322,000	
F159回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,173,000	
F14回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	68,447,000	
F151回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	94,580,000	
第10回株式会社日本政策金融公庫社債（一般担保付）	100,000,000	106,596,000	
第117回都市再生債券	100,000,000	99,516,000	
第34回政府保証中部国際空港債券	100,000,000	97,567,000	
第2回一般担保住宅金融公庫債券	100,000,000	102,798,000	
第6回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	34,611,000	33,836,405	
第7回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	36,947,000	36,201,040	
第25回政府保証住宅金融支援機構債券（グリーンボンド）	100,000,000	96,224,000	
第97回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	106,538,000	
第102回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,633,000	
第117回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	203,816,000	
第123回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,270,000	61,705,322	
第125回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	65,581,000	60,862,447	
第127回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,108,000	62,965,846	
第128回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,401,000	61,567,671	

第135回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	69,205,000	63,694,205	
第137回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,450,000	65,185,976	
第150回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	76,784,000	69,219,240	
第154回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	78,617,000	71,265,524	
第161回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	80,118,000	72,699,073	
第168回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,345,000	74,849,134	
第170回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,502,000	75,809,795	
第171回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	84,868,000	76,636,652	
第172回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	84,702,000	76,467,271	
第173回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	84,941,000	76,733,151	
第174回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,781,000	77,922,602	
第175回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,812,000	78,664,693	
第183回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,499,000	81,175,707	
第184回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	179,122,000	163,823,189	
第185回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,725,000	82,637,622	
第186回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,430,000	84,564,710	
第187回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,853,000	85,071,115	
第188回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,097,000	86,429,151	
第198回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,404,000	92,364,873	
第199回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,425,000	91,850,030	
第201回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,489,000	92,046,621	
第203回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,552,000	94,320,683	
第206回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,881,000	97,072,502	
第207回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,529,000	98,428,500	
第223回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	95,290,000	
第351回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	90,549,000	
第1回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	24,346,000	23,951,594	
第2回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	24,574,000	24,191,382	
第3回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	25,992,000	25,627,332	
第334回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	80,208,000	
第356回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	94,648,000	
第27回成田国際空港株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	88,426,000	
い第866号商工債	100,000,000	98,368,000	
い第870号商工債	100,000,000	98,154,000	
い第879号商工債	100,000,000	98,198,000	

	第376回信金中金債	100,000,000	99,217,000	
	第385回信金中金債	100,000,000	98,582,000	
	第25回国際協力機構債券	100,000,000	102,913,000	
	第58回東日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人）	100,000,000	97,163,000	
	第85回東日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人）	100,000,000	94,825,000	
	第117回東日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法）	100,000,000	99,983,000	
	第87回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,245,000	
	第88回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,118,000	
	第101回中日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法）	100,000,000	98,608,000	
	第90回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人）	100,000,000	99,593,000	
	第75回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	98,884,000	
	第93回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	88,325,000	
	第103回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	79,017,000	
	特殊債券合計	10,997,961,000	10,624,024,908	
社債券	第44回フランス相互信用連合銀行（BFCEM）円貨社債（202）	100,000,000	99,346,000	
	第27回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付円	100,000,000	99,321,000	
	第26回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債	100,000,000	99,281,000	
	第6回フランス電力円貨社債（2023）	100,000,000	99,125,000	
	第33回清水建設株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,560,000	
	第13回大和ハウス工業株式会社無担保社債（特定社債間限定同順）	100,000,000	98,622,000	
	第1回株式会社日清製粉グループ本社無担保社債	100,000,000	96,169,000	
	第20回森永乳業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,584,000	
	第1回株式会社博報堂DYホールディングス無担保社債	100,000,000	99,499,000	
	第22回キリンホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定）	100,000,000	98,835,000	
	第27回味の素株式会社無担保社債	100,000,000	96,950,000	
	第27回株式会社ニチレイ無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,177,000	
	第8回トヨタ紡織株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,844,000	
	第18回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債（社）	100,000,000	97,839,000	
	第18回旭化成株式会社無担保社債	100,000,000	93,732,000	

第27回旭化成株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）（	100,000,000	99,970,000	
第29回北越コーポレーション株式会社無担保社債（社債間限定同	100,000,000	99,130,000	
第35回昭和電工株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	92,856,000	
第54回三井化学株式会社無担保社債	100,000,000	93,805,000	
第3回三菱ケミカルグループ株式会社無担保社債（社債間限定同順位	100,000,000	98,770,000	
第3回株式会社電通無担保社債	100,000,000	97,834,000	
第10回関西ペイント株式会社無担保社債	100,000,000	99,624,000	
第20回株式会社オリエンタルランド無担保社債	100,000,000	98,776,000	
第12回Zホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,645,000	
第18回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	96,949,000	
第20回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債（社債	100,000,000	99,477,000	
第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	97,247,000	
第15回旭硝子株式会社無担保社債	100,000,000	98,756,000	
第72回株式会社神戸製鋼所無担保社債（社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,033,000	
第28回ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社無担保社	100,000,000	99,188,000	
第17回株式会社小松製作所無担保社債（社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,511,000	
第30回ダイキン工業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約	100,000,000	97,302,000	
第32回ダイキン工業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約	100,000,000	99,948,000	
第46回三菱電機株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,050,000	
第16回日本電産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,535,000	
第24回セイコーエプソン株式会社無担保社債（社債間限定同順位	100,000,000	99,918,000	
第19回パナソニック株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約	100,000,000	96,046,000	
第38回ソニーグループ株式会社無担保社債	100,000,000	98,730,000	
第43回三菱重工業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,159,000	
第1回良品計画株式会社無担保社債	100,000,000	99,137,000	
第21回株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホール	100,000,000	99,007,000	
第5回大日本印刷株式会社無担保社債	100,000,000	95,997,000	
第119回丸紅株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,987,000	

第30回豊田通商株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	95,690,000	
第62回住友商事株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,148,000	
第83回三菱商事株式会社無担保社債（担保提供制限等財務上特約）	100,000,000	97,514,000	
第97回株式会社クレディセゾン無担保社債（社債間限定同順位特約）	100,000,000	99,095,000	
第17回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保社債	100,000,000	97,169,000	
第19回三井住友信託銀行株式会社無担保社債	100,000,000	99,048,000	
第18回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	96,363,000	
第21回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	98,685,000	
第27回NTTファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,244,000	
第29回NTTファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,060,000	
第40回東京センチュリー株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	98,526,000	
第71回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	98,702,000	
第100回トヨタファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,230,000	
第46回リコーリース株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約）	100,000,000	99,160,000	
第17回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	98,819,000	
第81回アコム株式会社無担保社債	100,000,000	98,548,000	
第84回アコム株式会社無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,053,000	
第37回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,491,000	
第220回オリックス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約）	100,000,000	98,829,000	
第222回オリックス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約）	100,000,000	98,485,000	
第40回株式会社大和証券グループ本社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	99,281,000	
第7回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	100,000,000	98,622,000	
第84回三井不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	97,663,000	
第85回三井不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	96,175,000	
第87回三井不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,543,000	
第120回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	98,461,000	
第134回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	97,237,000	

第14回東急株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	96,497,000	
第42回京王電鉄株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	83,706,000	
第112回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	99,683,000	
第125回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	79,675,000	
第196回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債（社債間限定同	100,000,000	89,845,000	
第3回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	94,477,000	
第26回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	106,462,000	
第73回名古屋鉄道株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,080,000	
第10回九州旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	79,113,000	
第20回九州旅客鉄道株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約	100,000,000	99,976,000	
第6回日本貨物鉄道株式会社社債（一般担保付）（グリーンボンド	100,000,000	97,365,000	
第22回KDDI株式会社無担保社債	100,000,000	97,544,000	
第32回KDDI株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,493,000	
第536回関西電力株式会社社債	100,000,000	95,945,000	
第541回関西電力株式会社社債	100,000,000	94,590,000	
第567回関西電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	98,620,000	
第457回中国電力株式会社社債（一般担保付）（トランジション	100,000,000	99,175,000	
第459回中国電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,266,000	
第338回北陸電力株式会社社債	100,000,000	95,448,000	
第531回東北電力株式会社社債	100,000,000	94,643,000	
第566回東北電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,667,000	
第568回東北電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,034,000	
第503回九州電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	98,805,000	
第527回九州電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,374,000	
第391回北海道電力株式会社社債	100,000,000	99,091,000	
第35回沖縄電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,203,000	
第28回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	98,914,000	
第47回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	94,856,000	
第68回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,258,000	
第74回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,251,000	

	第27回株式会社JERA無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,071,000	
	第70回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	98,933,000	
	第49回大阪瓦斯株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	77,705,000	
	第7回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	100,000,000	98,111,000	
	社債券合計	10,400,000,000	10,147,988,000	
	合計		216,630,485,058	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

RM国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年12月10日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,237,355,084
株式	161,210,079,770
派生商品評価勘定	283,500
未収入金	18,279,300
未収配当金	96,596,615
未収利息	3,729
差入委託証拠金	61,123,403
流動資産合計	162,623,721,401
資産合計	162,623,721,401
負債の部	
流動負債	
前受金	17,660,000
未払金	436,812,281
未払解約金	59,361,000
流動負債合計	513,833,281
負債合計	513,833,281
純資産の部	
元本等	
元本	75,128,746,147
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	86,981,141,973
元本等合計	162,109,888,120
純資産合計	162,109,888,120
負債純資産合計	162,623,721,401

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年12月12日
期首元本額	68,717,617,505円
期中追加設定元本額	55,642,957,737円
期中一部解約元本額	49,231,829,095円
期末元本額	75,128,746,147円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	1,869,515,669円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	5,522,318,600円
りそなラップ型ファンド(成長型)	5,099,207,619円
DCりそな グローバルバランス	66,442,733円
つみたてバランスファンド	8,555,377,374円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	479,990,712円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	426,271,254円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	301,917,330円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	164,420,116円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	113,982,469円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	69,357,267円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	185,655,116円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	191,387,868円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	258,123,197円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	225,718,798円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	93,921,649円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	6,099,893円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	5,259,967円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	18,827,538円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	8,806,529円
ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)	22,202,216円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	3,749,101円
りそなTOPIXインデックス	57,761,687円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035(運用継続型)	24,511円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040(運用継続型)	29,753円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045(運用継続型)	34,219円

りそなターゲット・イヤー・ファンド2050 (運用継続型)	38,102 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055 (運用継続型)	41,645 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060 (運用継続型)	44,897 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065 (運用継続型)	47,178 円
FWりそな国内株式アクティブファンド	258,564,251 円
FWりそな国内株式インデックスファンド	36,193,293,932 円
S m a r t - i T O P I Xインデックス	7,203,464,168 円
S m a r t - i 8資産バランス 安定型	136,603,600 円
S m a r t - i 8資産バランス 安定成長型	489,394,770 円
S m a r t - i 8資産バランス 成長型	758,321,092 円
T O P I Xインデックスファンド (適格機関投資家専用)	458,927,181 円
りそなFT T O P I Xインデックス (適格機関投資家専用)	1,461,422,688 円
りそなDAAファンド (適格機関投資家専用)	131,901,519 円
りそなFT R Cバランスファンド (適格機関投資家専用)	1,470,379,219 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	4,773,823 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	18,944,530 円
りそなV Iグローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	62,752,335 円
りそなFT パッシブバランス I (適格機関投資家専用)	612,235,161 円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	71,890,521 円
りそなDAAファンドII (適格機関投資家専用)	61,371,515 円
りそなFT パッシブバランスII (適格機関投資家専用)	154,310,594 円
りそなマルチアセットファンドII (適格機関投資家専用)	259,946,228 円
りそなDAAファンド202205 (適格機関投資家専用)	220,117,984 円
りそなFT パッシブバランス202307 (適格機関投資家専用)	803,399,335 円
りそなマルチアセットファンド202310 (適格機関投資家専用)	287,364,188 円
りそなマルチアセットファンド202403 (適格機関投資家専用)	262,792,506 円
2. 計算日における受益権の総数	75,128,746,147 口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.1578 円
(10,000口当たり純資産額)	(21,578 円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月10日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
	ん。
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
デリバティブ取引	(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額
	が異なることもあります。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額
	自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年12月10日現在	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年12月10日現在	
	損益に含まれた評価差額(円)	
株式	7,710,347,189	
合計	7,710,347,189	

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2024年12月10日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	822,016,500	—	822,300,000	283,500
合計		822,016,500	—	822,300,000	283,500

(注) 時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	2,400	4,060.00	9,744,000	
ニッセイ	57,500	913.10	52,503,250	
マルハニチロ	8,500	2,957.00	25,134,500	
雪国まいたけ	4,900	1,033.00	5,061,700	
カネコ種苗	1,600	1,417.00	2,267,200	
サカタのタネ	6,400	3,490.00	22,336,000	
ホクト	5,100	1,746.00	8,904,600	
ホクリョウ	100	1,125.00	112,500	
住石ホールディングス	6,300	824.00	5,191,200	
日鉄鉱業	2,300	4,105.00	9,441,500	
I N P E X	173,900	1,982.00	344,669,800	
石油資源開発	31,600	1,096.00	34,633,600	
K&Oエナジーグループ	2,600	3,150.00	8,190,000	
ショーボンドホールディングス	7,600	5,273.00	40,074,800	
ミライト・ワン	18,800	2,185.00	41,078,000	
タマホーム	3,600	3,620.00	13,032,000	
サンヨーホームズ	100	712.00	71,200	
日本アクア	300	797.00	239,100	
ファーストコーポレーション	200	800.00	160,000	
ベステラ	200	999.00	199,800	
キャンディル	100	556.00	55,600	
ダイセキ環境ソリューション	200	1,280.00	256,000	
第一カッター興業	1,700	1,470.00	2,499,000	
安藤・間	33,300	1,189.00	39,593,700	
東急建設	18,000	697.00	12,546,000	
コムシスホールディングス	20,400	3,280.00	66,912,000	
ビーアールホールディングス	8,400	336.00	2,822,400	
高松コンストラクショングループ	4,300	2,638.00	11,343,400	
東建コーポレーション	1,400	11,000.00	15,400,000	

ソネック	100	842.00	84,200
ヤマウラ	2,900	1,174.00	3,404,600
オリエンタル白石	21,300	383.00	8,157,900
大成建設	36,500	6,584.00	240,316,000
大林組	132,900	2,070.00	275,103,000
清水建設	114,100	1,183.50	135,037,350
長谷工コーポレーション	36,900	2,026.50	74,777,850
松井建設	3,800	897.00	3,408,600
銭高組	100	3,750.00	375,000
鹿島建設	89,300	2,708.00	241,824,400
不動テトラ	2,500	2,034.00	5,085,000
大末建設	200	1,582.00	316,400
鉄建建設	2,600	2,262.00	5,881,200
西松建設	6,400	5,056.00	32,358,400
三井住友建設	32,500	412.00	13,390,000
大豊建設	1,100	3,395.00	3,734,500
佐田建設	300	998.00	299,400
ナカノフドー建設	400	665.00	266,000
奥村組	7,100	3,830.00	27,193,000
東鉄工業	4,400	3,220.00	14,168,000
イチケン	100	2,528.00	252,800
富士ピー・エス	200	401.00	80,200
浅沼組	16,100	640.00	10,304,000
戸田建設	49,500	917.50	45,416,250
熊谷組	6,600	4,015.00	26,499,000
北野建設	100	4,230.00	423,000
植木組	100	1,547.00	154,700
矢作建設工業	5,500	1,533.00	8,431,500
ピーエス・コンストラクション	2,900	1,094.00	3,172,600
日本ハウスホールディングス	8,600	337.00	2,898,200
新日本建設	5,700	1,478.00	8,424,600
東亜道路工業	7,000	1,284.00	8,988,000
日本道路	4,000	1,763.00	7,052,000
東亜建設工業	12,200	1,179.00	14,383,800
日本国土開発	11,500	510.00	5,865,000
若築建設	1,200	3,825.00	4,590,000

東洋建設	11,600	1,288.00	14,940,800	
五洋建設	52,700	634.90	33,459,230	
世紀東急工業	5,700	1,505.00	8,578,500	
福田組	1,500	5,250.00	7,875,000	
住友林業	34,800	5,901.00	205,354,800	
日本基礎技術	300	600.00	180,000	
巴コーポレーション	500	980.00	490,000	
大和ハウス工業	121,500	4,726.00	574,209,000	
ライト工業	8,200	2,191.00	17,966,200	
積水ハウス	122,100	3,628.00	442,978,800	
日特建設	3,800	981.00	3,727,800	
北陸電気工事	2,800	1,143.00	3,200,400	
ユアテック	7,800	1,400.00	10,920,000	
日本リーテック	3,100	1,127.00	3,493,700	
四電工	5,100	1,468.00	7,486,800	
中電工	6,200	3,360.00	20,832,000	
関電工	22,100	2,217.00	48,995,700	
きんでん	28,000	3,050.00	85,400,000	
東京エネシス	4,300	1,040.00	4,472,000	
トーエネック	6,700	952.00	6,378,400	
住友電設	3,300	4,795.00	15,823,500	
日本電設工業	7,600	1,974.00	15,002,400	
エクシオグループ	42,600	1,731.50	73,761,900	
新日本空調	2,600	3,875.00	10,075,000	
九電工	8,700	5,217.00	45,387,900	
三機工業	8,400	2,915.00	24,486,000	
日揮ホールディングス	39,800	1,298.50	51,680,300	
中外炉工業	1,300	3,360.00	4,368,000	
ヤマト	400	1,263.00	505,200	
太平電業	2,600	5,020.00	13,052,000	
高砂熱学工業	9,700	6,060.00	58,782,000	
三晃金属工業	100	4,320.00	432,000	
朝日工業社	3,800	2,022.00	7,683,600	
明星工業	6,900	1,392.00	9,604,800	
大気社	5,200	4,680.00	24,336,000	
ダイダン	5,300	3,625.00	19,212,500	

日比谷総合設備	3,300	3,905.00	12,886,500
飛島ホールディングス	4,100	1,543.00	6,326,300
フィル・カンパニー	800	912.00	729,600
テスホールディングス	8,700	283.00	2,462,100
インフロニア・ホールディングス	42,200	1,189.50	50,196,900
東洋エンジニアリング	5,900	698.00	4,118,200
レイズネクスト	5,800	1,610.00	9,338,000
ニッポン	13,300	2,131.00	28,342,300
日清製粉グループ本社	42,000	1,824.00	76,608,000
日東富士製粉	700	6,690.00	4,683,000
昭和産業	3,400	2,810.00	9,554,000
鳥越製粉	400	699.00	279,600
中部飼料	5,600	1,306.00	7,313,600
フィード・ワン	5,900	798.00	4,708,200
東洋精糖	100	1,463.00	146,300
日本甜菜製糖	2,100	2,387.00	5,012,700
DM三井製糖ホールディングス	4,000	3,330.00	13,320,000
塩水港精糖	600	311.00	186,600
ウェルネオシュガー	2,400	2,161.00	5,186,400
森永製菓	16,900	2,772.50	46,855,250
中村屋	1,000	3,180.00	3,180,000
江崎グリコ	11,600	4,598.00	53,336,800
名糖産業	1,800	1,961.00	3,529,800
井村屋グループ	2,200	2,445.00	5,379,000
不二家	2,800	2,639.00	7,389,200
山崎製パン	27,000	2,820.00	76,140,000
第一屋製パン	100	571.00	57,100
モロゾフ	1,300	4,550.00	5,915,000
亀田製菓	2,600	4,135.00	10,751,000
寿スピリッツ	23,900	2,141.50	51,181,850
カルビー	18,500	3,252.00	60,162,000
森永乳業	15,500	2,968.50	46,011,750
六甲バター	3,000	1,384.00	4,152,000
ヤクルト本社	57,800	3,240.00	187,272,000
明治ホールディングス	54,000	3,166.00	170,964,000
雪印メグミルク	10,900	2,718.00	29,626,200

プリマハム	5,400	2,208.00	11,923,200	
日本ハム	17,400	5,081.00	88,409,400	
林兼産業	200	463.00	92,600	
丸大食品	4,100	1,707.00	6,998,700	
S F o o d s	4,500	2,725.00	12,262,500	
柿安本店	1,600	2,792.00	4,467,200	
伊藤ハム米久ホールディングス	6,200	3,855.00	23,901,000	
サッポロホールディングス	13,300	9,142.00	121,588,600	
アサヒグループホールディングス	303,500	1,623.50	492,732,250	
キリンホールディングス	168,300	2,101.00	353,598,300	
シマダヤ	1,200	1,401.00	1,681,200	
宝ホールディングス	27,200	1,284.50	34,938,400	
オエノンホールディングス	13,100	418.00	5,475,800	
養命酒製造	1,300	2,521.00	3,277,300	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	28,500	2,454.50	69,953,250	
ライフドリンク カンパニー	8,800	2,335.00	20,548,000	
サントリー食品インターナショナル	28,500	4,955.00	141,217,500	
ダイドーグループホールディングス	4,600	3,465.00	15,939,000	
伊藤園	13,500	3,671.00	49,558,500	
キーコーヒー	4,500	2,040.00	9,180,000	
ユニカフェ	100	946.00	94,600	
日清オイリオグループ	5,700	4,975.00	28,357,500	
不二製油グループ本社	8,100	3,511.00	28,439,100	
かどや製油	100	3,590.00	359,000	
J-オイルミルズ	4,600	2,127.00	9,784,200	
キッコーマン	133,900	1,686.00	225,755,400	
味の素	93,600	6,520.00	610,272,000	
ブルドックソース	2,100	1,892.00	3,973,200	
キューピー	21,700	3,414.00	74,083,800	
ハウス食品グループ本社	13,600	2,906.00	39,521,600	
カゴメ	17,300	2,995.50	51,822,150	
アリアケジャパン	4,000	5,690.00	22,760,000	
ピエトロ	100	1,741.00	174,100	
エバラ食品工業	1,100	2,859.00	3,144,900	
やまみ	100	4,000.00	400,000	

ニチレイ	16,500	4,239.00	69,943,500
東洋水産	18,700	10,550.00	197,285,000
イトアンドホールディングス	2,100	2,164.00	4,544,400
大冷	100	1,902.00	190,200
ヨシムラ・フード・ホールディングス	2,200	1,335.00	2,937,000
日清食品ホールディングス	52,100	4,016.00	209,233,600
一正蒲鉾	200	742.00	148,400
フジッコ	4,200	1,712.00	7,190,400
ロック・フィールド	4,900	1,522.00	7,457,800
日本たばこ産業	245,600	4,195.00	1,030,292,000
ケンコーマヨネーズ	2,500	2,166.00	5,415,000
わらべや日洋ホールディングス	2,700	1,978.00	5,340,600
なとり	2,500	2,139.00	5,347,500
イフジ産業	100	1,630.00	163,000
ファーマフーズ	5,400	954.00	5,151,600
ユーグレナ	25,100	415.00	10,416,500
紀文食品	3,500	1,080.00	3,780,000
ピククルスホールディングス	2,400	1,025.00	2,460,000
ミヨシ油脂	200	1,596.00	319,200
理研ビタミン	3,500	2,491.00	8,718,500
片倉工業	3,800	1,943.00	7,383,400
グンゼ	2,900	5,170.00	14,993,000
東洋紡	17,800	949.00	16,892,200
ユニチカ	13,200	165.00	2,178,000
富士紡ホールディングス	1,600	5,420.00	8,672,000
倉敷紡績	2,900	5,550.00	16,095,000
シキボウ	2,900	994.00	2,882,600
日本毛織	10,500	1,273.00	13,366,500
ダイトウボウ	800	102.00	81,600
トーア紡コーポレーション	200	418.00	83,600
ダイドーリミテッド	400	870.00	348,000
帝国繊維	4,600	2,424.00	11,150,400
帝人	39,500	1,306.50	51,606,750
東レ	300,500	964.70	289,892,350
SUMINOE	100	2,007.00	200,700
日本フェルト	300	486.00	145,800

イチカワ	100	1,545.00	154,500
アツギ	300	980.00	294,000
ダイニツク	200	738.00	147,600
セーレン	7,900	2,829.00	22,349,100
ソトー	100	669.00	66,900
小松マテーレ	6,000	790.00	4,740,000
ワコールホールディングス	8,500	5,196.00	44,166,000
ホギメディカル	5,500	4,805.00	26,427,500
クラウドシアホールディングス	100	334.00	33,400
T S I ホールディングス	13,000	976.00	12,688,000
マツオカコーポレーション	100	1,818.00	181,800
ワールド	6,300	2,470.00	15,561,000
三陽商会	2,100	2,821.00	5,924,100
ナイガイ	100	237.00	23,700
オンワードホールディングス	26,700	557.00	14,871,900
ルックホールディングス	1,300	2,530.00	3,289,000
キムラタン	3,000	31.00	93,000
ゴールドウイン	7,300	8,835.00	64,495,500
デサント	3,500	4,330.00	15,155,000
キング	200	762.00	152,400
ヤマトインターナショナル	400	333.00	133,200
特種東海製紙	2,000	3,575.00	7,150,000
王子ホールディングス	155,700	551.50	85,868,550
日本製紙	21,400	876.00	18,746,400
三菱製紙	600	476.00	285,600
北越コーポレーション	23,100	1,545.00	35,689,500
中越パルプ工業	200	1,486.00	297,200
大王製紙	20,800	837.00	17,409,600
阿波製紙	100	464.00	46,400
レンゴー	37,400	863.80	32,306,120
トーモク	2,400	2,198.00	5,275,200
ザ・パック	3,100	3,530.00	10,943,000
北の達人コーポレーション	17,200	145.00	2,494,000
クラレ	59,900	2,231.50	133,666,850
旭化成	278,100	1,070.50	297,706,050
共和レザー	300	658.00	197,400

巴川コーポレーション	100	705.00	70,500
レゾナック・ホールディングス	36,900	4,057.00	149,703,300
住友化学	330,700	360.80	119,316,560
住友精化	1,900	4,730.00	8,987,000
日産化学	21,200	5,088.00	107,865,600
ラサ工業	1,500	2,703.00	4,054,500
クレハ	8,500	2,805.00	23,842,500
多木化学	1,600	3,510.00	5,616,000
テイカ	3,000	1,573.00	4,719,000
石原産業	6,800	1,513.00	10,288,400
片倉コープアグリ	100	959.00	95,900
日本曹達	8,700	2,722.00	23,681,400
東ソー	54,900	2,074.00	113,862,600
トクヤマ	13,300	2,658.00	35,351,400
セントラル硝子	5,200	3,260.00	16,952,000
東亜合成	19,800	1,506.50	29,828,700
大阪ソーダ	14,400	1,794.00	25,833,600
関東電化工業	8,800	1,044.00	9,187,200
デンカ	15,000	2,179.00	32,685,000
信越化学工業	368,700	5,524.00	2,036,698,800
日本カーバイド工業	2,200	1,643.00	3,614,600
堺化学工業	2,900	2,618.00	7,592,200
第一稀元素化学工業	4,500	700.00	3,150,000
エア・ウォーター	38,800	1,860.50	72,187,400
日本酸素ホールディングス	39,900	4,380.00	174,762,000
日本化学工業	1,500	2,347.00	3,520,500
東邦アセチレン	500	365.00	182,500
日本パーライジング	18,300	1,264.00	23,131,200
高圧ガス工業	6,000	836.00	5,016,000
チタン工業	100	843.00	84,300
四国化成ホールディングス	4,600	2,158.00	9,926,800
戸田工業	900	1,312.00	1,180,800
ステラ ケミファ	2,200	3,950.00	8,690,000
保土谷化学工業	1,300	3,760.00	4,888,000
日本触媒	26,300	1,852.00	48,707,600
大日精化工業	2,900	3,015.00	8,743,500

カネカ	10,100	3,627.00	36,632,700	
三菱瓦斯化学	33,300	2,677.50	89,160,750	
三井化学	37,000	3,461.00	128,057,000	
東京応化工業	19,600	3,561.00	69,795,600	
大阪有機化学工業	3,400	2,750.00	9,350,000	
三菱ケミカルグループ	300,500	793.20	238,356,600	
KHネオケム	7,400	2,097.00	15,517,800	
ダイセル	46,800	1,381.50	64,654,200	
住友ベークライト	13,000	3,730.00	48,490,000	
積水化学工業	81,900	2,389.00	195,659,100	
日本ゼオン	31,700	1,401.00	44,411,700	
アイカ工業	10,400	3,276.00	34,070,400	
UBE	21,200	2,380.00	50,456,000	
積水樹脂	5,600	2,115.00	11,844,000	
旭有機材	2,700	4,455.00	12,028,500	
ニチバン	2,500	1,985.00	4,962,500	
リケンテクノス	7,700	1,057.00	8,138,900	
大倉工業	1,900	3,030.00	5,757,000	
積水化成成品工業	5,800	361.00	2,093,800	
群栄化学工業	1,000	2,701.00	2,701,000	
タイガースポリマー	200	683.00	136,600	
ミライアル	100	1,373.00	137,300	
ダイキアクシス	200	719.00	143,800	
ダイキョーニシカワ	9,100	611.00	5,560,100	
竹本容器	200	858.00	171,600	
森六ホールディングス	2,300	2,001.00	4,602,300	
恵和	2,700	1,017.00	2,745,900	
日本化薬	28,800	1,302.00	37,497,600	
カーリット	4,100	1,280.00	5,248,000	
日本精化	2,700	2,485.00	6,709,500	
扶桑化学工業	3,800	3,435.00	13,053,000	
トリケミカル研究所	4,500	2,771.00	12,469,500	
ADEKA	14,300	2,776.50	39,703,950	
日油	48,400	2,223.50	107,617,400	
新日本理化	700	200.00	140,000	
ハリマ化成グループ	3,200	867.00	2,774,400	

花王	100,100	6,571.00	657,757,100
第一工業製薬	1,500	3,955.00	5,932,500
石原ケミカル	1,800	2,460.00	4,428,000
日華化学	200	1,157.00	231,400
ニイタカ	100	1,955.00	195,500
三洋化成工業	2,500	4,110.00	10,275,000
有機合成薬品工業	400	263.00	105,200
大日本塗料	4,600	1,133.00	5,211,800
日本ペイントホールディングス	181,900	1,095.00	199,180,500
関西ペイント	34,400	2,155.00	74,132,000
神東塗料	400	130.00	52,000
中国塗料	9,300	2,336.00	21,724,800
日本特殊塗料	300	1,255.00	376,500
藤倉化成	5,200	524.00	2,724,800
太陽ホールディングス	7,200	4,035.00	29,052,000
D I C	14,600	3,438.00	50,194,800
サカタインクス	9,100	1,667.00	15,169,700
a r t i e n c e	7,400	3,150.00	23,310,000
富士フイルムホールディングス	248,200	3,391.00	841,646,200
資生堂	86,000	2,813.50	241,961,000
ライオン	52,400	1,834.50	96,127,800
高砂香料工業	2,800	5,720.00	16,016,000
マンダム	8,100	1,291.00	10,457,100
ミルボン	6,600	3,585.00	23,661,000
コーセー	8,400	7,071.00	59,396,400
コタ	4,200	1,602.00	6,728,400
シーボン	100	1,067.00	106,700
ポーラ・オルビスホールディングス	21,100	1,443.50	30,457,850
ノエビアホールディングス	3,700	4,990.00	18,463,000
アジュバンホールディングス	100	824.00	82,400
新日本製薬	2,300	1,923.00	4,422,900
I - n e	1,400	1,998.00	2,797,200
アクシージア	2,700	539.00	1,455,300
エステー	3,300	1,522.00	5,022,600
アグロ カネショウ	1,400	1,896.00	2,654,400
コニシ	13,000	1,332.00	17,316,000

長谷川香料	7,900	3,290.00	25,991,000
小林製薬	10,800	6,014.00	64,951,200
荒川化学工業	3,800	1,135.00	4,313,000
メック	3,400	3,415.00	11,611,000
日本高純度化学	1,000	3,220.00	3,220,000
タカラバイオ	12,900	1,031.00	13,299,900
JCU	4,500	3,920.00	17,640,000
新田ゼラチン	300	751.00	225,300
OATアグリオ	1,700	1,987.00	3,377,900
デクセリアルズ	36,000	2,517.00	90,612,000
アース製薬	3,700	5,490.00	20,313,000
北興化学工業	3,700	1,327.00	4,909,900
大成ラミック	1,200	2,519.00	3,022,800
クミアイ化学工業	16,400	805.00	13,202,000
日本農薬	6,300	699.00	4,403,700
アキレス	2,200	1,463.00	3,218,600
有沢製作所	6,200	1,438.00	8,915,600
日東電工	130,200	2,473.00	321,984,600
レック	5,300	1,281.00	6,789,300
三光合成	5,200	585.00	3,042,000
きもと	700	280.00	196,000
ZACROS	3,300	4,125.00	13,612,500
前澤化成工業	2,900	1,762.00	5,109,800
未来工業	1,500	3,870.00	5,805,000
ウェーブロックホールディングス	200	650.00	130,000
JSP	3,400	2,123.00	7,218,200
エフピコ	9,100	2,829.00	25,743,900
天馬	3,400	3,000.00	10,200,000
信越ポリマー	8,900	1,613.00	14,355,700
東リ	1,200	459.00	550,800
ニフコ	15,400	3,652.00	56,240,800
バルカー	3,200	3,330.00	10,656,000
ユニ・チャーム	85,800	3,850.00	330,330,000
ショーエイコーポレーション	100	573.00	57,300
協和キリン	48,400	2,483.00	120,177,200
武田薬品工業	366,300	4,114.00	1,506,958,200

アステラス製薬	361,100	1,580.50	570,718,550
住友ファーマ	36,600	612.00	22,399,200
塩野義製薬	136,500	2,182.50	297,911,250
わかもと製薬	500	235.00	117,500
日本新薬	10,800	4,224.00	45,619,200
中外製薬	128,900	6,737.00	868,399,300
科研製薬	7,100	4,336.00	30,785,600
エーザイ	54,600	4,418.00	241,222,800
ロート製薬	43,500	2,807.50	122,126,250
小野薬品工業	84,200	1,720.50	144,866,100
久光製薬	9,100	4,216.00	38,365,600
持田製薬	5,200	3,530.00	18,356,000
参天製薬	78,200	1,708.00	133,565,600
扶桑薬品工業	1,600	2,482.00	3,971,200
日本ケミファ	100	1,515.00	151,500
ツムラ	14,100	4,804.00	67,736,400
キッセイ薬品工業	6,800	3,570.00	24,276,000
生化学工業	7,800	808.00	6,302,400
栄研化学	6,500	2,199.00	14,293,500
鳥居薬品	2,200	4,575.00	10,065,000
JCRファーマ	13,900	686.00	9,535,400
東和薬品	5,500	2,832.00	15,576,000
富士製薬工業	3,000	1,525.00	4,575,000
ゼリア新薬工業	6,500	2,424.00	15,756,000
ネクスラファーマ	19,300	1,120.00	21,616,000
第一三共	388,500	4,502.00	1,749,027,000
杏林製薬	8,900	1,480.00	13,172,000
大幸薬品	9,300	335.00	3,115,500
ダイト	3,100	2,112.00	6,547,200
大塚ホールディングス	102,700	8,798.00	903,554,600
ペプチドリーム	20,000	2,809.50	56,190,000
セルソース	2,700	1,024.00	2,764,800
あすか製薬ホールディングス	3,800	2,070.00	7,866,000
サワイグループホールディングス	24,200	2,021.00	48,908,200
日本コークス工業	41,800	97.00	4,054,600
ニチレキグループ	4,400	2,488.00	10,947,200

ユシロ化学工業	2,100	2,150.00	4,515,000
ビーピー・カストロール	200	897.00	179,400
富士石油	10,800	285.00	3,078,000
MORESCO	200	1,288.00	257,600
出光興産	192,400	1,015.50	195,382,200
ENEOSホールディングス	698,200	805.50	562,400,100
コスモエネルギーホールディングス	13,600	6,821.00	92,765,600
横浜ゴム	20,800	3,142.00	65,353,600
TOYO TIRE	23,700	2,406.00	57,022,200
ブリヂストン	120,500	5,327.00	641,903,500
住友ゴム工業	40,400	1,719.00	69,447,600
藤倉コンポジット	4,000	1,518.00	6,072,000
オカモト	2,200	5,760.00	12,672,000
フコク	2,400	1,727.00	4,144,800
ニッタ	4,000	3,570.00	14,280,000
住友理工	8,000	1,576.00	12,608,000
三ツ星ベルト	5,700	4,100.00	23,370,000
バンドー化学	6,100	1,876.00	11,443,600
日東紡績	4,600	5,930.00	27,278,000
AGC	40,000	4,681.00	187,240,000
日本板硝子	21,100	343.00	7,237,300
石塚硝子	100	2,326.00	232,600
日本山村硝子	200	1,610.00	322,000
日本電気硝子	15,300	3,415.00	52,249,500
オハラ	2,000	1,213.00	2,426,000
住友大阪セメント	7,400	3,350.00	24,790,000
太平洋セメント	25,400	3,685.00	93,599,000
日本ヒューム	3,600	1,284.00	4,622,400
日本コンクリート工業	8,000	374.00	2,992,000
三谷セキサン	1,700	6,090.00	10,353,000
アジアパイルホールディングス	5,800	797.00	4,622,600
東海カーボン	38,000	922.00	35,036,000
日本カーボン	2,400	4,510.00	10,824,000
東洋炭素	2,900	4,400.00	12,760,000
ノリタケ	4,600	3,755.00	17,273,000
TOTO	29,900	4,214.00	125,998,600

日本碍子	47,900	1,988.00	95,225,200
日本特殊陶業	33,600	4,670.00	156,912,000
ダントーホールディングス	200	310.00	62,000
MARUWA	1,700	46,230.00	78,591,000
品川リフラクトリーズ	5,100	1,669.00	8,511,900
黒崎播磨	2,800	2,397.00	6,711,600
ヨータイ	2,100	1,556.00	3,267,600
東京窯業	600	416.00	249,600
ニッカトー	200	514.00	102,800
フジインコーポレーテッド	11,100	2,454.00	27,239,400
クミネ工業	200	1,040.00	208,000
エーアンドエーマテリアル	100	1,238.00	123,800
ニチアス	10,400	5,867.00	61,016,800
ニチハ	5,200	2,889.00	15,022,800
日本製鉄	214,400	3,067.00	657,564,800
神戸製鋼所	85,200	1,526.50	130,057,800
中山製鋼所	8,700	731.00	6,359,700
合同製鐵	2,400	3,885.00	9,324,000
J F E ホールディングス	127,600	1,743.00	222,406,800
東京製鐵	11,800	1,461.00	17,239,800
共英製鋼	4,100	1,805.00	7,400,500
大和工業	8,000	7,558.00	60,464,000
東京鐵鋼	1,900	6,330.00	12,027,000
大阪製鐵	1,900	3,140.00	5,966,000
淀川製鋼所	3,900	5,220.00	20,358,000
中部鋼鈹	2,800	2,241.00	6,274,800
丸一鋼管	12,900	3,590.00	46,311,000
モリ工業	1,100	4,725.00	5,197,500
大同特殊鋼	26,700	1,151.50	30,745,050
日本高周波鋼業	200	362.00	72,400
日本冶金工業	2,900	3,880.00	11,252,000
山陽特殊製鋼	4,200	1,805.00	7,581,000
愛知製鋼	2,400	4,990.00	11,976,000
日本金属	100	642.00	64,200
大平洋金属	3,900	1,439.00	5,612,100
新日本電工	25,300	290.00	7,337,000

栗本鐵工所	2,000	4,030.00	8,060,000
虹技	100	1,200.00	120,000
日本鑄鉄管	100	1,055.00	105,500
三菱製鋼	3,100	1,380.00	4,278,000
日亜鋼業	500	304.00	152,000
日本精線	3,400	1,262.00	4,290,800
エンビプロ・ホールディングス	4,200	406.00	1,705,200
シンニッタン	600	202.00	121,200
新家工業	100	4,855.00	485,500
大紀アルミニウム工業所	6,000	1,065.00	6,390,000
日本軽金属ホールディングス	12,400	1,515.00	18,786,000
三井金属鉱業	10,600	4,753.00	50,381,800
東邦亜鉛	3,300	799.00	2,636,700
三菱マテリアル	30,300	2,432.50	73,704,750
住友金属鉱山	53,600	3,764.00	201,750,400
DOWAホールディングス	11,400	4,533.00	51,676,200
古河機械金属	5,600	1,570.00	8,792,000
エス・サイエンス	2,800	22.00	61,600
大阪チタニウムテクノロジーズ	7,300	1,801.00	13,147,300
東邦チタニウム	8,800	1,015.00	8,932,000
UACJ	5,900	5,250.00	30,975,000
CKサンエツ	1,000	3,745.00	3,745,000
古河電気工業	14,100	6,415.00	90,451,500
住友電気工業	146,200	2,924.50	427,561,900
フジクラ	45,400	5,851.00	265,635,400
SWCC	5,700	7,780.00	44,346,000
カナレ電気	100	1,426.00	142,600
平河ヒューテック	2,700	1,499.00	4,047,300
リョービ	4,500	2,136.00	9,612,000
アーレスティ	500	519.00	259,500
AREホールディングス	17,100	1,708.00	29,206,800
稲葉製作所	2,400	1,785.00	4,284,000
宮地エンジニアリンググループ	5,100	1,935.00	9,868,500
トーカロ	12,200	1,846.00	22,521,200
アルファC o	200	1,064.00	212,800
SUMCO	80,600	1,234.00	99,460,400

川田テクノロジーズ	2,700	2,678.00	7,230,600
RS Technologies	3,200	3,280.00	10,496,000
ジェイテックコーポレーション	100	1,276.00	127,600
信和	300	744.00	223,200
東洋製罐グループホールディングス	27,000	2,482.00	67,014,000
ホッカンホールディングス	2,300	1,656.00	3,808,800
コロナ	2,400	981.00	2,354,400
横河ブリッジホールディングス	7,300	2,830.00	20,659,000
駒井ハルテック	100	1,535.00	153,500
高田機工	100	1,014.00	101,400
三和ホールディングス	41,800	4,502.00	188,183,600
文化シャッター	11,100	1,856.00	20,601,600
三協立山	5,300	669.00	3,545,700
アルインコ	3,200	1,016.00	3,251,200
東洋シャッター	100	777.00	77,700
LIXIL	61,700	1,723.00	106,309,100
日本ファイルコン	300	502.00	150,600
ノーリツ	6,000	1,699.00	10,194,000
長府製作所	4,700	1,888.00	8,873,600
リンナイ	22,500	3,256.00	73,260,000
ダイニチ工業	200	624.00	124,800
日東精工	6,100	630.00	3,843,000
三洋工業	100	2,958.00	295,800
岡部	7,600	781.00	5,935,600
ジーテクト	4,700	1,601.00	7,524,700
東プレ	7,500	1,953.00	14,647,500
高周波熱錬	6,300	972.00	6,123,600
東京製網	2,500	1,235.00	3,087,500
サンコール	4,700	286.00	1,344,200
モリテック スチール	400	166.00	66,400
パイオラックス	5,700	2,484.00	14,158,800
エイチワン	4,400	1,008.00	4,435,200
日本発條	37,500	1,793.00	67,237,500
中央発條	2,700	1,321.00	3,566,700
アドバネクス	100	936.00	93,600
立川ブラインド工業	1,900	1,357.00	2,578,300

日本ドライケミカル	100	3,910.00	391,000
日本製鋼所	12,600	6,041.00	76,116,600
三浦工業	19,200	3,840.00	73,728,000
タクマ	14,000	1,619.00	22,666,000
ツガミ	8,800	1,410.00	12,408,000
オークマ	7,300	3,250.00	23,725,000
芝浦機械	5,300	3,560.00	18,868,000
アマダ	57,600	1,489.00	85,766,400
アイダエンジニアリング	9,300	795.00	7,393,500
F U J I	18,000	2,216.50	39,897,000
牧野フライス製作所	4,600	7,170.00	32,982,000
オーエスジー	18,300	1,744.00	31,915,200
ダイジェット工業	100	695.00	69,500
旭ダイヤモンド工業	10,400	814.00	8,465,600
DMG森精機	26,100	2,577.50	67,272,750
ソディック	10,900	733.00	7,989,700
ディスコ	20,000	41,940.00	838,800,000
日東工器	1,600	2,586.00	4,137,600
日進工具	3,500	738.00	2,583,000
パンチ工業	500	404.00	202,000
富士ダイス	3,100	775.00	2,402,500
豊和工業	300	1,244.00	373,200
石川製作所	100	1,375.00	137,500
リケンNPR	5,200	2,599.00	13,514,800
東洋機械金属	400	636.00	254,400
津田駒工業	100	342.00	34,200
エンシュウ	100	570.00	57,000
島精機製作所	6,600	1,041.00	6,870,600
オプトラン	6,800	1,849.00	12,573,200
イワキポンプ	2,800	2,561.00	7,170,800
フリーー	3,900	1,108.00	4,321,200
ヤマシンフィルタ	8,800	635.00	5,588,000
日阪製作所	5,000	1,059.00	5,295,000
やまびこ	6,800	2,564.00	17,435,200
野村マイクロ・サイエンス	6,900	1,649.00	11,378,100
平田機工	2,000	5,460.00	10,920,000

PEGASUS	4,600	434.00	1,996,400
マルマエ	1,800	1,516.00	2,728,800
タツモ	3,000	2,453.00	7,359,000
ナブテスコ	26,000	2,509.50	65,247,000
三井海洋開発	5,200	3,145.00	16,354,000
レオン自動機	4,400	1,451.00	6,384,400
SMC	12,400	63,180.00	783,432,000
ホソカワミクロン	2,900	4,205.00	12,194,500
ユニオンツール	1,800	4,930.00	8,874,000
瑞光	2,700	1,257.00	3,393,900
オイレス工業	5,600	2,442.00	13,675,200
日精エー・エス・ビー機械	1,400	5,040.00	7,056,000
サトーホールディングス	5,200	2,291.00	11,913,200
技研製作所	3,900	1,738.00	6,778,200
日本エアテック	1,900	1,213.00	2,304,700
カワタ	200	799.00	159,800
日精樹脂工業	2,700	923.00	2,492,100
オカダアイヨン	200	1,875.00	375,000
ワイエイシイホールディングス	2,100	1,883.00	3,954,300
小松製作所	204,300	4,216.00	861,328,800
住友重機械工業	24,500	3,279.00	80,335,500
日立建機	16,500	3,584.00	59,136,000
日工	6,100	710.00	4,331,000
巴工業	1,600	3,930.00	6,288,000
井関農機	3,900	950.00	3,705,000
TOWA	12,700	1,534.00	19,481,800
丸山製作所	100	2,024.00	202,400
北川鉄工所	1,600	1,210.00	1,936,000
ローツェ	21,700	1,585.50	34,405,350
タカキタ	200	388.00	77,600
クボタ	216,700	1,865.00	404,145,500
荏原実業	2,000	4,280.00	8,560,000
三菱化工機	1,500	3,375.00	5,062,500
月島ホールディングス	5,600	1,430.00	8,008,000
帝国電機製作所	2,800	2,730.00	7,644,000
東京機械製作所	100	358.00	35,800

新東工業	9,200	920.00	8,464,000
澁谷工業	3,900	3,755.00	14,644,500
アイチ コーポレーション	6,900	1,392.00	9,604,800
小森コーポレーション	10,200	1,140.00	11,628,000
鶴見製作所	3,200	3,360.00	10,752,000
日本ギア工業	200	468.00	93,600
酒井重工業	1,600	2,332.00	3,731,200
荏原製作所	85,100	2,456.00	209,005,600
西島製作所	3,600	2,341.00	8,427,600
北越工業	4,200	1,783.00	7,488,600
ダイキン工業	54,000	18,460.00	996,840,000
オルガノ	6,400	8,320.00	53,248,000
トヨーカネツ	1,500	4,080.00	6,120,000
栗田工業	23,200	5,655.00	131,196,000
椿本チエイン	18,800	1,855.00	34,874,000
大同工業	200	751.00	150,200
木村化工機	3,200	883.00	2,825,600
アネスト岩田	7,000	1,446.00	10,122,000
ダイフク	70,000	3,430.00	240,100,000
サムコ	1,000	2,630.00	2,630,000
加藤製作所	300	1,398.00	419,400
油研工業	100	2,550.00	255,000
タダノ	23,900	1,161.50	27,759,850
フジテック	13,300	6,062.00	80,624,600
CKD	11,500	2,493.00	28,669,500
平和	13,800	2,101.00	28,993,800
理想科学工業	3,300	3,320.00	10,956,000
SANKYO	47,900	2,046.50	98,027,350
日本金銭機械	5,000	1,020.00	5,100,000
マースグループホールディングス	2,800	3,165.00	8,862,000
フクシマガリレイ	3,000	5,260.00	15,780,000
オーイズミ	200	337.00	67,400
ダイコク電機	1,800	3,015.00	5,427,000
竹内製作所	7,500	5,010.00	37,575,000
アマノ	11,800	4,335.00	51,153,000
JUKI	6,400	382.00	2,444,800

サンデン	800	148.00	118,400
ジャノメ	3,600	1,007.00	3,625,200
マックス	5,100	3,350.00	17,085,000
グローリー	10,900	2,570.00	28,013,000
新晃工業	12,500	1,237.00	15,462,500
大和冷機工業	6,400	1,494.00	9,561,600
セガサミーホールディングス	37,000	2,596.00	96,052,000
T P R	5,300	2,321.00	12,301,300
ツバキ・ナカシマ	10,200	507.00	5,171,400
ホンザキ	26,700	6,386.00	170,506,200
大豊工業	3,600	610.00	2,196,000
日本精工	76,700	677.60	51,971,920
NTN	98,100	245.00	24,034,500
ジェイテクト	36,900	1,105.00	40,774,500
不二越	3,100	3,115.00	9,656,500
日本トムソン	11,300	503.00	5,683,900
THK	23,900	3,579.00	85,538,100
ユーシン精機	3,800	680.00	2,584,000
前澤給装工業	3,000	1,341.00	4,023,000
イーグル工業	4,600	1,932.00	8,887,200
前澤工業	300	1,170.00	351,000
P I L L A R	3,800	4,380.00	16,644,000
キッツ	13,900	1,131.00	15,720,900
マキタ	51,600	4,920.00	253,872,000
三井E&S	22,200	1,532.00	34,010,400
カナデビア	34,000	944.00	32,096,000
三菱重工業	724,900	2,256.50	1,635,736,850
I H I	33,200	8,225.00	273,070,000
サノヤスホールディングス	700	165.00	115,500
スター精密	7,000	1,885.00	13,195,000
日清紡ホールディングス	31,200	878.00	27,393,600
イビデン	23,800	4,119.00	98,032,200
コニカミノルタ	92,600	660.10	61,125,260
ブラザー工業	55,400	2,718.00	150,577,200
ミネベアミツミ	72,100	2,569.50	185,260,950
日立製作所	1,067,500	3,973.00	4,241,177,500

三菱電機	421,600	2,612.00	1,101,219,200
富士電機	25,200	8,839.00	222,742,800
東洋電機製造	200	1,125.00	225,000
安川電機	45,000	4,125.00	185,625,000
シンフォニアテクノロジー	4,100	5,440.00	22,304,000
明電舎	7,000	3,940.00	27,580,000
オリジン	100	1,142.00	114,200
山洋電気	1,800	8,470.00	15,246,000
デンヨー	3,200	2,816.00	9,011,200
PHCホールディングス	7,800	933.00	7,277,400
KOKUSAI ELECTRIC	29,000	2,309.00	66,961,000
ソシオネクスト	41,300	2,520.00	104,076,000
東芝テック	6,200	3,615.00	22,413,000
芝浦メカトロニクス	3,000	8,150.00	24,450,000
マブチモーター	18,200	2,222.00	40,440,400
ニデック	183,000	2,836.50	519,079,500
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	2,600	300.00	780,000
トレックス・セミコンダクター	2,000	1,253.00	2,506,000
東光高岳	2,200	2,069.00	4,551,800
ダブル・スコープ	12,700	277.00	3,517,900
ダイヘン	3,900	7,320.00	28,548,000
ヤーマン	8,100	763.00	6,180,300
JVCケンウッド	32,700	1,601.50	52,369,050
ミマキエンジニアリング	3,400	1,438.00	4,889,200
IPEX	2,300	2,944.00	6,771,200
大崎電気工業	8,900	822.00	7,315,800
オムロン	38,000	5,164.00	196,232,000
日東工業	5,600	2,887.00	16,167,200
IDEC	6,100	2,420.00	14,762,000
正興電機製作所	200	1,197.00	239,400
不二電機工業	100	1,107.00	110,700
ジーエス・ユアサ コーポレーション	18,500	2,536.50	46,925,250
サクサ	100	2,796.00	279,600
メルコホールディングス	900	2,100.00	1,890,000
テクノメディカ	800	1,814.00	1,451,200
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	1,700	512.00	870,400

日本電気	58,600	12,765.00	748,029,000
富士通	381,500	2,800.00	1,068,200,000
沖電気工業	20,100	968.00	19,456,800
電気興業	1,700	1,666.00	2,832,200
サンケン電気	4,200	6,163.00	25,884,600
ナカヨ	100	1,115.00	111,500
アイホン	2,500	2,771.00	6,927,500
ルネサスエレクトロニクス	315,800	2,045.00	645,811,000
セイコーエプソン	53,200	2,802.50	149,093,000
ワコム	29,100	733.00	21,330,300
アルバック	9,100	6,385.00	58,103,500
アクセル	2,100	1,251.00	2,627,100
E I Z O	5,400	2,267.00	12,241,800
ジャパンディスプレイ	178,200	21.00	3,742,200
日本信号	9,400	920.00	8,648,000
京三製作所	9,600	536.00	5,145,600
能美防災	5,600	3,135.00	17,556,000
ホーチキ	2,700	2,479.00	6,693,300
星和電機	200	542.00	108,400
エレコム	9,900	1,453.00	14,384,700
パナソニック ホールディングス	489,700	1,507.00	737,977,900
シャープ	59,900	951.80	57,012,820
アンリツ	29,200	1,194.50	34,879,400
富士通ゼネラル	11,800	2,121.00	25,027,800
ソニーグループ	1,437,300	3,338.00	4,797,707,400
TDK	358,000	2,012.50	720,475,000
帝国通信工業	1,800	2,696.00	4,852,800
タムラ製作所	16,500	499.00	8,233,500
アルプスアルパイン	33,700	1,603.50	54,037,950
池上通信機	200	632.00	126,400
日本電波工業	3,900	902.00	3,517,800
鈴木	2,200	1,825.00	4,015,000
メイコー	4,100	8,940.00	36,654,000
日本トリム	900	3,620.00	3,258,000
フォスター電機	4,200	1,458.00	6,123,600
SMK	1,000	2,432.00	2,432,000

ヨコオ	3,700	1,728.00	6,393,600
ティアック	700	79.00	55,300
ホシデン	10,400	2,234.00	23,233,600
ヒロセ電機	6,000	18,490.00	110,940,000
日本航空電子工業	10,800	2,653.00	28,652,400
TOA	4,200	920.00	3,864,000
マクセル	8,400	1,708.00	14,347,200
古野電気	4,900	2,637.00	12,921,300
スミダコーポレーション	5,600	972.00	5,443,200
アイコム	1,600	2,761.00	4,417,600
リオン	1,700	2,676.00	4,549,200
横河電機	45,400	3,529.00	160,216,600
新電元工業	1,600	2,350.00	3,760,000
アズビル	112,900	1,213.00	136,947,700
東亜ディーケーケー	200	732.00	146,400
日本光電工業	36,700	2,106.50	77,308,550
チノー	1,700	2,144.00	3,644,800
共和電業	500	430.00	215,000
日本電子材料	2,500	2,101.00	5,252,500
堀場製作所	7,800	9,135.00	71,253,000
アドバンテスト	129,300	8,478.00	1,096,205,400
小野測器	200	581.00	116,200
エスペック	3,700	2,697.00	9,978,900
キーエンス	41,100	65,600.00	2,696,160,000
日置電機	2,200	7,450.00	16,390,000
シスメックス	106,300	3,092.00	328,679,600
日本マイクロニクス	6,800	3,610.00	24,548,000
メガチップス	3,200	6,140.00	19,648,000
OBARA GROUP	2,600	4,175.00	10,855,000
澤藤電機	100	905.00	90,500
原田工業	200	527.00	105,400
コーセル	4,400	1,202.00	5,288,800
イリソ電子工業	4,200	2,745.00	11,529,000
オプテックスグループ	7,500	1,751.00	13,132,500
千代田インテグレ	1,400	3,685.00	5,159,000
レーザーテック	18,800	15,825.00	297,510,000

スタンレー電気	25,700	2,567.50	65,984,750
ウシオ電機	18,100	2,017.00	36,507,700
岡谷電機産業	300	224.00	67,200
ヘリオス テクノ ホールディング	500	951.00	475,500
エノモト	100	1,445.00	144,500
日本セラミック	3,800	2,648.00	10,062,400
遠藤照明	200	1,492.00	298,400
古河電池	3,000	1,372.00	4,116,000
山一電機	3,400	2,324.00	7,901,600
図研	3,800	4,300.00	16,340,000
日本電子	9,500	5,473.00	51,993,500
カシオ計算機	32,800	1,255.50	41,180,400
ファナック	198,600	4,130.00	820,218,000
日本シイエムケイ	12,000	411.00	4,932,000
エンプラス	1,200	5,130.00	6,156,000
大真空	5,000	544.00	2,720,000
ローム	74,400	1,460.00	108,624,000
浜松ホトニクス	65,900	1,858.50	122,475,150
三井ハイテック	18,200	780.00	14,196,000
新光電気工業	14,200	5,481.00	77,830,200
京セラ	255,000	1,552.00	395,760,000
太陽誘電	18,000	2,227.00	40,086,000
村田製作所	366,600	2,529.00	927,131,400
双葉電子工業	7,800	473.00	3,689,400
北陸電気工業	200	1,560.00	312,000
ニチコン	10,800	1,041.00	11,242,800
日本ケミコン	5,100	1,006.00	5,130,600
KOA	6,800	1,000.00	6,800,000
市光工業	7,400	402.00	2,974,800
小糸製作所	42,500	1,987.00	84,447,500
ミツバ	7,700	889.00	6,845,300
S C R E E Nホールディングス	17,200	9,685.00	166,582,000
キヤノン電子	3,900	2,545.00	9,925,500
キヤノン	204,700	5,019.00	1,027,389,300
リコー	108,100	1,771.50	191,499,150
象印マホービン	12,300	1,599.00	19,667,700

MUTOHホールディングス	100	2,467.00	246,700
東京エレクトロン	86,900	24,600.00	2,137,740,000
イノテック	2,900	1,389.00	4,028,100
トヨタ紡織	17,300	1,998.50	34,574,050
芦森工業	100	2,516.00	251,600
ユニプレス	7,400	1,017.00	7,525,800
豊田自動織機	35,000	11,170.00	390,950,000
モリタホールディングス	6,500	2,107.00	13,695,500
三櫻工業	5,700	728.00	4,149,600
デンソー	435,400	2,163.00	941,770,200
東海理化電機製作所	11,600	2,195.00	25,462,000
川崎重工業	30,900	6,097.00	188,397,300
名村造船所	11,700	1,515.00	17,725,500
日本車輛製造	1,600	2,285.00	3,656,000
三菱ロジスネクスト	6,600	1,875.00	12,375,000
近畿車輛	100	1,396.00	139,600
日産自動車	513,000	366.00	187,758,000
いすゞ自動車	126,800	2,101.00	266,406,800
トヨタ自動車	2,181,800	2,679.50	5,846,133,100
日野自動車	61,700	436.30	26,919,710
三菱自動車工業	160,100	417.50	66,841,750
エフテック	300	484.00	145,200
レシップホールディングス	300	493.00	147,900
GMB	100	1,004.00	100,400
ファルテック	100	421.00	42,100
武蔵精密工業	10,100	3,930.00	39,693,000
日産車体	6,200	1,038.00	6,435,600
新明和工業	11,800	1,319.00	15,564,200
極東開発工業	5,500	2,312.00	12,716,000
トピー工業	3,300	1,923.00	6,345,900
ティラド	900	3,515.00	3,163,500
曙ブレーキ工業	24,900	116.00	2,888,400
タチエス	7,600	1,732.00	13,163,200
NOK	15,900	2,320.00	36,888,000
フタバ産業	12,400	688.00	8,531,200
カヤバ	7,000	2,660.00	18,620,000

大同メタル工業	8,000	478.00	3,824,000
プレス工業	16,000	545.00	8,720,000
ミクニ	600	317.00	190,200
太平洋工業	9,400	1,355.00	12,737,000
河西工業	800	117.00	93,600
アイシン	86,900	1,713.00	148,859,700
マツダ	126,100	983.50	124,019,350
今仙電機製作所	300	498.00	149,400
本田技研工業	972,500	1,314.50	1,278,351,250
スズキ	331,700	1,696.50	562,729,050
S U B A R U	123,800	2,487.00	307,890,600
安永	200	480.00	96,000
ヤマハ発動機	173,300	1,354.50	234,734,850
T B K	500	263.00	131,500
エクセディ	6,700	4,575.00	30,652,500
豊田合成	11,800	2,601.00	30,691,800
愛三工業	7,800	1,541.00	12,019,800
盟和産業	100	1,276.00	127,600
日本プラスト	400	342.00	136,800
ヨロズ	4,200	1,178.00	4,947,600
エフ・シー・シー	7,200	3,110.00	22,392,000
シマノ	17,800	21,285.00	378,873,000
テイ・エス テック	16,700	1,687.00	28,172,900
ジャムコ	2,500	1,475.00	3,687,500
リガク・ホールディングス	20,700	967.00	20,016,900
テルモ	274,600	3,026.00	830,939,600
クリエートメディック	100	914.00	91,400
日機装	10,600	947.00	10,038,200
日本エム・ディ・エム	3,300	606.00	1,999,800
島津製作所	59,100	4,412.00	260,749,200
J M S	3,800	433.00	1,645,400
クボテック	200	213.00	42,600
長野計器	2,700	2,450.00	6,615,000
ブイ・テクノロジー	2,000	2,239.00	4,478,000
東京計器	2,900	3,285.00	9,526,500
愛知時計電機	2,000	1,994.00	3,988,000

インターアクション	2,500	996.00	2,490,000
オーバル	400	367.00	146,800
東京精密	8,400	7,387.00	62,050,800
マニー	16,400	1,799.50	29,511,800
ニコン	64,700	1,656.50	107,175,550
トプコン	23,200	2,156.50	50,030,800
オリンパス	235,000	2,371.50	557,302,500
理研計器	5,800	3,825.00	22,185,000
タムロン	5,600	4,150.00	23,240,000
HOYA	80,200	20,385.00	1,634,877,000
シード	400	468.00	187,200
ノーリツ鋼機	3,900	4,650.00	18,135,000
A&Dホロンホールディングス	5,100	2,038.00	10,393,800
朝日インテック	50,000	2,618.50	130,925,000
シチズン時計	37,800	904.00	34,171,200
リズム	100	3,790.00	379,000
大研医器	400	514.00	205,600
メニコン	15,300	1,524.00	23,317,200
松風	4,100	2,103.00	8,622,300
セイコーグループ	6,400	4,365.00	27,936,000
ニプロ	34,200	1,393.00	47,640,600
三井松島ホールディングス	2,800	3,485.00	9,758,000
KYORITSU	700	160.00	112,000
中本パックス	200	1,810.00	362,000
パラマウントベッドホールディングス	9,500	2,599.00	24,690,500
トランザクション	2,700	2,250.00	6,075,000
粧美堂	100	513.00	51,300
ニホンフラッシュ	3,500	821.00	2,873,500
前田工織	7,300	1,777.00	12,972,100
永大産業	500	210.00	105,000
アートネイチャー	4,200	815.00	3,423,000
フルヤ金属	3,900	3,585.00	13,981,500
バンダイナムコホールディングス	111,400	3,299.00	367,508,600
アイフィスジャパン	100	566.00	56,600
SHOEI	11,500	2,342.00	26,933,000
フランスベッドホールディングス	5,900	1,254.00	7,398,600

パイロットコーポレーション	6,400	4,793.00	30,675,200
萩原工業	2,700	1,427.00	3,852,900
フジシールインターナショナル	9,200	2,523.00	23,211,600
タカラトミー	17,200	4,350.00	74,820,000
広済堂ホールディングス	15,500	550.00	8,525,000
エステールホールディングス	100	600.00	60,000
タカノ	200	698.00	139,600
プロネクス	4,300	1,285.00	5,525,500
ホクシン	300	101.00	30,300
ウッドワン	200	871.00	174,200
TOPPANホールディングス	53,800	4,066.00	218,750,800
大日本印刷	85,100	2,239.00	190,538,900
共同印刷	1,200	3,985.00	4,782,000
N I S S H A	7,000	1,587.00	11,109,000
TAKARA & COMPANY	2,400	2,951.00	7,082,400
アシックス	151,500	3,037.00	460,105,500
ツツミ	1,000	2,100.00	2,100,000
ローランド	3,000	4,095.00	12,285,000
小松ウオール工業	3,000	1,532.00	4,596,000
ヤマハ	75,000	1,105.50	82,912,500
河合楽器製作所	1,200	3,030.00	3,636,000
クリナップ	4,000	673.00	2,692,000
ピジョン	26,100	1,519.50	39,658,950
キングジム	3,600	860.00	3,096,000
リンテック	8,200	3,060.00	25,092,000
イトーキ	8,200	1,615.00	13,243,000
任天堂	259,100	9,037.00	2,341,486,700
三菱鉛筆	5,700	2,388.00	13,611,600
タカラスタンダード	9,400	1,657.00	15,575,800
コクヨ	20,500	2,861.00	58,650,500
ナカバヤシ	4,400	507.00	2,230,800
グローブライド	4,100	1,905.00	7,810,500
オカムラ	12,400	2,014.00	24,973,600
美津濃	4,100	8,680.00	35,588,000
グリムス	1,800	2,615.00	4,707,000
東京電力ホールディングス	345,300	506.50	174,894,450

中部電力	151,200	1,577.50	238,518,000	
関西電力	200,200	1,794.00	359,158,800	
中国電力	71,300	894.00	63,742,200	
北陸電力	42,000	865.50	36,351,000	
東北電力	108,100	1,201.50	129,882,150	
四国電力	38,200	1,216.50	46,470,300	
九州電力	94,600	1,428.50	135,136,100	
北海道電力	43,000	814.60	35,027,800	
沖縄電力	10,500	954.00	10,017,000	
電源開発	30,900	2,459.00	75,983,100	
エフオン	3,000	405.00	1,215,000	
イーレックス	8,000	629.00	5,032,000	
レノバ	11,200	753.00	8,433,600	
東京瓦斯	77,600	4,445.00	344,932,000	
大阪瓦斯	80,600	3,163.00	254,937,800	
東邦瓦斯	16,200	3,852.00	62,402,400	
北海道瓦斯	12,300	537.00	6,605,100	
広島ガス	8,700	375.00	3,262,500	
西部ガスホールディングス	4,300	1,703.00	7,322,900	
静岡ガス	9,400	1,004.00	9,437,600	
メタウォーター	5,600	1,800.00	10,080,000	
SBSホールディングス	3,700	2,380.00	8,806,000	
東武鉄道	43,200	2,520.00	108,864,000	
相鉄ホールディングス	13,600	2,454.50	33,381,200	
東急	115,100	1,693.50	194,921,850	
京浜急行電鉄	50,800	1,279.50	64,998,600	
小田急電鉄	67,900	1,492.00	101,306,800	
京王電鉄	21,700	4,013.00	87,082,100	
京成電鉄	23,800	4,255.00	101,269,000	
富士急行	5,100	2,338.00	11,923,800	
東日本旅客鉄道	226,300	2,793.00	632,055,900	
西日本旅客鉄道	104,900	2,793.50	293,038,150	
東海旅客鉄道	158,100	2,989.50	472,639,950	
東京地下鉄	68,600	1,623.00	111,337,800	
西武ホールディングス	44,700	3,033.00	135,575,100	
鴻池運輸	7,000	3,005.00	21,035,000	

西日本鉄道	11,900	2,224.00	26,465,600
ハマキョウレックス	14,000	1,288.00	18,032,000
サカイ引越センター	5,200	2,469.00	12,838,800
近鉄グループホールディングス	43,900	3,213.00	141,050,700
阪急阪神ホールディングス	54,600	4,134.00	225,716,400
南海電気鉄道	18,300	2,458.00	44,981,400
京阪ホールディングス	22,600	3,397.00	76,772,200
神戸電鉄	1,100	2,315.00	2,546,500
名古屋鉄道	45,300	1,729.50	78,346,350
山陽電気鉄道	3,100	2,027.00	6,283,700
ヤマトホールディングス	49,800	1,805.00	89,889,000
山九	9,900	5,194.00	51,420,600
丸運	300	451.00	135,300
丸全昭和運輸	2,500	5,960.00	14,900,000
センコーグループホールディングス	24,100	1,486.00	35,812,600
トナミホールディングス	900	5,840.00	5,256,000
ニッコンホールディングス	23,300	2,025.50	47,194,150
福山通運	4,400	3,705.00	16,302,000
セイノーホールディングス	20,200	2,444.00	49,368,800
神奈川中央交通	1,200	3,800.00	4,560,000
AZ-COM丸和ホールディングス	12,700	1,097.00	13,931,900
九州旅客鉄道	31,400	3,922.00	123,150,800
SGホールディングス	68,800	1,494.00	102,787,200
NIPPON EXPRESSホールディングス	14,700	7,737.00	113,733,900
日本郵船	84,900	4,928.00	418,387,200
商船三井	77,900	5,168.00	402,587,200
川崎汽船	93,300	2,087.50	194,763,750
NSユナイテッド海運	2,600	4,025.00	10,465,000
明海グループ	500	672.00	336,000
飯野海運	15,000	1,136.00	17,040,000
共栄タンカー	100	1,080.00	108,000
乾汽船	5,200	1,548.00	8,049,600
日本航空	93,900	2,571.50	241,463,850
ANAホールディングス	111,500	2,959.50	329,984,250
トランコム	500	10,250.00	5,125,000

日新	2,800	4,290.00	12,012,000
三菱倉庫	42,800	1,172.50	50,183,000
三井倉庫ホールディングス	4,200	7,370.00	30,954,000
住友倉庫	12,200	2,766.00	33,745,200
澁澤倉庫	1,900	3,115.00	5,918,500
東陽倉庫	100	1,442.00	144,200
日本トランスシティ	8,200	1,053.00	8,634,600
ケイヒン	100	1,995.00	199,500
中央倉庫	2,400	1,552.00	3,724,800
川西倉庫	100	1,056.00	105,600
安田倉庫	2,800	1,748.00	4,894,400
ファイズホールディングス	100	908.00	90,800
東洋埠頭	100	1,266.00	126,600
上組	18,900	3,466.00	65,507,400
サンリツ	100	788.00	78,800
キムラユニティー	200	1,465.00	293,000
キューソー流通システム	2,700	2,292.00	6,188,400
東海運	300	331.00	99,300
エーアイテイー	2,600	1,765.00	4,589,000
内外トランスライン	1,600	2,820.00	4,512,000
日本コンセプト	1,500	1,881.00	2,821,500
NEC ネットエスアイ	15,700	3,250.00	51,025,000
クロスキャット	2,300	1,084.00	2,493,200
システナ	58,800	356.00	20,932,800
デジタルアーツ	2,600	6,210.00	16,146,000
日鉄ソリューションズ	14,000	4,119.00	57,666,000
キューブシステム	2,200	1,066.00	2,345,200
コア	1,800	1,797.00	3,234,600
手間いらず	700	3,540.00	2,478,000
ラクーンホールディングス	3,100	727.00	2,253,700
ソリトンシステムズ	2,100	1,178.00	2,473,800
ソフトクリエイトホールディングス	3,000	2,240.00	6,720,000
T I S	43,500	3,904.00	169,824,000
テクミラホールディングス	200	320.00	64,000
グリー	13,800	458.00	6,320,400
GMOペパボ	500	1,589.00	794,500

コーエーテクモホールディングス	31,000	1,764.00	54,684,000
三菱総合研究所	2,000	4,390.00	8,780,000
ボルテージ	100	228.00	22,800
電算	100	1,432.00	143,200
AGS	200	801.00	160,200
ファインデックス	3,300	840.00	2,772,000
ブレインパッド	3,400	1,176.00	3,998,400
KL a b	10,300	169.00	1,740,700
ポールトゥウィンホールディングス	5,900	496.00	2,926,400
ネクソン	90,400	2,194.50	198,382,800
アイスタイル	13,800	448.00	6,182,400
エムアップホールディングス	5,000	1,609.00	8,045,000
エイチーム	2,700	955.00	2,578,500
セルシス	5,800	1,411.00	8,183,800
エニグモ	4,600	296.00	1,361,600
テクノスジャパン	400	782.00	312,800
e n i s h	600	161.00	96,600
コロプラ	14,000	475.00	6,650,000
オルトプラス	400	83.00	33,200
ブロードリーフ	16,500	679.00	11,203,500
クロス・マーケティンググループ	200	717.00	143,400
デジタルハーツホールディングス	2,900	797.00	2,311,300
メディアドゥ	1,900	1,355.00	2,574,500
じげん	10,300	504.00	5,191,200
ブイキューブ	5,600	225.00	1,260,000
エンカレッジ・テクノロジー	100	579.00	57,900
サイバーリンクス	200	757.00	151,400
ディー・エル・イー	400	125.00	50,000
フィックスターズ	4,100	1,732.00	7,101,200
CARTA HOLDINGS	2,300	1,466.00	3,371,800
オブティム	4,200	727.00	3,053,400
セレス	1,900	3,255.00	6,184,500
SHIFT	2,700	17,705.00	47,803,500
ティーガイア	3,400	2,658.00	9,037,200
セック	700	4,030.00	2,821,000
テクマトリックス	8,900	2,488.00	22,143,200

プロシップ	1,800	1,567.00	2,820,600
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	10,200	3,056.00	31,171,200
GMOペイメントゲートウェイ	9,400	8,539.00	80,266,600
ザッパラス	100	419.00	41,900
システムリサーチ	2,800	1,419.00	3,973,200
インターネットイニシアティブ	22,500	3,100.00	69,750,000
さくらインターネット	6,400	4,740.00	30,336,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	1,300	2,529.00	3,287,700
SRAホールディングス	2,300	4,360.00	10,028,000
システムインテグレータ	200	303.00	60,600
朝日ネット	4,400	647.00	2,846,800
eBASE	5,800	655.00	3,799,000
アバントグループ	5,200	1,971.00	10,249,200
アドソル日進	1,700	2,154.00	3,661,800
ODKソリューションズ	100	557.00	55,700
フリービット	1,800	1,391.00	2,503,800
コムチュア	5,400	2,173.00	11,734,200
アステリア	3,200	485.00	1,552,000
アイル	2,300	2,889.00	6,644,700
マークライنز	2,400	2,214.00	5,313,600
メディカル・データ・ビジョン	4,900	405.00	1,984,500
gumi	6,700	383.00	2,566,100
ショーケース	100	347.00	34,700
モバイルファクトリー	100	948.00	94,800
テラスカイ	1,600	2,012.00	3,219,200
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	2,100	2,212.00	4,645,200
PCIホールディングス	200	937.00	187,400
アイビーシー	100	682.00	68,200
ネオジャパン	1,100	1,929.00	2,121,900
PR TIMES	800	1,569.00	1,255,200
ラクス	19,500	1,998.00	38,961,000
ランドコンピュータ	200	666.00	133,200
ダブルスタンダード	1,500	1,634.00	2,451,000
オープンドア	2,900	672.00	1,948,800
マイネット	100	347.00	34,700
アカツキ	2,000	2,555.00	5,110,000

U b i c o mホールディングス	1,300	1,285.00	1,670,500
カナミックネットワーク	5,200	491.00	2,553,200
ノムラシステムコーポレーション	500	125.00	62,500
チェンジホールディングス	10,200	1,287.00	13,127,400
シンクロ・フード	300	418.00	125,400
オークネット	1,900	2,619.00	4,976,100
キャピタル・アセット・プランニング	100	748.00	74,800
セグエグループ	400	640.00	256,000
エイトレッド	100	1,554.00	155,400
マクロミル	7,900	1,180.00	9,322,000
ビーグリー	100	1,609.00	160,900
オロ	1,700	2,528.00	4,297,600
ユーザーローカル	1,700	1,928.00	3,277,600
テモナ	100	189.00	18,900
ニーズウェル	500	294.00	147,000
PKSHA Technology	3,300	3,965.00	13,084,500
マネーフォワード	10,100	5,008.00	50,580,800
サインポスト	200	448.00	89,600
Sun Asterisk	2,900	719.00	2,085,100
プラスアルファ・コンサルティング	5,200	1,832.00	9,526,400
電算システムホールディングス	1,800	2,446.00	4,402,800
Appier Group	12,600	1,334.00	16,808,400
ビジョナル	4,900	8,501.00	41,654,900
ソルクシーズ	400	338.00	135,200
フェイス	100	1,216.00	121,600
ハイマックス	1,300	1,365.00	1,774,500
野村総合研究所	89,200	4,642.00	414,066,400
CEホールディングス	200	567.00	113,400
日本システム技術	3,800	1,970.00	7,486,000
インテージホールディングス	4,700	1,636.00	7,689,200
東邦システムサイエンス	1,900	1,378.00	2,618,200
ソースネクスト	20,900	186.00	3,887,400
シンプレクス・ホールディングス	8,100	2,552.00	20,671,200
HEROZ	1,600	971.00	1,553,600
ラクスル	10,000	1,132.00	11,320,000
メルカリ	20,100	1,882.50	37,838,250

I P S	1,200	2,545.00	3,054,000
F I G	500	304.00	152,000
システムサポート	1,600	1,841.00	2,945,600
イーソル	2,800	609.00	1,705,200
東海ソフト	100	1,368.00	136,800
ウイングアーク1st	4,300	3,490.00	15,007,000
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	1,400	839.00	1,174,600
サーバーワークス	700	2,318.00	1,622,600
東名	100	2,270.00	227,000
トビラシステムズ	100	845.00	84,500
S a n s a n	13,600	2,289.00	31,130,400
L i n k-Uグループ	100	459.00	45,900
ギフトィ	3,600	1,315.00	4,734,000
メドレー	4,500	4,005.00	18,022,500
ベース	2,000	3,160.00	6,320,000
J M D C	5,000	4,060.00	20,300,000
フォーカスシステムズ	2,800	1,110.00	3,108,000
クレスコ	6,800	1,215.00	8,262,000
フジ・メディア・ホールディングス	39,500	1,734.00	68,493,000
オービック	76,400	4,956.00	378,638,400
ジャストシステム	5,900	3,595.00	21,210,500
T D C ソフト	6,900	1,381.00	9,528,900
L I N E ヤフー	658,500	433.60	285,525,600
トレンドマイクロ	21,600	8,478.00	183,124,800
I D ホールディングス	2,800	1,620.00	4,536,000
日本オラクル	7,900	14,710.00	116,209,000
アルファシステムズ	1,300	3,440.00	4,472,000
フューチャー	10,200	1,897.00	19,349,400
C A C H o l d i n g s	2,500	1,714.00	4,285,000
トーセ	100	612.00	61,200
オービックビジネスコンサルタント	6,900	7,253.00	50,045,700
アイティフォー	4,800	1,443.00	6,926,400
東計電算	1,100	4,410.00	4,851,000
エクスネット	100	1,494.00	149,400
大塚商会	46,700	3,674.00	171,575,800

サイボウズ	5,700	2,063.00	11,759,100
電通総研	4,000	5,760.00	23,040,000
ACCESS	4,300	895.00	3,848,500
デジタルガレージ	6,600	3,755.00	24,783,000
EMシステムズ	6,900	794.00	5,478,600
ウェザーニューズ	2,500	3,130.00	7,825,000
C I J	10,300	457.00	4,707,100
ビジネスエンジニアリング	1,000	3,950.00	3,950,000
日本エンタープライズ	500	124.00	62,000
WOWOW	3,100	1,004.00	3,112,400
スカラ	3,800	428.00	1,626,400
インテリジェント ウェイブ	200	1,064.00	212,800
ANYCOLOR	5,600	2,270.00	12,712,000
IMAGICA GROUP	4,100	519.00	2,127,900
ネットワンシステムズ	16,900	4,478.00	75,678,200
システムソフト	14,200	59.00	837,800
アルゴグラフィックス	3,800	5,010.00	19,038,000
マーベラス	7,600	577.00	4,385,200
エイベックス	7,700	1,516.00	11,673,200
B I P R O G Y	13,900	4,617.00	64,176,300
都築電気	2,500	2,662.00	6,655,000
TBSホールディングス	20,700	3,872.00	80,150,400
日本テレビホールディングス	36,400	2,579.50	93,893,800
朝日放送グループホールディングス	3,900	624.00	2,433,600
テレビ朝日ホールディングス	10,000	2,229.00	22,290,000
スカパーJ S A Tホールディングス	32,000	890.00	28,480,000
テレビ東京ホールディングス	2,500	3,020.00	7,550,000
日本BS放送	200	889.00	177,800
ビジョン	6,200	1,356.00	8,407,200
スマートバリュー	100	302.00	30,200
U-NEXT HOLDINGS	13,800	1,679.00	23,170,200
ワイヤレスゲート	200	218.00	43,600
日本通信	33,100	138.00	4,567,800
クロップス	100	1,014.00	101,400
日本電信電話	12,244,400	155.00	1,897,882,000
KDDI	302,800	4,948.00	1,498,254,400

ソフトバンク	6,587,000	198.10	1,304,884,700	
光通信	4,800	33,940.00	162,912,000	
エムティーアイ	2,800	1,247.00	3,491,600	
GMOインターネットグループ	13,400	2,734.50	36,642,300	
ファイバーゲート	2,200	938.00	2,063,600	
アイドママーケティングコミュニケーション	100	224.00	22,400	
KADOKAWA	21,800	4,404.00	96,007,200	
学研ホールディングス	7,500	1,014.00	7,605,000	
ゼンリン	7,000	815.00	5,705,000	
昭文社ホールディングス	200	391.00	78,200	
インプレスホールディングス	500	145.00	72,500	
アイネット	2,500	1,644.00	4,110,000	
松竹	2,400	11,120.00	26,688,000	
東宝	25,800	6,492.00	167,493,600	
東映	6,800	5,990.00	40,732,000	
NTTデータグループ	107,600	2,989.00	321,616,400	
ピー・シー・エー	2,700	2,210.00	5,967,000	
ビジネスブレイン太田昭和	1,800	2,143.00	3,857,400	
D T S	7,500	4,220.00	31,650,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	20,700	6,198.00	128,298,600	
シーイーシー	5,200	1,967.00	10,228,400	
カプコン	81,800	3,535.00	289,163,000	
アイ・エス・ビー	1,900	1,408.00	2,675,200	
S C S K	33,600	3,115.00	104,664,000	
NSW	1,800	3,075.00	5,535,000	
アイネス	3,200	1,782.00	5,702,400	
T K C	7,300	4,060.00	29,638,000	
富士ソフト	11,100	9,530.00	105,783,000	
NSD	15,800	3,512.00	55,489,600	
コナミグループ	15,400	15,170.00	233,618,000	
福井コンピュータホールディングス	2,900	3,085.00	8,946,500	
J B C Cホールディングス	2,700	4,625.00	12,487,500	
ミロク情報サービス	3,700	1,955.00	7,233,500	
ソフトバンクグループ	203,100	9,269.00	1,882,533,900	
リョーサン菱洋ホールディングス	7,300	2,282.00	16,658,600	
高千穂交易	1,700	3,765.00	6,400,500	

オルバヘルスケアホールディングス	100	2,024.00	202,400
伊藤忠食品	1,000	6,890.00	6,890,000
エレマテック	3,800	2,386.00	9,066,800
あらた	6,600	3,045.00	20,097,000
トーメンデバイス	600	6,680.00	4,008,000
東京エレクトロン デバイス	4,300	2,974.00	12,788,200
円谷フィールズホールディングス	7,000	1,975.00	13,825,000
双日	48,300	3,150.00	152,145,000
アルフレッサ ホールディングス	40,500	2,202.00	89,181,000
横浜冷凍	10,900	820.00	8,938,000
神栄	100	1,593.00	159,300
ラサ商事	2,400	1,356.00	3,254,400
アルコニックス	6,200	1,476.00	9,151,200
神戸物産	33,600	3,637.00	122,203,200
ハイパー	100	285.00	28,500
あい ホールディングス	6,900	2,134.00	14,724,600
ディーブイエックス	100	899.00	89,900
ダイワボウホールディングス	19,200	3,115.00	59,808,000
マクニカホールディングス	33,600	1,748.00	58,732,800
ラクト・ジャパン	1,800	2,770.00	4,986,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	6,000	1,196.00	7,176,000
八洲電機	3,500	1,566.00	5,481,000
メディアスホールディングス	2,500	846.00	2,115,000
レスター	3,700	2,450.00	9,065,000
ジオリーブグループ	100	1,071.00	107,100
大光	300	592.00	177,600
OCHIホールディングス	100	1,320.00	132,000
TOKAIホールディングス	23,600	941.00	22,207,600
黒谷	100	560.00	56,000
Cominix	100	901.00	90,100
三洋貿易	4,500	1,571.00	7,069,500
ビューティガレージ	1,400	1,297.00	1,815,800
ウイン・パートナーズ	3,200	1,247.00	3,990,400
ミタチ産業	100	1,201.00	120,100
シップヘルスケアホールディングス	17,200	2,205.50	37,934,600
明治電機工業	1,600	1,369.00	2,190,400

デリカフーズホールディングス	200	497.00	99,400
スターティアホールディングス	100	2,152.00	215,200
コメダホールディングス	11,400	2,877.00	32,797,800
ピーバンドットコム	100	365.00	36,500
アセンテック	1,700	866.00	1,472,200
富士興産	100	1,405.00	140,500
協栄産業	100	2,304.00	230,400
フルサト・マルカホールディングス	3,500	2,267.00	7,934,500
ヤマエグループホールディングス	4,700	1,968.00	9,249,600
小野建	4,800	1,492.00	7,161,600
南陽	200	1,103.00	220,600
佐鳥電機	3,000	1,780.00	5,340,000
エコトレーディング	100	938.00	93,800
伯東	2,500	4,260.00	10,650,000
コンドーテック	3,300	1,330.00	4,389,000
中山福	300	362.00	108,600
ナガイレーベン	5,500	2,200.00	12,100,000
三菱食品	4,000	4,930.00	19,720,000
松田産業	3,300	3,045.00	10,048,500
第一興商	16,800	1,915.00	32,172,000
メディパルホールディングス	47,100	2,376.50	111,933,150
S P K	1,800	2,054.00	3,697,200
萩原電気ホールディングス	1,900	3,140.00	5,966,000
アズワン	13,500	2,801.50	37,820,250
スズデン	1,900	1,830.00	3,477,000
尾家産業	100	2,000.00	200,000
シモジマ	2,900	1,282.00	3,717,800
ドウシシャ	4,000	2,087.00	8,348,000
小津産業	100	1,649.00	164,900
高速	2,600	2,353.00	6,117,800
たけびし	1,800	2,049.00	3,688,200
リックス	1,000	2,773.00	2,773,000
丸文	3,900	1,047.00	4,083,300
ハピネット	3,300	4,385.00	14,470,500
橋本総業ホールディングス	1,700	1,305.00	2,218,500
日本ライフライン	11,600	1,321.00	15,323,600

タカショー	3,500	453.00	1,585,500
I DOM	14,800	1,113.00	16,472,400
進和	2,700	2,870.00	7,749,000
エステイジャパン	100	701.00	70,100
ダイترون	1,900	2,788.00	5,297,200
シークス	6,200	1,159.00	7,185,800
田中商事	100	680.00	68,000
オーハシテクニカ	2,100	2,014.00	4,229,400
白銅	1,200	2,354.00	2,824,800
伊藤忠商事	291,900	7,705.00	2,249,089,500
丸紅	356,900	2,297.50	819,977,750
高島	300	1,253.00	375,900
長瀬産業	19,400	3,119.00	60,508,600
蝶理	2,300	3,960.00	9,108,000
豊田通商	130,400	2,606.50	339,887,600
三共生興	5,600	593.00	3,320,800
兼松	18,200	2,538.50	46,200,700
ツカモトコーポレーション	100	1,074.00	107,400
三井物産	638,000	3,232.00	2,062,016,000
日本紙パルプ商事	20,800	692.00	14,393,600
カメイ	4,600	1,918.00	8,822,800
OUGホールディングス	100	2,624.00	262,400
スターゼン	3,000	2,917.00	8,751,000
山善	14,600	1,325.00	19,345,000
椿本興業	2,400	1,982.00	4,756,800
住友商事	260,200	3,357.00	873,491,400
内田洋行	1,800	6,690.00	12,042,000
三菱商事	802,600	2,592.50	2,080,740,500
第一実業	4,100	2,726.00	11,176,600
キヤノンマーケティングジャパン	8,500	4,903.00	41,675,500
西華産業	2,100	4,445.00	9,334,500
佐藤商事	3,000	1,384.00	4,152,000
東京産業	4,400	705.00	3,102,000
ユアサ商事	3,700	4,495.00	16,631,500
神鋼商事	1,000	6,100.00	6,100,000
トルク	300	211.00	63,300

阪和興業	7,100	4,840.00	34,364,000
正栄食品工業	2,900	4,350.00	12,615,000
カナデン	3,300	1,444.00	4,765,200
R Y O D E N	3,500	2,414.00	8,449,000
岩谷産業	43,100	1,847.50	79,627,250
ナイス	100	1,609.00	160,900
ニチモウ	200	1,940.00	388,000
極東貿易	2,600	1,594.00	4,144,400
アステナホールディングス	8,200	483.00	3,960,600
三愛オブリ	10,100	1,870.00	18,887,000
稲畑産業	11,800	3,250.00	38,350,000
G S I クレオス	2,300	2,113.00	4,859,900
明和産業	6,200	634.00	3,930,800
クワザワホールディングス	200	682.00	136,400
ワキタ	6,400	1,592.00	10,188,800
東邦ホールディングス	11,700	4,288.00	50,169,600
サンゲツ	10,900	2,801.00	30,530,900
ミツウロコグループホールディングス	5,500	1,758.00	9,669,000
シナネンホールディングス	1,200	6,230.00	7,476,000
伊藤忠エネクス	10,800	1,606.00	17,344,800
サンリオ	35,300	4,681.00	165,239,300
サンワテクノス	2,000	2,170.00	4,340,000
新光商事	5,800	990.00	5,742,000
トーヨー	1,900	2,795.00	5,310,500
三信電気	1,700	1,875.00	3,187,500
東陽テクニカ	4,000	1,412.00	5,648,000
モスフードサービス	6,400	3,735.00	23,904,000
加賀電子	8,800	2,793.00	24,578,400
ソーダニッカ	4,200	1,130.00	4,746,000
立花エレテック	2,600	2,666.00	6,931,600
フォーバル	1,700	1,329.00	2,259,300
P A L T A C	6,800	4,322.00	29,389,600
三谷産業	7,600	319.00	2,424,400
太平洋興発	200	706.00	141,200
西本W i s m e t t a c ホールディングス	2,600	1,927.00	5,010,200
コア商事ホールディングス	3,200	604.00	1,932,800

K P P グループホールディングス	9,000	666.00	5,994,000
ヤマタネ	1,700	3,805.00	6,468,500
泉州電業	3,000	5,380.00	16,140,000
トラスコ中山	9,100	2,200.00	20,020,000
オートバックスセブン	15,100	1,435.00	21,668,500
モリト	3,500	1,487.00	5,204,500
加藤産業	5,400	4,565.00	24,651,000
北恵	100	802.00	80,200
イエローハット	7,700	2,579.00	19,858,300
J Kホールディングス	3,300	1,088.00	3,590,400
日伝	2,500	3,065.00	7,662,500
北沢産業	300	352.00	105,600
杉本商事	3,800	1,368.00	5,198,400
因幡電機産業	12,100	3,840.00	46,464,000
東テック	4,300	2,551.00	10,969,300
ミスミグループ本社	65,600	2,509.00	164,590,400
アルテック	300	210.00	63,000
タキヒヨー	100	1,254.00	125,400
蔵王産業	100	2,454.00	245,400
スズケン	14,300	4,723.00	67,538,900
ジェコス	2,600	997.00	2,592,200
インターメスティック	2,500	2,667.00	6,667,500
サンエー	7,400	2,764.00	20,453,600
カワチ薬品	3,400	2,582.00	8,778,800
エービーシー・マート	19,000	3,238.00	61,522,000
ハードオフコーポレーション	1,700	1,803.00	3,065,100
アスクル	10,300	1,883.00	19,394,900
ゲオホールディングス	4,900	1,677.00	8,217,300
アダストリア	6,000	3,675.00	22,050,000
ジーフット	400	283.00	113,200
シー・ヴィ・エス・ベイエリア	100	525.00	52,500
くら寿司	5,100	3,850.00	19,635,000
キャンドウ	1,500	3,460.00	5,190,000
I Kホールディングス	200	387.00	77,400
パルグループホールディングス	9,900	3,255.00	32,224,500
エディオン	18,900	1,782.00	33,679,800

サーラコーポレーション	9,100	844.00	7,680,400
ワッツ	200	698.00	139,600
ハローズ	1,700	4,040.00	6,868,000
フジオフードグループ本社	5,400	1,171.00	6,323,400
あみやき亭	3,200	1,652.00	5,286,400
ひらまつ	1,100	177.00	194,700
大黒天物産	1,300	9,800.00	12,740,000
ハニーズホールディングス	3,900	1,654.00	6,450,600
ファーマライズホールディングス	100	594.00	59,400
アルペン	3,600	1,998.00	7,192,800
ハブ	200	739.00	147,800
クオールホールディングス	5,400	1,469.00	7,932,600
ジーンズホールディングス	3,300	6,280.00	20,724,000
ビックカメラ	26,000	1,770.50	46,033,000
DCMホールディングス	22,500	1,420.00	31,950,000
ペッパーフードサービス	12,800	196.00	2,508,800
Monotaro	61,600	2,674.00	164,718,400
東京一番フーズ	100	500.00	50,000
DDグループ	300	1,328.00	398,400
きちりホールディングス	100	894.00	89,400
J. フロント リテイリング	49,800	1,893.50	94,296,300
ドトール・日レスホールディングス	7,700	2,286.00	17,602,200
マツキヨココカラ&カンパニー	76,600	2,254.00	172,656,400
ブロンコビリー	2,500	3,930.00	9,825,000
ZOZO	32,300	4,737.00	153,005,100
トレジャー・ファクトリー	3,000	1,419.00	4,257,000
物語コーポレーション	7,700	3,680.00	28,336,000
三越伊勢丹ホールディングス	65,900	2,272.50	149,757,750
Hamee	1,800	1,060.00	1,908,000
ウエルシアホールディングス	22,500	1,940.00	43,650,000
クリエイトSDホールディングス	6,200	2,887.00	17,899,400
丸善CHIホールディングス	700	321.00	224,700
ミサワ	100	691.00	69,100
ティーライフ	100	1,158.00	115,800
エー・ピーホールディングス	100	945.00	94,500
チムニー	200	1,245.00	249,000

シュッピン	4,300	996.00	4,282,800
オイシックス・ラ・大地	7,000	1,511.00	10,577,000
ネクステージ	9,900	1,404.00	13,899,600
ジョイフル本田	12,000	1,836.00	22,032,000
エターナルホスピタリティグループ	1,600	3,070.00	4,912,000
ホットランド	3,300	2,233.00	7,368,900
すかいらーくホールディングス	59,400	2,442.00	145,054,800
SFPホールディングス	2,500	1,976.00	4,940,000
綿半ホールディングス	3,400	1,520.00	5,168,000
ヨシックスホールディングス	1,400	3,285.00	4,599,000
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	18,580	783.00	14,548,140
ゴルフダイジェスト・オンライン	2,500	376.00	940,000
B E E N O S	2,700	3,370.00	9,099,000
あさひ	3,600	1,531.00	5,511,600
日本調剤	2,900	1,422.00	4,123,800
コスモス薬品	7,400	7,053.00	52,192,200
トーエル	200	759.00	151,800
セブン&アイ・ホールディングス	479,700	2,545.50	1,221,076,350
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	32,700	1,185.00	38,749,500
ツルハホールディングス	9,100	8,420.00	76,622,000
サンマルクホールディングス	3,500	2,601.00	9,103,500
フェリシモ	100	829.00	82,900
トリドールホールディングス	12,200	3,890.00	47,458,000
TOKYO BASE	4,600	325.00	1,495,000
ウイルプラスホールディングス	100	968.00	96,800
JMホールディングス	3,100	2,697.00	8,360,700
サツドラホールディングス	200	785.00	157,000
アレンザホールディングス	3,200	1,075.00	3,440,000
串カツ田中ホールディングス	1,300	1,463.00	1,901,900
バロックジャパンリミテッド	5,100	788.00	4,018,800
クスリのアオキホールディングス	14,500	3,289.00	47,690,500
力の源ホールディングス	3,300	981.00	3,237,300
FOOD & LIFE COMPANIES	23,200	3,575.00	82,940,000
メディカルシステムネットワーク	4,200	430.00	1,806,000
一家ホールディングス	100	667.00	66,700

ジャパクラフトホールディングス	400	139.00	55,600	
はるやまホールディングス	200	631.00	126,200	
ノジマ	14,200	2,335.00	33,157,000	
カップ・クリエイト	6,800	1,632.00	11,097,600	
ライトオン	400	197.00	78,800	
良品計画	51,700	3,295.00	170,351,500	
パリミキホールディングス	700	292.00	204,400	
アドヴァングループ	3,700	983.00	3,637,100	
アルビス	1,400	2,604.00	3,645,600	
コナカ	600	228.00	136,800	
ハウス オブ ローゼ	100	1,442.00	144,200	
G-7ホールディングス	4,700	1,395.00	6,556,500	
イオン北海道	10,700	875.00	9,362,500	
コジマ	8,400	1,089.00	9,147,600	
ヒマラヤ	200	845.00	169,000	
コーナン商事	4,800	3,620.00	17,376,000	
エコス	1,600	2,011.00	3,217,600	
ワタミ	5,200	994.00	5,168,800	
マルシェ	200	200.00	40,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	87,700	3,988.00	349,747,600	
西松屋チェーン	9,600	2,341.00	22,473,600	
ゼンショーホールディングス	24,700	9,560.00	236,132,000	
幸楽苑	3,200	1,141.00	3,651,200	
ハークスレイ	200	700.00	140,000	
サイゼリヤ	6,400	5,810.00	37,184,000	
V Tホールディングス	16,900	483.00	8,162,700	
魚力	1,500	2,416.00	3,624,000	
ポプラ	100	208.00	20,800	
フジ・コーポレーション	2,000	2,037.00	4,074,000	
ユナイテッドアローズ	4,600	2,679.00	12,323,400	
ハイデイ日高	7,000	2,815.00	19,705,000	
京都きもの友禅ホールディングス	500	74.00	37,000	
コロワイド	24,500	1,750.00	42,875,000	
壺番屋	17,200	1,024.00	17,612,800	
トップカルチャー	200	136.00	27,200	

PLANT	100	1,585.00	158,500
スギホールディングス	23,300	2,523.00	58,785,900
薬王堂ホールディングス	2,100	2,062.00	4,330,200
ヴィア・ホールディングス	900	127.00	114,300
スクロール	6,500	1,068.00	6,942,000
ヨンドシーホールディングス	4,100	1,855.00	7,605,500
木曾路	6,600	2,096.00	13,833,600
SRSホールディングス	7,200	1,161.00	8,359,200
千趣会	8,800	301.00	2,648,800
タカキュー	400	130.00	52,000
リテールパートナーズ	6,400	1,288.00	8,243,200
上新電機	4,300	2,289.00	9,842,700
日本瓦斯	20,800	2,042.50	42,484,000
ロイヤルホールディングス	7,700	2,435.00	18,749,500
チヨダ	4,100	1,399.00	5,735,900
ライフコーポレーション	4,600	3,460.00	15,916,000
リンガーハット	5,600	2,219.00	12,426,400
MrMaxHD	5,500	672.00	3,696,000
テンアライド	700	266.00	186,200
AOKIホールディングス	9,300	1,280.00	11,904,000
オークワ	6,900	925.00	6,382,500
コメリ	5,800	3,255.00	18,879,000
青山商事	9,300	2,240.00	20,832,000
しまむら	10,200	8,538.00	87,087,600
はせがわ	300	304.00	91,200
高島屋	60,300	1,227.00	73,988,100
松屋	7,400	905.00	6,697,000
エイチ・ツー・オー リテイリング	21,100	2,175.50	45,903,050
近鉄百貨店	2,500	2,126.00	5,315,000
丸井グループ	28,800	2,525.00	72,720,000
アクシアル リテイリング	11,800	914.00	10,785,200
井筒屋	200	405.00	81,000
イオン	160,600	3,696.00	593,577,600
イズミ	6,600	3,166.00	20,895,600
平和堂	7,100	2,284.00	16,216,400
フジ	8,000	2,050.00	16,400,000

ヤオコー	5,100	9,223.00	47,037,300
ゼビオホールディングス	5,900	1,130.00	6,667,000
ケーズホールディングス	29,200	1,413.50	41,274,200
O l y m p i c グループ	200	464.00	92,800
日産東京販売ホールディングス	700	432.00	302,400
シルバーライフ	1,200	774.00	928,800
G e n k y D r u g S t o r e s	3,800	3,090.00	11,742,000
ナルミヤ・インターナショナル	100	1,283.00	128,300
ブックオフグループホールディングス	3,200	1,481.00	4,739,200
ギフトホールディングス	2,100	3,370.00	7,077,000
アインホールディングス	6,000	4,590.00	27,540,000
G e n k i G l o b a l D i n i n g	2,500	3,605.00	9,012,500
ヤマダホールディングス	133,600	445.20	59,478,720
アークランズ	12,900	1,686.00	21,749,400
ニトリホールディングス	15,800	19,850.00	313,630,000
グルメ杵屋	3,500	1,048.00	3,668,000
愛眼	300	144.00	43,200
ケーユーホールディングス	2,500	1,119.00	2,797,500
吉野家ホールディングス	17,000	3,270.00	55,590,000
松屋フーズホールディングス	2,000	6,680.00	13,360,000
サガミホールディングス	7,000	1,782.00	12,474,000
王将フードサービス	8,600	3,060.00	26,316,000
ミニストップ	3,600	1,724.00	6,206,400
アークス	7,300	2,597.00	18,958,100
バローホールディングス	8,300	2,142.00	17,778,600
ベルク	2,200	6,500.00	14,300,000
大庄	2,600	1,043.00	2,711,800
ファーストリテイリング	24,400	53,800.00	1,312,720,000
サンドラッグ	14,700	3,946.00	58,006,200
サックスパー ホールディングス	4,100	988.00	4,050,800
ヤマザワ	100	1,182.00	118,200
やまや	100	2,875.00	287,500
ベルーナ	10,400	780.00	8,112,000
いよぎんホールディングス	52,900	1,544.50	81,704,050
しずおかフィナンシャルグループ	89,000	1,346.00	119,794,000
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	34,000	1,653.00	56,202,000

楽天銀行	18,700	4,195.00	78,446,500	
京都フィナンシャルグループ	50,900	2,328.00	118,495,200	
島根銀行	100	513.00	51,300	
じもとホールディングス	400	302.00	120,800	
めぶきフィナンシャルグループ	202,900	674.10	136,774,890	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	5,200	4,375.00	22,750,000	
九州フィナンシャルグループ	71,100	729.70	51,881,670	
ゆうちょ銀行	333,100	1,514.50	504,479,950	
富山第一銀行	12,800	1,118.00	14,310,400	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	215,100	905.30	194,730,030	
西日本フィナンシャルホールディングス	24,900	2,077.00	51,717,300	
三十三フィナンシャルグループ	3,600	2,170.00	7,812,000	
第四北越フィナンシャルグループ	12,700	2,886.00	36,652,200	
ひろぎんホールディングス	56,900	1,162.50	66,146,250	
おきなわフィナンシャルグループ	3,200	2,645.00	8,464,000	
十六フィナンシャルグループ	5,700	4,475.00	25,507,500	
北國フィナンシャルホールディングス	4,000	5,340.00	21,360,000	
プロクレアホールディングス	4,600	1,763.00	8,109,800	
あいちフィナンシャルグループ	7,500	2,459.00	18,442,500	
あおぞら銀行	27,900	2,463.50	68,731,650	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,651,100	1,806.00	4,787,886,600	
りそなホールディングス	499,200	1,205.50	601,785,600	
三井住友トラストグループ	143,900	3,791.00	545,524,900	
三井住友フィナンシャルグループ	843,300	3,791.00	3,196,950,300	
千葉銀行	125,200	1,262.00	158,002,400	
群馬銀行	70,200	1,122.50	78,799,500	
武蔵野銀行	6,200	3,045.00	18,879,000	
千葉興業銀行	9,600	1,381.00	13,257,600	
筑波銀行	17,700	256.00	4,531,200	
七十七銀行	12,900	4,630.00	59,727,000	
秋田銀行	2,700	2,286.00	6,172,200	
山形銀行	4,500	989.00	4,450,500	
岩手銀行	2,600	2,789.00	7,251,400	
東邦銀行	34,900	288.00	10,051,200	
東北銀行	200	1,143.00	228,600	
ふくおかフィナンシャルグループ	35,200	4,235.00	149,072,000	

スルガ銀行	27,200	1,065.00	28,968,000	
八十二銀行	94,600	1,033.00	97,721,800	
山梨中央銀行	4,500	1,900.00	8,550,000	
大垣共立銀行	7,700	1,928.00	14,845,600	
福井銀行	3,600	1,901.00	6,843,600	
清水銀行	1,600	1,466.00	2,345,600	
富山銀行	100	1,531.00	153,100	
滋賀銀行	6,100	3,885.00	23,698,500	
南都銀行	6,100	3,250.00	19,825,000	
百五銀行	38,000	631.00	23,978,000	
紀陽銀行	14,500	2,112.00	30,624,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	22,700	1,905.50	43,254,850	
山陰合同銀行	25,300	1,261.00	31,903,300	
鳥取銀行	200	1,235.00	247,000	
百十四銀行	4,000	3,335.00	13,340,000	
四国銀行	5,900	1,137.00	6,708,300	
阿波銀行	5,700	2,834.00	16,153,800	
大分銀行	2,400	3,285.00	7,884,000	
宮崎銀行	2,600	3,120.00	8,112,000	
佐賀銀行	2,400	2,197.00	5,272,800	
琉球銀行	9,300	1,052.00	9,783,600	
セブン銀行	144,800	327.10	47,364,080	
みずほフィナンシャルグループ	545,600	3,812.00	2,079,827,200	
高知銀行	200	862.00	172,400	
山口フィナンシャルグループ	39,600	1,619.50	64,132,200	
名古屋銀行	2,500	6,560.00	16,400,000	
北洋銀行	55,100	463.00	25,511,300	
大光銀行	100	1,457.00	145,700	
愛媛銀行	5,900	1,073.00	6,330,700	
トマト銀行	200	1,167.00	233,400	
京葉銀行	18,200	827.00	15,051,400	
栃木銀行	18,500	292.00	5,402,000	
北日本銀行	1,400	2,908.00	4,071,200	
東和銀行	7,400	657.00	4,861,800	
福島銀行	500	226.00	113,000	
大東銀行	200	726.00	145,200	

トモニホールディングス	38,600	454.00	17,524,400
フィデアホールディングス	4,200	1,406.00	5,905,200
池田泉州ホールディングス	56,100	404.00	22,664,400
F P G	14,400	2,780.00	40,032,000
ジャパンインベストメントアドバイザー	6,600	1,038.00	6,850,800
マーキュリアホールディングス	200	891.00	178,200
S B I ホールディングス	65,100	3,970.00	258,447,000
日本アジア投資	300	212.00	63,600
ジャフコ グループ	12,000	2,201.00	26,412,000
大和証券グループ本社	289,000	1,042.00	301,138,000
野村ホールディングス	679,800	923.00	627,455,400
岡三証券グループ	31,900	646.00	20,607,400
丸三証券	13,400	993.00	13,306,200
東洋証券	12,100	613.00	7,417,300
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	48,000	490.00	23,520,000
光世証券	100	426.00	42,600
水戸証券	11,100	579.00	6,426,900
いちよし証券	8,200	1,021.00	8,372,200
松井証券	27,900	828.00	23,101,200
マネックスグループ	39,600	1,121.00	44,391,600
極東証券	5,000	1,482.00	7,410,000
岩井コスモホールディングス	4,600	2,306.00	10,607,600
アイザワ証券グループ	5,800	1,801.00	10,445,800
マネーパートナーズグループ	500	474.00	237,000
スパークス・グループ	4,500	1,503.00	6,763,500
小林洋行	200	270.00	54,000
かんぽ生命保険	47,100	3,070.00	144,597,000
F P パートナー	1,800	2,329.00	4,192,200
S O M P O ホールディングス	197,600	4,112.00	812,531,200
アニコム ホールディングス	13,700	656.00	8,987,200
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	296,200	3,394.00	1,005,302,800
第一生命ホールディングス	190,100	4,267.00	811,156,700
東京海上ホールディングス	394,700	5,623.00	2,219,398,100
T & D ホールディングス	108,500	2,739.00	297,181,500
アドバンスクリエイト	3,200	540.00	1,728,000

NEXYZ. Group	100	803.00	80,300
全国保証	10,600	5,388.00	57,112,800
あんしん保証	200	161.00	32,200
ジェイリース	3,000	1,297.00	3,891,000
イントラスト	200	807.00	161,400
日本モーゲージサービス	300	426.00	127,800
C a s a	200	850.00	170,000
S B Iアルヒ	4,100	826.00	3,386,600
プレミアグループ	6,800	2,536.00	17,244,800
ネットプロテクションズホールディングス	13,500	488.00	6,588,000
クレディセゾン	25,600	3,579.00	91,622,400
芙蓉総合リース	3,700	11,165.00	41,310,500
みずほリース	30,400	1,001.00	30,430,400
東京センチュリー	30,200	1,515.50	45,768,100
日本証券金融	14,900	2,050.00	30,545,000
アイフル	66,900	334.00	22,344,600
リコーリース	3,800	5,180.00	19,684,000
イオンフィナンシャルサービス	23,200	1,290.00	29,928,000
アコム	96,200	395.00	37,999,000
ジャックス	4,800	3,730.00	17,904,000
オリエントコーポレーション	13,200	829.00	10,942,800
オリックス	242,400	3,377.00	818,584,800
三菱HCキャピタル	202,600	1,013.50	205,335,100
九州リースサービス	200	1,032.00	206,400
日本取引所グループ	240,500	1,886.50	453,703,250
イー・ギャランティ	6,600	1,772.00	11,695,200
アサックス	200	710.00	142,000
NECキャピタルソリューション	2,000	3,740.00	7,480,000
r o b o t h o m e	11,100	136.00	1,509,600
大東建託	13,800	17,555.00	242,259,000
サムティホールディングス	7,700	3,285.00	25,294,500
いちご	34,200	370.00	12,654,000
日本駐車場開発	48,100	206.00	9,908,600
スター・マイカ・ホールディングス	4,200	738.00	3,099,600
S R Eホールディングス	1,500	3,225.00	4,837,500
ADワークスグループ	1,100	204.00	224,400

ヒューリック	94,300	1,379.00	130,039,700
野村不動産ホールディングス	25,300	3,716.00	94,014,800
三重交通グループホールディングス	8,600	493.00	4,239,800
ディア・ライフ	6,900	1,059.00	7,307,100
コーセーアールイー	100	713.00	71,300
地主	3,600	2,115.00	7,614,000
プレサンスコーポレーション	5,400	1,920.00	10,368,000
THEグローバル社	300	620.00	186,000
ハウスコム	100	1,388.00	138,800
JPMC	2,300	1,143.00	2,628,900
サンセイランディック	100	967.00	96,700
エストラスト	100	685.00	68,500
フージャースホールディングス	6,200	1,008.00	6,249,600
オープンハウスグループ	14,800	5,796.00	85,780,800
東急不動産ホールディングス	121,500	965.50	117,308,250
飯田グループホールディングス	38,700	2,317.50	89,687,250
イーグランド	100	1,385.00	138,500
ムゲンエステート	300	2,007.00	602,100
ビーロッド	300	1,588.00	476,400
ファーストブラザーズ	100	1,012.00	101,200
And Doホールディングス	2,400	983.00	2,359,200
シーアールイー	1,800	1,205.00	2,169,000
ケイアイスター不動産	2,200	4,170.00	9,174,000
アグレ都市デザイン	100	1,617.00	161,700
グッドコムアセット	3,300	902.00	2,976,600
ジェイ・エス・ビー	1,700	2,742.00	4,661,400
ロードスターキャピタル	2,300	2,417.00	5,559,100
イノベーションホールディングス	200	919.00	183,800
グローバル・リンク・マネジメント	100	2,821.00	282,100
フェイスネットワーク	100	1,611.00	161,100
霞ヶ関キャピタル	1,700	11,820.00	20,094,000
パーク24	31,500	1,798.00	56,637,000
パラカ	1,300	1,790.00	2,327,000
ミガロホールディングス	100	1,562.00	156,200
宮越ホールディングス	1,800	1,896.00	3,412,800
三井不動産	561,000	1,220.00	684,420,000

三菱地所	234,100	2,124.00	497,228,400
平和不動産	6,600	4,170.00	27,522,000
東京建物	35,300	2,581.50	91,126,950
京阪神ビルディング	6,800	1,577.00	10,723,600
住友不動産	65,800	4,616.00	303,732,800
テーオーシー	7,200	669.00	4,816,800
レオパレス21	35,400	560.00	19,824,000
スターツコーポレーション	6,600	3,640.00	24,024,000
フジ住宅	5,100	781.00	3,983,100
空港施設	5,700	573.00	3,266,100
明和地所	3,200	1,010.00	3,232,000
ゴールドクレスト	2,700	3,200.00	8,640,000
エスリード	1,900	4,410.00	8,379,000
日神グループホールディングス	6,500	523.00	3,399,500
日本エスコン	10,600	970.00	10,282,000
MIRARTHホールディングス	23,700	497.00	11,778,900
AVANTIA	300	774.00	232,200
イオンモール	24,400	2,002.00	48,848,800
毎日コムネット	200	720.00	144,000
ファースト住建	200	976.00	195,200
ランド	259,100	8.00	2,072,800
カチタス	10,900	2,218.00	24,176,200
トーセイ	6,700	2,586.00	17,326,200
穴吹興産	100	2,002.00	200,200
サンフロンティア不動産	6,700	1,865.00	12,495,500
FJネクストホールディングス	4,300	1,183.00	5,086,900
インテリックス	100	799.00	79,900
ランドビジネス	200	202.00	40,400
サンネクスタグループ	100	1,012.00	101,200
グランディハウス	3,800	562.00	2,135,600
日本空港ビルデング	14,300	5,085.00	72,715,500
明豊ファシリティワークス	300	865.00	259,500
LIFULL	10,300	198.00	2,039,400
MIXI	7,900	2,807.00	22,175,300
ジェイエイシーリクルートメント	15,200	728.00	11,065,600
日本M&Aセンターホールディングス	62,100	648.80	40,290,480

メンバーズ	1,600	1,030.00	1,648,000
中広	100	430.00	43,000
UTグループ	5,500	2,208.00	12,144,000
アイティメディア	2,300	1,511.00	3,475,300
ケアネット	8,600	591.00	5,082,600
E・Jホールディングス	2,500	1,662.00	4,155,000
オープンアップグループ	12,700	1,838.00	23,342,600
コシダカホールディングス	12,800	1,166.00	14,924,800
アルトナー	200	1,952.00	390,400
パソナグループ	5,100	2,012.00	10,261,200
CDS	100	1,840.00	184,000
リンクアンドモチベーション	10,400	579.00	6,021,600
エス・エム・エス	16,100	1,693.50	27,265,350
サニーサイドアップグループ	200	569.00	113,800
パーソルホールディングス	393,700	239.10	94,133,670
リニカル	300	340.00	102,000
クックパッド	11,500	162.00	1,863,000
エスクリ	200	191.00	38,200
アイ・ケイ・ケイホールディングス	300	741.00	222,300
学情	2,100	2,041.00	4,286,100
スタジオアリス	2,100	2,109.00	4,428,900
エプコ	100	784.00	78,400
NJS	1,000	3,525.00	3,525,000
総合警備保障	70,500	1,132.50	79,841,250
カカクコム	30,400	2,486.00	75,574,400
アイロムグループ	1,700	2,599.00	4,418,300
セントケア・ホールディング	2,700	746.00	2,014,200
サイネックス	100	777.00	77,700
ルネサンス	3,300	1,026.00	3,385,800
ディップ	7,400	2,517.00	18,625,800
デジタルホールディングス	2,100	1,260.00	2,646,000
新日本科学	4,500	1,579.00	7,105,500
キャリアデザインセンター	100	1,828.00	182,800
エムスリー	83,400	1,450.00	120,930,000
ツカダ・グローバルホールディング	400	435.00	174,000
プラス	100	542.00	54,200

ウェルネット	400	839.00	335,600
ワールドホールディングス	1,700	1,973.00	3,354,100
ディー・エヌ・エー	16,900	2,449.00	41,388,100
博報堂DYホールディングス	47,800	1,217.50	58,196,500
ぐるなび	7,800	296.00	2,308,800
タカミヤ	5,700	408.00	2,325,600
ファンコミュニケーションズ	5,900	420.00	2,478,000
ライク	1,600	1,386.00	2,217,600
A o b a - B B T	200	322.00	64,400
エスプール	13,300	310.00	4,123,000
W D B ホールディングス	2,200	1,699.00	3,737,800
ティア	300	431.00	129,300
アドウェイズ	5,100	309.00	1,575,900
バリューコマース	3,700	1,168.00	4,321,600
インフォマート	39,800	275.00	10,945,000
J P ホールディングス	10,800	677.00	7,311,600
エコナックホールディングス	400	115.00	46,000
C L ホールディングス	1,000	850.00	850,000
プレステージ・インターナショナル	19,700	692.00	13,632,400
プロトコーポレーション	4,500	1,300.00	5,850,000
アミューズ	2,600	1,394.00	3,624,400
ドリームインキュベータ	1,000	3,335.00	3,335,000
クイック	2,900	2,090.00	6,061,000
T A C	200	202.00	40,400
電通グループ	44,900	4,023.00	180,632,700
テイクアンドギヴ・ニーズ	2,000	894.00	1,788,000
ぴあ	1,400	3,095.00	4,333,000
イオンファンタジー	1,800	3,070.00	5,526,000
シーティーエス	5,800	911.00	5,283,800
H. U. グループホールディングス	12,300	2,550.00	31,365,000
アルプス技研	3,700	2,630.00	9,731,000
サニックス	6,000	247.00	1,482,000
日本空調サービス	4,500	1,019.00	4,585,500
オリエンタルランド	251,200	3,404.00	855,084,800
ダスキン	9,200	3,706.00	34,095,200
明光ネットワークジャパン	5,100	723.00	3,687,300

ファルコホールディングス	1,700	2,302.00	3,913,400
秀英予備校	100	260.00	26,000
田谷	100	333.00	33,300
ラウンドワン	39,800	1,247.00	49,630,600
リゾートトラスト	16,700	3,056.00	51,035,200
ビー・エム・エル	5,200	2,915.00	15,158,000
リソー教育	26,400	300.00	7,920,000
早稲田アカデミー	2,300	1,770.00	4,071,000
ユー・エス・エス	86,800	1,371.50	119,046,200
東京個別指導学院	5,000	385.00	1,925,000
サイバーエージェント	93,300	1,084.50	101,183,850
楽天グループ	297,300	930.40	276,607,920
クリーク・アンド・リバー社	2,100	1,563.00	3,282,300
SBIグローバルアセットマネジメント	8,300	672.00	5,577,600
テー・オー・ダブリュー	8,300	316.00	2,622,800
山田コンサルティンググループ	2,100	1,941.00	4,076,100
セントラルスポーツ	1,600	2,407.00	3,851,200
フルキャストホールディングス	3,500	1,462.00	5,117,000
エン・ジャパン	6,900	2,219.00	15,311,100
リソルホールディングス	100	5,030.00	503,000
テクノプロ・ホールディングス	24,500	2,942.00	72,079,000
アトラグループ	300	130.00	39,000
アイ・アールジャパンホールディングス	2,200	764.00	1,680,800
K e e P e r 技研	2,600	4,775.00	12,415,000
楽待	100	708.00	70,800
三機サービス	100	937.00	93,700
G u n o s y	3,300	703.00	2,319,900
デザインワン・ジャパン	100	115.00	11,500
イー・ガーディアン	2,000	1,860.00	3,720,000
リブセンス	300	151.00	45,300
ジャパンマテリアル	12,900	1,660.00	21,414,000
ベクトル	5,800	1,015.00	5,887,000
ウチヤマホールディングス	200	313.00	62,600
チャーム・ケア・コーポレーション	3,500	1,293.00	4,525,500
キャリアリンク	1,500	2,452.00	3,678,000
I B J	3,200	621.00	1,987,200

アサンテ	2,100	1,656.00	3,477,600
バリューHR	3,800	1,924.00	7,311,200
M&Aキャピタルパートナーズ	3,400	2,695.00	9,163,000
ライドオンエクスプレスホールディングス	1,700	1,000.00	1,700,000
ERIホールディングス	100	2,116.00	211,600
アピスト	100	3,020.00	302,000
シグマクシス・ホールディングス	12,300	901.00	11,082,300
ウィルグループ	3,500	969.00	3,391,500
エスクロー・エージェント・ジャパン	600	142.00	85,200
メドピア	3,400	503.00	1,710,200
レアジョブ	100	386.00	38,600
リクルートホールディングス	329,200	11,350.00	3,736,420,000
エラン	5,600	747.00	4,183,200
土木管理総合試験所	200	307.00	61,400
日本郵政	472,600	1,534.00	724,968,400
ベルシステム24ホールディングス	4,500	1,260.00	5,670,000
鎌倉新書	3,600	531.00	1,911,600
SMN	100	409.00	40,900
一蔵	100	393.00	39,300
グローバルキッズCOMPANY	100	694.00	69,400
エアトリ	3,100	1,152.00	3,571,200
アトラエ	3,000	813.00	2,439,000
ストライク	2,100	3,850.00	8,085,000
ソラスト	11,600	480.00	5,568,000
セラク	1,300	1,260.00	1,638,000
インソース	9,200	1,179.00	10,846,800
ベイカレント	31,000	5,580.00	172,980,000
Orchestra Holdings	900	816.00	734,400
アイモバイル	5,400	499.00	2,694,600
ディスラプターズ	300	189.00	56,700
MS-Japan	2,300	1,060.00	2,438,000
船場	100	1,415.00	141,500
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	16,400	2,878.00	47,199,200
フルテック	100	1,188.00	118,800
グリーンズ	200	1,782.00	356,400

ツナググループ・ホールディングス	100	612.00	61,200
Game With	200	222.00	44,400
エル・ティー・エス	600	2,367.00	1,420,200
ミダックホールディングス	2,600	1,606.00	4,175,600
キュービーネットホールディングス	2,400	1,023.00	2,455,200
オープングループ	6,600	195.00	1,287,000
スプリックス	100	865.00	86,500
マネジメントソリューションズ	2,100	1,717.00	3,605,700
プロレド・パートナーズ	1,000	532.00	532,000
and factory	100	226.00	22,600
テノ.ホールディングス	100	484.00	48,400
フロンティア・マネジメント	1,300	774.00	1,006,200
ピアラ	100	229.00	22,900
コプロ・ホールディングス	200	1,731.00	346,200
ギークス	100	405.00	40,500
アンビスホールディングス	9,000	819.00	7,371,000
カーブスホールディングス	11,500	816.00	9,384,000
フォーラムエンジニアリング	4,900	954.00	4,674,600
Fast Fitness Japan	1,400	1,398.00	1,957,200
Macbee Planet	1,200	2,765.00	3,318,000
ダイレクトマーケティングミックス	5,100	267.00	1,361,700
ポピンズ	800	1,230.00	984,000
LITALICO	3,800	916.00	3,480,800
コンフィデンス・インターワークス	100	1,583.00	158,300
アドバンテッジリスクマネジメント	200	658.00	131,600
リログループ	23,500	1,880.50	44,191,750
東祥	3,500	646.00	2,261,000
ID&Eホールディングス	2,500	6,480.00	16,200,000
ビーウィズ	900	1,527.00	1,374,300
サンウェルズ	1,600	847.00	1,355,200
TREホールディングス	9,700	1,553.00	15,064,100
人・夢・技術グループ	1,700	1,399.00	2,378,300
NISSOホールディングス	3,700	763.00	2,823,100
大栄環境	9,200	3,020.00	27,784,000
GENOVA	1,400	1,360.00	1,904,000
日本管財ホールディングス	4,400	2,588.00	11,387,200

M&A総研ホールディングス	4,600	1,931.00	8,882,600
エイチ・アイ・エス	13,500	1,715.00	23,152,500
ラックランド	1,800	1,821.00	3,277,800
共立メンテナンス	13,200	2,762.50	36,465,000
イチネンホールディングス	4,100	1,860.00	7,626,000
建設技術研究所	2,200	5,050.00	11,110,000
スペース	3,100	1,142.00	3,540,200
燦ホールディングス	3,500	1,194.00	4,179,000
スバル興業	1,600	3,230.00	5,168,000
東京テアトル	200	1,084.00	216,800
タナベコンサルティンググループ	1,800	1,200.00	2,160,000
ナガワ	1,100	6,320.00	6,952,000
東京都競馬	3,100	4,320.00	13,392,000
カナモト	6,500	3,255.00	21,157,500
ニシオホールディングス	3,500	3,925.00	13,737,500
アゴラ ホスピタリティー グループ	3,000	49.00	147,000
トランス・コスモス	5,400	3,410.00	18,414,000
乃村工藝社	18,400	809.00	14,885,600
藤田観光	1,900	8,440.00	16,036,000
KNT-CTホールディングス	2,500	1,205.00	3,012,500
トーカイ	3,700	2,256.00	8,347,200
白洋舎	100	2,245.00	224,500
セコム	85,900	5,337.00	458,448,300
セントラル警備保障	2,300	2,828.00	6,504,400
丹青社	8,900	808.00	7,191,200
メイテックグループホールディングス	15,600	2,889.00	45,068,400
応用地質	3,900	2,361.00	9,207,900
船井総研ホールディングス	8,400	2,490.00	20,916,000
進学会ホールディングス	200	201.00	40,200
オオバ	300	992.00	297,600
いであ	100	2,491.00	249,100
学究社	1,700	1,989.00	3,381,300
イオンディライト	4,500	4,365.00	19,642,500
ナック	4,300	575.00	2,472,500
ダイセキ	10,200	3,870.00	39,474,000
ステップ	1,500	2,089.00	3,133,500

合 計	77,646,980	161,210,079,770	
-----	------------	-----------------	--

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM先進国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年12月10日現在

資産の部	
流動資産	
預金	148,474,703
コール・ローン	53,940,887
国債証券	44,352,396,219
未収利息	301,389,394
前払費用	44,515,398
流動資産合計	44,900,716,601
資産合計	44,900,716,601
負債の部	
流動負債	
未払解約金	7,570,000
流動負債合計	7,570,000
負債合計	7,570,000
純資産の部	
元本等	
元本	34,678,875,617
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	10,214,270,984
元本等合計	44,893,146,601
純資産合計	44,893,146,601
負債純資産合計	44,900,716,601

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年12月12日
期首元本額	47,213,922,415円
期中追加設定元本額	16,813,403,869円
期中一部解約元本額	29,348,450,667円
期末元本額	34,678,875,617円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド (安定型)	954,098,052円
りそなラップ型ファンド (安定成長型)	1,366,241,907円
りそなラップ型ファンド (成長型)	933,937,231円
DCりそな グローバルバランス	32,622,411円
つみたてバランスファンド	2,348,650,336円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	1,357,428,885円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	428,594,730円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	122,330,454円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	257,918,947円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	73,680,107円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	17,601,363円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	22,032,739円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定型)	93,521,911円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定成長型)	65,507,062円
りそな つみたてラップ型ファンド (成長型)	44,754,809円
ターゲットリターンバランスファンド (目標2%)	5,435,460円
ターゲットリターンバランスファンド (目標3%)	1,829,016円
ターゲットリターンバランスファンド (目標4%)	6,111,770円
ターゲットリターンバランスファンド (目標5%)	2,438,978円
ターゲットリターンバランスファンド (目標6%)	4,514,179円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	135,837円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035 (運用継続型)	37,496円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040 (運用継続型)	29,198円

りそなターゲット・イヤー・ファンド2045 (運用継続型)	22,206 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050 (運用継続型)	15,982 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055 (運用継続型)	10,373 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060 (運用継続型)	5,225 円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065 (運用継続型)	1,691 円
FWりそな先進国債券アクティブファンド	9,898,819 円
FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド	16,147,606 円
FWりそな先進国債券インデックスファンド (為替ヘッジなし)	16,625,280,100 円
Smart-i 先進国債券インデックス (為替ヘッジなし)	5,255,820,950 円
Smart-i 8資産バランス 安定型	480,687,248 円
Smart-i 8資産バランス 安定成長型	353,629,459 円
Smart-i 8資産バランス 成長型	90,254,749 円
りそなFT 先進国債券インデックス (適格機関投資家専用)	959,347,275 円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	1,468,469 円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	4,203,362 円
りそなVIグローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	22,987,086 円
りそなFT パッシブバランスI (適格機関投資家専用)	1,007,919,829 円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	25,294,194 円
りそなFT パッシブバランスII (適格機関投資家専用)	505,230,728 円
りそなFT パッシブバランス202307 (適格機関投資家専用)	1,181,197,388 円
2. 計算日における受益権の総数	34,678,875,617 口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2945 円
(10,000口当たり純資産額)	(12,945 円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月10日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年12月10日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年12月10日現在
	損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	659,828,795
合計	659,828,795

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	200,000.00	192,670.67	
		US TREASURY N/B	170,000.00	170,986.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,767.61	
		US TREASURY N/B	300,000.00	295,038.13	
		US TREASURY N/B	580,000.00	557,002.58	
		US TREASURY N/B	860,000.00	860,071.24	
		US TREASURY N/B	410,000.00	408,454.48	
		US TREASURY N/B	330,000.00	324,147.65	
		US TREASURY N/B	120,000.00	114,876.56	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,100,128.90	
		US TREASURY N/B	560,000.00	543,265.62	
		US TREASURY N/B	20,000.00	19,947.65	
		US TREASURY N/B	350,000.00	342,890.62	
		US TREASURY N/B	1,320,000.00	1,261,966.41	
		US TREASURY N/B	300,000.00	301,376.95	
		US TREASURY N/B	310,000.00	311,543.94	
		US TREASURY N/B	430,000.00	419,384.37	
		US TREASURY N/B	10,000.00	9,564.25	
		US TREASURY N/B	1,580,000.00	1,585,616.41	
		US TREASURY N/B	680,000.00	676,015.62	
		US TREASURY N/B	450,000.00	439,031.25	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	953,906.25	
		US TREASURY N/B	700,000.00	706,343.75	
		US TREASURY N/B	880,000.00	848,821.87	
		US TREASURY N/B	470,000.00	456,285.54	
		US TREASURY N/B	340,000.00	323,405.07	
US TREASURY N/B	400,000.00	403,859.37			
US TREASURY N/B	420,000.00	419,688.27			

	US TREASURY N/B	450,000.00	434,671.87
	US TREASURY N/B	80,000.00	76,057.81
	US TREASURY N/B	670,000.00	674,475.38
	US TREASURY N/B	500,000.00	502,558.59
	US TREASURY N/B	520,000.00	501,353.12
	US TREASURY N/B	1,050,000.00	991,593.75
	US TREASURY N/B	320,000.00	321,037.50
	US TREASURY N/B	320,000.00	306,312.49
	US TREASURY N/B	400,000.00	401,375.00
	US TREASURY N/B	320,000.00	305,387.50
	US TREASURY N/B	1,030,000.00	972,163.08
	US TREASURY N/B	420,000.00	423,264.84
	US TREASURY N/B	400,000.00	382,671.87
	US TREASURY N/B	410,000.00	386,849.41
	US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,220,114.84
	US TREASURY N/B	350,000.00	334,167.96
	US TREASURY N/B	470,000.00	444,425.39
	US TREASURY N/B	800,000.00	799,562.49
	US TREASURY N/B	430,000.00	413,102.34
	US TREASURY N/B	850,000.00	857,537.11
	US TREASURY N/B	300,000.00	285,908.20
	US TREASURY N/B	960,000.00	907,950.00
	US TREASURY N/B	490,000.00	492,258.59
	US TREASURY N/B	440,000.00	419,735.93
	US TREASURY N/B	900,000.00	849,603.51
	US TREASURY N/B	510,000.00	508,725.00
	US TREASURY N/B	650,000.00	615,392.57
	US TREASURY N/B	340,000.00	326,878.12
	US TREASURY N/B	1,290,000.00	1,289,949.60
	US TREASURY N/B	430,000.00	402,948.63
	US TREASURY N/B	470,000.00	447,785.15
	US TREASURY N/B	460,000.00	461,347.65
	US TREASURY N/B	300,000.00	277,289.06
	US TREASURY N/B	380,000.00	366,781.63
	US TREASURY N/B	820,000.00	826,982.80
	US TREASURY N/B	390,000.00	378,101.95

	US TREASURY N/B	580,000.00	556,913.27
	US TREASURY N/B	620,000.00	625,473.43
	US TREASURY N/B	290,000.00	265,576.56
	US TREASURY N/B	480,000.00	463,406.25
	US TREASURY N/B	790,000.00	799,875.00
	US TREASURY N/B	360,000.00	328,781.24
	US TREASURY N/B	490,000.00	480,113.86
	US TREASURY N/B	730,000.00	734,961.71
	US TREASURY N/B	480,000.00	435,600.00
	US TREASURY N/B	400,000.00	386,578.12
	US TREASURY N/B	540,000.00	514,982.81
	US TREASURY N/B	500,000.00	495,634.75
	US TREASURY N/B	410,000.00	372,379.29
	US TREASURY N/B	510,000.00	497,279.88
	US TREASURY N/B	1,320,000.00	1,295,507.80
	US TREASURY N/B	770,000.00	694,714.44
	US TREASURY N/B	580,000.00	580,532.42
	US TREASURY N/B	710,000.00	641,107.81
	US TREASURY N/B	310,000.00	310,357.22
	US TREASURY N/B	390,000.00	370,317.18
	US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,151,212.89
	US TREASURY N/B	700,000.00	632,748.04
	US TREASURY N/B	340,000.00	337,967.96
	US TREASURY N/B	540,000.00	486,685.54
	US TREASURY N/B	750,000.00	745,546.87
	US TREASURY N/B	700,000.00	631,585.93
	US TREASURY N/B	600,000.00	589,511.71
	US TREASURY N/B	550,000.00	528,128.90
	US TREASURY N/B	510,000.00	464,657.81
	US TREASURY N/B	650,000.00	648,095.70
	US TREASURY N/B	240,000.00	219,084.37
	US TREASURY N/B	840,000.00	828,023.43
	US TREASURY N/B	10,000.00	9,108.20
	US TREASURY N/B	780,000.00	765,451.17
	US TREASURY N/B	640,000.00	615,224.99
	US TREASURY N/B	570,000.00	517,998.63

	US TREASURY N/B	810,000.00	797,786.72
	US TREASURY N/B	870,000.00	788,845.31
	US TREASURY N/B	900,000.00	897,328.12
	US TREASURY N/B	410,000.00	367,526.56
	US TREASURY N/B	1,110,000.00	1,064,104.09
	US TREASURY N/B	640,000.00	574,937.49
	US TREASURY N/B	700,000.00	706,535.15
	US TREASURY N/B	590,000.00	531,334.18
	US TREASURY N/B	900,000.00	916,558.59
	US TREASURY N/B	480,000.00	433,443.74
	US TREASURY N/B	600,000.00	616,558.59
	US TREASURY N/B	660,000.00	637,041.79
	US TREASURY N/B	510,000.00	461,868.75
	US TREASURY N/B	540,000.00	545,442.18
	US TREASURY N/B	720,000.00	647,578.12
	US TREASURY N/B	560,000.00	552,737.49
	US TREASURY N/B	470,000.00	428,342.56
	US TREASURY N/B	530,000.00	528,053.90
	US TREASURY N/B	1,140,000.00	1,076,164.45
	US TREASURY N/B	300,000.00	274,447.26
	US TREASURY N/B	800,000.00	804,828.12
	US TREASURY N/B	410,000.00	382,333.00
	US TREASURY N/B	480,000.00	480,543.74
	US TREASURY N/B	790,000.00	751,734.37
	US TREASURY N/B	530,000.00	541,314.25
	US TREASURY N/B	930,000.00	866,371.28
	US TREASURY N/B	510,000.00	482,308.59
	US TREASURY N/B	700,000.00	711,839.84
	US TREASURY N/B	480,000.00	463,368.74
	US TREASURY N/B	670,000.00	674,423.03
	US TREASURY N/B	270,000.00	253,441.40
	US TREASURY N/B	730,000.00	727,390.81
	US TREASURY N/B	540,000.00	484,650.00
	US TREASURY N/B	360,000.00	345,185.15
	US TREASURY N/B	1,220,000.00	1,196,505.46
	US TREASURY N/B	350,000.00	346,718.75

	US TREASURY N/B	590,000.00	575,111.71
	US TREASURY N/B	470,000.00	468,228.32
	US TREASURY N/B	600,000.00	601,125.00
	US TREASURY N/B	310,000.00	278,527.73
	US TREASURY N/B	340,000.00	336,719.53
	US TREASURY N/B	530,000.00	524,855.26
	US TREASURY N/B	290,000.00	282,092.96
	US TREASURY N/B	770,000.00	677,600.00
	US TREASURY N/B	620,000.00	617,166.40
	US TREASURY N/B	90,000.00	87,989.06
	US TREASURY N/B	300,000.00	291,433.59
	US TREASURY N/B	120,000.00	132,478.12
	US TREASURY N/B	930,000.00	773,734.57
	US TREASURY N/B	130,000.00	127,801.16
	US TREASURY N/B	840,000.00	825,431.25
	US TREASURY N/B	800,000.00	659,843.74
	US TREASURY N/B	670,000.00	670,444.92
	US TREASURY N/B	650,000.00	667,176.75
	US TREASURY N/B	410,000.00	426,223.82
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	999,000.00
	US TREASURY N/B	950,000.00	962,932.61
	US TREASURY N/B	10,000.00	9,807.03
	US TREASURY N/B	380,000.00	377,521.08
	US TREASURY N/B	160,000.00	171,250.00
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	840,761.72
	US TREASURY N/B	570,000.00	574,041.20
	US TREASURY N/B	340,000.00	340,099.60
	US TREASURY N/B	750,000.00	771,035.16
	US TREASURY N/B	1,020,000.00	877,160.15
	US TREASURY N/B	430,000.00	442,076.95
	US TREASURY N/B	600,000.00	604,312.50
	US TREASURY N/B	430,000.00	429,966.40
	US TREASURY N/B	1,330,000.00	1,108,160.14
	US TREASURY N/B	640,000.00	625,874.99
	US TREASURY N/B	300,000.00	291,117.18
	US TREASURY N/B	440,000.00	439,896.87

	US TREASURY N/B	1,260,000.00	1,051,755.46
	US TREASURY N/B	1,110,000.00	954,795.11
	US TREASURY N/B	1,010,000.00	928,154.48
	US TREASURY N/B	1,250,000.00	1,135,278.32
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,298,832.02
	US TREASURY N/B	960,000.00	916,068.74
	US TREASURY N/B	1,240,000.00	1,170,177.34
	US TREASURY N/B	1,040,000.00	1,017,046.87
	US TREASURY N/B	1,270,000.00	1,299,443.15
	US TREASURY N/B	1,210,000.00	1,192,157.23
	US TREASURY N/B	1,290,000.00	1,307,939.06
	US TREASURY N/B	1,470,000.00	1,432,675.76
	US TREASURY N/B	450,000.00	451,863.27
	US TREASURY N/B	80,000.00	82,759.37
	US TREASURY N/B	90,000.00	96,925.78
	US TREASURY N/B	30,000.00	30,413.67
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,500.00
	US TREASURY N/B	40,000.00	36,692.18
	US TREASURY N/B	140,000.00	139,048.43
	US TREASURY N/B	190,000.00	193,636.71
	US TREASURY N/B	90,000.00	90,400.78
	US TREASURY N/B	190,000.00	195,952.34
	US TREASURY N/B	210,000.00	210,730.07
	US TREASURY N/B	370,000.00	235,051.17
	US TREASURY N/B	150,000.00	141,919.92
	US TREASURY N/B	510,000.00	321,260.15
	US TREASURY N/B	210,000.00	207,375.00
	US TREASURY N/B	700,000.00	456,900.38
	US TREASURY N/B	30,000.00	31,353.51
	US TREASURY N/B	820,000.00	578,628.50
	US TREASURY N/B	50,000.00	50,046.87
	US TREASURY N/B	720,000.00	538,298.43
	US TREASURY N/B	30,000.00	27,747.65
	US TREASURY N/B	830,000.00	567,204.49
	US TREASURY N/B	130,000.00	110,195.31
	US TREASURY N/B	690,000.00	488,619.72

	US TREASURY N/B	180,000.00	151,987.50
	US TREASURY N/B	500,000.00	374,951.17
	US TREASURY N/B	200,000.00	165,085.93
	US TREASURY N/B	660,000.00	565,279.69
	US TREASURY N/B	200,000.00	158,265.62
	US TREASURY N/B	680,000.00	590,935.93
	US TREASURY N/B	220,000.00	173,267.18
	US TREASURY N/B	800,000.00	757,218.75
	US TREASURY N/B	320,000.00	266,200.00
	US TREASURY N/B	520,000.00	482,726.56
	US TREASURY N/B	310,000.00	247,358.20
	US TREASURY N/B	440,000.00	407,481.25
	US TREASURY N/B	360,000.00	320,948.43
	US TREASURY N/B	440,000.00	435,522.65
	US TREASURY N/B	90,000.00	81,516.79
	US TREASURY N/B	500,000.00	519,589.84
	US TREASURY N/B	410,000.00	363,939.06
	US TREASURY N/B	310,000.00	311,210.93
	US TREASURY N/B	150,000.00	128,050.78
	US TREASURY N/B	410,000.00	417,879.68
	US TREASURY N/B	230,000.00	188,357.42
	US TREASURY N/B	170,000.00	161,898.43
	US TREASURY N/B	10,000.00	8,006.64
	US TREASURY N/B	530,000.00	388,618.36
	US TREASURY N/B	10,000.00	7,978.12
	US TREASURY N/B	610,000.00	475,561.72
	US TREASURY N/B	10,000.00	7,946.87
	US TREASURY N/B	280,000.00	202,825.00
	US TREASURY N/B	110,000.00	79,410.54
	US TREASURY N/B	800,000.00	548,624.99
	US TREASURY N/B	10,000.00	7,698.04
	US TREASURY N/B	540,000.00	424,089.84
	US TREASURY N/B	160,000.00	125,378.12
	US TREASURY N/B	290,000.00	216,656.05
	US TREASURY N/B	420,000.00	313,064.06
	US TREASURY N/B	400,000.00	311,679.68

	US TREASURY N/B	410,000.00	326,438.47
	US TREASURY N/B	430,000.00	334,190.62
	US TREASURY N/B	480,000.00	398,681.25
	US TREASURY N/B	410,000.00	317,926.17
	US TREASURY N/B	420,000.00	317,460.93
	US TREASURY N/B	700,000.00	463,914.06
	US TREASURY N/B	440,000.00	299,251.56
	US TREASURY N/B	460,000.00	286,484.76
	US TREASURY N/B	580,000.00	296,638.27
	US TREASURY N/B	780,000.00	410,657.81
	US TREASURY N/B	680,000.00	382,314.06
	US TREASURY N/B	910,000.00	544,898.03
	US TREASURY N/B	740,000.00	499,153.12
	US TREASURY N/B	880,000.00	541,406.24
	US TREASURY N/B	710,000.00	422,241.99
	US TREASURY N/B	740,000.00	482,878.90
	US TREASURY N/B	800,000.00	599,968.75
	US TREASURY N/B	770,000.00	592,599.22
	US TREASURY N/B	550,000.00	511,940.42
	US TREASURY N/B	600,000.00	522,492.18
	US TREASURY N/B	550,000.00	479,230.46
	US TREASURY N/B	680,000.00	648,045.31
	US TREASURY N/B	710,000.00	750,076.17
	US TREASURY N/B	770,000.00	751,080.86
	US TREASURY N/B	840,000.00	871,893.75
	US TREASURY N/B	810,000.00	791,015.61
	US TREASURY N/B	80,000.00	81,518.75
	米ドル 小計	149,040,000.00	137,423,547.72 (20,825,164,421)
カナダドル	GOV OF CANADA	240,000.00	243,989.43
	GOV OF CANADA	200,000.00	193,551.45
	GOV OF CANADA	80,000.00	80,025.85
	GOV OF CANADA	320,000.00	324,441.26
	GOV OF CANADA	70,000.00	68,641.88
	GOV OF CANADA	220,000.00	223,683.99
	GOV OF CANADA	200,000.00	193,744.39

	GOV OF CANADA	280,000.00	281,742.86
	GOV OF CANADA	170,000.00	164,202.62
	GOV OF CANADA	110,000.00	105,395.23
	GOV OF CANADA	290,000.00	289,233.27
	GOV OF CANADA	160,000.00	163,280.63
	GOV OF CANADA	30,000.00	29,221.49
	GOV OF CANADA	280,000.00	284,097.94
	GOV OF CANADA	290,000.00	303,391.54
	GOV OF CANADA	120,000.00	134,919.99
	GOV OF CANADA	40,000.00	39,166.54
	GOV OF CANADA	350,000.00	360,053.37
	GOV OF CANADA	40,000.00	38,928.67
	GOV OF CANADA	110,000.00	109,395.14
	GOV OF CANADA	340,000.00	312,021.54
	GOV OF CANADA	300,000.00	260,817.04
	GOV OF CANADA	340,000.00	311,470.02
	GOV OF CANADA	380,000.00	345,499.00
	GOV OF CANADA	300,000.00	280,752.36
	GOV OF CANADA	210,000.00	202,939.46
	GOV OF CANADA	160,000.00	192,468.38
	GOV OF CANADA	120,000.00	117,914.07
	GOV OF CANADA	270,000.00	275,242.64
	GOV OF CANADA	50,000.00	51,963.11
	GOV OF CANADA	370,000.00	369,234.56
	GOV OF CANADA	280,000.00	285,030.24
	GOV OF CANADA	60,000.00	71,930.39
	GOV OF CANADA	90,000.00	100,371.95
	GOV OF CANADA	120,000.00	126,860.53
	GOV OF CANADA	120,000.00	112,062.74
	GOV OF CANADA	420,000.00	332,211.22
	GOV OF CANADA	410,000.00	301,534.01
	GOV OF CANADA	240,000.00	220,793.58
	GOV OF CANADA	80,000.00	74,467.58
	カナダドル 小計	8,260,000.00	7,976,691.96 (852,788,137)
メキシコペソ	UNITED MEXICAN STATE	3,530,000.00	3,378,486.43

	UNITED MEXICAN STATE	3,770,000.00	3,625,307.40
	UNITED MEXICAN STATE	5,380,000.00	4,954,365.75
	UNITED MEXICAN STATE	3,830,000.00	3,665,094.94
	UNITED MEXICAN STATE	2,910,000.00	2,785,452.00
	UNITED MEXICAN STATE	3,200,000.00	3,065,444.38
	UNITED MEXICAN STATE	3,930,000.00	3,559,933.12
	UNITED MEXICAN STATE	4,100,000.00	3,536,086.00
	UNITED MEXICAN STATE	2,320,000.00	1,998,694.38
	UNITED MEXICAN STATE	260,000.00	226,491.20
	UNITED MEXICAN STATE	850,000.00	851,937.80
	UNITED MEXICAN STATE	2,830,000.00	2,495,547.85
	UNITED MEXICAN STATE	3,880,000.00	3,072,649.09
	UNITED MEXICAN STATE	2,980,000.00	2,376,952.59
	UNITED MEXICAN STATE	3,560,000.00	2,794,454.41
	メキシコペソ 小計	47,330,000.00	42,386,897.34 (317,448,190)
ユーロ	GOV OF AUSTRIA	40,000.00	41,315.81
	GOV OF AUSTRIA	100,000.00	99,824.55
	GOV OF AUSTRIA	160,000.00	156,217.20
	GOV OF AUSTRIA	170,000.00	163,848.72
	GOV OF AUSTRIA	130,000.00	143,440.05
	GOV OF AUSTRIA	150,000.00	143,638.80
	GOV OF AUSTRIA	130,000.00	119,680.38
	GOV OF AUSTRIA	140,000.00	130,601.97
	GOV OF AUSTRIA	60,000.00	61,755.18
	GOV OF AUSTRIA	310,000.00	276,213.87
	GOV OF AUSTRIA	60,000.00	63,744.64
	GOV OF AUSTRIA	90,000.00	78,032.49
	GOV OF AUSTRIA	140,000.00	126,363.02
	GOV OF AUSTRIA	200,000.00	206,762.75
	GOV OF AUSTRIA	150,000.00	155,008.66
	GOV OF AUSTRIA	110,000.00	109,256.12
	GOV OF AUSTRIA	170,000.00	128,970.99
	GOV OF AUSTRIA	150,000.00	173,604.75
	GOV OF AUSTRIA	40,000.00	42,298.06
	GOV OF AUSTRIA	80,000.00	52,366.09

	GOV OF AUSTRIA	100,000.00	105,457.55
	GOV OF AUSTRIA	110,000.00	87,388.84
	GOV OF AUSTRIA	80,000.00	67,418.80
	GOV OF AUSTRIA	170,000.00	107,159.33
	GOV OF AUSTRIA	60,000.00	63,623.16
	GOV OF AUSTRIA	40,000.00	49,072.94
	GOV OF AUSTRIA	60,000.00	29,880.35
	GOV OF AUSTRIA	50,000.00	23,369.36
	GOV OF AUSTRIA	64,000.00	52,768.44
	GOV OF AUSTRIA	20,000.00	13,158.04
	GOV OF BELGIUM	140,000.00	144,154.26
	GOV OF BELGIUM	190,000.00	186,979.57
	GOV OF BELGIUM	190,000.00	184,114.22
	GOV OF BELGIUM	90,000.00	84,815.46
	GOV OF BELGIUM	240,000.00	265,094.04
	GOV OF BELGIUM	160,000.00	152,832.00
	GOV OF BELGIUM	220,000.00	207,501.58
	GOV OF BELGIUM	200,000.00	204,037.60
	GOV OF BELGIUM	160,000.00	141,968.84
	GOV OF BELGIUM	180,000.00	165,027.78
	GOV OF BELGIUM	170,000.00	144,332.80
	GOV OF BELGIUM	90,000.00	99,098.32
	GOV OF BELGIUM	220,000.00	187,857.34
	GOV OF BELGIUM	130,000.00	117,981.11
	GOV OF BELGIUM	300,000.00	310,041.41
	GOV OF BELGIUM	110,000.00	113,660.45
	GOV OF BELGIUM	100,000.00	101,716.43
	GOV OF BELGIUM	230,000.00	277,717.45
	GOV OF BELGIUM	50,000.00	42,848.07
	GOV OF BELGIUM	130,000.00	116,012.16
	GOV OF BELGIUM	80,000.00	78,680.34
	GOV OF BELGIUM	100,000.00	68,303.25
	GOV OF BELGIUM	190,000.00	220,634.65
	GOV OF BELGIUM	50,000.00	52,784.62
	GOV OF BELGIUM	110,000.00	121,153.34
	GOV OF BELGIUM	150,000.00	113,960.28

	GOV OF BELGIUM	130,000.00	97,329.47
	GOV OF BELGIUM	90,000.00	60,277.23
	GOV OF BELGIUM	140,000.00	141,813.16
	GOV OF BELGIUM	90,000.00	94,197.63
	GOV OF BELGIUM	80,000.00	64,394.20
	GOV OF BELGIUM	80,000.00	62,337.49
	GOV OF BELGIUM	80,000.00	35,865.30
	GOV OF FINLAND	40,000.00	39,208.25
	GOV OF FINLAND	40,000.00	38,565.00
	GOV OF FINLAND	60,000.00	59,023.53
	GOV OF FINLAND	70,000.00	67,145.31
	GOV OF FINLAND	60,000.00	61,315.38
	GOV OF FINLAND	60,000.00	56,447.95
	GOV OF FINLAND	140,000.00	143,805.36
	GOV OF FINLAND	40,000.00	36,935.90
	GOV OF FINLAND	100,000.00	101,265.10
	GOV OF FINLAND	60,000.00	52,674.00
	GOV OF FINLAND	60,000.00	54,479.06
	GOV OF FINLAND	30,000.00	25,888.53
	GOV OF FINLAND	70,000.00	65,451.99
	GOV OF FINLAND	80,000.00	83,273.05
	GOV OF FINLAND	70,000.00	62,024.79
	GOV OF FINLAND	70,000.00	72,849.17
	GOV OF FINLAND	50,000.00	37,870.28
	GOV OF FINLAND	50,000.00	50,343.22
	GOV OF FINLAND	30,000.00	20,585.46
	GOV OF FINLAND	60,000.00	59,141.10
	GOV OF FINLAND	70,000.00	47,496.64
	GOV OF FINLAND	70,000.00	54,272.19
	GOV OF FINLAND	40,000.00	20,410.49
	GOV OF FINLAND	40,000.00	41,339.02
	GOV OF FRANCE	470,000.00	458,080.09
	GOV OF FRANCE	510,000.00	519,059.79
	GOV OF FRANCE	500,000.00	488,294.70
	GOV OF FRANCE	640,000.00	643,878.40
	GOV OF FRANCE	370,000.00	356,742.43

	GOV OF FRANCE	550,000.00	524,578.45
	GOV OF FRANCE	500,000.00	485,903.46
	GOV OF FRANCE	480,000.00	483,239.04
	GOV OF FRANCE	670,000.00	679,574.76
	GOV OF FRANCE	570,000.00	543,068.49
	GOV OF FRANCE	740,000.00	702,173.42
	GOV OF FRANCE	650,000.00	610,593.10
	GOV OF FRANCE	710,000.00	719,429.86
	GOV OF FRANCE	450,000.00	506,835.00
	GOV OF FRANCE	670,000.00	616,254.94
	GOV OF FRANCE	550,000.00	488,130.76
	GOV OF FRANCE	400,000.00	404,856.09
	GOV OF FRANCE	650,000.00	650,608.13
	GOV OF FRANCE	630,000.00	542,966.43
	GOV OF FRANCE	740,000.00	693,756.29
	GOV OF FRANCE	650,000.00	543,364.25
	GOV OF FRANCE	370,000.00	304,104.11
	GOV OF FRANCE	400,000.00	485,996.00
	GOV OF FRANCE	570,000.00	540,814.29
	GOV OF FRANCE	580,000.00	590,003.26
	GOV OF FRANCE	510,000.00	537,741.19
	GOV OF FRANCE	600,000.00	522,301.50
	GOV OF FRANCE	430,000.00	434,608.38
	GOV OF FRANCE	330,000.00	384,557.74
	GOV OF FRANCE	530,000.00	442,768.36
	GOV OF FRANCE	340,000.00	271,936.24
	GOV OF FRANCE	300,000.00	330,650.61
	GOV OF FRANCE	330,000.00	279,357.04
	GOV OF FRANCE	460,000.00	312,251.99
	GOV OF FRANCE	370,000.00	432,656.61
	GOV OF FRANCE	180,000.00	162,070.11
	GOV OF FRANCE	360,000.00	221,059.53
	GOV OF FRANCE	310,000.00	311,047.80
	GOV OF FRANCE	330,000.00	261,893.28
	GOV OF FRANCE	90,000.00	85,889.25
	GOV OF FRANCE	460,000.00	318,863.95

	GOV OF FRANCE	390,000.00	213,121.35
	GOV OF FRANCE	330,000.00	176,261.25
	GOV OF FRANCE	270,000.00	251,173.37
	GOV OF FRANCE	250,000.00	278,600.25
	GOV OF FRANCE	220,000.00	213,816.99
	GOV OF FRANCE	230,000.00	257,917.63
	GOV OF FRANCE	270,000.00	177,309.38
	GOV OF FRANCE	150,000.00	56,887.20
	GOV OF GERMANY	100,000.00	100,885.25
	GOV OF GERMANY	360,000.00	353,473.97
	GOV OF GERMANY	170,000.00	170,857.56
	GOV OF GERMANY	320,000.00	311,703.20
	GOV OF GERMANY	250,000.00	253,104.25
	GOV OF GERMANY	320,000.00	309,815.75
	GOV OF GERMANY	210,000.00	212,445.17
	GOV OF GERMANY	270,000.00	260,674.87
	GOV OF GERMANY	100,000.00	100,015.12
	GOV OF GERMANY	350,000.00	337,965.60
	GOV OF GERMANY	250,000.00	239,091.25
	GOV OF GERMANY	140,000.00	155,838.20
	GOV OF GERMANY	330,000.00	318,470.52
	GOV OF GERMANY	610,000.00	600,431.75
	GOV OF GERMANY	240,000.00	227,223.60
	GOV OF GERMANY	170,000.00	188,710.37
	GOV OF GERMANY	370,000.00	354,637.97
	GOV OF GERMANY	260,000.00	262,443.61
	GOV OF GERMANY	190,000.00	208,471.13
	GOV OF GERMANY	320,000.00	301,904.09
	GOV OF GERMANY	350,000.00	356,109.98
	GOV OF GERMANY	260,000.00	241,646.60
	GOV OF GERMANY	330,000.00	308,832.56
	GOV OF GERMANY	490,000.00	492,981.65
	GOV OF GERMANY	390,000.00	357,482.52
	GOV OF GERMANY	320,000.00	321,979.84
	GOV OF GERMANY	210,000.00	252,771.89
	GOV OF GERMANY	150,000.00	136,125.00

		GOV OF GERMANY	380,000.00	341,671.04
		GOV OF GERMANY	80,000.00	71,945.15
		GOV OF GERMANY	330,000.00	337,564.06
		GOV OF GERMANY	250,000.00	299,773.12
		GOV OF GERMANY	270,000.00	240,054.84
		GOV OF GERMANY	480,000.00	422,140.08
		GOV OF GERMANY	350,000.00	304,202.74
		GOV OF GERMANY	320,000.00	313,285.68
		GOV OF GERMANY	500,000.00	509,679.50
		GOV OF GERMANY	350,000.00	364,684.67
		GOV OF GERMANY	510,000.00	514,301.58
		GOV OF GERMANY	290,000.00	356,161.61
		GOV OF GERMANY	250,000.00	260,422.94
		GOV OF GERMANY	350,000.00	279,843.79
		GOV OF GERMANY	290,000.00	225,554.66
		GOV OF GERMANY	210,000.00	248,561.70
		GOV OF GERMANY	360,000.00	306,427.04
		GOV OF GERMANY	240,000.00	296,650.44
		GOV OF GERMANY	260,000.00	341,371.54
		GOV OF GERMANY	70,000.00	72,281.82
		GOV OF GERMANY	210,000.00	237,046.95
		GOV OF GERMANY	340,000.00	348,543.06
		GOV OF GERMANY	370,000.00	380,683.75
		GOV OF GERMANY	410,000.00	330,744.95
		GOV OF GERMANY	420,000.00	234,566.93
		GOV OF GERMANY	130,000.00	72,729.80
		GOV OF GERMANY	320,000.00	170,759.18
		GOV OF GERMANY	460,000.00	409,295.81
		GOV OF GERMANY	110,000.00	98,050.56
		GOV OF GERMANY	190,000.00	196,422.20
		GOV OF IRELAND	110,000.00	108,319.22
		GOV OF IRELAND	80,000.00	76,621.12
		GOV OF IRELAND	90,000.00	86,740.60
		GOV OF IRELAND	110,000.00	105,300.80
		GOV OF IRELAND	90,000.00	91,075.36
		GOV OF IRELAND	90,000.00	80,360.18

	GOV OF IRELAND	80,000.00	76,091.58
	GOV OF IRELAND	100,000.00	85,895.85
	GOV OF IRELAND	80,000.00	69,116.02
	GOV OF IRELAND	50,000.00	46,174.42
	GOV OF IRELAND	40,000.00	40,679.97
	GOV OF IRELAND	60,000.00	48,780.67
	GOV OF IRELAND	60,000.00	54,683.58
	GOV OF IRELAND	50,000.00	36,433.91
	GOV OF IRELAND	40,000.00	42,504.00
	GOV OF IRELAND	150,000.00	135,435.62
	GOV OF IRELAND	110,000.00	87,570.14
	GOV OF ITALY	170,000.00	169,509.04
	GOV OF ITALY	190,000.00	192,299.87
	GOV OF ITALY	140,000.00	141,272.60
	GOV OF ITALY	180,000.00	176,414.85
	GOV OF ITALY	270,000.00	277,115.76
	GOV OF ITALY	240,000.00	233,124.29
	GOV OF ITALY	90,000.00	91,742.85
	GOV OF ITALY	260,000.00	257,736.70
	GOV OF ITALY	130,000.00	129,794.60
	GOV OF ITALY	270,000.00	260,497.21
	GOV OF ITALY	580,000.00	595,481.76
	GOV OF ITALY	240,000.00	235,704.18
	GOV OF ITALY	230,000.00	223,556.82
	GOV OF ITALY	240,000.00	243,349.48
	GOV OF ITALY	160,000.00	155,906.40
	GOV OF ITALY	230,000.00	229,899.08
	GOV OF ITALY	40,000.00	41,131.64
	GOV OF ITALY	220,000.00	218,854.07
	GOV OF ITALY	350,000.00	337,658.47
	GOV OF ITALY	90,000.00	90,837.36
	GOV OF ITALY	320,000.00	357,271.58
	GOV OF ITALY	200,000.00	201,891.10
	GOV OF ITALY	280,000.00	277,306.40
	GOV OF ITALY	220,000.00	205,555.68
	GOV OF ITALY	210,000.00	216,733.65

	GOV OF ITALY	140,000.00	131,039.46
	GOV OF ITALY	350,000.00	366,556.75
	GOV OF ITALY	230,000.00	249,104.49
	GOV OF ITALY	280,000.00	284,327.03
	GOV OF ITALY	180,000.00	191,233.80
	GOV OF ITALY	160,000.00	147,428.32
	GOV OF ITALY	180,000.00	182,178.90
	GOV OF ITALY	180,000.00	186,111.00
	GOV OF ITALY	230,000.00	235,152.00
	GOV OF ITALY	70,000.00	71,266.82
	GOV OF ITALY	400,000.00	450,420.72
	GOV OF ITALY	220,000.00	232,904.91
	GOV OF ITALY	330,000.00	345,337.44
	GOV OF ITALY	240,000.00	225,164.43
	GOV OF ITALY	190,000.00	199,896.24
	GOV OF ITALY	320,000.00	291,426.88
	GOV OF ITALY	230,000.00	245,772.25
	GOV OF ITALY	240,000.00	225,964.50
	GOV OF ITALY	170,000.00	176,987.00
	GOV OF ITALY	250,000.00	223,401.25
	GOV OF ITALY	500,000.00	596,155.60
	GOV OF ITALY	170,000.00	147,810.75
	GOV OF ITALY	190,000.00	204,883.46
	GOV OF ITALY	130,000.00	132,314.00
	GOV OF ITALY	270,000.00	238,504.06
	GOV OF ITALY	300,000.00	277,380.28
	GOV OF ITALY	240,000.00	209,713.78
	GOV OF ITALY	230,000.00	223,565.02
	GOV OF ITALY	300,000.00	360,253.50
	GOV OF ITALY	240,000.00	265,726.20
	GOV OF ITALY	230,000.00	221,083.41
	GOV OF ITALY	250,000.00	275,894.25
	GOV OF ITALY	230,000.00	250,988.99
	GOV OF ITALY	270,000.00	286,669.30
	GOV OF ITALY	290,000.00	336,086.07
	GOV OF ITALY	140,000.00	148,200.84

		GOV OF ITALY	220,000.00	224,414.56
		GOV OF ITALY	140,000.00	151,408.12
		GOV OF ITALY	180,000.00	150,398.28
		GOV OF ITALY	240,000.00	217,334.45
		GOV OF ITALY	330,000.00	355,631.43
		GOV OF ITALY	200,000.00	153,582.40
		GOV OF ITALY	110,000.00	118,398.57
		GOV OF ITALY	250,000.00	246,692.37
		GOV OF ITALY	170,000.00	162,183.44
		GOV OF ITALY	220,000.00	258,820.10
		GOV OF ITALY	190,000.00	204,431.73
		GOV OF ITALY	130,000.00	124,288.61
		GOV OF ITALY	270,000.00	317,963.88
		GOV OF ITALY	210,000.00	166,008.67
		GOV OF ITALY	160,000.00	177,850.88
		GOV OF ITALY	220,000.00	255,172.50
		GOV OF ITALY	170,000.00	120,441.60
		GOV OF ITALY	160,000.00	151,349.60
		GOV OF ITALY	190,000.00	164,173.11
		GOV OF ITALY	190,000.00	184,262.00
		GOV OF ITALY	280,000.00	287,519.00
		GOV OF ITALY	190,000.00	152,458.85
		GOV OF ITALY	210,000.00	143,102.19
		GOV OF ITALY	100,000.00	74,131.33
		GOV OF ITALY	160,000.00	180,287.84
		GOV OF ITALY	70,000.00	75,747.70
		GOV OF ITALY	120,000.00	98,475.89
		GOV OF ITALY	110,000.00	74,686.70
		GOV OF NETHERLANDS	40,000.00	39,084.24
		GOV OF NETHERLANDS	220,000.00	214,802.50
		GOV OF NETHERLANDS	150,000.00	143,926.73
		GOV OF NETHERLANDS	200,000.00	193,784.22
		GOV OF NETHERLANDS	150,000.00	165,512.80
		GOV OF NETHERLANDS	240,000.00	229,384.08
		GOV OF NETHERLANDS	160,000.00	147,208.80
		GOV OF NETHERLANDS	130,000.00	119,740.33

	GOV OF NETHERLANDS	160,000.00	163,076.39
	GOV OF NETHERLANDS	160,000.00	142,393.60
	GOV OF NETHERLANDS	170,000.00	147,887.70
	GOV OF NETHERLANDS	130,000.00	114,726.59
	GOV OF NETHERLANDS	170,000.00	173,459.07
	GOV OF NETHERLANDS	140,000.00	142,533.02
	GOV OF NETHERLANDS	140,000.00	142,134.30
	GOV OF NETHERLANDS	200,000.00	233,075.00
	GOV OF NETHERLANDS	150,000.00	109,067.40
	GOV OF NETHERLANDS	170,000.00	128,764.58
	GOV OF NETHERLANDS	200,000.00	235,050.00
	GOV OF NETHERLANDS	170,000.00	189,962.33
	GOV OF NETHERLANDS	230,000.00	241,976.56
	GOV OF NETHERLANDS	180,000.00	95,428.80
	GOV OF NETHERLANDS	140,000.00	126,986.78
	GOV OF PORTUGAL	110,000.00	111,418.30
	GOV OF PORTUGAL	90,000.00	94,511.53
	GOV OF PORTUGAL	80,000.00	77,292.82
	GOV OF PORTUGAL	180,000.00	180,847.29
	GOV OF PORTUGAL	140,000.00	139,448.22
	GOV OF PORTUGAL	80,000.00	87,023.76
	GOV OF PORTUGAL	120,000.00	109,356.15
	GOV OF PORTUGAL	100,000.00	88,064.08
	GOV OF PORTUGAL	80,000.00	76,570.80
	GOV OF PORTUGAL	100,000.00	98,491.50
	GOV OF PORTUGAL	60,000.00	61,916.25
	GOV OF PORTUGAL	80,000.00	67,377.54
	GOV OF PORTUGAL	120,000.00	137,902.04
	GOV OF PORTUGAL	50,000.00	54,204.00
	GOV OF PORTUGAL	60,000.00	45,927.87
	GOV OF PORTUGAL	70,000.00	81,847.92
	GOV OF PORTUGAL	70,000.00	44,694.91
	GOV OF PORTUGAL	40,000.00	44,148.80
	GOV OF SPAIN	240,000.00	233,917.20
	GOV OF SPAIN	260,000.00	259,244.92
	GOV OF SPAIN	210,000.00	211,705.34

	GOV OF SPAIN	280,000.00	296,558.83
	GOV OF SPAIN	330,000.00	325,150.98
	GOV OF SPAIN	260,000.00	248,330.94
	GOV OF SPAIN	300,000.00	295,578.30
	GOV OF SPAIN	240,000.00	241,677.12
	GOV OF SPAIN	280,000.00	270,083.52
	GOV OF SPAIN	260,000.00	254,616.44
	GOV OF SPAIN	330,000.00	307,819.05
	GOV OF SPAIN	320,000.00	311,432.72
	GOV OF SPAIN	290,000.00	281,580.57
	GOV OF SPAIN	230,000.00	254,396.10
	GOV OF SPAIN	310,000.00	355,536.05
	GOV OF SPAIN	270,000.00	260,612.50
	GOV OF SPAIN	270,000.00	283,347.63
	GOV OF SPAIN	280,000.00	261,368.80
	GOV OF SPAIN	290,000.00	266,943.55
	GOV OF SPAIN	380,000.00	344,518.06
	GOV OF SPAIN	280,000.00	273,705.60
	GOV OF SPAIN	370,000.00	346,580.48
	GOV OF SPAIN	300,000.00	258,859.50
	GOV OF SPAIN	80,000.00	82,974.36
	GOV OF SPAIN	280,000.00	245,322.56
	GOV OF SPAIN	280,000.00	246,100.47
	GOV OF SPAIN	300,000.00	366,520.26
	GOV OF SPAIN	230,000.00	229,712.38
	GOV OF SPAIN	340,000.00	353,551.89
	GOV OF SPAIN	280,000.00	274,071.98
	GOV OF SPAIN	240,000.00	256,491.64
	GOV OF SPAIN	270,000.00	281,797.38
	GOV OF SPAIN	200,000.00	211,887.76
	GOV OF SPAIN	340,000.00	310,668.70
	GOV OF SPAIN	250,000.00	283,073.12
	GOV OF SPAIN	160,000.00	124,710.95
	GOV OF SPAIN	210,000.00	230,425.65
	GOV OF SPAIN	250,000.00	305,452.25
	GOV OF SPAIN	190,000.00	144,843.98

	GOV OF SPAIN	250,000.00	300,995.00
	GOV OF SPAIN	140,000.00	99,978.57
	GOV OF SPAIN	210,000.00	216,725.76
	GOV OF SPAIN	170,000.00	218,557.79
	GOV OF SPAIN	190,000.00	180,742.48
	GOV OF SPAIN	220,000.00	200,301.20
	GOV OF SPAIN	260,000.00	158,998.84
	GOV OF SPAIN	300,000.00	224,038.05
	GOV OF SPAIN	90,000.00	100,392.75
	GOV OF SPAIN	160,000.00	161,296.82
	GOV OF SPAIN	90,000.00	50,344.24
	ユーロ 小計	87,144,000.00	83,927,233.14 (13,420,803,851)
英ポンド	UK TREASURY	80,000.00	76,750.99
	UK TREASURY	250,000.00	239,937.70
	UK TREASURY	280,000.00	261,727.04
	UK TREASURY	410,000.00	409,057.85
	UK TREASURY	340,000.00	336,420.30
	UK TREASURY	240,000.00	223,717.33
	UK TREASURY	160,000.00	161,088.78
	UK TREASURY	210,000.00	186,957.28
	UK TREASURY	90,000.00	90,546.21
	UK TREASURY	370,000.00	374,460.64
	UK TREASURY	180,000.00	165,325.30
	UK TREASURY	140,000.00	150,424.12
	UK TREASURY	390,000.00	338,758.78
	UK TREASURY	280,000.00	280,058.80
	UK TREASURY	180,000.00	155,898.70
	UK TREASURY	200,000.00	162,818.62
	UK TREASURY	210,000.00	217,936.27
	UK TREASURY	300,000.00	234,904.96
	UK TREASURY	300,000.00	297,105.92
	UK TREASURY	430,000.00	348,369.54
	UK TREASURY	220,000.00	221,937.91
	UK TREASURY	350,000.00	327,115.23
	UK TREASURY	400,000.00	304,529.03

	UK TREASURY	440,000.00	451,918.58
	UK TREASURY	180,000.00	179,662.37
	UK TREASURY	220,000.00	224,474.03
	UK TREASURY	280,000.00	193,057.61
	UK TREASURY	190,000.00	188,293.42
	UK TREASURY	300,000.00	223,061.31
	UK TREASURY	340,000.00	316,915.80
	UK TREASURY	280,000.00	287,837.53
	UK TREASURY	280,000.00	182,630.00
	UK TREASURY	150,000.00	145,474.89
	UK TREASURY	50,000.00	48,955.00
	UK TREASURY	170,000.00	163,162.60
	UK TREASURY	320,000.00	195,456.00
	UK TREASURY	230,000.00	224,959.55
	UK TREASURY	250,000.00	250,715.00
	UK TREASURY	230,000.00	187,169.56
	UK TREASURY	200,000.00	167,596.00
	UK TREASURY	200,000.00	97,778.00
	UK TREASURY	200,000.00	185,328.89
	UK TREASURY	200,000.00	110,556.00
	UK TREASURY	130,000.00	74,282.00
	UK TREASURY	150,000.00	137,979.00
	UK TREASURY	210,000.00	83,138.32
	UK TREASURY	350,000.00	165,477.35
	UK TREASURY	150,000.00	125,750.25
	UK TREASURY	220,000.00	108,353.13
	UK TREASURY	350,000.00	291,675.47
	UK TREASURY	260,000.00	241,672.98
	UK TREASURY	130,000.00	65,575.69
	UK TREASURY	200,000.00	182,322.51
	UK TREASURY	230,000.00	117,301.63
	UK TREASURY	150,000.00	130,450.50
	UK TREASURY	260,000.00	77,821.35
	UK TREASURY	180,000.00	155,542.25
	UK TREASURY	150,000.00	90,395.31
	UK TREASURY	180,000.00	139,966.82

	UK TREASURY	280,000.00	122,999.48
	UK TREASURY	120,000.00	43,159.20
	英ポンド 小計	14,420,000.00	11,944,712.68 (2,307,837,936)
スウェーデンクローナ	GOV OF SWEDEN	810,000.00	797,793.30
	GOV OF SWEDEN	740,000.00	714,392.30
	GOV OF SWEDEN	1,110,000.00	1,053,217.95
	GOV OF SWEDEN	550,000.00	491,361.75
	GOV OF SWEDEN	530,000.00	541,155.91
	GOV OF SWEDEN	580,000.00	568,353.60
	GOV OF SWEDEN	520,000.00	529,319.44
	GOV OF SWEDEN	380,000.00	439,357.90
	スウェーデンクローナ 小計	5,220,000.00	5,134,952.15 (71,324,485)
ノルウェークローネ	GOV OF NORWAY	570,000.00	554,396.25
	GOV OF NORWAY	590,000.00	566,897.96
	GOV OF NORWAY	490,000.00	466,800.33
	GOV OF NORWAY	310,000.00	287,570.72
	GOV OF NORWAY	490,000.00	439,128.93
	GOV OF NORWAY	530,000.00	461,635.30
	GOV OF NORWAY	490,000.00	448,986.87
	GOV OF NORWAY	750,000.00	724,701.00
	GOV OF NORWAY	320,000.00	324,177.60
	GOV OF NORWAY	170,000.00	171,665.49
	ノルウェークローネ 小計	4,710,000.00	4,445,960.45 (60,598,440)
デンマーククローネ	GOV OF DENMARK	230,000.00	232,546.33
	GOV OF DENMARK	580,000.00	561,411.17
	GOV OF DENMARK	610,000.00	576,221.62
	GOV OF DENMARK	790,000.00	702,949.14
	GOV OF DENMARK	530,000.00	548,796.98
	GOV OF DENMARK	1,250,000.00	1,643,366.75
	GOV OF DENMARK	650,000.00	409,489.27
	デンマーククローネ 小計	4,640,000.00	4,674,781.26 (100,227,310)
ポーランドズロチ	GOV OF POLAND	160,000.00	150,016.00

	GOV OF POLAND	580,000.00	557,733.80
	GOV OF POLAND	320,000.00	293,408.64
	GOV OF POLAND	260,000.00	252,465.20
	GOV OF POLAND	520,000.00	487,826.18
	GOV OF POLAND	560,000.00	519,343.15
	GOV OF POLAND	510,000.00	548,085.52
	GOV OF POLAND	500,000.00	508,833.00
	GOV OF POLAND	300,000.00	292,916.40
	GOV OF POLAND	660,000.00	588,919.65
	GOV OF POLAND	530,000.00	421,714.90
	GOV OF POLAND	460,000.00	356,720.91
	GOV OF POLAND	680,000.00	698,534.41
	GOV OF POLAND	220,000.00	209,529.87
	ポーランドズロチ 小計	6,260,000.00	5,886,047.63 (220,995,778)
オーストラリアドル	GOV OF AUSTRALIA	220,000.00	220,921.80
	GOV OF AUSTRALIA	380,000.00	358,393.20
	GOV OF AUSTRALIA	220,000.00	224,642.00
	GOV OF AUSTRALIA	230,000.00	223,403.60
	GOV OF AUSTRALIA	250,000.00	237,702.50
	GOV OF AUSTRALIA	140,000.00	134,691.20
	GOV OF AUSTRALIA	210,000.00	205,270.80
	GOV OF AUSTRALIA	240,000.00	228,244.80
	GOV OF AUSTRALIA	230,000.00	214,408.30
	GOV OF AUSTRALIA	310,000.00	261,320.70
	GOV OF AUSTRALIA	270,000.00	231,678.90
	GOV OF AUSTRALIA	370,000.00	302,604.50
	GOV OF AUSTRALIA	250,000.00	205,087.50
	GOV OF AUSTRALIA	400,000.00	336,436.00
	GOV OF AUSTRALIA	260,000.00	266,832.80
	GOV OF AUSTRALIA	200,000.00	182,782.00
	GOV OF AUSTRALIA	350,000.00	338,464.00
	GOV OF AUSTRALIA	50,000.00	50,293.50
	GOV OF AUSTRALIA	250,000.00	235,817.50
	GOV OF AUSTRALIA	220,000.00	192,612.20
	GOV OF AUSTRALIA	180,000.00	180,199.80

	GOV OF AUSTRALIA	160,000.00	151,790.40
	GOV OF AUSTRALIA	120,000.00	105,447.60
	GOV OF AUSTRALIA	200,000.00	159,710.00
	GOV OF AUSTRALIA	160,000.00	123,715.20
	GOV OF AUSTRALIA	220,000.00	122,331.00
	GOV OF AUSTRALIA	90,000.00	91,071.00
	オーストラリアドル 小計	6,180,000.00	5,585,872.80 (544,231,586)
ニュージーランドドル	GOV OF NEWZEALAND	70,000.00	66,834.14
	GOV OF NEWZEALAND	80,000.00	81,302.76
	GOV OF NEWZEALAND	150,000.00	132,956.54
	GOV OF NEWZEALAND	90,000.00	86,785.99
	GOV OF NEWZEALAND	110,000.00	112,622.41
	GOV OF NEWZEALAND	190,000.00	161,986.64
	GOV OF NEWZEALAND	100,000.00	85,884.93
	GOV OF NEWZEALAND	150,000.00	141,775.86
	GOV OF NEWZEALAND	120,000.00	119,109.98
	GOV OF NEWZEALAND	50,000.00	50,295.02
	GOV OF NEWZEALAND	80,000.00	78,136.99
	GOV OF NEWZEALAND	80,000.00	66,133.92
	GOV OF NEWZEALAND	60,000.00	39,299.18
	GOV OF NEWZEALAND	70,000.00	47,484.45
	GOV OF NEWZEALAND	50,000.00	50,226.05
	ニュージーランドドル 小計	1,450,000.00	1,320,834.86 (117,078,801)
シンガポールドル	GOV OF SINGAPORE	130,000.00	128,843.00
	GOV OF SINGAPORE	110,000.00	107,066.30
	GOV OF SINGAPORE	70,000.00	71,225.00
	GOV OF SINGAPORE	40,000.00	40,220.00
	GOV OF SINGAPORE	60,000.00	59,946.00
	GOV OF SINGAPORE	80,000.00	80,624.00
	GOV OF SINGAPORE	20,000.00	20,304.00
	GOV OF SINGAPORE	100,000.00	100,991.50
	GOV OF SINGAPORE	100,000.00	101,170.00
	GOV OF SINGAPORE	50,000.00	46,850.00
	GOV OF SINGAPORE	40,000.00	39,804.00

	GOV OF SINGAPORE	90,000.00	94,725.00
	GOV OF SINGAPORE	30,000.00	31,739.85
	GOV OF SINGAPORE	100,000.00	95,600.00
	GOV OF SINGAPORE	120,000.00	115,154.40
	GOV OF SINGAPORE	60,000.00	60,540.00
	GOV OF SINGAPORE	100,000.00	100,883.50
	GOV OF SINGAPORE	70,000.00	59,850.00
	GOV OF SINGAPORE	50,000.00	42,350.00
	GOV OF SINGAPORE	30,000.00	33,649.80
	GOV OF SINGAPORE	80,000.00	87,000.00
	シンガポールドル 小計	1,530,000.00	1,518,536.35 (171,609,792)
マレーシアリングgit	GOV OF MALAYSIA	50,000.00	50,695.36
	GOV OF MALAYSIA	290,000.00	292,485.41
	GOV OF MALAYSIA	190,000.00	191,929.79
	GOV OF MALAYSIA	410,000.00	410,471.95
	GOV OF MALAYSIA	280,000.00	283,169.46
	GOV OF MALAYSIA	240,000.00	240,139.99
	GOV OF MALAYSIA	150,000.00	150,985.65
	GOV OF MALAYSIA	180,000.00	186,835.93
	GOV OF MALAYSIA	210,000.00	212,797.95
	GOV OF MALAYSIA	290,000.00	302,072.58
	GOV OF MALAYSIA	230,000.00	215,807.80
	GOV OF MALAYSIA	250,000.00	256,941.87
	GOV OF MALAYSIA	210,000.00	207,579.20
	GOV OF MALAYSIA	190,000.00	190,522.65
	GOV OF MALAYSIA	300,000.00	318,867.45
	GOV OF MALAYSIA	300,000.00	301,081.25
	GOV OF MALAYSIA	250,000.00	259,231.25
	GOV OF MALAYSIA	260,000.00	280,919.75
	GOV OF MALAYSIA	300,000.00	329,123.61
	GOV OF MALAYSIA	280,000.00	273,122.19
	GOV OF MALAYSIA	270,000.00	292,195.43
	GOV OF MALAYSIA	140,000.00	155,984.17
	GOV OF MALAYSIA	130,000.00	141,873.29
	GOV OF MALAYSIA	190,000.00	212,910.54

	GOV OF MALAYSIA	380,000.00	375,520.94
	GOV OF MALAYSIA	240,000.00	251,063.04
	マレーシアリングット 小計	6,210,000.00	6,384,328.50 (218,457,037)
中国元	GOV OF CHINA	4,240,000.00	4,282,560.27
	GOV OF CHINA	2,500,000.00	2,531,983.00
	GOV OF CHINA	1,980,000.00	2,023,590.49
	GOV OF CHINA	5,950,000.00	5,997,800.51
	GOV OF CHINA	2,300,000.00	2,350,752.03
	GOV OF CHINA	2,760,000.00	2,796,881.88
	GOV OF CHINA	3,300,000.00	3,395,731.68
	GOV OF CHINA	5,300,000.00	5,326,822.24
	GOV OF CHINA	4,350,000.00	4,447,044.15
	GOV OF CHINA	4,430,000.00	4,489,097.52
	GOV OF CHINA	800,000.00	800,408.08
	GOV OF CHINA	6,490,000.00	6,616,854.83
	GOV OF CHINA	320,000.00	331,426.72
	GOV OF CHINA	1,840,000.00	1,878,144.30
	GOV OF CHINA	3,220,000.00	3,265,935.87
	GOV OF CHINA	2,740,000.00	2,808,130.92
	GOV OF CHINA	4,450,000.00	4,496,971.97
	GOV OF CHINA	3,570,000.00	3,695,556.54
	GOV OF CHINA	3,820,000.00	3,921,302.19
	GOV OF CHINA	3,920,000.00	3,942,531.76
	GOV OF CHINA	2,370,000.00	2,436,041.47
	GOV OF CHINA	2,650,000.00	2,653,071.35
	GOV OF CHINA	3,630,000.00	3,833,859.34
	GOV OF CHINA	1,900,000.00	1,966,981.27
	GOV OF CHINA	5,290,000.00	5,481,422.88
	GOV OF CHINA	1,080,000.00	1,134,683.09
	GOV OF CHINA	2,200,000.00	2,379,721.52
	GOV OF CHINA	3,710,000.00	3,821,516.29
	GOV OF CHINA	2,090,000.00	2,160,338.11
	GOV OF CHINA	4,060,000.00	4,266,950.38
GOV OF CHINA	4,660,000.00	4,830,849.11	
GOV OF CHINA	1,900,000.00	2,026,504.47	

	GOV OF CHINA	2,820,000.00	2,906,725.43
	GOV OF CHINA	2,650,000.00	2,781,463.85
	GOV OF CHINA	3,470,000.00	3,538,618.20
	GOV OF CHINA	3,530,000.00	3,804,315.59
	GOV OF CHINA	1,700,000.00	1,785,037.74
	GOV OF CHINA	4,300,000.00	4,361,097.84
	GOV OF CHINA	2,470,000.00	2,582,842.44
	GOV OF CHINA	1,700,000.00	1,712,378.21
	GOV OF CHINA	2,770,000.00	2,924,798.95
	GOV OF CHINA	5,150,000.00	5,443,923.37
	GOV OF CHINA	3,180,000.00	3,348,644.30
	GOV OF CHINA	3,100,000.00	3,250,490.74
	GOV OF CHINA	4,670,000.00	4,892,648.78
	GOV OF CHINA	3,350,000.00	3,660,972.45
	GOV OF CHINA	3,080,000.00	3,217,518.92
	GOV OF CHINA	3,700,000.00	3,808,080.33
	GOV OF CHINA	3,520,000.00	3,792,973.53
	GOV OF CHINA	5,100,000.00	5,202,920.55
	GOV OF CHINA	1,350,000.00	1,357,515.99
	GOV OF CHINA	2,040,000.00	2,186,935.89
	GOV OF CHINA	1,920,000.00	2,041,564.41
	GOV OF CHINA	2,170,000.00	2,306,855.82
	GOV OF CHINA	1,930,000.00	2,044,701.05
	GOV OF CHINA	2,900,000.00	3,049,634.49
	GOV OF CHINA	1,450,000.00	1,548,417.88
	GOV OF CHINA	3,770,000.00	4,056,362.79
	GOV OF CHINA	3,020,000.00	3,193,960.45
	GOV OF CHINA	3,560,000.00	3,725,700.20
	GOV OF CHINA	3,720,000.00	3,942,255.12
	GOV OF CHINA	4,770,000.00	4,931,977.75
	GOV OF CHINA	4,550,000.00	4,677,889.58
	GOV OF CHINA	3,680,000.00	3,738,866.01
	GOV OF CHINA	2,230,000.00	3,026,828.72
	GOV OF CHINA	2,380,000.00	3,144,647.59
	GOV OF CHINA	2,440,000.00	3,019,616.14
	GOV OF CHINA	4,040,000.00	5,346,080.69

	GOV OF CHINA	1,340,000.00	1,758,399.45
	GOV OF CHINA	1,680,000.00	2,144,558.30
	GOV OF CHINA	1,360,000.00	1,681,425.93
	GOV OF CHINA	1,380,000.00	1,654,808.78
	GOV OF CHINA	1,450,000.00	1,760,073.36
	GOV OF CHINA	2,410,000.00	2,850,137.81
	中国元 小計	225,620,000.00	238,596,131.65 (4,979,644,425)
イスラエルシュケル	GOV OF ISRAEL	310,000.00	297,724.00
	GOV OF ISRAEL	220,000.00	229,581.00
	GOV OF ISRAEL	230,000.00	222,306.50
	GOV OF ISRAEL	110,000.00	109,505.00
	GOV OF ISRAEL	310,000.00	290,563.00
	GOV OF ISRAEL	460,000.00	465,727.00
	GOV OF ISRAEL	420,000.00	360,087.00
	GOV OF ISRAEL	330,000.00	270,847.50
	GOV OF ISRAEL	120,000.00	119,610.00
	GOV OF ISRAEL	360,000.00	261,900.00
	GOV OF ISRAEL	370,000.00	427,054.00
	GOV OF ISRAEL	250,000.00	223,800.00
	GOV OF ISRAEL	170,000.00	117,903.50
	イスラエルシュケル 小計	3,660,000.00	3,396,608.50 (144,186,030)
合計			44,352,396,219 (44,352,396,219)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 271 銘柄	100.0%	47.0%
カナダドル	国債証券 40 銘柄	100.0%	1.9%
メキシコペソ	国債証券 15 銘柄	100.0%	0.7%
ユーロ	国債証券 391 銘柄	100.0%	30.3%
英ポンド	国債証券 61 銘柄	100.0%	5.2%
スウェーデンクローナ	国債証券 8 銘柄	100.0%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 10 銘柄	100.0%	0.1%

デンマーククローネ	国債証券	7 銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券	14 銘柄	100.0%	0.5%
オーストラリアドル	国債証券	27 銘柄	100.0%	1.2%
ニュージーランドドル	国債証券	15 銘柄	100.0%	0.3%
シンガポールドル	国債証券	21 銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリングgit	国債証券	26 銘柄	100.0%	0.5%
中国元	国債証券	74 銘柄	100.0%	11.2%
イスラエルシェケル	国債証券	13 銘柄	100.0%	0.3%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

貸借対照表

（単位：円）

2024年12月10日現在

資産の部	
流動資産	
預金	325,922,531
コール・ローン	90,124,071
国債証券	163,266,032,080
派生商品評価勘定	13,386,450
未収利息	1,086,762,152
前払費用	177,721,626
流動資産合計	164,959,948,910
資産合計	164,959,948,910
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,401,683,346
流動負債合計	1,401,683,346
負債合計	1,401,683,346
純資産の部	
元本等	
元本	192,297,905,339
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△28,739,639,775
元本等合計	163,558,265,564
純資産合計	163,558,265,564
負債純資産合計	164,959,948,910

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年12月12日
期首元本額	147,673,926,056円
期中追加設定元本額	114,822,939,112円
期中一部解約元本額	70,198,959,829円
期末元本額	192,297,905,339円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	29,186,695,150円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	33,684,130,613円
りそなラップ型ファンド(成長型)	5,018,665,501円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	9,558,283,894円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	3,024,445,535円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	916,071,401円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	1,830,956,633円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	537,573,638円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	125,710,650円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	158,527,341円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	2,991,797,935円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	1,709,182,810円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	265,814,342円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	216,084,080円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	74,836,582円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	36,844,883円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	89,574,608円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	21,874,705円
ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)	14,266,864円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	1,046,770円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035(運用継続型)	261,137円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040(運用継続型)	203,474円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045(運用継続型)	154,792円

りそなターゲット・イヤー・ファンド2050 (運用継続型)	111,899円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055 (運用継続型)	73,142円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060 (運用継続型)	37,576円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065 (運用継続型)	12,880円
FWりそな円建債券アクティブファンド	487,750,288円
FWりそな先進国債券インデックスファンド (為替ヘッジあり)	69,722,467,588円
S m a r t - i 先進国債券インデックス (為替ヘッジあり)	19,652,509,856円
S m a r t - i 8資産バランス 安定型	3,330,112,925円
S m a r t - i 8資産バランス 安定成長型	2,501,693,797円
S m a r t - i 8資産バランス 成長型	648,430,459円
りそなDAAファンド (適格機関投資家専用)	550,760,796円
りそなFT RCバランスファンド (適格機関投資家専用)	3,311,408,195円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	58,845,488円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	93,185,555円
りそなVIグローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	102,144,017円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	670,381,849円
りそなDAAファンドII (適格機関投資家専用)	1,704,975,691円
2. 計算日における受益権の総数	192,297,905,339口
3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	28,739,639,775円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8505円
(10,000口当たり純資産額)	(8,505円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月10日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

デリバティブ取引

(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年12月10日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年12月10日現在	
	損益に含まれた評価差額(円)	
国債証券		2,894,652,511
合計		2,894,652,511

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(通貨関連)

(2024年12月10日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	162,953,911,937	—	164,342,208,833	△1,388,296,896
	米ドル	76,509,886,590	—	77,099,347,920	△589,461,330
	カナダドル	3,176,016,458	—	3,169,452,285	6,564,173
	メキシコペソ	1,236,411,412	—	1,257,429,887	△21,018,475
	ユーロ	49,138,302,472	—	49,630,561,078	△492,258,606
	英ポンド	8,547,263,235	—	8,651,463,011	△104,199,776
	スウェーデンクローナ	244,865,756	—	247,767,600	△2,901,844
	ノルウェークローネ	242,787,966	—	244,004,426	△1,216,460
	デンマーククローネ	367,189,612	—	370,872,514	△3,682,902
	ポーランドズロチ	867,168,303	—	883,293,943	△16,125,640
オーストラリア	2,020,672,471	—	2,014,198,800	6,473,671	

ドル				
ニュージーランドドル	429,769,683	—	429,421,077	348,606
シンガポールドル	631,119,489	—	637,272,694	△6,153,205
マレーシアリング	787,079,304	—	799,361,310	△12,282,006
中国元	18,250,208,770	—	18,391,857,637	△141,648,867
イスラエルシケル	505,170,416	—	515,904,651	△10,734,235
合計	162,953,911,937	—	164,342,208,833	△1,388,296,896

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	920,000.00	907,947.99	
		US TREASURY N/B	1,980,000.00	1,907,439.67	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,112,191.90	
		US TREASURY N/B	1,550,000.00	1,546,398.06	
		US TREASURY N/B	840,000.00	826,106.78	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,304,838.29	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,000,165.68	
		US TREASURY N/B	1,940,000.00	1,932,687.11	
		US TREASURY N/B	980,000.00	962,620.30	
		US TREASURY N/B	2,590,000.00	2,479,419.14	
		US TREASURY N/B	2,550,000.00	2,550,298.82	
		US TREASURY N/B	2,010,000.00	1,949,935.55	
		US TREASURY N/B	1,540,000.00	1,535,969.52	
		US TREASURY N/B	1,020,000.00	999,281.25	
		US TREASURY N/B	2,340,000.00	2,237,122.27	
		US TREASURY N/B	2,470,000.00	2,481,336.90	
		US TREASURY N/B	2,410,000.00	2,422,002.93	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	975,312.50	
		US TREASURY N/B	3,470,000.00	3,318,797.45	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,204,265.62	
		US TREASURY N/B	1,950,000.00	1,938,574.20	
		US TREASURY N/B	750,000.00	731,718.75	
		US TREASURY N/B	1,990,000.00	1,898,273.43	
		US TREASURY N/B	2,710,000.00	2,734,559.37	
		US TREASURY N/B	3,220,000.00	3,105,916.39	
		US TREASURY N/B	540,000.00	535,823.43	
US TREASURY N/B	900,000.00	873,738.27			
US TREASURY N/B	2,080,000.00	1,978,478.13			

	US TREASURY N/B	3,050,000.00	3,079,427.74
	US TREASURY N/B	1,450,000.00	1,448,923.82
	US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,110,828.12
	US TREASURY N/B	1,670,000.00	1,587,706.84
	US TREASURY N/B	2,680,000.00	2,697,901.56
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,507,675.77
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	964,140.62
	US TREASURY N/B	700,000.00	661,062.50
	US TREASURY N/B	4,000,000.00	4,012,968.76
	US TREASURY N/B	2,130,000.00	2,038,892.57
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,705,843.75
	US TREASURY N/B	1,280,000.00	1,221,550.00
	US TREASURY N/B	2,190,000.00	2,067,026.37
	US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,886,900.39
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,713,214.84
	US TREASURY N/B	860,000.00	822,744.53
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,887,070.32
	US TREASURY N/B	3,050,000.00	3,015,747.05
	US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,815,046.88
	US TREASURY N/B	1,220,000.00	1,164,814.05
	US TREASURY N/B	2,250,000.00	2,127,568.36
	US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,198,249.98
	US TREASURY N/B	1,640,000.00	1,575,553.11
	US TREASURY N/B	1,910,000.00	1,926,936.33
	US TREASURY N/B	1,450,000.00	1,381,889.64
	US TREASURY N/B	1,930,000.00	1,825,357.81
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,009,218.76
	US TREASURY N/B	640,000.00	610,524.99
	US TREASURY N/B	2,480,000.00	2,341,129.69
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,995,000.00
	US TREASURY N/B	3,050,000.00	2,887,611.32
	US TREASURY N/B	1,180,000.00	1,134,459.37
	US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,299,910.16
	US TREASURY N/B	270,000.00	253,014.25
	US TREASURY N/B	2,060,000.00	1,962,632.82
	US TREASURY N/B	1,780,000.00	1,785,214.84

	US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,617,519.54
	US TREASURY N/B	1,510,000.00	1,457,474.40
	US TREASURY N/B	2,740,000.00	2,763,332.79
	US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,112,541.00
	US TREASURY N/B	900,000.00	872,542.97
	US TREASURY N/B	2,320,000.00	2,227,653.11
	US TREASURY N/B	1,940,000.00	1,957,126.55
	US TREASURY N/B	1,570,000.00	1,437,776.56
	US TREASURY N/B	2,750,000.00	2,654,931.64
	US TREASURY N/B	2,280,000.00	2,308,500.00
	US TREASURY N/B	1,630,000.00	1,488,648.43
	US TREASURY N/B	1,850,000.00	1,812,674.80
	US TREASURY N/B	2,550,000.00	2,567,332.04
	US TREASURY N/B	2,120,000.00	1,923,900.00
	US TREASURY N/B	1,870,000.00	1,807,252.72
	US TREASURY N/B	1,450,000.00	1,382,824.22
	US TREASURY N/B	2,550,000.00	2,527,737.30
	US TREASURY N/B	2,370,000.00	2,152,533.99
	US TREASURY N/B	1,110,000.00	1,082,315.03
	US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,453,613.27
	US TREASURY N/B	2,270,000.00	2,048,054.29
	US TREASURY N/B	2,510,000.00	2,512,304.09
	US TREASURY N/B	2,050,000.00	2,038,228.50
	US TREASURY N/B	1,810,000.00	1,634,373.43
	US TREASURY N/B	2,170,000.00	2,172,500.57
	US TREASURY N/B	1,930,000.00	1,832,595.31
	US TREASURY N/B	2,780,000.00	2,782,932.03
	US TREASURY N/B	2,130,000.00	1,925,361.91
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,689,839.84
	US TREASURY N/B	2,160,000.00	1,946,742.18
	US TREASURY N/B	1,540,000.00	1,530,856.25
	US TREASURY N/B	2,770,000.00	2,499,275.76
	US TREASURY N/B	2,160,000.00	2,122,242.17
	US TREASURY N/B	1,980,000.00	1,901,264.07
	US TREASURY N/B	2,620,000.00	2,387,065.62
	US TREASURY N/B	1,420,000.00	1,415,839.84

	US TREASURY N/B	2,290,000.00	2,090,430.07
	US TREASURY N/B	1,820,000.00	1,794,050.78
	US TREASURY N/B	2,770,000.00	2,522,972.25
	US TREASURY N/B	2,020,000.00	1,982,322.26
	US TREASURY N/B	2,360,000.00	2,268,642.18
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,726,308.59
	US TREASURY N/B	1,140,000.00	1,122,810.94
	US TREASURY N/B	2,570,000.00	2,330,267.18
	US TREASURY N/B	1,820,000.00	1,814,596.87
	US TREASURY N/B	2,050,000.00	1,837,632.81
	US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,602,386.71
	US TREASURY N/B	2,580,000.00	2,473,323.03
	US TREASURY N/B	2,390,000.00	2,147,032.21
	US TREASURY N/B	1,490,000.00	1,503,910.55
	US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,161,359.38
	US TREASURY N/B	2,010,000.00	2,046,980.85
	US TREASURY N/B	2,230,000.00	2,013,707.41
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,055,195.32
	US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,281,730.44
	US TREASURY N/B	2,170,000.00	1,965,206.25
	US TREASURY N/B	1,960,000.00	1,979,753.11
	US TREASURY N/B	1,990,000.00	1,789,833.97
	US TREASURY N/B	2,900,000.00	2,862,390.62
	US TREASURY N/B	2,060,000.00	1,877,416.41
	US TREASURY N/B	2,260,000.00	2,251,701.55
	US TREASURY N/B	2,530,000.00	2,388,329.88
	US TREASURY N/B	1,850,000.00	1,692,424.80
	US TREASURY N/B	2,270,000.00	2,283,699.81
	US TREASURY N/B	2,130,000.00	1,986,266.59
	US TREASURY N/B	2,780,000.00	2,783,149.20
	US TREASURY N/B	1,670,000.00	1,589,109.37
	US TREASURY N/B	2,580,000.00	2,635,076.96
	US TREASURY N/B	2,330,000.00	2,170,586.12
	US TREASURY N/B	1,630,000.00	1,541,496.08
	US TREASURY N/B	3,050,000.00	3,101,587.88
	US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,061,886.71

	US TREASURY N/B	3,300,000.00	3,321,785.14
	US TREASURY N/B	1,570,000.00	1,473,714.84
	US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,989,277.33
	US TREASURY N/B	1,850,000.00	1,660,375.00
	US TREASURY N/B	1,490,000.00	1,428,683.01
	US TREASURY N/B	2,900,000.00	2,844,152.35
	US TREASURY N/B	2,790,000.00	2,763,843.75
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,657,101.55
	US TREASURY N/B	1,350,000.00	1,344,911.13
	US TREASURY N/B	3,100,000.00	3,105,812.50
	US TREASURY N/B	1,320,000.00	1,185,989.05
	US TREASURY N/B	1,510,000.00	1,495,430.85
	US TREASURY N/B	1,360,000.00	1,346,798.43
	US TREASURY N/B	1,340,000.00	1,303,464.06
	US TREASURY N/B	2,610,000.00	2,296,800.00
	US TREASURY N/B	1,310,000.00	1,304,012.89
	US TREASURY N/B	1,250,000.00	1,222,070.31
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,457,167.96
	US TREASURY N/B	380,000.00	419,514.06
	US TREASURY N/B	2,940,000.00	2,445,999.62
	US TREASURY N/B	1,530,000.00	1,504,121.48
	US TREASURY N/B	1,310,000.00	1,287,279.68
	US TREASURY N/B	1,890,000.00	1,879,959.37
	US TREASURY N/B	3,870,000.00	3,191,994.15
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,000,664.06
	US TREASURY N/B	1,760,000.00	1,806,509.37
	US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,351,441.40
	US TREASURY N/B	4,700,000.00	3,912,750.00
	US TREASURY N/B	1,470,000.00	1,490,011.52
	US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,569,124.98
	US TREASURY N/B	1,440,000.00	1,430,606.24
	US TREASURY N/B	730,000.00	781,328.12
	US TREASURY N/B	3,930,000.00	3,304,193.55
	US TREASURY N/B	1,720,000.00	1,732,194.51
	US TREASURY N/B	1,620,000.00	1,620,474.61
	US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,953,289.07

	US TREASURY N/B	5,180,000.00	4,454,597.66
	US TREASURY N/B	1,650,000.00	1,696,341.80
	US TREASURY N/B	2,250,000.00	2,266,171.87
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,499,882.82
	US TREASURY N/B	5,100,000.00	4,249,335.90
	US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,711,376.95
	US TREASURY N/B	1,050,000.00	1,018,910.14
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,999,531.24
	US TREASURY N/B	4,510,000.00	3,764,616.78
	US TREASURY N/B	4,130,000.00	3,552,525.96
	US TREASURY N/B	3,930,000.00	3,611,531.81
	US TREASURY N/B	3,770,000.00	3,423,999.42
	US TREASURY N/B	4,770,000.00	4,765,714.44
	US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,435,257.80
	US TREASURY N/B	4,040,000.00	3,812,513.29
	US TREASURY N/B	4,560,000.00	4,459,359.37
	US TREASURY N/B	5,320,000.00	5,443,336.69
	US TREASURY N/B	4,580,000.00	4,512,462.90
	US TREASURY N/B	4,990,000.00	5,059,392.18
	US TREASURY N/B	4,420,000.00	4,307,773.43
	US TREASURY N/B	1,950,000.00	1,958,074.20
	US TREASURY N/B	10,000.00	10,344.92
	US TREASURY N/B	730,000.00	786,175.77
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,378.90
	US TREASURY N/B	300,000.00	307,500.00
	US TREASURY N/B	260,000.00	238,499.21
	US TREASURY N/B	470,000.00	466,805.46
	US TREASURY N/B	480,000.00	489,187.49
	US TREASURY N/B	520,000.00	522,315.62
	US TREASURY N/B	570,000.00	587,857.02
	US TREASURY N/B	470,000.00	471,633.98
	US TREASURY N/B	1,390,000.00	883,030.08
	US TREASURY N/B	610,000.00	577,141.01
	US TREASURY N/B	2,190,000.00	1,379,528.91
	US TREASURY N/B	260,000.00	256,750.00
	US TREASURY N/B	2,130,000.00	1,390,282.60

	US TREASURY N/B	530,000.00	553,912.11
	US TREASURY N/B	2,410,000.00	1,700,603.30
	US TREASURY N/B	580,000.00	580,543.75
	US TREASURY N/B	1,790,000.00	1,338,269.72
	US TREASURY N/B	680,000.00	628,946.87
	US TREASURY N/B	2,790,000.00	1,906,627.15
	US TREASURY N/B	540,000.00	457,734.37
	US TREASURY N/B	2,850,000.00	2,018,211.90
	US TREASURY N/B	810,000.00	683,943.75
	US TREASURY N/B	2,270,000.00	1,702,278.31
	US TREASURY N/B	1,070,000.00	883,209.76
	US TREASURY N/B	1,520,000.00	1,301,856.25
	US TREASURY N/B	240,000.00	189,918.74
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,477,339.84
	US TREASURY N/B	880,000.00	693,068.74
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,893,046.88
	US TREASURY N/B	440,000.00	366,025.00
	US TREASURY N/B	1,550,000.00	1,438,896.48
	US TREASURY N/B	1,180,000.00	941,557.03
	US TREASURY N/B	1,520,000.00	1,407,662.50
	US TREASURY N/B	930,000.00	829,116.79
	US TREASURY N/B	1,770,000.00	1,751,988.86
	US TREASURY N/B	1,060,000.00	960,086.72
	US TREASURY N/B	1,510,000.00	1,569,161.33
	US TREASURY N/B	740,000.00	656,865.62
	US TREASURY N/B	1,740,000.00	1,746,796.87
	US TREASURY N/B	910,000.00	776,841.41
	US TREASURY N/B	2,430,000.00	2,476,701.56
	US TREASURY N/B	980,000.00	802,566.40
	US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,999,921.85
	US TREASURY N/B	680,000.00	544,451.56
	US TREASURY N/B	1,080,000.00	791,901.56
	US TREASURY N/B	440,000.00	351,037.50
	US TREASURY N/B	840,000.00	654,871.87
	US TREASURY N/B	620,000.00	492,706.25
	US TREASURY N/B	820,000.00	593,987.50

	US TREASURY N/B	880,000.00	635,284.37
	US TREASURY N/B	1,610,000.00	1,104,107.81
	US TREASURY N/B	410,000.00	315,619.92
	US TREASURY N/B	2,360,000.00	1,853,429.67
	US TREASURY N/B	950,000.00	744,432.61
	US TREASURY N/B	1,130,000.00	844,211.51
	US TREASURY N/B	1,200,000.00	894,468.74
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,168,798.83
	US TREASURY N/B	1,380,000.00	1,098,744.14
	US TREASURY N/B	1,560,000.00	1,212,412.50
	US TREASURY N/B	1,930,000.00	1,603,030.86
	US TREASURY N/B	1,880,000.00	1,457,807.81
	US TREASURY N/B	1,690,000.00	1,277,402.35
	US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,192,921.88
	US TREASURY N/B	1,690,000.00	1,149,398.05
	US TREASURY N/B	2,060,000.00	1,282,953.51
	US TREASURY N/B	2,410,000.00	1,232,583.19
	US TREASURY N/B	2,720,000.00	1,432,037.51
	US TREASURY N/B	2,750,000.00	1,546,123.03
	US TREASURY N/B	3,340,000.00	1,999,955.46
	US TREASURY N/B	2,840,000.00	1,915,668.75
	US TREASURY N/B	3,130,000.00	1,925,683.60
	US TREASURY N/B	2,660,000.00	1,581,920.69
	US TREASURY N/B	2,380,000.00	1,553,042.95
	US TREASURY N/B	2,590,000.00	1,942,398.83
	US TREASURY N/B	2,170,000.00	1,670,052.34
	US TREASURY N/B	2,160,000.00	2,010,529.68
	US TREASURY N/B	3,130,000.00	2,725,667.56
	US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,004,054.66
	US TREASURY N/B	2,430,000.00	2,315,808.97
	US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,852,402.33
	US TREASURY N/B	2,820,000.00	2,750,711.72
	US TREASURY N/B	2,770,000.00	2,875,173.43
	US TREASURY N/B	2,720,000.00	2,656,250.00
	US TREASURY N/B	1,180,000.00	1,202,401.56
	米ドル 小計	547,990,000.00	505,502,389.45

			(76,603,832,097)
カナダドル	GOV OF CANADA	940,000.00	955,625.32
	GOV OF CANADA	730,000.00	706,462.80
	GOV OF CANADA	350,000.00	350,113.12
	GOV OF CANADA	1,100,000.00	1,115,266.85
	GOV OF CANADA	320,000.00	313,791.48
	GOV OF CANADA	810,000.00	823,563.80
	GOV OF CANADA	1,230,000.00	1,191,527.99
	GOV OF CANADA	110,000.00	110,684.69
	GOV OF CANADA	680,000.00	681,586.84
	GOV OF CANADA	610,000.00	589,197.65
	GOV OF CANADA	400,000.00	383,255.41
	GOV OF CANADA	770,000.00	767,964.20
	GOV OF CANADA	490,000.00	500,046.93
	GOV OF CANADA	280,000.00	272,733.95
	GOV OF CANADA	900,000.00	913,171.98
	GOV OF CANADA	1,100,000.00	1,150,795.51
	GOV OF CANADA	320,000.00	359,786.65
	GOV OF CANADA	140,000.00	137,082.92
	GOV OF CANADA	1,100,000.00	1,131,596.30
	GOV OF CANADA	220,000.00	214,107.72
	GOV OF CANADA	670,000.00	666,315.90
	GOV OF CANADA	1,350,000.00	1,238,909.09
	GOV OF CANADA	1,190,000.00	1,034,574.26
	GOV OF CANADA	1,380,000.00	1,264,201.86
	GOV OF CANADA	1,240,000.00	1,127,417.79
	GOV OF CANADA	870,000.00	814,181.85
	GOV OF CANADA	700,000.00	676,464.88
	GOV OF CANADA	710,000.00	854,078.45
	GOV OF CANADA	650,000.00	638,701.25
	GOV OF CANADA	730,000.00	744,174.54
GOV OF CANADA	100,000.00	103,926.22	
GOV OF CANADA	1,580,000.00	1,576,731.37	
GOV OF CANADA	1,180,000.00	1,201,198.91	
GOV OF CANADA	250,000.00	299,709.98	
GOV OF CANADA	220,000.00	245,353.67	

	GOV OF CANADA	360,000.00	380,581.61
	GOV OF CANADA	450,000.00	420,235.30
	GOV OF CANADA	1,670,000.00	1,320,935.09
	GOV OF CANADA	1,320,000.00	970,792.43
	GOV OF CANADA	1,080,000.00	993,571.15
	GOV OF CANADA	250,000.00	232,711.19
	カナダドル 小計	30,550,000.00	29,473,128.90 (3,150,972,210)
メキシコペソ	UNITED MEXICAN STATE	16,990,000.00	16,260,760.48
	UNITED MEXICAN STATE	11,110,000.00	10,683,598.20
	UNITED MEXICAN STATE	15,300,000.00	14,089,553.19
	UNITED MEXICAN STATE	14,310,000.00	13,693,866.49
	UNITED MEXICAN STATE	18,850,000.00	18,043,220.00
	UNITED MEXICAN STATE	11,430,000.00	10,949,384.15
	UNITED MEXICAN STATE	16,416,000.00	14,870,193.92
	UNITED MEXICAN STATE	13,360,000.00	11,522,465.60
	UNITED MEXICAN STATE	11,520,000.00	9,924,551.42
	UNITED MEXICAN STATE	3,370,000.00	3,377,682.82
	UNITED MEXICAN STATE	8,210,000.00	7,239,734.23
	UNITED MEXICAN STATE	14,960,000.00	11,847,121.25
	UNITED MEXICAN STATE	10,180,000.00	8,119,925.31
	UNITED MEXICAN STATE	15,480,000.00	12,151,167.01
	メキシコペソ 小計	181,486,000.00	162,773,224.07 (1,219,057,507)
ユーロ	GOV OF AUSTRIA	400,000.00	413,158.12
	GOV OF AUSTRIA	220,000.00	219,614.01
	GOV OF AUSTRIA	750,000.00	732,268.12
	GOV OF AUSTRIA	460,000.00	443,355.36
	GOV OF AUSTRIA	370,000.00	408,252.45
	GOV OF AUSTRIA	520,000.00	497,947.84
	GOV OF AUSTRIA	660,000.00	607,608.08
	GOV OF AUSTRIA	610,000.00	569,051.46
	GOV OF AUSTRIA	210,000.00	216,143.13
	GOV OF AUSTRIA	200,000.00	202,448.50
	GOV OF AUSTRIA	580,000.00	516,787.24
	GOV OF AUSTRIA	400,000.00	424,964.27

		GOV OF AUSTRIA	570,000.00	494,205.80
		GOV OF AUSTRIA	540,000.00	487,400.22
		GOV OF AUSTRIA	620,000.00	640,964.54
		GOV OF AUSTRIA	690,000.00	713,039.91
		GOV OF AUSTRIA	430,000.00	427,092.12
		GOV OF AUSTRIA	250,000.00	189,663.23
		GOV OF AUSTRIA	590,000.00	682,845.35
		GOV OF AUSTRIA	280,000.00	296,086.41
		GOV OF AUSTRIA	290,000.00	189,827.11
		GOV OF AUSTRIA	310,000.00	326,918.40
		GOV OF AUSTRIA	400,000.00	317,777.60
		GOV OF AUSTRIA	350,000.00	294,957.25
		GOV OF AUSTRIA	470,000.00	296,264.03
		GOV OF AUSTRIA	210,000.00	222,681.06
		GOV OF AUSTRIA	150,000.00	184,023.55
		GOV OF AUSTRIA	210,000.00	104,581.22
		GOV OF AUSTRIA	260,000.00	121,520.68
		GOV OF AUSTRIA	240,000.00	197,881.68
		GOV OF AUSTRIA	110,000.00	72,369.27
		GOV OF BELGIUM	460,000.00	473,649.71
		GOV OF BELGIUM	640,000.00	629,825.92
		GOV OF BELGIUM	780,000.00	755,837.34
		GOV OF BELGIUM	430,000.00	405,229.42
		GOV OF BELGIUM	790,000.00	872,601.21
		GOV OF BELGIUM	940,000.00	897,888.00
		GOV OF BELGIUM	690,000.00	650,800.41
		GOV OF BELGIUM	480,000.00	489,690.24
		GOV OF BELGIUM	600,000.00	532,383.15
		GOV OF BELGIUM	800,000.00	733,456.80
		GOV OF BELGIUM	530,000.00	449,978.74
		GOV OF BELGIUM	360,000.00	396,393.30
		GOV OF BELGIUM	660,000.00	563,572.02
		GOV OF BELGIUM	430,000.00	390,245.21
		GOV OF BELGIUM	830,000.00	857,781.26
		GOV OF BELGIUM	390,000.00	402,977.99
		GOV OF BELGIUM	550,000.00	559,440.36

	GOV OF BELGIUM	780,000.00	941,824.41
	GOV OF BELGIUM	250,000.00	214,240.35
	GOV OF BELGIUM	350,000.00	312,340.43
	GOV OF BELGIUM	500,000.00	491,752.17
	GOV OF BELGIUM	340,000.00	232,231.04
	GOV OF BELGIUM	620,000.00	719,965.70
	GOV OF BELGIUM	320,000.00	337,821.56
	GOV OF BELGIUM	540,000.00	594,752.76
	GOV OF BELGIUM	430,000.00	326,686.15
	GOV OF BELGIUM	490,000.00	366,857.24
	GOV OF BELGIUM	410,000.00	274,596.27
	GOV OF BELGIUM	390,000.00	395,050.96
	GOV OF BELGIUM	340,000.00	355,857.77
	GOV OF BELGIUM	300,000.00	241,478.27
	GOV OF BELGIUM	330,000.00	257,142.17
	GOV OF BELGIUM	310,000.00	138,978.06
	GOV OF FINLAND	210,000.00	205,843.31
	GOV OF FINLAND	230,000.00	221,748.75
	GOV OF FINLAND	100,000.00	98,372.55
	GOV OF FINLAND	360,000.00	345,318.75
	GOV OF FINLAND	100,000.00	102,192.30
	GOV OF FINLAND	310,000.00	291,647.76
	GOV OF FINLAND	300,000.00	308,154.36
	GOV OF FINLAND	260,000.00	240,083.35
	GOV OF FINLAND	200,000.00	202,530.20
	GOV OF FINLAND	200,000.00	175,580.00
	GOV OF FINLAND	160,000.00	145,277.49
	GOV OF FINLAND	270,000.00	232,996.77
	GOV OF FINLAND	190,000.00	177,655.41
	GOV OF FINLAND	460,000.00	478,820.07
	GOV OF FINLAND	230,000.00	203,795.77
	GOV OF FINLAND	150,000.00	156,105.37
	GOV OF FINLAND	160,000.00	121,184.92
	GOV OF FINLAND	210,000.00	211,441.54
	GOV OF FINLAND	230,000.00	157,821.91
	GOV OF FINLAND	190,000.00	187,280.15

	GOV OF FINLAND	180,000.00	122,134.24
	GOV OF FINLAND	220,000.00	170,569.75
	GOV OF FINLAND	180,000.00	91,847.20
	GOV OF FINLAND	180,000.00	186,025.61
	GOV OF FRANCE	1,930,000.00	1,881,052.30
	GOV OF FRANCE	1,510,000.00	1,536,824.08
	GOV OF FRANCE	2,090,000.00	2,041,071.88
	GOV OF FRANCE	1,960,000.00	1,971,877.60
	GOV OF FRANCE	1,490,000.00	1,436,611.43
	GOV OF FRANCE	1,910,000.00	1,821,717.89
	GOV OF FRANCE	1,920,000.00	1,865,869.31
	GOV OF FRANCE	2,320,000.00	2,335,655.36
	GOV OF FRANCE	2,000,000.00	2,028,581.40
	GOV OF FRANCE	2,280,000.00	2,172,273.97
	GOV OF FRANCE	2,650,000.00	2,514,539.95
	GOV OF FRANCE	2,430,000.00	2,282,678.82
	GOV OF FRANCE	2,650,000.00	2,685,195.96
	GOV OF FRANCE	1,430,000.00	1,610,609.00
	GOV OF FRANCE	2,390,000.00	2,198,282.55
	GOV OF FRANCE	1,920,000.00	1,704,020.15
	GOV OF FRANCE	1,880,000.00	1,902,823.74
	GOV OF FRANCE	2,460,000.00	2,462,301.57
	GOV OF FRANCE	2,270,000.00	1,956,402.90
	GOV OF FRANCE	2,660,000.00	2,493,772.60
	GOV OF FRANCE	2,180,000.00	1,822,360.10
	GOV OF FRANCE	1,740,000.00	1,430,111.22
	GOV OF FRANCE	1,330,000.00	1,615,936.70
	GOV OF FRANCE	2,140,000.00	2,030,425.58
	GOV OF FRANCE	1,800,000.00	1,831,044.60
	GOV OF FRANCE	1,830,000.00	1,929,541.93
	GOV OF FRANCE	2,480,000.00	2,158,846.19
	GOV OF FRANCE	1,590,000.00	1,607,040.33
	GOV OF FRANCE	1,120,000.00	1,305,165.68
	GOV OF FRANCE	1,970,000.00	1,645,761.64
	GOV OF FRANCE	1,250,000.00	999,765.62
	GOV OF FRANCE	1,030,000.00	1,135,233.76

	GOV OF FRANCE	1,320,000.00	1,117,428.17
	GOV OF FRANCE	1,610,000.00	1,092,882.00
	GOV OF FRANCE	1,620,000.00	1,894,334.36
	GOV OF FRANCE	850,000.00	765,331.07
	GOV OF FRANCE	950,000.00	583,351.59
	GOV OF FRANCE	1,340,000.00	1,344,529.20
	GOV OF FRANCE	1,180,000.00	936,466.88
	GOV OF FRANCE	370,000.00	353,100.25
	GOV OF FRANCE	1,350,000.00	935,796.37
	GOV OF FRANCE	1,420,000.00	775,980.30
	GOV OF FRANCE	1,380,000.00	737,092.50
	GOV OF FRANCE	1,100,000.00	1,023,298.91
	GOV OF FRANCE	710,000.00	791,224.71
	GOV OF FRANCE	1,140,000.00	1,107,960.85
	GOV OF FRANCE	830,000.00	930,746.23
	GOV OF FRANCE	750,000.00	492,526.07
	GOV OF FRANCE	550,000.00	208,586.40
	GOV OF GERMANY	740,000.00	746,550.85
	GOV OF GERMANY	1,180,000.00	1,158,609.18
	GOV OF GERMANY	660,000.00	663,329.36
	GOV OF GERMANY	1,030,000.00	1,003,294.67
	GOV OF GERMANY	910,000.00	921,299.47
	GOV OF GERMANY	1,290,000.00	1,248,944.77
	GOV OF GERMANY	940,000.00	950,945.07
	GOV OF GERMANY	930,000.00	897,880.12
	GOV OF GERMANY	700,000.00	700,105.84
	GOV OF GERMANY	1,260,000.00	1,216,676.16
	GOV OF GERMANY	1,210,000.00	1,157,201.65
	GOV OF GERMANY	330,000.00	367,332.90
	GOV OF GERMANY	1,440,000.00	1,389,689.55
	GOV OF GERMANY	1,580,000.00	1,555,216.69
	GOV OF GERMANY	880,000.00	833,153.20
	GOV OF GERMANY	490,000.00	543,929.89
	GOV OF GERMANY	1,150,000.00	1,102,253.15
	GOV OF GERMANY	980,000.00	989,210.53
	GOV OF GERMANY	810,000.00	888,745.36

	GOV OF GERMANY	1, 150, 000. 00	1, 084, 967. 85
	GOV OF GERMANY	1, 100, 000. 00	1, 119, 202. 81
	GOV OF GERMANY	1, 050, 000. 00	975, 880. 50
	GOV OF GERMANY	1, 060, 000. 00	992, 007. 62
	GOV OF GERMANY	1, 530, 000. 00	1, 539, 310. 05
	GOV OF GERMANY	1, 320, 000. 00	1, 209, 940. 84
	GOV OF GERMANY	500, 000. 00	511, 989. 60
	GOV OF GERMANY	1, 120, 000. 00	1, 126, 929. 44
	GOV OF GERMANY	460, 000. 00	553, 690. 82
	GOV OF GERMANY	1, 130, 000. 00	1, 025, 475. 00
	GOV OF GERMANY	1, 230, 000. 00	1, 105, 935. 24
	GOV OF GERMANY	790, 000. 00	710, 458. 35
	GOV OF GERMANY	840, 000. 00	859, 253. 97
	GOV OF GERMANY	870, 000. 00	1, 043, 210. 47
	GOV OF GERMANY	1, 120, 000. 00	995, 783. 04
	GOV OF GERMANY	1, 470, 000. 00	1, 292, 804. 04
	GOV OF GERMANY	340, 000. 00	299, 070. 21
	GOV OF GERMANY	1, 210, 000. 00	1, 051, 672. 42
	GOV OF GERMANY	1, 100, 000. 00	1, 076, 919. 52
	GOV OF GERMANY	1, 960, 000. 00	1, 997, 943. 64
	GOV OF GERMANY	1, 240, 000. 00	1, 292, 025. 68
	GOV OF GERMANY	1, 510, 000. 00	1, 522, 736. 09
	GOV OF GERMANY	850, 000. 00	1, 043, 921. 97
	GOV OF GERMANY	1, 480, 000. 00	1, 541, 703. 86
	GOV OF GERMANY	1, 210, 000. 00	967, 460. 01
	GOV OF GERMANY	1, 210, 000. 00	941, 107. 43
	GOV OF GERMANY	1, 100, 000. 00	1, 301, 989. 92
	GOV OF GERMANY	1, 100, 000. 00	936, 304. 86
	GOV OF GERMANY	700, 000. 00	865, 230. 45
	GOV OF GERMANY	670, 000. 00	879, 688. 22
	GOV OF GERMANY	600, 000. 00	619, 558. 49
	GOV OF GERMANY	730, 000. 00	824, 020. 35
	GOV OF GERMANY	1, 290, 000. 00	1, 322, 413. 44
	GOV OF GERMANY	1, 260, 000. 00	1, 296, 382. 50
	GOV OF GERMANY	1, 520, 000. 00	1, 226, 176. 40
	GOV OF GERMANY	2, 220, 000. 00	1, 239, 853. 88

	GOV OF GERMANY	1,370,000.00	731,062.82
	GOV OF GERMANY	1,710,000.00	1,521,512.67
	GOV OF GERMANY	850,000.00	878,731.01
	GOV OF IRELAND	490,000.00	482,512.92
	GOV OF IRELAND	280,000.00	268,173.92
	GOV OF IRELAND	310,000.00	298,773.19
	GOV OF IRELAND	350,000.00	335,048.00
	GOV OF IRELAND	410,000.00	414,898.88
	GOV OF IRELAND	330,000.00	294,654.01
	GOV OF IRELAND	260,000.00	247,297.63
	GOV OF IRELAND	350,000.00	300,635.51
	GOV OF IRELAND	180,000.00	155,511.06
	GOV OF IRELAND	210,000.00	193,932.58
	GOV OF IRELAND	180,000.00	183,059.87
	GOV OF IRELAND	250,000.00	203,252.80
	GOV OF IRELAND	250,000.00	227,848.25
	GOV OF IRELAND	170,000.00	123,875.30
	GOV OF IRELAND	170,000.00	180,642.00
	GOV OF IRELAND	390,000.00	352,132.65
	GOV OF IRELAND	410,000.00	326,397.81
	GOV OF ITALY	610,000.00	608,238.33
	GOV OF ITALY	710,000.00	718,594.26
	GOV OF ITALY	620,000.00	625,635.80
	GOV OF ITALY	820,000.00	803,667.65
	GOV OF ITALY	840,000.00	862,137.94
	GOV OF ITALY	780,000.00	757,653.97
	GOV OF ITALY	650,000.00	662,587.25
	GOV OF ITALY	910,000.00	902,078.45
	GOV OF ITALY	710,000.00	708,878.20
	GOV OF ITALY	800,000.00	771,843.60
	GOV OF ITALY	340,000.00	344,458.93
	GOV OF ITALY	1,410,000.00	1,447,636.70
	GOV OF ITALY	830,000.00	815,143.62
	GOV OF ITALY	710,000.00	690,110.20
	GOV OF ITALY	990,000.00	1,003,816.63
	GOV OF ITALY	600,000.00	584,649.00

	GOV OF ITALY	700,000.00	699,692.87
	GOV OF ITALY	770,000.00	791,784.07
	GOV OF ITALY	790,000.00	785,885.08
	GOV OF ITALY	1,060,000.00	1,022,622.81
	GOV OF ITALY	350,000.00	353,256.40
	GOV OF ITALY	1,010,000.00	1,127,638.43
	GOV OF ITALY	800,000.00	807,564.40
	GOV OF ITALY	900,000.00	891,342.00
	GOV OF ITALY	700,000.00	654,040.80
	GOV OF ITALY	800,000.00	825,652.00
	GOV OF ITALY	790,000.00	739,437.03
	GOV OF ITALY	950,000.00	994,939.75
	GOV OF ITALY	860,000.00	931,434.18
	GOV OF ITALY	880,000.00	893,599.25
	GOV OF ITALY	1,020,000.00	1,083,658.20
	GOV OF ITALY	530,000.00	488,356.32
	GOV OF ITALY	600,000.00	607,263.00
	GOV OF ITALY	960,000.00	992,592.00
	GOV OF ITALY	750,000.00	766,800.00
	GOV OF ITALY	550,000.00	559,953.62
	GOV OF ITALY	1,080,000.00	1,216,135.94
	GOV OF ITALY	1,010,000.00	1,069,245.27
	GOV OF ITALY	980,000.00	1,025,547.55
	GOV OF ITALY	1,020,000.00	956,948.85
	GOV OF ITALY	650,000.00	683,855.57
	GOV OF ITALY	860,000.00	783,209.74
	GOV OF ITALY	650,000.00	694,573.75
	GOV OF ITALY	730,000.00	687,308.68
	GOV OF ITALY	940,000.00	978,634.00
	GOV OF ITALY	1,210,000.00	1,081,262.05
	GOV OF ITALY	1,030,000.00	1,228,080.53
	GOV OF ITALY	770,000.00	799,139.95
	GOV OF ITALY	810,000.00	704,274.75
	GOV OF ITALY	450,000.00	485,250.30
	GOV OF ITALY	650,000.00	661,570.00
	GOV OF ITALY	1,290,000.00	1,139,519.43

	GOV OF ITALY	990,000.00	915,354.98
	GOV OF ITALY	780,000.00	681,569.81
	GOV OF ITALY	890,000.00	865,099.42
	GOV OF ITALY	940,000.00	1,128,794.30
	GOV OF ITALY	890,000.00	985,401.32
	GOV OF ITALY	750,000.00	720,924.18
	GOV OF ITALY	880,000.00	971,147.76
	GOV OF ITALY	770,000.00	840,267.50
	GOV OF ITALY	1,070,000.00	1,136,059.85
	GOV OF ITALY	1,000,000.00	1,158,917.50
	GOV OF ITALY	470,000.00	497,531.42
	GOV OF ITALY	640,000.00	652,842.36
	GOV OF ITALY	530,000.00	573,187.89
	GOV OF ITALY	660,000.00	551,460.36
	GOV OF ITALY	590,000.00	534,280.54
	GOV OF ITALY	1,740,000.00	1,875,147.54
	GOV OF ITALY	700,000.00	537,538.40
	GOV OF ITALY	390,000.00	419,776.77
	GOV OF ITALY	500,000.00	493,384.74
	GOV OF ITALY	630,000.00	601,032.75
	GOV OF ITALY	1,080,000.00	1,270,571.40
	GOV OF ITALY	660,000.00	710,131.29
	GOV OF ITALY	580,000.00	554,518.42
	GOV OF ITALY	1,130,000.00	1,330,737.72
	GOV OF ITALY	520,000.00	411,069.09
	GOV OF ITALY	600,000.00	666,940.80
	GOV OF ITALY	920,000.00	1,067,085.00
	GOV OF ITALY	560,000.00	396,748.80
	GOV OF ITALY	760,000.00	718,910.60
	GOV OF ITALY	730,000.00	630,770.37
	GOV OF ITALY	740,000.00	717,652.00
	GOV OF ITALY	790,000.00	811,214.34
	GOV OF ITALY	680,000.00	545,642.20
	GOV OF ITALY	700,000.00	477,007.30
	GOV OF ITALY	500,000.00	370,656.65
	GOV OF ITALY	570,000.00	642,275.43

	GOV OF ITALY	380,000.00	411,201.80
	GOV OF ITALY	510,000.00	418,522.57
	GOV OF ITALY	320,000.00	217,270.40
	GOV OF NETHERLANDS	430,000.00	420,155.68
	GOV OF NETHERLANDS	690,000.00	673,698.75
	GOV OF NETHERLANDS	560,000.00	537,326.51
	GOV OF NETHERLANDS	760,000.00	736,380.04
	GOV OF NETHERLANDS	440,000.00	485,504.22
	GOV OF NETHERLANDS	1,010,000.00	965,324.67
	GOV OF NETHERLANDS	850,000.00	782,046.75
	GOV OF NETHERLANDS	350,000.00	322,377.82
	GOV OF NETHERLANDS	650,000.00	662,497.87
	GOV OF NETHERLANDS	500,000.00	444,980.00
	GOV OF NETHERLANDS	530,000.00	461,061.66
	GOV OF NETHERLANDS	670,000.00	591,283.21
	GOV OF NETHERLANDS	650,000.00	663,225.87
	GOV OF NETHERLANDS	510,000.00	519,227.43
	GOV OF NETHERLANDS	500,000.00	507,622.50
	GOV OF NETHERLANDS	900,000.00	1,048,837.50
	GOV OF NETHERLANDS	510,000.00	370,829.16
	GOV OF NETHERLANDS	670,000.00	507,483.96
	GOV OF NETHERLANDS	700,000.00	822,675.00
	GOV OF NETHERLANDS	360,000.00	402,273.17
	GOV OF NETHERLANDS	810,000.00	852,178.32
	GOV OF NETHERLANDS	770,000.00	408,223.20
	GOV OF NETHERLANDS	640,000.00	580,511.03
	GOV OF PORTUGAL	400,000.00	405,157.48
	GOV OF PORTUGAL	320,000.00	336,041.02
	GOV OF PORTUGAL	300,000.00	289,848.11
	GOV OF PORTUGAL	620,000.00	622,918.46
	GOV OF PORTUGAL	500,000.00	498,029.37
	GOV OF PORTUGAL	300,000.00	326,339.13
	GOV OF PORTUGAL	440,000.00	400,972.55
	GOV OF PORTUGAL	370,000.00	325,837.10
	GOV OF PORTUGAL	280,000.00	267,997.82
	GOV OF PORTUGAL	350,000.00	344,720.25

	GOV OF PORTUGAL	210,000.00	216,706.87
	GOV OF PORTUGAL	280,000.00	235,821.39
	GOV OF PORTUGAL	400,000.00	459,673.48
	GOV OF PORTUGAL	190,000.00	205,975.20
	GOV OF PORTUGAL	200,000.00	153,092.90
	GOV OF PORTUGAL	250,000.00	292,314.00
	GOV OF PORTUGAL	260,000.00	166,009.67
	GOV OF PORTUGAL	110,000.00	121,409.20
	GOV OF SPAIN	630,000.00	614,032.65
	GOV OF SPAIN	860,000.00	857,502.44
	GOV OF SPAIN	1,100,000.00	1,108,932.76
	GOV OF SPAIN	960,000.00	1,016,773.15
	GOV OF SPAIN	1,190,000.00	1,172,514.14
	GOV OF SPAIN	990,000.00	945,567.81
	GOV OF SPAIN	980,000.00	965,555.78
	GOV OF SPAIN	1,110,000.00	1,117,756.68
	GOV OF SPAIN	970,000.00	935,646.48
	GOV OF SPAIN	1,000,000.00	979,294.00
	GOV OF SPAIN	1,400,000.00	1,305,899.00
	GOV OF SPAIN	1,440,000.00	1,401,447.24
	GOV OF SPAIN	1,130,000.00	1,097,193.27
	GOV OF SPAIN	700,000.00	774,249.00
	GOV OF SPAIN	920,000.00	1,055,139.26
	GOV OF SPAIN	920,000.00	888,012.98
	GOV OF SPAIN	1,050,000.00	1,101,907.48
	GOV OF SPAIN	1,190,000.00	1,110,817.40
	GOV OF SPAIN	1,010,000.00	929,699.95
	GOV OF SPAIN	400,000.00	406,071.12
	GOV OF SPAIN	980,000.00	888,493.96
	GOV OF SPAIN	1,070,000.00	1,045,946.40
	GOV OF SPAIN	1,260,000.00	1,180,247.04
	GOV OF SPAIN	1,090,000.00	940,522.85
	GOV OF SPAIN	250,000.00	259,294.90
	GOV OF SPAIN	970,000.00	849,867.44
	GOV OF SPAIN	1,250,000.00	1,098,662.79
	GOV OF SPAIN	910,000.00	1,111,778.12

	GOV OF SPAIN	980,000.00	978,774.50
	GOV OF SPAIN	1,000,000.00	1,039,858.49
	GOV OF SPAIN	1,020,000.00	998,405.06
	GOV OF SPAIN	960,000.00	1,025,966.59
	GOV OF SPAIN	1,230,000.00	1,283,743.62
	GOV OF SPAIN	940,000.00	995,872.47
	GOV OF SPAIN	1,060,000.00	968,555.39
	GOV OF SPAIN	860,000.00	973,771.55
	GOV OF SPAIN	690,000.00	537,816.01
	GOV OF SPAIN	590,000.00	647,386.35
	GOV OF SPAIN	910,000.00	1,111,846.19
	GOV OF SPAIN	1,090,000.00	830,947.05
	GOV OF SPAIN	850,000.00	1,023,383.00
	GOV OF SPAIN	450,000.00	321,359.70
	GOV OF SPAIN	720,000.00	743,059.79
	GOV OF SPAIN	630,000.00	809,949.48
	GOV OF SPAIN	850,000.00	808,584.81
	GOV OF SPAIN	870,000.00	792,100.20
	GOV OF SPAIN	890,000.00	544,265.26
	GOV OF SPAIN	820,000.00	612,370.67
	GOV OF SPAIN	350,000.00	390,416.25
	GOV OF SPAIN	710,000.00	715,754.69
	GOV OF SPAIN	290,000.00	162,220.34
	ユーロ 小計	320,740,000.00	308,498,490.41 (49,331,993,601)
英ポンド	UK TREASURY	680,000.00	652,383.49
	UK TREASURY	570,000.00	547,057.97
	UK TREASURY	990,000.00	925,392.04
	UK TREASURY	1,320,000.00	1,316,966.76
	UK TREASURY	1,450,000.00	1,434,733.63
	UK TREASURY	1,030,000.00	960,120.22
	UK TREASURY	580,000.00	583,946.84
	UK TREASURY	900,000.00	801,245.49
	UK TREASURY	600,000.00	603,641.40
	UK TREASURY	1,220,000.00	1,234,708.07
	UK TREASURY	620,000.00	569,453.83

	UK TREASURY	430,000.00	462,016.94
	UK TREASURY	1,510,000.00	1,311,604.58
	UK TREASURY	950,000.00	950,199.50
	UK TREASURY	760,000.00	658,238.99
	UK TREASURY	1,000,000.00	814,093.10
	UK TREASURY	810,000.00	840,611.35
	UK TREASURY	1,330,000.00	1,041,411.99
	UK TREASURY	530,000.00	524,887.13
	UK TREASURY	1,520,000.00	1,231,445.85
	UK TREASURY	1,000,000.00	1,008,808.70
	UK TREASURY	1,320,000.00	1,233,691.76
	UK TREASURY	1,710,000.00	1,301,861.65
	UK TREASURY	1,200,000.00	1,232,505.23
	UK TREASURY	980,000.00	978,161.82
	UK TREASURY	570,000.00	581,591.80
	UK TREASURY	1,080,000.00	744,650.82
	UK TREASURY	690,000.00	683,802.44
	UK TREASURY	940,000.00	698,925.44
	UK TREASURY	1,610,000.00	1,500,689.62
	UK TREASURY	620,000.00	637,354.54
	UK TREASURY	1,200,000.00	782,700.00
	UK TREASURY	460,000.00	446,123.00
	UK TREASURY	350,000.00	342,685.00
	UK TREASURY	490,000.00	470,292.20
	UK TREASURY	1,180,000.00	720,744.00
	UK TREASURY	750,000.00	733,563.75
	UK TREASURY	1,150,000.00	1,153,289.00
	UK TREASURY	860,000.00	699,851.42
	UK TREASURY	930,000.00	779,321.40
	UK TREASURY	890,000.00	435,112.10
	UK TREASURY	930,000.00	861,779.34
	UK TREASURY	760,000.00	420,112.80
	UK TREASURY	490,000.00	279,986.00
	UK TREASURY	400,000.00	367,944.00
	UK TREASURY	820,000.00	324,635.35
	UK TREASURY	1,060,000.00	501,159.99

	UK TREASURY	530,000.00	444,317.55
	UK TREASURY	1,020,000.00	502,364.54
	UK TREASURY	1,100,000.00	916,694.33
	UK TREASURY	790,000.00	734,314.09
	UK TREASURY	590,000.00	297,612.75
	UK TREASURY	640,000.00	583,432.04
	UK TREASURY	1,010,000.00	515,107.15
	UK TREASURY	500,000.00	434,835.00
	UK TREASURY	1,080,000.00	323,257.93
	UK TREASURY	640,000.00	553,039.12
	UK TREASURY	720,000.00	433,897.53
	UK TREASURY	620,000.00	482,107.95
	UK TREASURY	860,000.00	377,784.12
	UK TREASURY	430,000.00	154,653.80
	英ポンド 小計	53,770,000.00	44,138,920.24 (8,528,080,779)
スウェーデンクローナ	GOV OF SWEDEN	3,330,000.00	3,279,816.90
	GOV OF SWEDEN	3,390,000.00	3,272,689.05
	GOV OF SWEDEN	2,790,000.00	2,647,277.55
	GOV OF SWEDEN	1,920,000.00	1,715,299.20
	GOV OF SWEDEN	2,520,000.00	2,573,043.22
	GOV OF SWEDEN	2,310,000.00	2,263,615.20
	GOV OF SWEDEN	1,530,000.00	1,768,993.65
	スウェーデンクローナ 小計	17,790,000.00	17,520,734.77 (243,363,005)
ノルウェークローネ	GOV OF NORWAY	2,110,000.00	2,052,238.75
	GOV OF NORWAY	2,610,000.00	2,507,802.84
	GOV OF NORWAY	1,770,000.00	1,686,197.13
	GOV OF NORWAY	1,720,000.00	1,595,553.70
	GOV OF NORWAY	1,780,000.00	1,595,203.07
	GOV OF NORWAY	1,720,000.00	1,498,137.20
	GOV OF NORWAY	1,630,000.00	1,493,568.59
	GOV OF NORWAY	3,240,000.00	3,130,708.32
	GOV OF NORWAY	1,340,000.00	1,357,493.70
	GOV OF NORWAY	670,000.00	676,563.99
	ノルウェークローネ 小計	18,590,000.00	17,593,467.29

			(239,798,959)
デンマーククローネ	GOV OF DENMARK	770,000.00	778,524.67
	GOV OF DENMARK	2,560,000.00	2,477,952.76
	GOV OF DENMARK	1,950,000.00	1,842,019.95
	GOV OF DENMARK	2,130,000.00	1,895,293.28
	GOV OF DENMARK	3,140,000.00	3,251,363.24
	GOV OF DENMARK	4,220,000.00	5,548,006.14
	GOV OF DENMARK	2,450,000.00	1,543,459.57
デンマーククローネ 小計		17,220,000.00	17,336,619.61 (371,697,124)
ポーランドズロチ	GOV OF POLAND	2,150,000.00	2,067,461.50
	GOV OF POLAND	1,550,000.00	1,421,198.10
	GOV OF POLAND	1,410,000.00	1,369,138.20
	GOV OF POLAND	1,740,000.00	1,632,341.45
	GOV OF POLAND	1,320,000.00	1,224,166.02
	GOV OF POLAND	2,470,000.00	2,654,453.42
	GOV OF POLAND	1,620,000.00	1,648,618.92
	GOV OF POLAND	2,870,000.00	2,802,233.56
	GOV OF POLAND	1,880,000.00	1,677,528.70
	GOV OF POLAND	2,300,000.00	1,830,083.55
	GOV OF POLAND	1,670,000.00	1,295,052.01
	GOV OF POLAND	2,290,000.00	2,352,417.38
	GOV OF POLAND	1,160,000.00	1,104,793.86
ポーランドズロチ 小計		24,430,000.00	23,079,486.67 (866,535,482)
オーストラリアドル	GOV OF AUSTRALIA	660,000.00	662,765.40
	GOV OF AUSTRALIA	1,490,000.00	1,405,278.60
	GOV OF AUSTRALIA	770,000.00	786,247.00
	GOV OF AUSTRALIA	770,000.00	747,916.40
	GOV OF AUSTRALIA	810,000.00	770,156.10
	GOV OF AUSTRALIA	900,000.00	865,872.00
	GOV OF AUSTRALIA	900,000.00	879,732.00
	GOV OF AUSTRALIA	1,000,000.00	951,020.00
	GOV OF AUSTRALIA	950,000.00	885,599.50
	GOV OF AUSTRALIA	880,000.00	741,813.60
	GOV OF AUSTRALIA	1,000,000.00	858,070.00

	GOV OF AUSTRALIA	1,180,000.00	965,063.00	
	GOV OF AUSTRALIA	1,520,000.00	1,246,932.00	
	GOV OF AUSTRALIA	1,060,000.00	891,555.40	
	GOV OF AUSTRALIA	970,000.00	995,491.60	
	GOV OF AUSTRALIA	930,000.00	849,936.30	
	GOV OF AUSTRALIA	950,000.00	918,688.00	
	GOV OF AUSTRALIA	420,000.00	422,465.40	
	GOV OF AUSTRALIA	670,000.00	631,990.90	
	GOV OF AUSTRALIA	780,000.00	682,897.80	
	GOV OF AUSTRALIA	910,000.00	911,010.10	
	GOV OF AUSTRALIA	470,000.00	445,884.30	
	GOV OF AUSTRALIA	440,000.00	386,641.20	
	GOV OF AUSTRALIA	740,000.00	590,927.00	
	GOV OF AUSTRALIA	520,000.00	402,074.40	
	GOV OF AUSTRALIA	820,000.00	455,961.00	
	GOV OF AUSTRALIA	350,000.00	354,165.00	
	オーストラリアドル 小計	22,860,000.00	20,706,154.00 (2,017,400,584)	
ニュージーランドドル	GOV OF NEWZEALAND	240,000.00	229,145.64	
	GOV OF NEWZEALAND	460,000.00	467,490.91	
	GOV OF NEWZEALAND	480,000.00	425,460.93	
	GOV OF NEWZEALAND	530,000.00	511,073.10	
	GOV OF NEWZEALAND	350,000.00	358,344.03	
	GOV OF NEWZEALAND	250,000.00	213,140.32	
	GOV OF NEWZEALAND	360,000.00	309,185.76	
	GOV OF NEWZEALAND	840,000.00	793,944.85	
	GOV OF NEWZEALAND	230,000.00	228,294.12	
	GOV OF NEWZEALAND	180,000.00	181,062.09	
	GOV OF NEWZEALAND	330,000.00	322,315.09	
	GOV OF NEWZEALAND	280,000.00	231,468.73	
	GOV OF NEWZEALAND	190,000.00	124,447.41	
	GOV OF NEWZEALAND	320,000.00	217,071.79	
	GOV OF NEWZEALAND	140,000.00	140,632.94	
	ニュージーランドドル 小計	5,180,000.00	4,753,077.71 (421,312,808)	
シンガポールドル	GOV OF SINGAPORE	460,000.00	455,906.00	

	GOV OF SINGAPORE	410,000.00	399,065.30	
	GOV OF SINGAPORE	410,000.00	417,175.00	
	GOV OF SINGAPORE	120,000.00	120,660.00	
	GOV OF SINGAPORE	260,000.00	259,766.00	
	GOV OF SINGAPORE	120,000.00	120,936.00	
	GOV OF SINGAPORE	180,000.00	182,736.00	
	GOV OF SINGAPORE	270,000.00	272,677.05	
	GOV OF SINGAPORE	300,000.00	303,510.00	
	GOV OF SINGAPORE	210,000.00	196,770.00	
	GOV OF SINGAPORE	320,000.00	318,432.00	
	GOV OF SINGAPORE	350,000.00	368,375.00	
	GOV OF SINGAPORE	150,000.00	158,699.25	
	GOV OF SINGAPORE	330,000.00	315,480.00	
	GOV OF SINGAPORE	270,000.00	259,097.40	
	GOV OF SINGAPORE	200,000.00	201,800.00	
	GOV OF SINGAPORE	340,000.00	343,003.90	
	GOV OF SINGAPORE	390,000.00	333,450.00	
	GOV OF SINGAPORE	240,000.00	203,280.00	
	GOV OF SINGAPORE	80,000.00	89,732.80	
	GOV OF SINGAPORE	260,000.00	282,750.00	
	シンガポールドル 小計	5,670,000.00	5,603,301.70 (633,229,125)	
マレーシアリングgit	GOV OF MALAYSIA	340,000.00	344,728.48	
	GOV OF MALAYSIA	1,100,000.00	1,109,427.43	
	GOV OF MALAYSIA	770,000.00	777,820.73	
	GOV OF MALAYSIA	130,000.00	131,288.15	
	GOV OF MALAYSIA	880,000.00	881,012.96	
	GOV OF MALAYSIA	1,000,000.00	1,011,319.50	
	GOV OF MALAYSIA	1,600,000.00	1,600,933.28	
	GOV OF MALAYSIA	1,400,000.00	1,409,199.40	
	GOV OF MALAYSIA	370,000.00	384,051.63	
	GOV OF MALAYSIA	760,000.00	770,125.93	
	GOV OF MALAYSIA	1,250,000.00	1,302,037.00	
	GOV OF MALAYSIA	1,130,000.00	1,060,273.10	
	GOV OF MALAYSIA	470,000.00	483,050.72	
	GOV OF MALAYSIA	740,000.00	731,469.58	

	GOV OF MALAYSIA	550,000.00	551,512.94
	GOV OF MALAYSIA	970,000.00	1,031,004.75
	GOV OF MALAYSIA	900,000.00	903,243.77
	GOV OF MALAYSIA	700,000.00	725,847.50
	GOV OF MALAYSIA	820,000.00	885,977.69
	GOV OF MALAYSIA	1,100,000.00	1,206,786.57
	GOV OF MALAYSIA	300,000.00	304,121.28
	GOV OF MALAYSIA	1,380,000.00	1,346,102.25
	GOV OF MALAYSIA	870,000.00	941,518.61
	GOV OF MALAYSIA	480,000.00	534,802.89
	GOV OF MALAYSIA	170,000.00	173,121.88
	GOV OF MALAYSIA	320,000.00	349,226.56
	GOV OF MALAYSIA	650,000.00	728,378.17
	GOV OF MALAYSIA	1,430,000.00	1,413,144.66
	GOV OF MALAYSIA	850,000.00	889,181.60
	マレーシアリングgitto 小計	23,430,000.00	23,980,709.01 (820,564,706)
中国元	GOV OF CHINA	19,050,000.00	19,241,220.07
	GOV OF CHINA	11,130,000.00	11,272,388.31
	GOV OF CHINA	6,490,000.00	6,632,879.94
	GOV OF CHINA	24,080,000.00	24,273,451.49
	GOV OF CHINA	12,040,000.00	12,200,890.52
	GOV OF CHINA	4,000,000.00	4,116,038.40
	GOV OF CHINA	22,950,000.00	23,066,145.35
	GOV OF CHINA	11,740,000.00	12,001,907.66
	GOV OF CHINA	17,600,000.00	17,834,789.28
	GOV OF CHINA	12,000,000.00	12,006,121.20
	GOV OF CHINA	21,280,000.00	21,695,943.13
	GOV OF CHINA	8,250,000.00	8,421,027.45
	GOV OF CHINA	18,000,000.00	18,256,784.40
	GOV OF CHINA	10,500,000.00	10,761,085.65
	GOV OF CHINA	18,900,000.00	19,099,498.94
	GOV OF CHINA	8,350,000.00	8,643,668.66
	GOV OF CHINA	11,410,000.00	11,712,580.64
	GOV OF CHINA	2,400,000.00	2,550,210.48
	GOV OF CHINA	14,350,000.00	14,432,482.36

	GOV OF CHINA	8,960,000.00	9,209,675.77
	GOV OF CHINA	6,000,000.00	6,006,954.00
	GOV OF CHINA	12,990,000.00	13,719,513.20
	GOV OF CHINA	9,610,000.00	9,948,784.21
	GOV OF CHINA	8,200,000.00	8,496,723.56
	GOV OF CHINA	16,860,000.00	17,713,663.95
	GOV OF CHINA	13,800,000.00	14,214,804.54
	GOV OF CHINA	8,100,000.00	8,372,602.26
	GOV OF CHINA	10,780,000.00	11,329,488.94
	GOV OF CHINA	22,000,000.00	22,806,583.80
	GOV OF CHINA	11,600,000.00	11,956,742.92
	GOV OF CHINA	7,530,000.00	7,903,555.77
	GOV OF CHINA	30,950,000.00	31,562,026.96
	GOV OF CHINA	10,240,000.00	10,752,227.32
	GOV OF CHINA	14,000,000.00	14,198,923.20
	GOV OF CHINA	9,320,000.00	9,745,786.06
	GOV OF CHINA	12,500,000.00	12,591,016.25
	GOV OF CHINA	4,560,000.00	4,897,187.83
	GOV OF CHINA	13,800,000.00	14,571,200.57
	GOV OF CHINA	9,150,000.00	9,672,213.37
	GOV OF CHINA	14,150,000.00	14,900,414.12
	GOV OF CHINA	11,570,000.00	12,131,670.27
	GOV OF CHINA	14,350,000.00	15,034,156.34
	GOV OF CHINA	12,330,000.00	13,474,564.30
	GOV OF CHINA	12,510,000.00	13,068,558.99
	GOV OF CHINA	11,900,000.00	12,247,609.71
	GOV OF CHINA	15,600,000.00	16,809,769.08
	GOV OF CHINA	13,500,000.00	13,772,436.75
	GOV OF CHINA	8,950,000.00	8,999,828.23
	GOV OF CHINA	7,950,000.00	8,522,617.83
	GOV OF CHINA	8,280,000.00	8,804,246.54
	GOV OF CHINA	6,140,000.00	6,527,232.60
	GOV OF CHINA	9,710,000.00	10,287,071.12
	GOV OF CHINA	8,220,000.00	8,644,136.38
	GOV OF CHINA	7,200,000.00	7,688,695.68
	GOV OF CHINA	12,960,000.00	13,944,419.56

	GOV OF CHINA	7,940,000.00	8,397,366.23
	GOV OF CHINA	15,370,000.00	16,085,396.65
	GOV OF CHINA	12,160,000.00	12,886,511.36
	GOV OF CHINA	16,050,000.00	16,595,019.48
	GOV OF CHINA	17,040,000.00	17,518,953.50
	GOV OF CHINA	15,500,000.00	15,747,941.10
	GOV OF CHINA	8,610,000.00	11,686,545.00
	GOV OF CHINA	6,400,000.00	8,456,195.20
	GOV OF CHINA	13,170,000.00	16,298,501.89
	GOV OF CHINA	9,690,000.00	12,822,653.93
	GOV OF CHINA	8,100,000.00	10,629,131.04
	GOV OF CHINA	6,200,000.00	7,914,441.36
	GOV OF CHINA	5,640,000.00	6,972,972.26
	GOV OF CHINA	5,570,000.00	6,679,191.97
	GOV OF CHINA	5,670,000.00	6,882,493.77
	GOV OF CHINA	7,270,000.00	8,597,718.64
	中国元 小計	831,170,000.00	876,917,249.29 (18,301,789,143)
イスラエルシュケル	GOV OF ISRAEL	1,160,000.00	1,114,064.00
	GOV OF ISRAEL	640,000.00	667,872.00
	GOV OF ISRAEL	1,030,000.00	995,546.50
	GOV OF ISRAEL	740,000.00	736,670.00
	GOV OF ISRAEL	1,330,000.00	1,246,609.00
	GOV OF ISRAEL	1,280,000.00	1,295,936.00
	GOV OF ISRAEL	1,370,000.00	1,174,569.50
	GOV OF ISRAEL	1,260,000.00	1,034,145.00
	GOV OF ISRAEL	400,000.00	398,700.00
	GOV OF ISRAEL	1,570,000.00	1,142,175.00
	GOV OF ISRAEL	720,000.00	831,024.00
	GOV OF ISRAEL	1,110,000.00	993,672.00
	GOV OF ISRAEL	770,000.00	534,033.50
	イスラエルシュケル 小計	13,380,000.00	12,165,016.50 (516,404,950)
合計			163,266,032,080 (163,266,032,080)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 279 銘柄	100.0%	47.0%
カナダドル	国債証券 41 銘柄	100.0%	1.9%
メキシコペソ	国債証券 14 銘柄	100.0%	0.7%
ユーロ	国債証券 395 銘柄	100.0%	30.3%
英ポンド	国債証券 61 銘柄	100.0%	5.2%
スウェーデンクローナ	国債証券 7 銘柄	100.0%	0.1%
ノルウェークローネ	国債証券 10 銘柄	100.0%	0.1%
デンマーククローネ	国債証券 7 銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 13 銘柄	100.0%	0.5%
オーストラリアドル	国債証券 27 銘柄	100.0%	1.2%
ニュージーランドドル	国債証券 15 銘柄	100.0%	0.3%
シンガポールドル	国債証券 21 銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリングット	国債証券 29 銘柄	100.0%	0.5%
中国元	国債証券 71 銘柄	100.0%	11.3%
イスラエルシェケル	国債証券 13 銘柄	100.0%	0.3%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM新興国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年12月10日現在

資産の部	
流動資産	
預金	46,970,398
コール・ローン	52,357,611
投資信託受益証券	15,223,437,475
未収利息	157
流動資産合計	15,322,765,641
資産合計	15,322,765,641
負債の部	
流動負債	
未払金	44,572,189
流動負債合計	44,572,189
負債合計	44,572,189
純資産の部	
元本等	
元本	10,798,371,587
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	4,479,821,865
元本等合計	15,278,193,452
純資産合計	15,278,193,452
負債純資産合計	15,322,765,641

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年12月12日
期首元本額	8,255,019,283円
期中追加設定元本額	4,818,912,213円
期中一部解約元本額	2,275,559,909円
期末元本額	10,798,371,587円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	700,911,667円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	1,250,986,798円
りそなラップ型ファンド(成長型)	847,286,254円
DCりそな グローバルバランス	23,681,540円
つみたてバランスファンド	2,157,847,412円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	351,505,217円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	312,179,765円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	221,597,831円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	120,690,389円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	82,200,408円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	51,017,067円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	137,615,798円
埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	86,400,565円
九州SDGs・グローバルバランス	27,901,121円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定型)	9,781,889円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定成長型)	113,322,132円
ラップ型ファンド・プラスESG(成長型)	130,927,080円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	68,447,853円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	60,221,416円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	41,143,625円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	2,703,027円

ターゲットリターンバランスファンド (目標3%)	1,680,713円
ターゲットリターンバランスファンド (目標4%)	5,616,149円
ターゲットリターンバランスファンド (目標5%)	2,246,837円
ターゲットリターンバランスファンド (目標6%)	4,157,963円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	2,805,373円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035 (運用継続型)	17,580円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040 (運用継続型)	21,362円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045 (運用継続型)	24,584円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050 (運用継続型)	27,385円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055 (運用継続型)	29,907円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060 (運用継続型)	32,288円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065 (運用継続型)	33,899円
FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド	3,319,288円
FWりそな新興国債券インデックスファンド	2,932,119,223円
Smart-i 8資産バランス 安定型	100,055,390円
Smart-i 8資産バランス 安定成長型	362,703,511円
Smart-i 8資産バランス 成長型	558,983,749円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	1,343,854円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	3,850,039円
りそなVIグローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	20,933,639円
2. 計算日における受益権の総数	10,798,371,587口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4149円
(10,000口当たり純資産額)	(14,149円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月10日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年12月10日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年12月10日現在	
	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券		△182,803,440
合計		△182,803,440

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES JPM EM LCL GOV BND	2,298,289	100,458,212.19	
	米ドル 小計		2,298,289	100,458,212.19 (15,223,437,475)	
合計				15,223,437,475 (15,223,437,475)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

RM先進国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年12月10日現在

資産の部	
流動資産	
預金	5,460,403,258
コール・ローン	516,312,342
株式	347,828,357,173
投資証券	6,613,432,526
派生商品評価勘定	272,888,817
未収配当金	409,278,249
未収利息	1,556
差入委託証拠金	4,215,934,226
流動資産合計	365,316,608,147
資産合計	365,316,608,147
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,940,976
未払解約金	37,690,100
流動負債合計	41,631,076
負債合計	41,631,076
純資産の部	
元本等	
元本	104,095,423,841
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	261,179,553,230
元本等合計	365,274,977,071
純資産合計	365,274,977,071
負債純資産合計	365,316,608,147

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法</p>	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
<p>3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>4. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
<p>5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。 為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。 外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年12月12日
期首元本額	85,160,121,138円
期中追加設定元本額	54,303,860,509円
期中一部解約元本額	35,368,557,806円
期末元本額	104,095,423,841円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	1,535,500,293円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	8,688,383,575円
りそなラップ型ファンド(成長型)	9,017,316,598円
DCりそな グローバルバランス	53,514,756円
つみたてバランスファンド	3,513,815,088円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	1,760,179,143円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	1,551,081,739円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	1,148,790,075円

りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	605,534,080円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	431,012,988円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	252,610,208円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	674,568,185円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定型)	156,394,907円
りそな つみたてラップ型ファンド (安定成長型)	358,557,044円
りそな つみたてラップ型ファンド (成長型)	390,619,164円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	44,473,668円
ターゲットリターンバランスファンド (目標2%)	6,740,317円
ターゲットリターンバランスファンド (目標3%)	7,180,701円
ターゲットリターンバランスファンド (目標4%)	35,073,762円
ターゲットリターンバランスファンド (目標5%)	18,177,769円
ターゲットリターンバランスファンド (目標6%)	38,907,692円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	13,723,704円
りそな先進国株式インデックス	249,652,671円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035 (運用継続型)	89,528円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040 (運用継続型)	108,662円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045 (運用継続型)	124,769円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050 (運用継続型)	138,995円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055 (運用継続型)	151,839円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060 (運用継続型)	163,684円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065 (運用継続型)	171,855円
FWりそな先進国株式アクティブファンド	71,947,742円
FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド	28,404,722円
FWりそな先進国株式インデックスファンド	32,784,963,322円
Smart-i 先進国株式インデックス	28,325,315,111円
Smart-i 8資産バランス 安定型	529,120,107円
Smart-i 8資産バランス 安定成長型	1,832,291,683円
Smart-i 8資産バランス 成長型	2,750,793,292円
Smart-i Select 全世界株式インデックス	1,877,684,008円
Smart-i Select 全世界株式インデックス (除く日本)	610,308,864円
Smart-i DC 全世界株式インデックス	482,861,851円
Smart-i DC 全世界株式インデックス (除く日本)	3,059,486円
りそなFT 先進国株式インデックス (適格機関投資家専用)	617,421,289円
りそなDAAファンド (適格機関投資家専用)	79,403,909円
りそなFT RCバランスファンド (適格機関投資家専用)	874,448,323円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定型) (適格機関投資家専用)	3,230,624円
りそなVIグローバル・バランスファンド (安定成長型) (適格機関投資家専用)	25,623,260円
りそなVIグローバル・バランスファンド (成長型) (適格機関投資家専用)	258,179,217円
りそなFT パッシブバランスI (適格機関投資家専用)	691,878,255円
りそなマルチアセットファンド (適格機関投資家専用)	89,092,619円
りそなDAAファンドII (適格機関投資家専用)	285,715,954円
りそなFT パッシブバランスII (適格機関投資家専用)	47,131,221円
りそなDAAファンド202205 (適格機関投資家専用)	363,527,558円
りそなFT パッシブバランス202307 (適格機関投資家専用)	910,263,965円
2. 計算日における受益権の総数	104,095,423,841口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.5090円

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月10日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析及び評価を実施し、運用評価委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式、新株予約権証券、投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引 (その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年12月10日現在	
該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年12月10日現在	
	損益に含まれた評価差額 (円)	
株式	54,426,204,484	
投資証券	678,241,040	

合計	55,104,445,524
----	----------------

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2024年12月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	10,760,208,349	—	11,024,320,365	264,112,016
合計		10,760,208,349	—	11,024,320,365	264,112,016

(注) 時価の算定方法

先物取引

外国先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(通貨関連)

(2024年12月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	709,174,164	—	714,009,989	4,835,825
	米ドル	568,757,477	—	572,685,000	3,927,523
	カナダドル	20,214,023	—	20,310,184	96,161
	ユーロ	65,128,572	—	65,550,936	422,364
	英ポンド	15,287,376	—	15,453,624	166,248
	スイスフラン	13,740,231	—	13,791,478	51,247
	スウェーデンクローナ	10,524,812	—	10,555,070	30,258
	ノルウェークローネ	2,985,950	—	2,998,182	12,232
	オーストラリアドル	7,663,448	—	7,792,440	128,992
香港ドル	4,872,275	—	4,873,075	800	
合計		709,174,164	—	714,009,989	4,835,825

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物

相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	APA CORP	12,333	22.25	274,409.25	
	BAKER HUGHES COMPANY	34,470	41.43	1,428,092.10	
	CHENIERE ENERGY INC	7,920	214.29	1,697,176.80	
	CHEVRON CORP	59,314	157.08	9,317,043.12	
	CONOCOPHILLIPS	44,166	103.16	4,556,164.56	
	COTERRA ENERGY INC	25,447	24.86	632,612.42	
	DEVON ENERGY CORP	21,687	35.51	770,105.37	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	6,236	167.12	1,042,160.32	
	EOG RESOURCES INC	19,300	127.85	2,467,505.00	
	EQT CORP	19,126	43.27	827,582.02	
	EXPAND ENERGY CORP	7,120	97.13	691,565.60	
	EXXON MOBIL CORP	152,230	112.90	17,186,767.00	
	HALLIBURTON CO	30,711	29.08	893,075.88	
	HESS CORP	9,588	142.45	1,365,810.60	
	HF SINCLAIR CORP	6,333	39.30	248,886.90	
	KINDER MORGAN INC	69,116	27.10	1,873,043.60	
	MARATHON PETROLEUM CORP	11,367	152.98	1,738,923.66	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	22,043	48.72	1,073,934.96	
	ONEOK INC	20,212	105.12	2,124,685.44	
	OVINTIV INC	9,881	41.35	408,579.35	
	PHILLIPS 66	14,219	130.08	1,849,607.52	
	SCHLUMBERGER LTD	47,896	41.17	1,971,878.32	
	TARGA RESOURCES CORP	7,058	186.93	1,319,351.94	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	652	1,327.04	865,230.08	
	VALERO ENERGY CORP	10,868	134.55	1,462,289.40	
	WILLIAMS COS INC	42,208	54.67	2,307,511.36	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	7,460	316.62	2,361,985.20		
ALBEMARLE CORP	4,302	109.66	471,757.32		
AMCOR PLC	48,269	10.20	492,343.80		
AVERY DENNISON CORP	2,608	204.04	532,136.32		

BALL CORP	10,128	57.67	584,081.76
CELANESE CORP	3,795	72.42	274,833.90
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	6,308	88.22	556,491.76
CORTEVA INC	24,024	59.74	1,435,193.76
CRH PLC	23,749	100.09	2,377,037.41
CROWN HOLDINGS INC	4,133	88.22	364,613.26
DOW INC	24,220	42.73	1,034,920.60
DUPONT DE NEMOURS INC	13,890	83.54	1,160,370.60
EASTMAN CHEMICAL CO	3,691	100.08	369,395.28
ECOLAB INC	8,886	249.40	2,216,168.40
FREEMONT-MCMORAN INC	48,252	43.73	2,110,059.96
INTERNATIONAL PAPER CO	11,466	55.78	639,573.48
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	8,406	89.13	749,226.78
LINDE PLC	16,279	442.58	7,204,759.82
LYONDELLBASELL INDU-CL A	9,202	77.31	711,406.62
MARTIN MARIETTA MATERIALS	2,121	574.70	1,218,938.70
MOSAIC CO/THE	11,098	26.01	288,658.98
NEWMONT CORP	39,858	41.73	1,663,274.34
NUCOR CORP	8,406	144.58	1,215,339.48
PACKAGING CORP OF AMERICA	3,112	239.63	745,728.56
PPG INDUSTRIES INC	8,108	126.86	1,028,580.88
RELIANCE INC	1,941	308.26	598,332.66
RPM INTERNATIONAL INC	4,140	134.83	558,196.20
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	8,112	376.45	3,053,762.40
SMURFIT WESTROCK PLC	17,072	54.34	927,692.48
STEEL DYNAMICS INC	5,179	138.25	715,996.75
VULCAN MATERIALS CO	4,549	281.23	1,279,315.27
WESTLAKE CORP	1,041	125.85	131,009.85
3M CO	18,587	131.49	2,444,004.63
AECOM	4,467	112.51	502,582.17
AERCAP HOLDINGS NV	6,881	95.27	655,552.87
ALLEGION PLC	2,932	141.43	414,672.76
AMETEK INC	7,981	189.89	1,515,512.09
AXON ENTERPRISE INC	2,519	642.59	1,618,684.21
BOEING CO/THE	24,723	157.04	3,882,499.92
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	4,170	176.89	737,631.30

CARLISLE COS INC	1,607	430.94	692,520.58
CARRIER GLOBAL CORP	28,038	73.20	2,052,381.60
CATERPILLAR INC	16,558	399.26	6,610,947.08
CNH INDUSTRIAL NV	27,838	12.06	335,726.28
CUMMINS INC	4,768	383.42	1,828,146.56
DEERE & CO	8,837	449.41	3,971,436.17
DOVER CORP	4,725	201.74	953,221.50
EATON CORP PLC	13,512	364.06	4,919,178.72
EMCOR GROUP INC	1,586	478.59	759,043.74
EMERSON ELECTRIC CO	19,775	130.43	2,579,253.25
FASTENAL CO	19,746	80.32	1,585,998.72
FERGUSON ENTERPRISES INC	6,736	217.74	1,466,696.64
FORTIVE CORP	12,371	78.45	970,504.95
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	4,691	78.83	369,791.53
GE AEROSPACE	37,070	171.32	6,350,832.40
GE VERNOVA INC	9,477	335.25	3,177,164.25
GENERAL DYNAMICS CORP	7,842	269.57	2,113,967.94
GRACO INC	5,392	90.39	487,382.88
HEICO CORP	1,573	255.48	401,870.04
HEICO CORP-CLASS A	2,689	197.96	532,314.44
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	22,010	225.09	4,954,230.90
HOWMET AEROSPACE INC	13,365	113.75	1,520,268.75
HUBBELL INC	1,826	452.22	825,753.72
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	1,328	193.25	256,636.00
IDEX CORP	2,474	229.65	568,154.10
ILLINOIS TOOL WORKS	10,045	274.07	2,753,033.15
INGERSOLL-RAND INC	13,904	102.54	1,425,716.16
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	4,800	44.48	213,504.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	23,263	83.92	1,952,230.96
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	6,546	229.76	1,504,008.96
LENNOX INTERNATIONAL INC	1,116	638.79	712,889.64
LOCKHEED MARTIN CORP	7,296	510.01	3,721,032.96
MASCO CORP	7,356	81.24	597,601.44
NORDSON CORP	1,788	255.43	456,708.84
NORTHROP GRUMMAN CORP	4,730	479.17	2,266,474.10
OTIS WORLDWIDE CORP	13,939	100.87	1,406,026.93

OWENS CORNING	2,922	199.05	581,624.10
PACCAR INC	18,102	114.83	2,078,652.66
PARKER HANNIFIN CORP	4,411	686.00	3,025,946.00
PENTAIR PLC	5,456	108.24	590,557.44
QUANTA SERVICES INC	5,048	321.98	1,625,355.04
ROCKWELL AUTOMATION INC	3,994	298.72	1,193,087.68
RTX CORP	45,549	116.58	5,310,102.42
SMITH (A. O.) CORP	4,126	73.89	304,870.14
SNAP-ON INC	1,738	354.60	616,294.80
STANLEY BLACK & DECKER INC	4,999	85.80	428,914.20
TEXTRON INC	6,194	82.43	510,571.42
TORO CO	3,740	87.68	327,923.20
TRANE TECHNOLOGIES PLC	7,628	401.64	3,063,709.92
TRANSDIGM GROUP INC	1,884	1,258.49	2,370,995.16
UNITED RENTALS INC	2,300	835.89	1,922,547.00
VERTIV HOLDINGS CO	12,198	126.17	1,539,021.66
WABTEC CORP	6,042	202.69	1,224,652.98
WATSCO INC	1,129	522.37	589,755.73
WW GRAINGER INC	1,524	1,162.05	1,770,964.20
XYLEM INC	8,052	129.35	1,041,526.20
AUTOMATIC DATA PROCESSING	13,816	297.56	4,111,088.96
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	4,238	140.80	596,710.40
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	4,044	233.57	944,557.08
CERIDIAN HCM HOLDING INC	5,869	79.23	465,000.87
CINTAS CORP	12,594	208.30	2,623,330.20
COPART INC	29,695	61.77	1,834,260.15
EQUIFAX INC	4,302	264.86	1,139,427.72
JACOBS SOLUTIONS INC	4,308	136.15	586,534.20
LEIDOS HOLDINGS INC	4,460	160.31	714,982.60
PAYCHEX INC	11,115	140.95	1,566,659.25
PAYCOM SOFTWARE INC	1,636	234.94	384,361.84
REPUBLIC SERVICES INC	7,563	212.34	1,605,927.42
ROLLINS INC	10,685	48.68	520,145.80
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	7,407	75.46	558,932.22
TRANSUNION	6,662	98.19	654,141.78
VERALTO CORP	8,154	106.75	870,439.50

VERISK ANALYTICS INC	4,884	284.91	1,391,500.44
WASTE CONNECTIONS INC	8,858	186.27	1,649,979.66
WASTE MANAGEMENT INC	13,765	217.47	2,993,474.55
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	4,203	108.14	454,512.42
CSX CORP	66,000	33.97	2,242,020.00
DELTA AIR LINES INC	5,589	62.26	347,971.14
EXPEDITORS INTL WASH INC	4,779	120.64	576,538.56
FEDEX CORP	7,832	279.53	2,189,278.96
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	71,513	5.33	381,164.29
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	3,075	182.38	560,818.50
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	6,295	55.99	352,457.05
NORFOLK SOUTHERN CORP	7,874	256.84	2,022,358.16
OLD DOMINION FREIGHT LINE	6,764	203.93	1,379,382.52
SOUTHWEST AIRLINES CO	4,272	33.90	144,820.80
U-HAUL HOLDING CO	3,337	67.36	224,780.32
UBER TECHNOLOGIES INC	64,989	65.74	4,272,376.86
UNION PACIFIC CORP	20,928	233.54	4,887,525.12
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	25,225	128.53	3,242,169.25
APTIV PLC	9,500	57.40	545,300.00
FORD MOTOR CO	134,967	10.60	1,430,650.20
GENERAL MOTORS CO	38,137	52.71	2,010,201.27
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	28,677	14.45	414,382.65
TESLA INC	98,256	389.79	38,299,206.24
DECKERS OUTDOOR CORP	5,184	201.55	1,044,835.20
DR HORTON INC	10,226	160.96	1,645,976.96
GARMIN LTD	5,377	219.33	1,179,337.41
LENNAR CORP-A	8,055	166.01	1,337,210.55
LULULEMON ATHLETICA INC	3,906	404.79	1,581,109.74
NIKE INC -CL B	40,838	77.64	3,170,662.32
NVR INC	108	9,120.01	984,961.08
PULTEGROUP INC	7,229	128.47	928,709.63
AIRBNB INC-CLASS A	14,843	137.27	2,037,498.61
BOOKING HOLDINGS INC	1,148	5,149.60	5,911,740.80
CARNIVAL CORP	35,663	25.39	905,483.57
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	47,487	64.58	3,066,710.46
DARDEN RESTAURANTS INC	3,930	168.64	662,755.20

DOMINO'S PIZZA INC	1,143	457.74	523,196.82
DOORDASH INC - A	10,233	175.64	1,797,324.12
DRAFTKINGS INC-CL A	15,097	42.48	641,320.56
EXPEDIA GROUP INC	4,282	189.52	811,524.64
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	5,952	271.52	1,616,087.04
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	8,628	250.00	2,157,000.00
HYATT HOTELS CORP - CL A	1,264	158.53	200,381.92
LAS VEGAS SANDS CORP	12,183	55.17	672,136.11
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	8,379	286.97	2,404,521.63
MCDONALD'S CORP	24,428	301.37	7,361,866.36
MGM RESORTS INTERNATIONAL	7,471	36.60	273,438.60
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	8,419	247.14	2,080,671.66
STARBUCKS CORP	38,287	99.31	3,802,281.97
WYNN RESORTS LTD	3,643	95.94	349,509.42
YUM! BRANDS INC	9,690	139.08	1,347,685.20
ALPHABET INC-CL A	200,372	175.37	35,139,237.64
ALPHABET INC-CL C	171,680	177.10	30,404,528.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	3,267	365.96	1,195,591.32
COMCAST CORP-CLASS A	132,451	39.05	5,172,211.55
ELECTRONIC ARTS INC	8,653	165.61	1,433,023.33
FOX CORP - CLASS A	7,650	46.23	353,659.50
FOX CORP- CLASS B	4,137	43.75	180,993.75
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	13,863	30.30	420,048.90
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	6,749	91.14	615,103.86
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	5,702	133.99	764,010.98
MATCH GROUP INC	8,454	33.39	282,279.06
META PLATFORMS INC-CLASS A	74,737	613.57	45,856,381.09
NETFLIX INC	14,683	913.69	13,415,710.27
NEWS CORP - CLASS A	13,495	29.38	396,483.10
OMNICOM GROUP	6,417	92.82	595,625.94
PINTEREST INC- CLASS A	20,074	33.06	663,646.44
ROBLOX CORP -CLASS A	16,525	56.93	940,768.25
ROKU INC	4,368	84.12	367,436.16
SEA LTD-ADR	12,848	114.15	1,466,599.20
SNAP INC - A	33,029	12.50	412,862.50
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	5,311	482.52	2,562,663.72

TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	5,822	187.90	1,093,953.80
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	15,303	134.77	2,062,385.31
WALT DISNEY CO/THE	61,708	114.61	7,072,353.88
WARNER BROS DISCOVERY INC	76,128	10.56	803,911.68
AMAZON.COM INC	322,943	226.09	73,014,182.87
AUTOZONE INC	591	3,324.01	1,964,489.91
BEST BUY CO INC	6,716	87.32	586,441.12
BURLINGTON STORES INC	2,137	291.34	622,593.58
CARMAX INC	5,758	87.20	502,097.60
CARVANA CO	3,879	244.03	946,592.37
DICK'S SPORTING GOODS INC	1,942	214.19	415,956.98
EBAY INC	16,668	65.14	1,085,753.52
GENUINE PARTS CO	4,551	125.92	573,061.92
GLOBAL-E ONLINE LTD	3,481	53.92	187,695.52
HOME DEPOT INC	33,951	429.18	14,571,090.18
LKQ CORP	9,775	39.41	385,232.75
LOWE'S COS INC	19,274	274.15	5,283,967.10
MERCADOLIBRE INC	1,538	1,844.30	2,836,533.40
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	1,979	1,254.90	2,483,447.10
POOL CORP	1,306	380.32	496,697.92
ROSS STORES INC	11,538	156.24	1,802,697.12
TJX COMPANIES INC	38,195	125.90	4,808,750.50
TRACTOR SUPPLY COMPANY	3,721	283.73	1,055,759.33
ULTA BEAUTY INC	1,630	418.01	681,356.30
WILLIAMS-SONOMA INC	4,557	190.16	866,559.12
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	13,858	18.94	262,470.52
COSTCO WHOLESALE CORP	15,123	987.86	14,939,406.78
DOLLAR GENERAL CORP	7,628	80.80	616,342.40
DOLLAR TREE INC	6,718	71.60	481,008.80
KROGER CO	23,645	57.77	1,365,971.65
SYSCO CORP	17,200	81.07	1,394,404.00
TARGET CORP	15,553	135.29	2,104,165.37
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	22,735	8.85	201,204.75
WALMART INC	150,873	93.83	14,156,413.59
ALTRIA GROUP INC	57,979	55.86	3,238,706.94
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	17,062	51.98	886,882.76

BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	6,297	45.22	284,750.34
BUNGE GLOBAL SA	4,656	85.50	398,088.00
COCA-COLA CO/THE	140,067	62.60	8,768,194.20
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	7,401	78.72	582,606.72
CONAGRA BRANDS INC	15,623	27.74	433,382.02
CONSTELLATION BRANDS INC-A	5,657	244.31	1,382,061.67
GENERAL MILLS INC	19,362	65.89	1,275,762.18
HERSHEY CO/THE	5,069	193.65	981,611.85
HORMEL FOODS CORP	10,515	33.18	348,887.70
JM SMUCKER CO/THE	3,831	117.83	451,406.73
KELLANOVA	9,042	80.58	728,604.36
KEURIG DR PEPPER INC	39,566	33.60	1,329,417.60
KRAFT HEINZ CO/THE	30,370	31.72	963,336.40
LAMB WESTON HOLDINGS INC	5,206	78.01	406,120.06
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	8,592	79.97	687,102.24
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	5,951	61.57	366,403.07
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	45,314	61.44	2,784,092.16
MONSTER BEVERAGE CORP	25,480	53.21	1,355,790.80
PEPSICO INC	46,940	159.47	7,485,521.80
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	53,198	128.71	6,847,114.58
THE CAMPBELL'S COMPANY	6,726	43.11	289,957.86
TYSON FOODS INC-CL A	9,377	62.64	587,375.28
CHURCH & DWIGHT CO INC	8,067	105.89	854,214.63
CLOROX COMPANY	4,244	167.40	710,445.60
COLGATE-PALMOLIVE CO	26,245	92.94	2,439,210.30
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	7,880	81.68	643,638.40
KENVUE INC	66,045	22.81	1,506,486.45
KIMBERLY-CLARK CORP	11,620	132.95	1,544,879.00
PROCTER & GAMBLE CO/THE	80,447	170.79	13,739,543.13
ABBOTT LABORATORIES	59,559	114.90	6,843,329.10
ALIGN TECHNOLOGY INC	2,561	237.57	608,416.77
BAXTER INTERNATIONAL INC	17,126	31.85	545,463.10
BECTON DICKINSON AND CO	10,005	223.01	2,231,215.05
BOSTON SCIENTIFIC CORP	50,441	88.72	4,475,125.52
CARDINAL HEALTH INC	8,093	121.58	983,946.94
CENCORA INC	6,277	240.51	1,509,681.27

CENTENE CORP	18,434	58.49	1,078,204.66
CIGNA GROUP/THE	9,596	319.15	3,062,563.40
COOPER COS INC/THE	6,701	99.26	665,141.26
CVS HEALTH CORP	42,343	56.07	2,374,172.01
DAVITA INC	1,655	158.06	261,589.30
DEXCOM INC	13,210	78.41	1,035,796.10
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	20,818	70.90	1,475,996.20
ELEVANCE HEALTH INC	7,860	395.66	3,109,887.60
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES I	15,200	81.90	1,244,880.00
HCA HEALTHCARE INC	6,626	318.50	2,110,381.00
HENRY SCHEIN INC	4,459	74.98	334,335.82
HOLOGIC INC	7,941	75.79	601,848.39
HUMANA INC	4,031	286.24	1,153,833.44
IDEXX LABORATORIES INC	2,853	450.68	1,285,790.04
INSULET CORP	2,332	265.12	618,259.84
INTUITIVE SURGICAL INC	12,165	538.86	6,555,231.90
LABCORP HOLDINGS INC	2,875	236.00	678,500.00
MCKESSON CORP	4,490	591.90	2,657,631.00
MEDTRONIC PLC	43,356	83.96	3,640,169.76
MOLINA HEALTHCARE INC	2,084	306.54	638,829.36
QUEST DIAGNOSTICS INC	3,758	158.20	594,515.60
RESMED INC	5,072	244.76	1,241,422.72
SOLVENTUM CORP	5,234	70.63	369,677.42
STERIS PLC	3,424	215.63	738,317.12
STRYKER CORP	11,748	381.11	4,477,280.28
TELEFLEX INC	1,550	187.04	289,912.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	31,586	560.62	17,707,743.32
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	1,970	192.85	379,914.50
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	5,122	245.99	1,259,960.78
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	7,027	109.47	769,245.69
ABBVIE INC	60,455	176.57	10,674,539.35
AGILENT TECHNOLOGIES INC	9,841	144.00	1,417,104.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	4,341	255.89	1,110,818.49
AMGEN INC	18,409	277.63	5,110,890.67
AVANTOR INC	25,042	22.09	553,177.78
BIO-RAD LABORATORIES-A	722	345.60	249,523.20

BIO-TECHNE CORP	5,708	77.40	441,799.20
BIOGEN INC	5,085	156.46	795,599.10
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	7,018	66.81	468,872.58
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	68,682	58.71	4,032,320.22
CATALENT INC	6,572	62.37	409,895.64
CHARLES RIVER LABORATORIES	1,997	201.75	402,894.75
DANAHER CORP	22,270	235.91	5,253,715.70
ELI LILLY & CO	27,636	803.58	22,207,736.88
EXACT SCIENCES CORP	6,362	61.80	393,171.60
GILEAD SCIENCES INC	42,211	90.59	3,823,894.49
ILLUMINA INC	5,598	147.53	825,872.94
INCYTE CORP	5,603	72.11	404,032.33
IQVIA HOLDINGS INC	6,318	206.44	1,304,287.92
JOHNSON & JOHNSON	82,375	149.60	12,323,300.00
MERCK & CO. INC.	86,775	103.79	9,006,377.25
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	730	1,281.69	935,633.70
MODERNA INC	11,146	45.65	508,814.90
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	3,291	129.12	424,933.92
PFIZER INC	192,216	26.10	5,016,837.60
REGENERON PHARMACEUTICALS	3,673	788.00	2,894,324.00
REVVITY INC	4,118	120.29	495,354.22
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	12,049	26.01	313,394.49
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	38,288	17.60	673,868.80
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	13,082	537.23	7,028,042.86
UNITED THERAPEUTICS CORP	1,401	367.00	514,167.00
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	8,747	473.98	4,145,903.06
VIATRIS INC	40,066	12.80	512,844.80
WATERS CORP	1,985	392.01	778,139.85
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	2,489	322.16	801,856.24
ZOETIS INC	15,452	178.15	2,752,773.80
BANK OF AMERICA CORP	238,594	45.91	10,953,850.54
CITIGROUP INC	65,302	71.86	4,692,601.72
CITIZENS FINANCIAL GROUP	15,292	45.97	702,973.24
FIFTH THIRD BANCORP	22,661	46.53	1,054,416.33
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	331	2,152.41	712,447.71
HUNTINGTON BANCSHARES INC	47,541	17.28	821,508.48

JPMORGAN CHASE & CO	97,487	243.81	23,768,305.47
KEYCORP	30,861	18.54	572,162.94
M & T BANK CORP	5,529	206.73	1,143,010.17
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	13,391	204.50	2,738,459.50
REGIONS FINANCIAL CORP	31,853	25.73	819,577.69
TRUIST FINANCIAL CORP	46,312	46.80	2,167,401.60
US BANCORP	52,487	51.31	2,693,107.97
WELLS FARGO & CO	116,445	72.62	8,456,235.90
ALLY FINANCIAL INC	9,977	38.37	382,817.49
AMERICAN EXPRESS CO	19,481	296.72	5,780,402.32
AMERIPRISE FINANCIAL INC	3,441	553.83	1,905,729.03
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	13,800	172.47	2,380,086.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	6,171	175.29	1,081,714.59
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	24,762	80.61	1,996,064.82
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	45,309	463.87	21,017,485.83
BLACKROCK INC	5,064	1,046.38	5,298,868.32
BLACKSTONE INC	24,619	185.35	4,563,131.65
BLOCK INC	18,574	95.42	1,772,331.08
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	13,237	184.72	2,445,138.64
CARLYLE GROUP INC/THE	7,596	52.74	400,613.04
CBOE GLOBAL MARKETS INC	3,606	201.60	726,969.60
CME GROUP INC	12,134	236.72	2,872,360.48
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	6,602	310.52	2,050,053.04
COREBRIDGE FINANCIAL INC	9,702	31.27	303,381.54
CORPAY INC	2,352	361.72	850,765.44
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	8,724	176.76	1,542,054.24
EQUITABLE HOLDINGS INC	11,309	46.76	528,808.84
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,325	477.76	633,032.00
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	19,273	83.78	1,614,691.94
FISERV INC	19,759	202.89	4,008,903.51
FRANKLIN RESOURCES INC	9,399	22.30	209,597.70
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	1,496	98.08	146,727.68
GLOBAL PAYMENTS INC	8,834	116.79	1,031,722.86
GOLDMAN SACHS GROUP INC	10,797	594.12	6,414,713.64
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	19,353	156.07	3,020,422.71
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	2,420	174.80	423,016.00

KKR & CO INC	20,937	152.35	3,189,751.95
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	2,579	320.50	826,569.50
MARKETAXESS HOLDINGS INC	1,206	240.97	290,609.82
MASTERCARD INC-CLASS A	28,172	522.82	14,728,885.04
MOODY'S CORP	5,537	490.52	2,716,009.24
MORGAN STANLEY	41,208	128.58	5,298,524.64
MSCI INC	2,745	618.50	1,697,782.50
NASDAQ INC	15,069	79.70	1,200,999.30
NORTHERN TRUST CORP	7,089	108.60	769,865.40
PAYPAL HOLDINGS INC	33,482	90.00	3,013,380.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	6,763	161.53	1,092,427.39
ROBINHOOD MARKETS INC - A	18,050	39.54	713,697.00
S&P GLOBAL INC	10,836	513.35	5,562,660.60
SCHWAB (CHARLES) CORP	54,724	81.51	4,460,553.24
SEI INVESTMENTS COMPANY	3,903	84.39	329,374.17
STATE STREET CORP	9,910	99.43	985,351.30
SYNCHRONY FINANCIAL	14,143	67.93	960,733.99
T ROWE PRICE GROUP INC	7,573	123.59	935,947.07
TOAST INC-CLASS A	13,395	38.30	513,028.50
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	3,762	127.31	478,940.22
VISA INC-CLASS A SHARES	57,113	308.30	17,607,937.90
AFLAC INC	18,076	105.00	1,897,980.00
ALLSTATE CORP	9,137	199.04	1,818,628.48
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	2,687	142.00	381,554.00
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	22,080	74.08	1,635,686.40
AON PLC	6,563	367.90	2,414,527.70
ARCH CAPITAL GROUP LTD	12,993	95.90	1,246,028.70
ARTHUR J GALLAGHER & CO	7,319	291.85	2,136,050.15
ASSURANT INC	1,791	218.63	391,566.33
BROWN & BROWN INC	7,947	105.68	839,838.96
CHUBB LTD	13,006	277.32	3,606,823.92
CINCINNATI FINANCIAL CORP	5,331	153.65	819,108.15
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	864	409.71	353,989.44
EVEREST GROUP LTD	1,513	368.17	557,041.21
FNF GROUP	9,412	61.31	577,049.72
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	9,805	116.21	1,139,439.05

LOEWS CORP	6,498	85.00	552,330.00
MARKEL GROUP INC	451	1,756.39	792,131.89
MARSH & MCLENNAN COS	16,639	218.17	3,630,130.63
METLIFE INC	20,923	82.28	1,721,544.44
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	7,612	82.53	628,218.36
PROGRESSIVE CORP	20,042	247.86	4,967,610.12
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	12,422	122.56	1,522,440.32
TRAVELERS COS INC/THE	7,931	251.92	1,997,977.52
WILLIS TOWERS WATSON PLC	3,593	312.22	1,121,806.46
WR BERKLEY CORP	10,705	62.04	664,138.20
ACCENTURE PLC-CL A	21,225	359.50	7,630,387.50
ADOBE INC	15,026	547.93	8,233,196.18
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	4,956	99.12	491,238.72
ANSYS INC	3,062	342.51	1,048,765.62
APPROVIN CORP-CLASS A	7,233	342.54	2,477,591.82
ASPEN TECHNOLOGY INC	982	252.90	248,347.80
ATLASSIAN CORP-CL A	5,416	273.14	1,479,326.24
AUTODESK INC	7,444	308.55	2,296,846.20
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	5,344	48.62	259,825.28
CADENCE DESIGN SYS INC	9,357	309.75	2,898,330.75
CHECK POINT SOFTWARE TECH	3,156	187.89	592,980.84
CLOUDFLARE INC - CLASS A	10,586	113.87	1,205,427.82
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	17,128	80.64	1,381,201.92
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	7,978	353.60	2,821,020.80
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	1,572	320.00	503,040.00
DATADOG INC - CLASS A	9,233	161.19	1,488,267.27
DOCUSIGN INC	6,883	102.26	703,855.58
DYNATRACE INC	9,193	57.42	527,862.06
EPAM SYSTEMS INC	1,893	247.20	467,949.60
FAIR ISAAC CORP	853	2,227.11	1,899,724.83
FORTINET INC	22,410	97.04	2,174,666.40
GARTNER INC	2,675	514.44	1,376,127.00
GEN DIGITAL INC	19,152	30.48	583,752.96
GODADDY INC - CLASS A	4,642	203.39	944,136.38
HUBSPOT INC	1,703	737.38	1,255,758.14
INTL BUSINESS MACHINES CORP	31,488	230.00	7,242,240.00

INTUIT INC	9,581	646.58	6,194,882.98
MANHATTAN ASSOCIATES INC	2,010	299.70	602,397.00
MICROSOFT CORP	241,429	446.02	107,682,162.58
MICROSTRATEGY INC-CL A	6,253	365.34	2,284,471.02
MONDAY.COM LTD	1,321	290.19	383,340.99
MONGODB INC	2,407	350.13	842,762.91
NUTANIX INC - A	8,594	65.32	561,360.08
OKTA INC	5,567	83.20	463,174.40
ORACLE CORP	56,839	190.45	10,824,987.55
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	68,205	72.46	4,942,134.30
PALO ALTO NETWORKS INC	11,129	388.94	4,328,513.26
PTC INC	4,039	199.59	806,144.01
ROPER TECHNOLOGIES INC	3,698	548.42	2,028,057.16
SALESFORCE INC	32,851	351.57	11,549,426.07
SAMSARA INC-CL A	6,826	50.13	342,187.38
SERVICENOW INC	7,042	1,120.48	7,890,420.16
SNOWFLAKE INC-CLASS A	10,525	180.76	1,902,499.00
SYNOPSYS INC	5,162	508.49	2,624,825.38
TWILIO INC - A	5,243	110.20	577,778.60
TYLER TECHNOLOGIES INC	1,403	621.77	872,343.31
VERISIGN INC	3,010	200.46	603,384.60
WIX.COM LTD	1,845	214.74	396,195.30
WORKDAY INC-CLASS A	7,319	279.91	2,048,661.29
ZOOM COMMUNICATIONS INC	8,177	85.58	699,787.66
ZSCALER INC	2,921	206.13	602,105.73
AMPHENOL CORP-CL A	40,389	73.67	2,975,457.63
APPLE INC	519,836	246.75	128,269,533.00
ARISTA NETWORKS INC	36,516	105.92	3,867,774.72
CDW CORP/DE	4,631	182.46	844,972.26
CISCO SYSTEMS INC	136,399	58.95	8,040,721.05
CORNING INC	27,873	48.51	1,352,119.23
DELL TECHNOLOGIES -C	10,842	123.81	1,342,348.02
F5 INC	2,021	257.92	521,256.32
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	42,774	23.11	988,507.14
HP INC	34,199	36.45	1,246,553.55
JABIL INC	3,812	134.27	511,837.24

JUNIPER NETWORKS INC	11,533	37.13	428,220.29
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	5,950	172.53	1,026,553.50
MOTOROLA SOLUTIONS INC	5,755	478.91	2,756,127.05
NETAPP INC	7,222	127.60	921,527.20
PURE STORAGE INC - CLASS A	9,931	63.81	633,697.11
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	6,768	98.97	669,828.96
SUPER MICRO COMPUTER INC	18,100	44.16	799,296.00
TE CONNECTIVITY PLC	10,495	151.50	1,589,992.50
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	1,603	470.74	754,596.22
TRIMBLE INC	8,512	74.61	635,080.32
WESTERN DIGITAL CORP	11,814	70.74	835,722.36
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,670	411.23	686,754.10
AT&T INC	245,884	23.37	5,746,309.08
T-MOBILE US INC	17,937	228.86	4,105,061.82
VERIZON COMMUNICATIONS INC	144,320	42.36	6,113,395.20
AES CORP	22,268	13.60	302,844.80
ALLIANT ENERGY CORP	8,572	60.91	522,120.52
AMEREN CORPORATION	8,697	91.17	792,905.49
AMERICAN ELECTRIC POWER	18,177	95.58	1,737,357.66
AMERICAN WATER WORKS CO INC	6,402	130.72	836,869.44
ATMOS ENERGY CORP	5,347	141.05	754,194.35
CENTERPOINT ENERGY INC	21,796	31.36	683,522.56
CMS ENERGY CORP	10,118	67.65	684,482.70
CONSOLIDATED EDISON INC	11,880	94.78	1,125,986.40
CONSTELLATION ENERGY	10,591	239.85	2,540,251.35
DOMINION ENERGY INC	28,878	55.59	1,605,328.02
DTE ENERGY COMPANY	7,267	121.80	885,120.60
DUKE ENERGY CORP	26,453	111.86	2,959,032.58
EDISON INTERNATIONAL	13,203	83.02	1,096,113.06
ENTERGY CORP	7,501	149.56	1,121,849.56
ESSENTIAL UTILITIES INC	9,627	38.83	373,816.41
EVERGY INC	8,098	62.47	505,882.06
EVERSOURCE ENERGY	12,393	60.25	746,678.25
EXELON CORP	34,392	37.44	1,287,636.48
FIRSTENERGY CORP	17,859	40.81	728,825.79
NEXTERA ENERGY INC	70,350	74.70	5,255,145.00

NISOURCE INC	15,754	36.61	576,753.94
NRG ENERGY INC	7,470	96.07	717,642.90
P G & E CORP	69,828	20.21	1,411,223.88
PPL CORP	25,085	33.15	831,567.75
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	17,137	87.90	1,506,342.30
SEMPRA	21,815	88.78	1,936,735.70
SOUTHERN CO/THE	37,491	84.31	3,160,866.21
VISTRA CORP	11,914	148.31	1,766,965.34
WEC ENERGY GROUP INC	10,826	97.11	1,051,312.86
XCEL ENERGY INC	19,085	69.11	1,318,964.35
ADVANCED MICRO DEVICES	55,449	130.87	7,256,610.63
ANALOG DEVICES INC	16,807	219.04	3,681,405.28
APPLIED MATERIALS INC	28,075	171.86	4,824,969.50
BROADCOM INC	151,799	178.94	27,162,913.06
ENPHASE ENERGY INC	4,476	76.39	341,921.64
ENTEGRIS INC	5,057	110.51	558,849.07
FIRST SOLAR INC	3,402	200.00	680,400.00
INTEL CORP	146,829	20.81	3,055,511.49
KLA CORP	4,559	652.37	2,974,154.83
LAM RESEARCH CORP	44,526	77.45	3,448,538.70
MARVELL TECHNOLOGY INC	29,963	107.03	3,206,939.89
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	18,065	61.87	1,117,681.55
MICRON TECHNOLOGY INC	37,557	102.82	3,861,610.74
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	1,640	609.67	999,858.80
NVIDIA CORP	838,798	138.81	116,433,550.38
NXP SEMICONDUCTORS NV	8,848	223.61	1,978,501.28
ON SEMICONDUCTOR CORP	14,971	67.68	1,013,237.28
QORVO INC	3,093	69.51	214,994.43
QUALCOMM INC	37,852	160.74	6,084,330.48
SKYWORKS SOLUTIONS INC	5,592	89.67	501,434.64
TERADYNE INC	5,465	119.56	653,395.40
TEXAS INSTRUMENTS INC	31,295	193.45	6,054,017.75
CBRE GROUP INC - A	10,479	137.29	1,438,661.91
COSTAR GROUP INC	13,916	78.65	1,094,493.40
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	39,300	4.70	184,710.00
ZILLOW GROUP INC - C	5,696	82.04	467,299.84

	米ドル 小計	12,585,925		1,791,159,447.97 (271,432,302,745)
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	20,120	24.61	495,153.20
	CAMECO CORP	14,156	81.57	1,154,704.92
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	71,439	45.90	3,279,050.10
	CENOVUS ENERGY INC	45,566	21.53	981,035.98
	ENBRIDGE INC	73,284	60.05	4,400,704.20
	IMPERIAL OIL LTD	6,803	102.48	697,171.44
	KEYERA CORP	8,539	44.57	380,583.23
	MEG ENERGY CORP	8,433	23.68	199,693.44
	PARKLAND CORP	4,484	36.53	163,800.52
	PEMBINA PIPELINE CORP	20,614	55.67	1,147,581.38
	SUNCOR ENERGY INC	44,104	54.15	2,388,231.60
	TC ENERGY CORP	35,868	67.10	2,406,742.80
	TOURMALINE OIL CORP	10,720	62.35	668,392.00
	AGNICO EAGLE MINES LTD	17,152	119.85	2,055,667.20
	BARRICK GOLD CORP	60,964	24.23	1,477,157.72
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	4,976	75.08	373,598.08
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	26,506	20.49	543,107.94
	FRANCO-NEVADA CORP	6,723	173.10	1,163,751.30
	IVANHOE MINES LTD-CL A	26,916	20.02	538,858.32
	KINROSS GOLD CORP	44,186	14.07	621,697.02
	LUNDIN MINING CORP	24,006	13.78	330,802.68
	NUTRIEN LTD	16,910	69.16	1,169,495.60
	PAN AMERICAN SILVER CORP	12,800	33.03	422,784.00
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	15,080	66.33	1,000,256.40
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	1,908	132.40	252,619.20
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	15,543	88.17	1,370,426.31
	CAE INC	11,870	32.98	391,472.60
	STANTEC INC	3,864	121.03	467,659.92
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	2,701	111.56	301,323.56
	WSP GLOBAL INC	4,244	253.04	1,073,901.76
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	13,972	30.18	421,674.96
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	7,957	64.93	516,648.01
	RB GLOBAL INC	6,565	138.04	906,232.60
	THOMSON REUTERS CORP	5,516	239.74	1,322,405.84

AIR CANADA	5,799	25.54	148,106.46
CANADIAN NATL RAILWAY CO	18,133	150.86	2,735,544.38
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	32,427	107.10	3,472,931.70
TFI INTERNATIONAL INC	2,720	215.28	585,561.60
MAGNA INTERNATIONAL INC	8,687	64.94	564,133.78
GILDAN ACTIVEWEAR INC	5,096	67.82	345,610.72
RESTAURANT BRANDS INTERN	10,231	99.36	1,016,552.16
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	1,869	157.28	293,956.32
DOLLARAMA INC	9,761	140.13	1,367,808.93
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	26,370	81.52	2,149,682.40
EMPIRE CO LTD 'A'	3,510	43.64	153,176.40
LOBLAW COMPANIES LTD	4,992	192.63	961,608.96
METRO INC	7,605	93.35	709,926.75
WESTON (GEORGE) LTD	2,192	234.61	514,265.12
SAPUTO INC	10,055	26.81	269,574.55
BANK OF MONTREAL	25,224	142.89	3,604,257.36
BANK OF NOVA SCOTIA	42,533	79.17	3,367,337.61
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	32,606	93.86	3,060,399.16
NATIONAL BANK OF CANADA	11,254	135.32	1,522,891.28
ROYAL BANK OF CANADA	48,548	178.63	8,672,129.24
TORONTO-DOMINION BANK	58,982	74.62	4,401,236.84
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	12,564	81.38	1,022,458.32
BROOKFIELD CORP	45,818	83.83	3,840,922.94
IGM FINANCIAL INC	1,623	47.64	77,319.72
ONEX CORPORATION	2,236	116.35	260,158.60
TMX GROUP LTD	9,244	44.00	406,736.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	680	2,011.00	1,367,480.00
GREAT-WEST LIFECO INC	8,815	47.94	422,591.10
IA FINANCIAL CORP INC	3,354	136.65	458,324.10
INTACT FINANCIAL CORP	6,197	272.07	1,686,017.79
MANULIFE FINANCIAL CORP	61,706	45.28	2,794,047.68
POWER CORP OF CANADA	20,056	47.00	942,632.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	20,251	87.45	1,770,949.95
CGI INC	7,077	161.37	1,142,015.49
CONSTELLATION SOFTWARE INC	695	4,702.43	3,268,188.85
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	2,753	170.16	468,450.48

	OPEN TEXT CORP	9,889	43.28	427,995.92
	SHOPIFY INC - CLASS A	41,588	163.42	6,796,310.96
	BCE INC	1,259	38.13	48,005.67
	QUEBECOR INC -CL B	4,795	32.94	157,947.30
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	12,824	49.03	628,760.72
	TELUS CORP	14,385	22.33	321,217.05
	ALTAGAS LTD	11,308	34.05	385,037.40
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	3,622	42.18	152,775.96
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	4,470	36.09	161,322.30
	EMERA INC	9,302	55.53	516,540.06
	FORTIS INC	16,036	62.21	997,599.56
	HYDRO ONE LTD	11,427	45.94	524,956.38
	FIRSTSERVICE CORP	1,231	272.07	334,918.17
	カナダドル 小計	1,408,288		106,382,758.02 (11,373,380,659)
ユーロ	ENI SPA	80,429	13.49	1,085,308.92
	GALP ENERGIA SGPS SA	15,142	16.71	253,098.53
	NESTE OYJ	13,121	13.24	173,722.04
	OMV AG	4,176	38.40	160,358.40
	REPSOL SA	41,232	11.35	468,189.36
	TENARIS SA	14,033	18.45	258,979.01
	TOTALENERGIES SE	72,969	54.96	4,010,376.24
	AIR LIQUIDE SA	19,935	161.66	3,222,692.10
	AKZO NOBEL	5,435	60.64	329,578.40
	ARCELORMITTAL	15,716	24.62	386,927.92
	ARKEMA	1,842	78.20	144,044.40
	BASF SE	30,771	45.13	1,388,849.08
	COVESTRO AG	6,170	57.92	357,366.40
	DSM-FIRMENICH AG	6,343	103.80	658,403.40
	EVONIK INDUSTRIES AG	8,376	17.91	150,056.04
	HEIDELBERG MATERIALS AG	4,756	122.20	581,183.20
	STORA ENSO OYJ-R SHS	20,715	9.84	203,959.89
	SYENSQO SA	2,552	76.34	194,819.68
	SYMRISE AG	4,790	101.90	488,101.00
	UPM-KYMMENE OYJ	17,667	26.80	473,475.60
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	6,051	47.44	287,059.44

AIRBUS SE	20,524	156.96	3,221,447.04
ALSTOM	12,643	21.48	271,571.64
BOUYGUES SA	5,825	28.88	168,226.00
BRENTAG SE	4,141	62.18	257,487.38
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	15,645	89.88	1,406,172.60
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	16,842	36.79	619,617.18
DASSAULT AVIATION SA	743	190.10	141,244.30
EIFFAGE	2,879	87.36	251,509.44
FERROVIAL SE	17,685	40.70	719,779.50
GEA GROUP AG	5,204	47.68	248,126.72
IMCD NV	1,801	146.95	264,656.95
KINGSPAN GROUP PLC	5,471	71.25	389,808.75
KNORR-BREMSE AG	2,871	72.95	209,439.45
KONE OYJ-B	11,340	49.38	559,969.20
LEGRAND SA	8,729	96.96	846,363.84
LEONARDO SPA	12,224	25.15	307,433.60
METSO CORPORATION	20,549	9.17	188,475.42
MTU AERO ENGINES AG	1,811	318.70	577,165.70
PRYSMIAN SPA	8,796	61.80	543,592.80
RATIONAL AG	150	875.50	131,325.00
REXEL SA	6,639	25.68	170,489.52
RHEINMETALL AG	1,494	613.00	915,822.00
SAFRAN SA	12,549	210.40	2,640,309.60
SCHNEIDER ELECTRIC SE	18,818	248.30	4,672,509.40
SIEMENS AG-REG	26,108	194.14	5,068,607.12
SIEMENS ENERGY AG	21,130	51.64	1,091,153.20
THALES SA	3,081	139.80	430,723.80
VINCI SA	17,296	101.15	1,749,490.40
WARTSILA OYJ ABP	15,810	17.34	274,224.45
BUREAU VERITAS SA	12,062	29.54	356,311.48
RANDSTAD NV	3,091	43.59	134,736.69
TELEPERFORMANCE	1,798	89.72	161,316.56
WOLTERS KLUWER	8,247	161.35	1,330,653.45
ADP	1,006	114.30	114,985.80
AENA SME SA	2,582	201.20	519,498.40
DEUTSCHE GROUP AG	35,564	35.88	1,276,036.32

DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	15,976	6.64	106,112.59
GETLINK	10,511	15.88	166,914.68
INPOST SA	7,093	16.40	116,325.20
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	9,891	79.20	783,367.20
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	1,607	73.60	118,275.20
CONTINENTAL AG	3,521	66.16	232,949.36
DR ING HC F PORSCHE AG	3,475	61.10	212,322.50
FERRARI NV	4,318	427.50	1,845,945.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	25,162	55.52	1,396,994.24
MICHELIN(CGDE)	24,054	32.38	778,868.52
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	5,322	35.48	188,824.56
RENAULT SA	6,517	43.76	285,183.92
STELLANTIS NV	70,116	13.14	921,744.93
VOLKSWAGEN AG-PREF	7,022	84.34	592,235.48
ADIDAS AG	5,569	238.60	1,328,763.40
HERMES INTERNATIONAL	1,066	2,278.00	2,428,348.00
KERING	2,440	246.50	601,460.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	9,316	652.60	6,079,621.60
MONCLER SPA	7,505	51.76	388,458.80
PUMA SE	4,608	46.29	213,304.32
SEB SA	855	95.15	81,353.25
ACCOR SA	7,701	45.65	351,550.65
AMADEUS IT GROUP SA	15,624	69.70	1,088,992.80
DELIVERY HERO SE	6,332	35.58	225,292.56
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	3,616	37.44	135,383.04
SODEXO	3,138	79.15	248,372.70
BOLLORE SE	21,133	5.97	126,164.01
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	2,251	83.00	186,833.00
PUBLICIS GROUPE	7,794	104.80	816,811.20
SCOUT24 SE	2,465	87.65	216,057.25
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	28,425	23.51	668,271.75
VIVENDI	27,005	8.86	239,264.30
D' IETEREN GROUP	749	199.50	149,425.50
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	36,783	55.24	2,031,892.92
PROSUS NV	47,026	41.24	1,939,352.24
ZALANDO SE	8,035	34.70	278,814.50

CARREFOUR SA	19,160	14.41	276,191.40
JERONIMO MARTINS	8,673	18.67	161,924.91
KESKO OYJ-B SHS	11,103	19.04	211,401.12
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N.V.	32,797	32.14	1,054,095.58
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	30,928	50.50	1,561,864.00
DANONE	22,293	64.30	1,433,439.90
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	20,931	6.16	129,060.54
HEINEKEN HOLDING NV	4,133	59.20	244,673.60
HEINEKEN NV	9,920	69.72	691,622.40
JDE PEET'S BV	3,184	18.90	60,177.60
KERRY GROUP PLC-A	5,061	87.80	444,355.80
LOTUS BAKERIES	11	10,820.00	119,020.00
PERNOD RICARD SA	7,085	111.80	792,103.00
BEIERSDORF AG	3,356	124.65	418,325.40
HENKEL AG & CO KGAA	3,714	73.95	274,650.30
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	6,076	83.46	507,102.96
L'OREAL	8,131	349.70	2,843,410.70
AMPLIFON SPA	4,758	24.64	117,237.12
BIOMERIEUX	1,395	98.20	136,989.00
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	1,217	60.10	73,141.70
DIASORIN ITALIA SPA	614	103.70	63,671.80
ESSILORLUXOTTICA	10,292	229.90	2,366,130.80
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	7,118	45.62	324,723.16
FRESENIUS SE & CO KGAA	13,903	33.74	469,087.22
KONINKLIJKE PHILIPS NV	26,306	24.98	657,123.88
SIEMENS HEALTHINEERS AG	10,037	52.36	525,537.32
ARGENX SE	2,063	585.20	1,207,267.60
BAYER AG-REG	33,152	20.23	670,664.96
EUROFINS SCIENTIFIC	4,329	47.80	206,926.20
GRIFOLS SA	8,799	8.80	77,466.39
IPSEN	1,125	109.20	122,850.00
MERCK KGAA	4,444	141.70	629,714.80
ORION OYJ-CLASS B	4,488	44.31	198,863.28
QIAGEN N.V.	7,448	41.65	310,209.20
RECORDATI SPA	3,098	51.15	158,462.70
SANOFI	38,677	91.82	3,551,322.14

SARTORIUS AG-VORZUG	784	214.80	168,403.20
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	858	184.35	158,172.30
UCB SA	4,340	182.00	789,880.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	14,361	14.98	215,199.58
AIB GROUP PLC	62,782	5.32	334,314.15
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	194,325	9.58	1,862,022.15
BANCO BPM SPA	46,225	7.67	354,915.55
BANCO DE SABADELL SA	174,244	1.91	332,893.16
BANCO SANTANDER SA	523,339	4.65	2,434,311.35
BANK OF IRELAND GROUP PLC	33,263	8.45	281,138.87
BNP PARIBAS	35,254	60.06	2,117,355.24
BPER BANCA SPA	34,579	5.83	201,733.88
CAIXABANK S. A	138,774	5.37	745,771.47
COMMERZBANK AG	34,729	14.86	516,246.58
CREDIT AGRICOLE SA	34,620	13.12	454,214.40
ERSTE GROUP BANK AG	12,295	54.64	671,798.80
FINECOBANK SPA	21,498	16.59	356,759.31
ING GROEP NV-CVA	114,065	15.15	1,728,769.14
INTESA SANPAOLO	502,843	3.83	1,930,414.27
KBC GROEP NV	7,953	71.14	565,776.42
MEDIOBANCA SPA	18,448	14.18	261,684.88
NORDEA BANK ABP	108,980	10.92	1,190,606.50
SOCIETE GENERALE SA	23,718	26.74	634,337.91
UNICREDIT SPA	50,650	38.72	1,961,168.00
ADYEN NV	749	1,504.80	1,127,095.20
AMUNDI SA	1,806	64.80	117,028.80
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	7,643	22.42	171,356.06
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	66,326	16.84	1,117,460.44
DEUTSCHE BOERSE AG	6,578	220.50	1,450,449.00
EDENRED	8,952	31.66	283,420.32
EURAZEO	1,496	71.10	106,365.60
EURONEXT NV	2,827	106.70	301,640.90
EXOR NV	3,322	95.20	316,254.40
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	3,232	66.50	214,928.00
NEXI SPA	25,374	5.77	146,610.97
SOFINA	537	215.80	115,884.60

AEGON LTD	39,129	6.13	239,860.77
AGEAS	4,980	47.40	236,052.00
ALLIANZ SE-REG	13,457	298.60	4,018,260.20
ASR NEDERLAND NV	5,679	45.85	260,382.15
AXA SA	61,084	34.07	2,081,131.88
GENERALI	32,170	27.66	889,822.20
HANNOVER RUECK SE	2,146	253.80	544,654.80
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	4,497	503.60	2,264,689.20
NN GROUP NV	9,463	42.78	404,827.14
POSTE ITALIANE SPA	17,255	13.66	235,703.30
SAMPO OYJ-A SHS	15,948	40.43	644,777.64
TALANX AG	1,722	83.95	144,561.90
UNIPOL GRUPPO SPA	13,696	11.71	160,380.16
BECHTLE AG	2,142	32.48	69,572.16
CAPGEMINI SA	5,373	160.05	859,948.65
DASSAULT SYSTEMES SE	22,264	35.22	784,138.08
NEMETSCHEK SE	2,222	99.90	221,977.80
SAP SE	35,759	240.50	8,600,039.50
NOKIA OYJ	187,328	4.20	787,995.23
CELLNEX TELECOM SA	18,551	33.54	622,200.54
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	118,490	29.95	3,548,775.50
ELISA OYJ	4,433	42.38	187,870.54
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	9,768	9.89	96,654.36
KONINKLIJKE KPN NV	137,168	3.67	504,503.90
ORANGE	63,441	9.75	618,549.75
TELECOM ITALIA SPA	282,105	0.24	68,410.46
TELEFONICA SA	139,319	4.32	601,997.39
ACCIONA SA	678	118.00	80,004.00
E.ON SE	74,368	12.00	892,416.00
EDP RENOVAVEIS SA	12,697	10.26	130,271.22
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	107,883	3.22	347,383.26
ELIA GROUP SA/NV	1,222	82.40	100,692.80
ENDESA SA	12,663	21.14	267,695.82
ENEL SPA	278,918	6.92	1,930,949.31
ENGIE	63,895	15.28	976,635.07
FORTUM OYJ	15,597	14.17	221,087.47

	IBERDROLA SA	206,054	13.27	2,735,366.85
	REDEIA CORP SA	13,475	16.93	228,131.75
	RWE AG	22,389	30.94	692,715.66
	SNAM SPA	65,311	4.39	286,911.22
	TERNA SPA	46,145	7.79	359,469.55
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	23,482	28.33	665,245.06
	VERBUND AG	2,530	72.95	184,563.50
	ASM INTERNATIONAL NV	1,564	522.20	816,720.80
	ASML HOLDING NV	13,707	675.00	9,252,225.00
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	2,825	126.05	356,091.25
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	45,102	33.41	1,506,857.82
	STMICROELECTRONICS NV	22,955	25.31	580,991.05
	LEG IMMOBILIEN SE	2,717	84.72	230,184.24
	VONOVIA SE	24,080	30.57	736,125.60
	ユーロ 小計	6,210,824		177,180,342.30 (28,332,908,537)
英ポンド	BP PLC	555,951	3.93	2,189,613.01
	SHELL PLC-NEW	213,233	25.36	5,408,655.04
	ANGLO AMERICAN PLC	43,959	25.31	1,112,602.29
	ANTOFAGASTA PLC	12,330	18.15	223,851.15
	CRODA INTERNATIONAL PLC	4,351	34.64	150,718.64
	ENDEAVOUR MINING PLC	5,026	15.35	77,149.10
	GLENORE PLC	357,629	3.94	1,412,098.10
	MONDI PLC	15,540	12.11	188,267.10
	RIO TINTO PLC	37,884	51.13	1,937,008.92
	ASHTAD GROUP PLC	14,508	62.72	909,941.76
	BAE SYSTEMS PLC	104,547	11.99	1,253,518.53
	BUNZL PLC	11,946	35.92	429,100.32
	DCC PLC	3,523	55.80	196,583.40
	MELROSE INDUSTRIES PLC	45,224	5.64	255,334.70
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	293,515	5.82	1,709,431.36
	SMITHS GROUP PLC	11,701	17.52	205,001.52
	SPIRAX GROUP PLC	2,317	74.35	172,268.95
	EXPERIAN PLC	30,694	36.88	1,131,994.72
	INTERTEK GROUP PLC	5,136	48.08	246,938.88
	RELX PLC	62,858	36.77	2,311,288.66

RENTOKIL INITIAL PLC	92,799	4.12	382,981.47
BARRATT REDROW PLC	52,638	4.41	232,554.68
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	3,810	42.08	160,324.80
PERSIMMON PLC	11,935	13.04	155,632.40
TAYLOR WIMPEY PLC	138,851	1.28	177,868.13
COMPASS GROUP PLC	58,613	27.00	1,582,551.00
ENTAIN PLC	22,678	8.12	184,145.36
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	5,410	99.00	535,590.00
PEARSON PLC	23,364	12.48	291,582.72
WHITBREAD PLC	6,021	29.11	175,271.31
AUTO TRADER GROUP PLC	28,629	8.26	236,704.57
INFORMA PLC	42,355	8.43	357,222.07
WPP PLC	40,526	8.91	361,329.81
JD SPORTS FASHION PLC	67,369	1.04	70,366.92
KINGFISHER PLC	68,494	2.59	177,467.95
NEXT PLC	4,278	97.96	419,072.88
MARKS & SPENCER GROUP PLC	68,939	3.90	269,344.67
SAINSBURY (J) PLC	52,374	2.69	141,200.30
TESCO PLC	238,075	3.64	868,497.60
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	10,301	22.16	228,270.16
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	69,058	29.83	2,060,000.14
COCA-COLA HBC AG-DI	8,483	27.62	234,300.46
DIAGEO PLC	74,915	24.33	1,822,681.95
IMPERIAL BRANDS PLC	26,823	25.69	689,082.87
HALEON PLC	255,753	3.73	954,470.19
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	24,024	47.38	1,138,257.12
UNILEVER PLC	84,372	46.06	3,886,174.32
NMC HEALTH PLC	438	0.00	0.00
SMITH & NEPHEW PLC	29,875	9.91	296,240.50
ASTRAZENECA PLC	53,212	107.02	5,694,748.24
GSK PLC	140,229	13.83	1,939,367.07
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	4,453	19.58	87,189.74
BARCLAYS PLC	492,688	2.67	1,318,186.74
HSBC HOLDINGS PLC	626,376	7.50	4,698,446.37
LLOYDS BANKING GROUP PLC	2,155,054	0.53	1,147,350.74
NATWEST GROUP PLC	233,584	4.15	969,840.76

	STANDARD CHARTERED PLC	76,819	9.89	759,893.54
	3I GROUP PLC	33,655	36.86	1,240,523.30
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	11,463	10.95	125,519.85
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	16,069	112.05	1,800,531.45
	M&G PLC	71,774	2.01	144,552.83
	SCHRODERS PLC	19,357	3.16	61,322.97
	WISE PLC - A	21,920	9.36	205,171.20
	ADMIRAL GROUP PLC	9,877	26.92	265,888.84
	AVIVA PLC	90,868	4.83	439,165.04
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	204,178	2.36	481,860.08
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	25,534	5.20	132,776.80
	PRUDENTIAL PLC	93,241	6.81	635,344.17
	SAGE GROUP PLC/THE	32,669	13.03	425,677.07
	HALMA PLC	12,163	27.88	339,104.44
	BT GROUP PLC	224,472	1.55	349,166.19
	VODAFONE GROUP PLC	758,506	0.70	537,173.94
	CENTRICA PLC	201,361	1.31	264,588.35
	NATIONAL GRID PLC	168,804	9.64	1,628,620.99
	SEVERN TRENT PLC	8,357	26.40	220,624.80
	SSE PLC	35,811	16.99	608,428.89
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	22,508	10.94	246,350.06
	英ポンド 小計	9,288,074		66,377,966.96 (12,824,886,996)
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	9,275	11.02	102,210.50
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	185	632.00	116,920.00
	GIVAUDAN-REG	319	3,902.00	1,244,738.00
	HOLCIM LTD	18,030	88.72	1,599,621.60
	SIG GROUP AG	8,857	17.86	158,186.02
	SIKA AG-REG	5,273	235.50	1,241,791.50
	ABB LTD-REG	53,299	51.94	2,768,350.06
	GEBERIT AG-REG	1,188	545.60	648,172.80
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	857	252.00	215,964.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1,403	261.00	366,183.00
	VAT GROUP AG	922	348.40	321,224.80
	ADECCO SA-REG	5,933	24.36	144,527.88
	SGS SA-REG	4,985	88.50	441,172.50

	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	1,749	211.10	369,213.90
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-REG	18,077	134.00	2,422,318.00
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	867	167.35	145,092.45
	AVOLTA AG	3,059	36.48	111,592.32
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	135	1,304.00	176,040.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	41	9,910.00	406,310.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	3	98,200.00	294,600.00
	NESTLE SA-REG	89,733	75.60	6,783,814.80
	ALCON INC	17,310	76.40	1,322,484.00
	SONOVA HOLDING AG-REG	1,801	296.90	534,716.90
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	3,662	117.80	431,383.60
	BACHEM HOLDING AG-REG B	1,210	66.15	80,041.50
	GALDERMA GROUP AG	2,965	88.91	263,618.15
	LONZA GROUP AG-REG	2,510	518.80	1,302,188.00
	NOVARTIS AG-REG	67,572	89.38	6,039,585.36
	ROCHE HOLDING AG-BR	1,103	272.40	300,457.20
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	24,088	257.20	6,195,433.60
	SANDOZ GROUP AG	14,245	37.93	540,312.85
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	737	88.70	65,371.90
	JULIUS BAER GROUP LTD	7,479	59.24	443,055.96
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	794	1,298.00	1,030,612.00
	UBS GROUP AG-REG	111,012	28.75	3,191,595.00
	BALOISE HOLDING AG - REG	1,565	164.10	256,816.50
	HELVETIA HOLDING AG-REG	1,070	150.70	161,249.00
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	939	689.00	646,971.00
	SWISS RE AG	10,459	130.95	1,369,606.05
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	4,923	553.80	2,726,357.40
	TEMENOS GROUP AG-REG	2,516	58.65	147,563.40
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	5,187	74.96	388,817.52
	SWISSCOM AG-REG	867	508.00	440,436.00
	BKW AG	522	150.70	78,665.40
	SWISS PRIME SITE-REG	2,725	96.65	263,371.25
	スイスフラン 小計	511,451		48,298,753.67 (8,326,705,132)
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	8,372	336.00	2,812,992.00
	HOLMEN AB-B SHARES	2,814	425.00	1,195,950.00

SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	21,016	145.60	3,059,929.60
ADDTECH AB-B SHARES	10,115	310.00	3,135,650.00
ALFA LAVAL AB	9,417	489.10	4,605,854.70
ASSA ABLOY AB-B	34,931	344.60	12,037,222.60
ATLAS COPCO AB-A SHS	92,368	181.20	16,737,081.60
ATLAS COPCO AB-B SHS	54,616	161.50	8,820,484.00
BEIJER REF AB	11,114	173.50	1,928,279.00
EPIROC AB-A	23,015	210.90	4,853,863.50
EPIROC AB-B	13,454	188.20	2,532,042.80
INDUTRADE AB	9,460	286.40	2,709,344.00
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	4,803	284.30	1,365,492.90
LIFCO AB-B SHS	8,063	338.80	2,731,744.40
NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	59,070	47.40	2,799,918.00
SAAB AB-B	12,629	230.85	2,915,404.65
SANDVIK AB	35,344	215.80	7,627,235.20
SKANSKA AB-B SHS	10,230	232.80	2,381,544.00
SKF AB-B SHARES	11,976	223.90	2,681,426.40
TRELLEBORG AB-B SHS	7,726	405.40	3,132,120.40
VOLVO AB-A SHS	5,298	288.80	1,530,062.40
VOLVO AB-B SHS	55,277	287.90	15,914,248.30
SECURITAS AB-B SHS	13,252	139.85	1,853,292.20
EVOLUTION AB	5,964	978.20	5,833,984.80
HENNES & MAURITZ AB-B SHS	18,019	163.45	2,945,205.55
ESSITY AKTIEBOLAG-B	20,063	304.00	6,099,152.00
GETINGE AB-B SHS	6,570	173.90	1,142,523.00
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	6,021	315.40	1,899,023.40
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	55,659	156.75	8,724,548.25
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	48,591	116.70	5,670,569.70
SWEDBANK AB - A SHARES	29,455	220.80	6,503,664.00
EQT AB	12,244	326.90	4,002,563.60
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	3,567	371.40	1,324,783.80
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	5,333	371.30	1,980,142.90
INVESTOR AB-B SHS	59,767	305.10	18,234,911.70
LUNDBERGS AB-B SHS	2,715	530.50	1,440,307.50
ERICSSON LM-B SHS	98,381	91.92	9,043,181.52
HEXAGON AB-B SHS	73,003	109.00	7,957,327.00

	TELE2 AB-B SHS	19,254	115.00	2,214,210.00	
	TELIA CO AB	74,574	31.48	2,347,589.52	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	18,172	80.06	1,454,850.32	
	SAGAX AB-B	7,884	234.00	1,844,856.00	
	スウェーデンクローナ 小計	1,079,596		200,024,577.21 (2,778,341,377)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	10,706	227.10	2,431,332.60	
	EQUINOR ASA	29,155	266.80	7,778,554.00	
	NORSK HYDRO ASA	52,857	67.56	3,571,018.92	
	YARA INTERNATIONAL ASA	4,955	328.50	1,627,717.50	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	3,139	1,267.00	3,977,113.00	
	MOWI ASA	13,940	203.70	2,839,578.00	
	ORKLA ASA	20,167	100.60	2,028,800.20	
	SALMAR ASA	2,244	583.50	1,309,374.00	
	DNB BANK ASA	30,325	228.10	6,917,132.50	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	8,695	202.20	1,758,129.00	
	TELENOR ASA	22,889	127.60	2,920,636.40	
	ノルウェークローネ 小計	199,072		37,159,386.12 (506,482,432)	
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	11,512	414.60	4,772,875.20	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	403	2,572.00	1,036,516.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	35,073	102.40	3,591,475.20	
	AP MOELLER-MAERSK A/S-A	78	11,670.00	910,260.00	
	AP MOELLER-MAERSK A/S-B	146	12,075.00	1,762,950.00	
	DSV A/S	6,932	1,524.50	10,567,834.00	
	PANDORA A/S	2,541	1,257.00	3,194,037.00	
	CARLSBERG AS-B	3,089	727.20	2,246,320.80	
	COLOPLAST-B	4,239	842.80	3,572,629.20	
	DEMANT A/S	3,200	275.20	880,640.00	
	GENMAB A/S	2,282	1,561.50	3,563,343.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	110,388	782.30	86,356,532.40	
	ZEALAND PHARMA A/S	2,401	770.00	1,848,770.00	
	DANSKE BANK A/S	23,974	203.40	4,876,311.60	
	TRYG A/S	10,552	156.10	1,647,167.20	
	ORSTED A/S	6,672	363.50	2,425,272.00	
	デンマーククローネ 小計	223,482		133,252,933.60	

				(2, 856, 942, 896)
オーストラリア ドル	SANTOS LTD	106, 200	6. 54	694, 548. 00
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	65, 046	23. 79	1, 547, 444. 34
	BHP GROUP LTD	174, 510	40. 59	7, 083, 360. 90
	BLUESCOPE STEEL LTD	13, 807	21. 53	297, 264. 71
	FORTESCUE LTD	55, 469	19. 25	1, 067, 778. 25
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	14, 477	55. 12	797, 972. 24
	MINERAL RESOURCES LTD	6, 106	34. 19	208, 764. 14
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	35, 951	16. 51	593, 551. 01
	ORICA LTD	18, 928	18. 50	350, 168. 00
	RIO TINTO LTD	12, 634	119. 49	1, 509, 636. 66
	SOUTH32 LTD	161, 229	3. 60	580, 424. 40
	REECE LTD	8, 459	25. 17	212, 913. 03
	SGH LTD	7, 705	48. 63	374, 694. 15
	BRAMBLES LTD	45, 239	19. 45	879, 898. 55
	COMPUTERSHARE LTD	19, 864	33. 40	663, 457. 60
	QANTAS AIRWAYS LTD	17, 415	9. 03	157, 257. 45
	TRANSURBAN GROUP	103, 261	12. 93	1, 335, 164. 73
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	18, 762	69. 00	1, 294, 578. 00
	LOTTERY CORP LTD/THE	76, 196	5. 14	391, 647. 44
	CAR GROUP LTD	13, 430	40. 22	540, 154. 60
	REA GROUP LTD	1, 973	250. 78	494, 788. 94
	SEEK LTD	13, 555	25. 77	349, 312. 35
	WESFARMERS LTD	39, 070	74. 59	2, 914, 231. 30
	COLES GROUP LTD	45, 292	19. 01	861, 000. 92
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	57, 174	4. 29	245, 276. 46
	WOOLWORTHS GROUP LTD	40, 302	30. 24	1, 218, 732. 48
	TREASURY WINE ESTATES LTD	28, 990	11. 49	333, 095. 10
	COCHLEAR LTD	2, 109	301. 57	636, 011. 13
	PRO MEDICUS LTD	1, 973	268. 37	529, 494. 01
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	5, 971	39. 45	235, 555. 95
	SONIC HEALTHCARE LTD	15, 545	28. 60	444, 587. 00
	CSL LTD	16, 362	281. 28	4, 602, 303. 36
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	103, 758	30. 03	3, 115, 852. 74
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	57, 482	159. 38	9, 161, 481. 16	
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	104, 107	38. 73	4, 032, 064. 11	

	WESTPAC BANKING CORP	119,544	32.87	3,929,411.28	
	ASX LTD	7,507	69.58	522,337.06	
	MACQUARIE GROUP LTD	12,521	231.17	2,894,479.57	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	6,799	35.61	242,112.39	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	82,293	8.65	711,834.45	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	87,487	3.87	338,574.69	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	51,243	19.65	1,006,924.95	
	SUNCORP GROUP LTD	42,555	19.79	842,163.45	
	WISETECH GLOBAL LTD	6,511	131.32	855,024.52	
	XERO LTD	5,015	178.81	896,732.15	
	TELSTRA GROUP LTD	143,934	4.01	577,175.34	
	APA GROUP	39,854	7.28	290,137.12	
	ORIGIN ENERGY LTD	54,674	10.66	582,824.84	
	オーストラリアドル 小計	2,168,288		63,444,197.02 (6,181,368,115)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	50,411	8.34	420,427.74	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	20,290	37.00	750,730.00	
	INFRATIL LTD	35,676	12.42	443,095.92	
	MERCURY NZ LTD	21,009	6.35	133,407.15	
	MERIDIAN ENERGY LTD	38,959	5.75	224,014.25	
	ニュージーランドドル 小計	166,345		1,971,675.06 (174,769,277)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	95,000	43.15	4,099,250.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	13,700	69.10	946,670.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	45,500	113.50	5,164,250.00	
	MTR CORP	44,500	27.80	1,237,100.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	55,000	21.20	1,166,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	74,000	36.25	2,682,500.00	
	SANDS CHINA LTD	70,200	20.60	1,446,120.00	
	WH GROUP LTD	310,000	6.25	1,937,500.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	118,500	25.00	2,962,500.00	
	HANG SENG BANK LTD	27,400	96.70	2,649,580.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	41,500	311.60	12,931,400.00	
	AIA GROUP LTD	376,400	58.20	21,906,480.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	135,000	9.70	1,309,500.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD (CKI)	21,400	54.15	1,158,810.00	

	CLP HOLDINGS LTD	59,000	65.35	3,855,650.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	395,717	5.95	2,354,516.15	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	53,000	51.65	2,737,450.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	56,000	32.85	1,839,600.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	52,916	25.55	1,352,003.80	
	SINO LAND CO	170,000	8.00	1,360,000.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	49,700	77.90	3,871,630.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	32,000	22.70	726,400.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	61,000	21.60	1,317,600.00	
	香港ドル 小計	2,357,433		81,012,509.95 (1,579,743,944)	
シンガポールドル	KEPPEL LTD	47,000	6.86	322,420.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	54,300	4.55	247,065.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	94,900	2.68	254,332.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	50,000	6.39	319,500.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	178,600	0.77	138,415.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	68,500	3.07	210,295.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	68,840	43.65	3,004,866.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	116,600	16.54	1,928,564.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	44,400	36.80	1,633,920.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	25,200	12.57	316,764.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	273,700	3.07	840,259.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	25,700	5.62	144,434.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	82,600	2.71	223,846.00	
	シンガポールドル 小計	1,130,340		9,584,680.00 (1,083,164,686)	
イスラエルシュケル	ICL GROUP LTD	24,131	18.38	443,527.78	
	ELBIT SYSTEMS LTD	765	874.90	669,298.50	
	BANK HAPOALIM BM	40,594	44.50	1,806,433.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	48,004	43.89	2,106,895.56	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	46,706	25.59	1,195,206.54	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	4,617	163.20	753,494.40	
	NICE SYSTEMS LTD	2,166	682.70	1,478,728.20	
	AZRIELI GROUP	1,495	291.60	435,942.00	
	イスラエルシュケル 小計	168,478		8,889,525.98 (377,360,377)	

合 計	37,497,596		347,828,357,173 (347,828,357,173)
-----	------------	--	--------------------------------------

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権 証券	カナダドル	(WRT)CONSTELLATION SOFTWARE INC	497.00	0.00	
		カナダドル 小計	497.00	0.00 (0)	
		新株予約権証券合計		0 (0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	5,471	584,029.25	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	11,425	430,608.25	
		AMERICAN TOWER CORP	15,749	3,292,170.96	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	18,553	369,019.17	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,705	1,067,987.95	
		BXP INC	5,051	419,283.51	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,585	440,130.45	
		CROWN CASTLE INC	15,033	1,533,366.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	11,227	2,112,584.59	
		EQUINIX INC	3,259	3,157,905.82	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	6,492	455,154.12	
		EQUITY RESIDENTIAL	11,811	869,998.26	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,201	662,501.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	7,314	1,203,226.14	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	8,987	450,158.83	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	23,802	516,503.40	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	23,237	440,108.78	
		INVITATION HOMES INC	20,003	673,701.04	
		IRON MOUNTAIN INC	10,256	1,172,671.04	
		KIMCO REALTY CORP	22,653	567,231.12	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	4,140	658,881.00			
PROLOGIS INC	31,762	3,665,970.04			
PUBLIC STORAGE	5,474	1,836,910.18			
REALTY INCOME CORP	30,132	1,701,855.36			

	REGENCY CENTERS CORP	5,791	433,861.72
	SBA COMMUNICATIONS CORP	3,664	818,024.64
	SIMON PROPERTY GROUP INC	11,278	2,053,836.58
	SUN COMMUNITIES INC	4,431	551,836.74
	UDR INC	9,872	443,154.08
	VENTAS INC	14,365	877,126.90
	VICI PROPERTIES INC	36,025	1,144,154.00
	WELLTOWER INC	21,233	2,748,611.85
	WEYERHAEUSER CO	24,863	789,151.62
	WP CAREY INC	7,385	417,326.35
	米ドル 小計	441,229	38,559,040.74 (5,843,237,033)
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	1,821	80,488.20
	カナダドル 小計	1,821	80,488.20 (8,604,993)
ユーロ	COVIVIO	2,175	108,489.00
	GECINA SA	1,560	143,364.00
	KLEPIERRE	7,298	204,927.84
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,947	302,340.20
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	6,343	126,225.70
	ユーロ 小計	21,323	885,346.74 (141,575,797)
英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	22,152	129,699.96
	SEGRO PLC	45,179	334,324.60
	英ポンド 小計	67,331	464,024.56 (89,654,185)
オーストラリアドル	GOODMAN GROUP	58,696	2,218,708.80
	GPT GROUP	65,528	300,773.52
	MIRVAC GROUP	148,939	312,771.90
	SCENTRE GROUP	174,680	630,594.80
	STOCKLAND	75,930	380,409.30
	VICINITY CENTRES	146,054	305,252.86
	オーストラリアドル 小計	669,827	4,148,511.18 (404,189,444)
香港ドル	LINK REIT	81,700	2,818,650.00
	香港ドル 小計	81,700	2,818,650.00

				(54,963,675)
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	117,400	302,892.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	168,663	327,206.22	
	シンガポールドル 小計	286,063	630,098.22	(71,207,399)
投資証券合計			6,613,432,526	(6,613,432,526)
合計			6,613,432,526	(6,613,432,526)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は口数を表しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株予約権 証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 570 銘柄	97.9%	—	—	76.7%
	投資証券 34 銘柄	—	—	2.1%	1.6%
カナダドル	株式 83 銘柄	99.9%	—	—	3.3%
	新株予約権 証券 1 銘柄	—	—	—	—
	投資証券 1 銘柄	—	—	0.1%	0.0%
ユーロ	株式 215 銘柄	99.5%	—	—	8.1%
	投資証券 5 銘柄	—	—	0.5%	0.0%
英ポンド	株式 77 銘柄	99.3%	—	—	3.7%
	投資証券 2 銘柄	—	—	0.7%	0.0%
スイスフラン	株式 45 銘柄	100.0%	—	—	2.3%
スウェーデンクローナ	株式 42 銘柄	100.0%	—	—	0.8%
ノルウェークローネ	株式 11 銘柄	100.0%	—	—	0.1%
デンマーククローネ	株式 16 銘柄	100.0%	—	—	0.8%
オーストラリアドル	株式 48 銘柄	93.9%	—	—	1.7%
	投資証券 6 銘柄	—	—	6.1%	0.1%
ニュージーランドドル	株式 5 銘柄	100.0%	—	—	0.0%
香港ドル	株式 23 銘柄	96.6%	—	—	0.4%
	投資証券 1 銘柄	—	—	3.4%	0.0%
シンガポールドル	株式 13 銘柄	93.8%	—	—	0.3%
	投資証券 2 銘柄	—	—	6.2%	0.0%
イスラエルシェケル	株式 8 銘柄	100.0%	—	—	0.1%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM新興国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年12月10日現在

資産の部	
流動資産	
預金	1,820,679,333
コール・ローン	38,895,305
株式	40,903,230,529
投資証券	37,279,699
派生商品評価勘定	48,813,020
未収入金	568,697
未収配当金	23,480,714
未収利息	117
差入委託証拠金	649,373,253
流動資産合計	43,522,320,667
資産合計	43,522,320,667
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,428,200
未払金	1,026,599,821
未払解約金	24,627,000
流動負債合計	1,053,655,021
負債合計	1,053,655,021
純資産の部	
元本等	
元本	20,142,183,666
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	22,326,481,980
元本等合計	42,468,665,646
純資産合計	42,468,665,646
負債純資産合計	43,522,320,667

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。 為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年12月12日
期首元本額	16,739,460,779円
期中追加設定元本額	6,911,533,417円
期中一部解約元本額	3,508,810,530円
期末元本額	20,142,183,666円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	476,295,740円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	2,131,045,792円
りそなラップ型ファンド(成長型)	3,187,296,919円
DCりそな グローバルバランス	16,157,476円
つみたてバランスファンド	1,486,415,914円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	482,624,240円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	429,333,407円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	309,308,190円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	165,350,115円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	116,386,444円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	70,255,688円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	190,363,006円

埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	113,983,096円
九州SDGs・グローバルバランス	56,327,756円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定型)	6,715,413円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定成長型)	220,799,202円
ラップ型ファンド・プラスESG(成長型)	375,324,537円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	47,175,551円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	116,266,018円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	142,358,617円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	3,949,011円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	1,860,772円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	2,167,263円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	11,361,073円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	6,123,535円
ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)	13,992,707円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	3,886,803円
りそな新興国株式インデックス	10,151,958円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035(運用継続型)	23,443円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040(運用継続型)	28,457円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045(運用継続型)	32,727円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050(運用継続型)	36,441円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055(運用継続型)	39,830円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060(運用継続型)	42,940円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065(運用継続型)	46,974円
FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド	201,066,721円
FWりそな新興国株式インデックスファンド	3,829,657,406円
Smart-i 新興国株式インデックス	3,821,305,440円
Smart-i 8資産バランス 安定型	144,288,530円
Smart-i 8資産バランス 安定成長型	506,738,845円
Smart-i 8資産バランス 成長型	773,028,334円
Smart-i Select 全世界株式インデックス	360,673,569円
Smart-i Select 全世界株式インデックス(除く日本)	116,925,331円
Smart-i DC 全世界株式インデックス	92,726,013円
Smart-i DC 全世界株式インデックス(除く日本)	583,121円
りそなVIグローバル・バランスファンド(安定型)(適格機関投資家専用)	876,893円
りそなVIグローバル・バランスファンド(安定成長型)(適格機関投資家専用)	8,124,259円
りそなVIグローバル・バランスファンド(成長型)(適格機関投資家専用)	92,662,149円
2. 計算日における受益権の総数	20,142,183,666円
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,1084円
(10,000口当たり純資産額)	(21,084円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月10日現在

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。

また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月10日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式、投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

デリバティブ取引

(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年12月10日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年12月10日現在	
	損益に含まれた評価差額 (円)	
株式	5,219,331,687	
投資証券	△8,231,158	
合計	5,211,100,529	

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2024年12月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
----	----	------	----	------

			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,515,370,450	—	1,561,162,806	45,792,356
	合計	1,515,370,450	—	1,561,162,806	45,792,356

(注) 時価の算定方法

先物取引

外国先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(通貨関連)

(2024年12月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	260,922,700	—	263,943,364	3,020,664
	米ドル	36,360,000	—	36,360,000	—
	ユーロ	3,163,400	—	3,197,904	34,504
	チェココルナ	3,147,500	—	3,185,400	37,900
	ポーランドズロチ	7,416,400	—	7,507,580	91,180
	香港ドル	192,560,000	—	194,974,000	2,414,000
	南アフリカランド	18,275,400	—	18,718,480	443,080
	売建	212,730,200	—	215,158,400	△2,428,200
	米ドル	212,730,200	—	215,158,400	△2,428,200
合計		473,652,900	—	479,101,764	592,464

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	36,000	2.18	78,516.00	
	NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	1,600	0.00	0.00	
	SURGUTNEFTEGAS-SP ADR	13,769	0.00	0.00	
	TATNEFT PAO-SPONSORED ADR	4,090	0.00	0.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	4,996	12.97	64,798.12	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	11,117	0.00	0.00	
	NOVOLIPETSK STEEL PJSC-GDR	2,773	0.00	0.00	
	PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	2,330	0.00	0.00	
	PHOSAGRO PJSC (BLOCKED)-GDR	15	0.00	0.00	
	POLYUS PJSC-REG S-GDR	1,288	0.00	0.00	
	SEVERSTAL - GDR REG S	3,862	0.00	0.00	
	SOLIDCORE RESOURCES PLC	5,948	0.00	0.00	
	SOUTHERN COPPER CORP	2,941	105.54	310,393.14	
	H WORLD GROUP LTD	6,920	36.60	253,272.00	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	13,690	10.74	147,030.60	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	13,047	51.00	665,397.00	
	AUTOHOME INC-ADR	2,118	29.00	61,422.00	
	KANZHUN LTD	9,046	15.34	138,765.64	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	25,415	13.16	334,461.40	
	VK CO LTD	2,211	0.00	0.00	
	PDD HOLDINGS INC	23,659	110.33	2,610,297.47	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	11,424	14.62	167,018.88	
	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	2,296	0.00	0.00	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	2,588	41.63	107,738.44	
	COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	98,520	1.54	151,720.80	
	CREDICORP LTD	2,296	190.88	438,260.48	
	INTER & CO INC - CL A	8,301	4.30	35,694.30	
NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	101,201	11.93	1,207,327.93		
TCS GROUP HOLDING-GDR REG S	2,188	0.00	0.00		
QIFU TECHNOLOGY INC	3,969	38.94	154,552.86		

	STONECO LTD-A	8,237	9.18	75,615.66
	XP INC - CLASS A	11,958	13.43	160,595.94
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-B	24,726	1.65	40,797.90
	KE HOLDINGS INC	22,229	21.02	467,253.58
	米ドル 小計	486,768		7,670,930.14 (1,162,452,753)
メキシコペソ	CEMEX SAB-CPO	524,400	11.87	6,224,628.00
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	108,700	108.47	11,790,689.00
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	6,450	335.93	2,166,748.50
	ALFA S. A. B. -A	124,578	15.80	1,968,332.40
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	17,700	120.80	2,138,160.00
	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	13,685	398.20	5,449,367.00
	GRUPO AEROPORT DEL SURESTE-B	5,830	537.99	3,136,481.70
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	11,800	185.18	2,185,124.00
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	5,980	189.47	1,133,030.60
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	9,300	136.73	1,271,589.00
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	176,200	57.23	10,083,926.00
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	19,400	183.08	3,551,752.00
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	16,850	167.00	2,813,950.00
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	61,100	183.56	11,215,516.00
	GRUMA S. A. B. -B	6,105	351.35	2,144,991.75
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	42,500	58.60	2,490,500.00
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	45,900	27.52	1,263,168.00
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	87,000	142.53	12,400,110.00
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-0	59,100	47.94	2,833,254.00
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	623,400	15.28	9,525,552.00
	メキシコペソ 小計	1,965,978		95,786,869.95 (717,376,605)
ブラジルリアル	COSAN SA	38,400	9.36	359,424.00
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	124,800	43.22	5,393,856.00
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	154,200	40.04	6,174,168.00
	PRIOR SA	28,300	39.90	1,129,170.00
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	22,900	17.56	402,124.00
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	19,200	11.65	223,680.00
	GERDAU SA-PREF	45,234	21.15	956,699.10
	KLABIN SA - UNIT	30,830	23.38	720,805.40

SUZANO SA	25,007	66.65	1,666,716.55
VALE SA	117,004	59.83	7,000,349.32
EMBRAER SA	25,700	56.44	1,450,508.00
WEG SA	56,500	55.75	3,149,875.00
CCR SA	32,300	10.66	344,318.00
LOCALIZA RENT A CAR	33,910	33.45	1,134,289.50
RUMO SA	42,300	19.13	809,199.00
VIBRA ENERGIA SA	36,100	20.29	732,469.00
RAIA DROGASIL SA	41,476	24.20	1,003,719.20
AMBEV SA	160,400	14.21	2,279,284.00
BRF SA	19,900	28.69	570,931.00
JBS SA	24,800	39.93	990,264.00
NATURA &CO HOLDING SA	28,800	14.13	406,944.00
HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	150,892	2.41	363,649.72
REDE D'OR SAO LUIZ SA	25,600	27.12	694,272.00
HYPERA SA	11,400	18.95	216,030.00
BANCO BRADESCO S. A.	51,115	11.11	567,887.65
BANCO BRADESCO SA-PREF	178,636	12.24	2,186,504.64
BANCO DO BRASIL S. A.	55,200	24.67	1,361,784.00
ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	167,000	32.86	5,487,620.00
ITAUSA SA	192,284	9.30	1,788,241.20
B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	180,100	10.00	1,801,000.00
BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	40,200	30.37	1,220,874.00
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	22,000	35.66	784,520.00
CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	19,000	15.76	299,440.00
TOTVS SA	21,100	27.71	584,681.00
TELEFONICA BRASIL S. A.	13,000	51.07	663,910.00
TIM SA	28,500	15.60	444,600.00
CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	7,100	40.01	284,071.00
CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	42,100	35.95	1,513,495.00
CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	57,374	11.63	667,259.62
CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	17,200	91.07	1,566,404.00
COMPANHIA PARANAENSE DE ENER	35,200	9.57	336,864.00
CPFL ENERGIA SA	7,200	31.94	229,968.00
ENERGISA SA-UNITS	9,800	38.46	376,908.00
ENGIE BRASIL ENERGIA SA	6,275	37.96	238,199.00

	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	43,600	29.58	1,289,688.00	
	ブラジルリアル 小計	2,489,937		61,866,663.90 (1,540,436,624)	
チリペソ	EMPRESAS CMPC SA	33,869	1,545.10	52,330,991.90	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	4,555	39,024.00	177,754,320.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	5,527,400	14.08	77,825,792.00	
	EMPRESAS COPEC SA	12,153	6,036.00	73,355,508.00	
	FALABELLA SA	29,867	3,463.00	103,429,421.00	
	CENCOSUD SA	41,917	2,115.00	88,654,455.00	
	BANCO DE CHILE	1,584,287	113.12	179,214,545.44	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	3,557	28,150.00	100,129,550.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	2,146,867	47.49	101,954,713.83	
	ENEL AMERICAS SA	721,398	88.30	63,699,443.40	
	ENEL CHILE SA	827,632	54.89	45,428,720.48	
	チリペソ 小計	10,933,502		1,063,777,461.05 (166,241,822)	
コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	7,429	37,880.00	281,410,520.00	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	16,489	35,900.00	591,955,100.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	15,693	16,820.00	263,956,260.00	
	コロンビアペソ 小計	39,611		1,137,321,880.00 (39,399,104)	
ユーロ	METLEN ENERGY & METALS SA	3,508	32.86	115,272.88	
	OPAP SA	5,739	15.94	91,479.66	
	JUMBO SA	3,787	26.14	98,992.18	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	72,626	1.64	119,723.96	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	91,824	2.25	206,604.00	
	NATIONAL BANK OF GREECE	30,349	7.74	235,083.35	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S	39,713	3.91	155,635.24	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	6,206	14.94	92,717.64	
	PUBLIC POWER CORP	6,514	11.93	77,712.02	
	ユーロ 小計	260,266		1,193,220.93 (190,807,958)	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	31,268	154.50	4,830,906.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	86,416	27.00	2,333,232.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	347,344	4.46	1,549,154.24	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	45,551	71.25	3,245,508.75	

	KOC HOLDING AS	24,481	200.70	4,913,336.70	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	42,569	43.20	1,838,980.80	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	7,907	224.70	1,776,702.90	
	TURK HAVA YOLLARI AO	19,704	300.50	5,921,052.00	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	2,149	991.50	2,130,733.50	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	16,061	526.00	8,448,086.00	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE	7,108	233.50	1,659,718.00	
	COCA-COLA ICECEK AS	27,115	61.70	1,672,995.50	
	AKBANK T. A. S.	110,813	66.35	7,352,442.55	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	34,570	100.80	3,484,656.00	
	TURKIYE IS BANKASI-C	318,445	14.28	4,547,394.60	
	YAPI VE KREDI BANKASI	104,229	32.42	3,379,104.18	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	46,556	93.80	4,366,952.80	
	トルコリラ 小計	1,272,286		63,450,956.52 (276,284,499)	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	2,474	849.00	2,100,426.00	
	MONETA MONEY BANK AS	9,667	124.60	1,204,508.20	
	CEZ AS	5,821	937.00	5,454,277.00	
	チェココルナ 小計	17,962		8,759,211.20 (55,809,314)	
ハンガリーフォ リント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	13,379	2,656.00	35,534,624.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	4,614	10,700.00	49,369,800.00	
	OTP BANK PLC	7,511	21,930.00	164,716,230.00	
	ハンガリーフォリント 小計	25,504		249,620,654.00 (96,852,064)	
ポーランドズロ チ	ORLEN SA	20,151	53.08	1,069,615.08	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	4,980	133.40	664,332.00	
	BUDIMEX	397	473.80	188,098.60	
	LPP SA	41	16,860.00	691,260.00	
	CD PROJEKT SA	2,083	194.30	404,726.90	
	ALLEGRO. EU SA	20,381	29.84	608,270.94	
	DINO POLSKA SA	1,567	405.50	635,418.50	
	ALIOR BANK SA	3,092	88.50	273,642.00	
	BANK PEKAO SA	6,624	146.95	973,396.80	
	MBANK SA	464	561.20	260,396.80	
	PKO BANK POLSKI SA	29,461	61.28	1,805,370.08	

	SANTANDER BANK POLSKA SA	1,446	476.50	689,019.00
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	19,309	46.00	888,214.00
	PGE SA	29,021	6.20	180,046.28
	ポーランドズロチ 小計	139,017		9,331,806.98 (350,369,225)
ロシアルーブル	GAZPROM PJSC	209,472	0.00	0.00
	LUKOIL PJSC	7,345	0.00	0.00
	ROSNEFT OIL CO PJSC	20,180	0.00	0.00
	SURGUTNEFTEGAS-PREFERENCE	131,600	0.00	0.00
	ALROSA PJSC	46,260	0.00	0.00
	UNITED CO RUSAL INTERNATIONA	55,000	0.00	0.00
	OZON HOLDINGS PLC - ADR	920	0.00	0.00
	MAGNIT PJSC	1,334	0.00	0.00
	SBERBANK OF RUSSIA PJSC	190,680	0.00	0.00
	VTB BANK PJSC	13,147	0.00	0.00
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJ	22,980	0.00	0.00
	MOBILE TELESYSTEMS PUBLIC JO	16,768	0.00	0.00
	INTER RAO UES PJSC	725,000	0.00	0.00
	ロシアルーブル 小計	1,440,686		0.00 (0)
香港ドル	CHINA COAL ENERGY CO-H	64,000	9.89	632,960.00
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	58,000	6.81	394,980.00
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	814,000	4.39	3,573,460.00
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	113,000	34.60	3,909,800.00
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-H	52,000	6.30	327,600.00
	PETROCHINA CO LTD-H	724,000	5.88	4,257,120.00
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	115,500	9.51	1,098,405.00
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	146,000	4.86	709,560.00
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	39,000	21.75	848,250.00
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	94,000	12.48	1,173,120.00
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	152,000	3.85	585,200.00
	CMOC GROUP LTD-H	117,000	5.92	692,640.00
	JIANGXI COPPER CO LTD-H	44,000	13.10	576,400.00
	MMG LTD	140,000	2.86	400,400.00
	SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	25,000	13.56	339,000.00
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	49,000	11.08	542,920.00

ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	196,000	15.68	3,073,280.00
AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	83,000	3.88	322,040.00
BOC AVIATION LTD	7,000	61.80	432,600.00
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	82,000	4.32	354,240.00
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	133,000	3.96	526,680.00
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	72,000	12.06	868,320.00
CITIC LTD	196,000	9.22	1,807,120.00
CRRC CORP LTD - H	138,000	4.90	676,200.00
FOSUN INTERNATIONAL LTD	83,500	4.43	369,905.00
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	21,000	20.55	431,550.00
SINOTRUK HONG KONG LTD	22,500	22.80	513,000.00
WEICHAI POWER CO LTD-H	72,000	11.58	833,760.00
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-H	16,000	30.85	493,600.00
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	40,000	13.16	526,400.00
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	101,200	11.64	1,177,968.00
JD LOGISTICS INC	66,700	14.76	984,492.00
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	42,000	8.15	342,300.00
ORIENT OVERSEAS INTL LTD	4,500	104.10	468,450.00
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	48,000	5.40	259,200.00
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	14,211	149.90	2,130,228.90
BYD CO LTD-H	35,500	273.80	9,719,900.00
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	20,000	54.00	1,080,000.00
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	208,000	15.42	3,207,360.00
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	76,000	13.66	1,038,160.00
LI AUTO INC-CLASS A	41,388	91.90	3,803,557.20
NIO INC-CLASS A	48,545	38.15	1,851,991.75
XPENG INC-CLASS A SHARES	43,364	52.45	2,274,441.80
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	42,000	11.78	494,760.00
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	17,200	29.75	511,700.00
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	43,800	83.75	3,668,250.00
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	126,000	4.02	506,520.00
HAIER SMART HOME CO LTD-H	84,400	28.65	2,418,060.00
HISENSE HOME APPLIANCES GR-H	10,000	23.45	234,500.00
LI NING CO LTD	78,000	17.44	1,360,320.00
MIDEA GROUP CO LTD	9,500	77.40	735,300.00
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	28,300	61.95	1,753,185.00

HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	53,000	16.90	895,700.00	
MEITUAN	168,510	171.70	28,933,167.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	50,910	50.75	2,583,682.50	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LT	45,200	19.48	880,496.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	34,000	11.16	379,440.00	
TRIP.COM GROUP LTD	21,060	577.50	12,162,150.00	
BAIDU INC-CLASS A	77,780	87.10	6,774,638.00	
BILIBILI INC-CLASS Z	7,857	158.50	1,245,334.50	
CHINA LITERATURE LTD	14,600	29.60	432,160.00	
CHINA RUYI HOLDINGS LIMITED	208,000	2.34	486,720.00	
KINGSOFT CORP LTD	33,600	34.70	1,165,920.00	
KUAISHOU TECHNOLOGY	91,500	48.45	4,433,175.00	
NETEASE INC	65,900	150.90	9,944,310.00	
TENCENT HOLDINGS LTD	220,900	418.80	92,512,920.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	554,140	86.90	48,154,766.00	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	62,600	7.23	452,598.00	
JD.COM INC - CL A	84,260	152.20	12,824,372.00	
MINISO GROUP HOLDING LTD	12,492	47.05	587,748.60	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	18,000	94.25	1,696,500.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	28,500	17.18	489,630.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	212,000	3.82	809,840.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	36,800	31.35	1,153,680.00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	3,800	113.27	430,426.00	
CHINA FEIHE LTD	124,000	5.71	708,040.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	105,000	17.28	1,814,400.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	56,000	27.35	1,531,600.00	
NONGFU SPRING CO LTD-H	69,400	36.90	2,560,860.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	60,000	11.58	694,800.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	68,000	10.30	700,400.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	22,000	52.20	1,148,400.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	154,000	4.51	694,540.00	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	10,600	51.15	542,190.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	22,000	22.85	502,700.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	100,000	4.85	485,000.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	21,500	13.24	284,660.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	44,800	21.15	947,520.00	

AKESO INC	22,000	66.35	1,459,700.00
BEIGENE LTD	23,196	123.20	2,857,747.20
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	79,000	5.45	430,550.00
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	294,000	5.15	1,514,100.00
GENSCRIPT BIOTECH CORP	46,000	11.58	532,680.00
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	44,000	19.10	840,400.00
INNOVENT BIOLOGICS INC	41,500	39.10	1,622,650.00
SINO BIOPHARMACEUTICAL	359,250	3.33	1,196,302.50
WUXI APPTec CO LTD-H	10,168	59.85	608,554.80
WUXI BIOLOGICS (CAYMAN) INC.	125,000	19.00	2,375,000.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	950,000	4.19	3,980,500.00
BANK OF CHINA LTD-H	2,427,000	3.83	9,295,410.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	293,000	5.96	1,746,280.00
CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	292,000	5.30	1,547,600.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	3,276,000	6.26	20,507,760.00
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	101,000	2.85	287,850.00
CHINA MERCHANTS BANK-H	133,500	38.40	5,126,400.00
CHINA MINSHENG BANKING-H	209,600	3.16	662,336.00
IND & COMM BK OF CHINA-H	2,369,000	4.82	11,418,580.00
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	257,000	4.55	1,169,350.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	115,500	7.79	899,745.00
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	47,600	15.20	723,520.00
CITIC SECURITIES CO LTD-H	56,000	24.50	1,372,000.00
FAR EAST HORIZON LTD	64,000	5.53	353,920.00
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	86,400	7.29	629,856.00
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	41,200	14.38	592,456.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	255,000	16.22	4,136,100.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	88,200	26.75	2,359,350.00
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	52,200	13.12	684,864.00
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	33,200	27.20	903,040.00
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	283,000	3.95	1,117,850.00
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	230,000	12.54	2,884,200.00
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	228,500	48.55	11,093,675.00
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	110,000	10.54	1,159,400.00
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	26,000	38.50	1,001,000.00
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	28,000	42.95	1,202,600.00

	LENOVO GROUP LTD	282,000	9.44	2,662,080.00	
	SUNNY OPTICAL TECH	23,900	67.20	1,606,080.00	
	XIAOMI CORP-CLASS B	522,800	30.95	16,180,660.00	
	ZTE CORP-H	23,600	19.82	467,752.00	
	CHINA TOWER CORP LTD-H	1,450,000	1.07	1,551,500.00	
	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	16,500	25.70	424,050.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GR	146,000	2.29	334,340.00	
	CGN POWER CO LTD-H	342,000	2.77	947,340.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LTD	88,800	6.66	591,408.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	107,000	6.81	728,670.00	
	CHINA POWER INTERNATIONAL	142,000	3.16	448,720.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	34,100	29.40	1,002,540.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	64,000	19.00	1,216,000.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	27,700	57.65	1,596,905.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	102,000	5.22	532,440.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	134,000	4.29	574,860.00	
	KUNLUN ENERGY CO LTD	132,000	8.07	1,065,240.00	
	GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	727,000	1.34	974,180.00	
	HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	22,000	21.40	470,800.00	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	168,000	3.42	574,560.00	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT	27,000	13.32	359,640.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	131,000	14.20	1,860,200.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	108,500	24.65	2,674,525.00	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	25,600	31.00	793,600.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	72,000	11.94	859,680.00	
	香港ドル 小計	26,076,331		454,146,734.75 (8,855,861,327)	
マレーシアリン ギット	PETRONAS DAGANGAN BHD	10,900	20.00	218,000.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	88,200	4.81	424,242.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	140,600	4.93	693,158.00	
	GAMUDA BHD	76,100	9.22	701,642.00	
	SIME DARBY BERHAD	99,700	2.37	236,289.00	
	SUNWAY BHD	76,700	4.82	369,694.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	28,000	10.60	296,800.00	
	MISC BHD	44,700	7.42	331,674.00	
	GENTING BHD	81,100	3.65	296,015.00	

	GENTING MALAYSIA BHD	91,400	2.15	196,510.00	
	MR DIY GROUP M BHD	156,850	1.86	291,741.00	
	IOI CORP BHD	85,100	3.91	332,741.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	16,500	21.44	353,760.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	2,200	96.20	211,640.00	
	PPB GROUP BERHAD	19,620	12.86	252,313.20	
	QL RESOURCES BHD	65,725	4.90	322,052.50	
	SD GUTHRIE BHD	63,000	5.06	318,780.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	68,900	7.42	511,238.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	82,000	5.53	453,460.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	262,500	8.18	2,147,250.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	20,600	20.60	424,360.00	
	MALAYAN BANKING BHD	183,600	10.10	1,854,360.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	491,400	4.54	2,230,956.00	
	RHB BANK BHD	50,200	6.57	329,814.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	95,100	2.36	224,436.00	
	CELCOMDIGI BHD	113,500	3.65	414,275.00	
	MAXIS BHD	93,600	3.50	327,600.00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	36,600	6.60	241,560.00	
	PETRONAS GAS BHD	26,300	17.70	465,510.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	96,700	13.82	1,336,394.00	
	YTL CORP BHD	106,800	2.16	230,688.00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	78,700	3.64	286,468.00	
	INARI AMERTRON BHD	92,700	2.97	275,319.00	
	マレーシアリングイト 小計	3,045,595		17,600,739.70 (602,256,830)	
タイパーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	49,300	126.50	6,236,450.00	
	PTT PCL-NVDR	353,100	32.00	11,299,200.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	39,100	38.00	1,485,800.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	79,000	24.90	1,967,100.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	25,500	179.00	4,564,500.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	145,900	60.50	8,826,950.00	
	BANGKOK EXPRESSWAY AND METRO	234,600	7.35	1,724,310.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	114,000	27.25	3,106,500.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	51,825	34.00	1,762,050.00	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	204,100	9.65	1,969,565.00	

	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	85,300	13.90	1,185,670.00	
	CP ALL PCL-NVDR	197,900	62.75	12,418,225.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	72,834	35.50	2,585,607.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	130,000	23.90	3,107,000.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	383,800	25.25	9,690,950.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	18,700	202.00	3,777,400.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	19,100	156.50	2,989,150.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	134,000	21.50	2,881,000.00	
	SCB X PCL-NVDR	26,600	118.50	3,152,100.00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	685,400	1.83	1,254,282.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	29,400	47.75	1,403,850.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	105,400	152.50	16,073,500.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	41,900	295.00	12,360,500.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	36,100	101.50	3,664,150.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	327,315	11.80	3,862,317.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	92,300	64.25	5,930,275.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	75,300	59.75	4,499,175.00	
	タイパーツ 小計	3,757,774		133,777,576.00 (600,661,316)	
フィリピンペン	AYALA CORPORATION	9,330	640.00	5,971,200.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	72,731	21.20	1,541,897.20	
	SM INVESTMENTS CORP	7,780	880.00	6,846,400.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	36,820	395.00	14,543,900.00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	15,800	260.00	4,108,000.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	24,530	76.50	1,876,545.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAN	60,138	130.00	7,817,940.00	
	BDO UNIBANK INC	82,826	153.00	12,672,378.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	57,732	76.00	4,387,632.00	
	PLDT INC	2,235	1,355.00	3,028,425.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	9,630	482.00	4,641,660.00	
	AYALA LAND INC	222,200	28.15	6,254,930.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	331,200	26.20	8,677,440.00	
	フィリピンペン 小計	932,952		82,368,347.20 (215,121,412)	
インドネシアル ピア	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA	483,900	2,680.00	1,296,852,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	45,500	28,500.00	1,296,750,000.00	

	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	209,900	9,325.00	1,957,317,500.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	910,347	935.00	851,174,445.00	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	259,400	8,250.00	2,140,050,000.00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	70,200	7,125.00	500,175,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	292,209	1,920.00	561,041,280.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	707,300	5,225.00	3,695,642,500.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	32,126,700	78.00	2,505,882,600.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	676,400	2,940.00	1,988,616,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	219,400	4,910.00	1,077,254,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	75,400	11,775.00	887,835,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK P	154,200	8,200.00	1,264,440,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	276,400	1,895.00	523,778,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	730,700	1,485.00	1,085,089,500.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	1,902,900	10,350.00	19,695,015,000.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,251,900	6,375.00	7,980,862,500.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	551,500	5,000.00	2,757,500,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	2,283,845	4,390.00	10,026,079,550.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	1,747,400	2,740.00	4,787,876,000.00	
	インドネシアルピア 小計	44,975,501		66,879,230,875.00 (642,040,616)	
韓国ウォン	HD HYUNDAI	1,442	76,600.00	110,457,200.00	
	S-OIL CORP	1,463	53,600.00	78,416,800.00	
	SK INNOVATION CO LTD	2,225	109,100.00	242,747,500.00	
	ENCHEM CO LTD	454	145,400.00	66,011,600.00	
	KOREA ZINC CO LTD	172	1,535,000.00	264,020,000.00	
	KUMHO PETROCHEMICAL CO LTD	568	87,800.00	49,870,400.00	
	LG CHEM LTD	1,673	246,500.00	412,394,500.00	
	LG CHEM LTD-PREFERENCE	265	166,500.00	44,122,500.00	
	LOTTE CHEMICAL CORP	563	56,400.00	31,753,200.00	
	POSCO HOLDINGS INC	2,453	253,500.00	621,835,500.00	
	SKC CO LTD	602	90,400.00	54,420,800.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	1,860	42,500.00	79,050,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY	14,543	17,380.00	252,757,340.00	
	ECOPRO BM CO LTD	1,725	128,800.00	222,180,000.00	
	ECOPRO CO LTD	3,196	70,100.00	224,039,600.00	
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	728	72,400.00	52,707,200.00	

GS HOLDINGS	1,411	39,700.00	56,016,700.00	
HANWHA AEROSPACE CO LTD	1,104	279,000.00	308,016,000.00	
HANWHA OCEAN CO LTD	3,102	29,850.00	92,594,700.00	
HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	761	345,500.00	262,925,500.00	
HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	733	208,000.00	152,464,000.00	
HD KOREA SHIPBUILDING & OFFS	1,376	187,900.00	258,550,400.00	
HYUNDAI ROTEM COMPANY	2,441	44,450.00	108,502,450.00	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	2,331	51,900.00	120,978,900.00	
L&F CO LTD	821	94,900.00	77,912,900.00	
LG CORP	3,367	73,800.00	248,484,600.00	
LG ENERGY SOLUTION	1,582	387,500.00	613,025,000.00	
LS ELECTRIC CO LTD	510	143,600.00	73,236,000.00	
POSCO FUTURE M CO LTD	1,101	155,100.00	170,765,100.00	
POSCO INTERNATIONAL CORP	1,772	37,400.00	66,272,800.00	
SAMSUNG C&T CORP	3,197	116,100.00	371,171,700.00	
SAMSUNG E&A CO LTD	5,165	16,310.00	84,241,150.00	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	21,428	9,990.00	214,065,720.00	
SK	1,151	127,600.00	146,867,600.00	
SK SQUARE CO LTD	3,510	78,800.00	276,588,000.00	
HMM CO LTD	9,597	17,800.00	170,826,600.00	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,230	112,400.00	138,252,000.00	
KOREAN AIR LINES CO LTD	6,852	23,250.00	159,309,000.00	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	2,338	37,200.00	86,973,600.00	
HYUNDAI MOBIS CO LTD	2,144	243,000.00	520,992,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO	4,571	201,000.00	918,771,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	1,138	153,600.00	174,796,800.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	714	149,600.00	106,814,400.00	
KIA CORP	8,082	92,000.00	743,544,000.00	
COWAY CO LTD	2,070	72,300.00	149,661,000.00	
LG ELECTRONICS INC	3,637	83,200.00	302,598,400.00	
HANJIN KAL CORP	866	76,100.00	65,902,600.00	
HYBE CO LTD	846	185,300.00	156,763,800.00	
KAKAO CORP	10,952	42,300.00	463,269,600.00	
KRAFTON INC	925	301,000.00	278,425,000.00	
NAVER CORP	4,988	201,500.00	1,005,082,000.00	
NCSOFT CORP	458	190,000.00	87,020,000.00	

NETMARBLE CORPORATION	904	53,400.00	48,273,600.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	272	250,500.00	68,136,000.00	
KT&G CORP	3,710	119,200.00	442,232,000.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	783	101,000.00	79,083,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	932	99,500.00	92,734,000.00	
LG H&H	315	331,000.00	104,265,000.00	
HLB INC	4,169	72,100.00	300,584,900.00	
ALTEOGEN INC	1,364	285,000.00	388,740,000.00	
CELLTRION INC	5,095	175,100.00	892,134,500.00	
HANMI PHARM CO LTD	218	245,000.00	53,410,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	599	953,000.00	570,847,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	954	96,900.00	92,442,600.00	
SK BIOSCIENCE CO LTD	710	44,700.00	31,737,000.00	
YUHAN CORP	1,830	109,300.00	200,019,000.00	
HANA FINANCIAL GROUP	10,111	57,200.00	578,349,200.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	8,613	14,130.00	121,701,690.00	
KAKAOBANK CORP	5,191	22,700.00	117,835,700.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	12,910	82,800.00	1,068,948,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	14,544	50,700.00	737,380,800.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	22,741	15,310.00	348,164,710.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	1,392	73,300.00	102,033,600.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	3,435	98,400.00	338,004,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	7,939	8,110.00	64,385,290.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES C	3,822	13,460.00	51,444,120.00	
DB INSURANCE CO LTD	1,452	101,000.00	146,652,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	1,067	365,000.00	389,455,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LT	2,810	98,000.00	275,380,000.00	
POSCO DX CO LTD	1,565	19,660.00	30,767,900.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	1,376	132,400.00	182,182,400.00	
LG DISPLAY CO LTD	9,723	8,890.00	86,437,470.00	
LG INNOTEK CO LTD	466	152,700.00	71,158,200.00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	1,813	105,600.00	191,452,800.00	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	162,705	53,400.00	8,688,447,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	28,391	44,800.00	1,271,916,800.00	
SAMSUNG SDI CO LTD	1,855	239,500.00	444,272,500.00	
LG UPLUS CORP	6,485	10,760.00	69,778,600.00	

	SK TELECOM	1,621	57,200.00	92,721,200.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	8,066	20,900.00	168,579,400.00	
	HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	1,397	70,100.00	97,929,700.00	
	SK HYNIX INC	18,675	168,900.00	3,154,207,500.00	
	韓国ウォン 小計	514,223		34,292,689,340.00 (3,641,883,607)	
新台湾ドル	ASIA CEMENT CORP	85,000	42.50	3,612,500.00	
	CHINA STEEL CORP	408,000	21.00	8,568,000.00	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	110,000	33.15	3,646,500.00	
	FORMOSA PLASTICS CORP	122,000	40.20	4,904,400.00	
	NAN YA PLASTICS CORP	169,000	36.90	6,236,100.00	
	TCC GROUP HOLDINGS	237,917	33.55	7,982,115.35	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	5,200	825.00	4,290,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	92,000	33.05	3,040,600.00	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	4,400	573.00	2,521,200.00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	2,000	1,930.00	3,860,000.00	
	WALSIN LIHWA CORP	106,000	25.90	2,745,400.00	
	CHINA AIRLINES LTD	95,000	26.95	2,560,250.00	
	EVA AIRWAYS CORP	86,000	47.50	4,085,000.00	
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	33,420	235.50	7,870,410.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	55,000	28.25	1,553,750.00	
	WAN HAI LINES LTD	23,650	86.10	2,036,265.00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	64,000	83.00	5,312,000.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	70,000	52.00	3,640,000.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	6,420	527.00	3,383,340.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	20,289	136.00	2,759,304.00	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	6,000	394.00	2,364,000.00	
	POU CHEN	73,000	43.90	3,204,700.00	
	INTERNATIONAL GAMES SYSTEM C	8,000	1,035.00	8,280,000.00	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	10,160	610.00	6,197,600.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	21,000	270.00	5,670,000.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	165,000	84.60	13,959,000.00	
	PHARMAESSENTIA CORP	8,000	582.00	4,656,000.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	223,711	18.00	4,026,798.00	
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	576,000	39.05	22,492,800.00	
	E. SUN FINANCIAL HOLDING CO	489,155	27.55	13,476,220.25	

FIRST FINANCIAL HOLDING CO	385,094	28.10	10,821,141.40
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	285,254	27.55	7,858,747.70
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	398,407	39.95	15,916,359.65
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	383,708	24.10	9,247,362.80
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	425,417	17.65	7,508,610.05
TAIWAN BUSINESS BANK	223,142	15.10	3,369,444.20
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	345,107	25.30	8,731,207.10
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	145,000	40.15	5,821,750.00
CHAILEASE HOLDING CO LTD	51,929	121.00	6,283,409.00
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	354,532	34.95	12,390,893.40
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	320,000	69.20	22,144,000.00
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	275,104	91.50	25,172,016.00
KGI FINANCIAL HOLDING CO LTD	566,000	18.00	10,188,000.00
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	536,069	12.00	6,432,828.00
ACCTON TECHNOLOGY CORP	17,000	720.00	12,240,000.00
ACER INC	104,000	39.50	4,108,000.00
ADVANTECH CO LTD	16,427	355.50	5,839,798.50
ASIA VITAL COMPONENTS	11,000	708.00	7,788,000.00
ASUSTEK COMPUTER INC	24,000	608.00	14,592,000.00
AUO CORP	238,200	15.55	3,704,010.00
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	20,000	196.00	3,920,000.00
COMPAL ELECTRONICS	156,000	39.10	6,099,600.00
DELTA ELECTRONICS INC	67,000	405.00	27,135,000.00
E INK HOLDINGS INC	28,000	268.00	7,504,000.00
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	19,000	277.50	5,272,500.00
HON HAI PRECISION INDUSTRY	425,800	195.00	83,031,000.00
INNOLUX CORP	240,900	15.65	3,770,085.00
INVENTEC CORP	87,000	50.30	4,376,100.00
LARGAN PRECISION CO LTD	3,200	2,440.00	7,808,000.00
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	69,000	105.00	7,245,000.00
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	23,000	173.00	3,979,000.00
PEGATRON CORP	74,000	97.30	7,200,200.00
QUANTA COMPUTER INC	93,000	296.00	27,528,000.00
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	40,000	75.70	3,028,000.00
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	45,000	148.50	6,682,500.00
WISTRON CORP	98,000	118.50	11,613,000.00

	WIWYNN CORP	3,800	2,485.00	9,443,000.00	
	WPG HOLDINGS LTD	57,960	70.60	4,091,976.00	
	YAGEO CORPORATION	13,574	535.00	7,262,090.00	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	22,000	115.50	2,541,000.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	128,000	124.50	15,936,000.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	63,000	90.00	5,670,000.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	59,000	114.50	6,755,500.00	
	ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	2,500	2,675.00	6,687,500.00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	111,000	160.00	17,760,000.00	
	EEMORY TECHNOLOGY INC	2,000	3,165.00	6,330,000.00	
	GLOBAL UNICHIP CORP	2,800	1,225.00	3,430,000.00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	10,000	420.00	4,200,000.00	
	JENTECH PRECISION INDUSTRIAL	3,000	1,525.00	4,575,000.00	
	MEDIATEK INC	51,800	1,325.00	68,635,000.00	
	NANYA TECHNOLOGY CORP	39,000	32.50	1,267,500.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS COR	19,400	487.50	9,457,500.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	16,000	519.00	8,304,000.00	
	SILERGY CORP	10,640	411.50	4,378,360.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	837,500	1,075.00	900,312,500.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	378,000	44.05	16,650,900.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	36,000	92.80	3,340,800.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	53,647	46.00	2,467,762.00	
	新台湾ドル 小計	11,890,233		1,694,780,203.40 (7,915,131,983)	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	48,477	303.45	14,710,345.65	
	COAL INDIA LTD	65,331	414.00	27,047,034.00	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	30,947	399.70	12,369,515.90	
	INDIAN OIL CORP LTD	103,456	142.33	14,724,892.48	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	106,658	258.90	27,613,756.20	
	OIL INDIA LTD	15,994	467.85	7,482,792.90	
	PETRONET LNG LTD	23,778	335.10	7,968,007.80	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	207,796	1,295.15	269,126,989.40	
	AMBUJA CEMENTS LTD	23,129	571.30	13,213,597.70	
	APL APOLLO TUBES LTD	6,239	1,616.60	10,085,967.40	
	ASIAN PAINTS LTD	12,963	2,391.85	31,005,551.55	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	8,980	2,681.40	24,078,972.00	

HINDALCO INDUSTRIES LTD	45,673	670.90	30,642,015.70
JINDAL STAINLESS LTD	10,584	747.05	7,906,777.20
JINDAL STEEL & POWER LTD	13,387	967.20	12,947,906.40
JSW STEEL LTD	21,832	1,011.90	22,091,800.80
NMDC LTD	32,477	241.53	7,844,169.81
PI INDUSTRIES LTD	2,503	4,060.60	10,163,681.80
PIDILITE INDUSTRIES LTD	5,515	3,160.75	17,431,536.25
SHREE CEMENT LTD	297	26,711.25	7,933,241.25
SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	993	10,962.90	10,886,159.70
SRF LTD	4,666	2,302.35	10,742,765.10
SUPREME INDUSTRIES LTD	2,023	5,012.65	10,140,590.95
TATA STEEL LTD	253,156	149.88	37,943,021.28
ULTRATECH CEMENT LTD	3,897	11,814.80	46,042,275.60
UPL LTD	13,811	555.40	7,670,629.40
VEDANTA LTD	48,745	497.05	24,228,702.25
ABB INDIA LTD	1,828	7,569.75	13,837,503.00
ADANI ENTERPRISES LTD	4,760	2,495.85	11,880,246.00
ASHOK LEYLAND LTD	48,007	228.66	10,977,280.62
ASTRAL LTD	4,281	1,850.55	7,922,204.55
BHARAT ELECTRONICS LTD	123,682	314.60	38,910,357.20
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	33,162	249.55	8,275,577.10
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLU	19,772	793.50	15,689,082.00
CUMMINS INDIA LTD	4,466	3,509.15	15,671,863.90
HAVELLS INDIA LTD	9,257	1,704.70	15,780,407.90
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	6,805	4,618.95	31,431,954.75
LARSEN & TOUBRO LTD	22,593	3,947.30	89,181,348.90
POLYCAB INDIA LTD	1,891	7,438.40	14,066,014.40
RAIL VIKAS NIGAM LTD	17,055	470.55	8,025,230.25
SIEMENS LTD	3,164	7,842.05	24,812,246.20
SUZLON ENERGY LTD	343,421	67.36	23,132,838.56
THERMAX LTD	1,598	4,641.65	7,417,356.70
VOLTAS LTD	6,900	1,764.35	12,174,015.00
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	7,631	833.70	6,361,964.70
ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	19,134	1,266.85	24,239,907.90
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	7,859	858.10	6,743,807.90
GMR AIRPORTS INFRASTRUCTURE	77,131	86.20	6,648,692.20

INTERGLOBE AVIATION LTD	6,410	4,489.45	28,777,374.50
BAJAJ AUTO LTD	2,398	9,077.45	21,767,725.10
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	3,131	2,857.80	8,947,771.80
BHARAT FORGE LTD	9,240	1,363.45	12,598,278.00
BOSCH LTD	248	35,895.15	8,901,997.20
EICHER MOTORS LTD	4,772	4,842.10	23,106,501.20
HERO MOTOCORP LTD	4,180	4,595.95	19,211,071.00
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	32,050	3,051.25	97,792,562.50
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	4,233	11,279.80	47,747,393.40
MRF LTD	73	132,151.40	9,647,052.20
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	103,453	166.81	17,256,994.93
SONA BLW PRECISION FORGINGS	13,723	659.65	9,052,376.95
TATA MOTORS LTD	67,309	798.75	53,763,063.75
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LT	3,429	3,710.15	12,722,104.35
TVS MOTOR CO LTD	8,579	2,488.85	21,351,844.15
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	1,077	17,345.90	18,681,534.30
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	13,312	775.45	10,322,790.40
PAGE INDUSTRIES LTD	196	46,121.00	9,039,716.00
TITAN CO LTD	11,949	3,468.20	41,441,521.80
INDIAN HOTELS CO LTD	30,354	837.20	25,412,368.80
JUBILANT FOODWORKS LTD	10,980	694.70	7,627,806.00
ZOMATO LTD	221,602	295.30	65,439,070.60
INFO EDGE INDIA LTD	2,281	8,418.85	19,203,396.85
TRENT LTD	6,086	6,949.70	42,295,874.20
AVENUE SUPERMARTS LTD	5,555	3,829.05	21,270,372.75
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	3,734	4,793.00	17,897,062.00
ITC LTD	100,999	464.95	46,959,485.05
MARICO LTD	18,704	607.75	11,367,356.00
NESTLE INDIA LTD	11,917	2,228.85	26,561,205.45
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	20,664	933.95	19,299,142.80
UNITED SPIRITS LTD	9,458	1,506.25	14,246,112.50
VARUN BEVERAGES LTD	38,887	641.60	24,949,899.20
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	4,259	2,804.25	11,943,300.75
DABUR INDIA LTD	17,618	506.85	8,929,683.30
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	14,264	1,127.85	16,087,652.40
HINDUSTAN UNILEVER LTD	28,355	2,400.75	68,073,266.25

APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	3,492	7,193.85	25,120,924.20
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	26,935	1,116.95	30,085,048.25
ALKEM LABORATORIES LTD	1,328	5,484.60	7,283,548.80
AUROBINDO PHARMA LTD	8,399	1,239.50	10,410,560.50
CIPLA LTD	18,029	1,469.00	26,484,601.00
DIVI'S LABORATORIES LTD	4,243	5,959.65	25,286,794.95
DR. REDDY'S LABORATORIES	20,085	1,255.15	25,209,687.75
LUPIN LTD	8,371	2,104.70	17,618,443.70
MANKIND PHARMA LTD	3,653	2,639.35	9,641,545.55
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	32,188	1,806.65	58,152,450.20
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	3,310	3,335.70	11,041,167.00
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	8,383	982.45	8,235,878.35
AU SMALL FINANCE BANK LTD	13,502	581.20	7,847,362.40
AXIS BANK LTD	78,706	1,163.25	91,554,754.50
BANK OF BARODA	32,605	262.93	8,572,832.65
CANARA BANK	53,143	108.99	5,792,055.57
HDFC BANK LIMITED	192,513	1,870.00	359,999,310.00
ICICI BANK LTD	178,038	1,322.30	235,419,647.40
IDFC FIRST BANK LTD	109,925	65.22	7,169,308.50
INDUSIND BANK LTD	9,262	982.60	9,100,841.20
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	36,647	1,786.25	65,460,703.75
PUNJAB NATIONAL BANK	69,448	108.77	7,553,858.96
STATE BANK OF INDIA	59,980	858.05	51,465,839.00
UNION BANK OF INDIA	46,909	129.26	6,063,457.34
YES BANK LTD	463,728	21.84	10,127,819.52
BAJAJ FINANCE LTD	9,348	6,868.35	64,205,335.80
BAJAJ FINSERV LTD	13,612	1,637.05	22,283,524.60
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	1,017	11,122.00	11,311,074.00
BSE LTD	2,156	5,467.10	11,787,067.60
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	14,622	1,282.25	18,749,059.50
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	3,113	4,469.15	13,912,463.95
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	96,704	336.85	32,574,742.40
MUTHOOT FINANCE LTD	3,756	1,991.30	7,479,322.80
POWER FINANCE CORPORATION	52,361	515.35	26,984,241.35
REC LTD	46,522	563.70	26,224,451.40
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	9,485	719.65	6,825,880.25

SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	9,672	3,106.90	30,049,936.80
SUNDARAM FINANCE LTD	2,409	4,369.50	10,526,125.50
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	32,872	641.80	21,097,249.60
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	7,840	1,962.20	15,383,648.00
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	11,312	676.20	7,649,174.40
PB FINTECH LTD	10,446	2,131.15	22,261,992.90
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	15,282	1,469.30	22,453,842.60
HCL TECHNOLOGIES LTD	31,970	1,909.90	61,059,503.00
INFOSYS LTD	113,273	1,923.65	217,897,606.45
LTIMINDTREE LTD	2,406	6,389.05	15,372,054.30
MPHASIS LTD	3,266	3,104.60	10,139,623.60
ORACLE FINANCIAL SERVICES	728	12,585.00	9,161,880.00
PERSISTENT SYSTEMS LTD	3,484	6,234.25	21,720,127.00
TATA CONSULTANCY SVCS LTD	30,902	4,452.15	137,580,339.30
TATA ELXSI LTD	1,069	7,356.00	7,863,564.00
TECH MAHINDRA LTD	18,675	1,777.85	33,201,348.75
WIPRO LTD	91,206	303.75	27,703,822.50
BHARTI AIRTEL LTD	87,735	1,602.55	140,599,724.25
INDUS TOWERS LTD	38,321	362.15	13,877,950.15
TATA COMMUNICATIONS LTD	4,419	1,785.35	7,889,461.65
VODAFONE IDEA LTD	781,524	8.09	6,322,529.16
ADANI GREEN ENERGY LTD	6,557	1,216.95	7,979,541.15
ADANI POWER LTD	18,452	535.90	9,888,426.80
GAIL INDIA LTD	84,248	208.67	17,580,030.16
JSW ENERGY LTD	16,746	675.20	11,306,899.20
NHPC LTD	112,238	86.77	9,738,891.26
NTPC LTD	146,716	369.85	54,262,912.60
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	156,630	329.10	51,546,933.00
TATA POWER CO LTD	52,012	440.75	22,924,289.00
TORRENT POWER LTD	6,122	1,645.95	10,076,505.90
DLF LTD	25,712	862.70	22,181,742.40
GODREJ PROPERTIES LTD	5,105	2,842.95	14,513,259.75
MACROTECH DEVELOPERS LTD	11,295	1,376.50	15,547,567.50
OBEROI REALTY LTD	4,300	2,139.90	9,201,570.00
PHOENIX MILLS LTD	6,488	1,797.15	11,659,909.20
PRESTIGE ESTATES PROJECTS	6,449	1,742.10	11,234,802.90

	インドルピー 小計	6,406,582		4,519,405,714.05 (8,089,736,228)
カタールリアル	QATAR FUEL QSC	18,651	14.95	278,832.45
	QATAR GAS TRANSPORT (NAKILAT)	90,755	4.18	379,809.67
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDI	187,792	1.50	283,190.33
	INDUSTRIES QATAR	55,539	12.97	720,340.83
	COMMERCIAL BANK PQSC	104,492	4.27	446,703.30
	DUKHAN BANK	57,922	3.54	205,101.80
	MASRAF AL RAYAN	196,047	2.41	473,453.50
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	33,544	10.65	357,243.60
	QATAR ISLAMIC BANK	60,914	20.83	1,268,838.62
	QATAR NATIONAL BANK	155,084	17.10	2,651,936.40
	OOREDOO QPSC	30,904	11.86	366,521.44
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	13,086	15.86	207,543.96
	BARWA REAL ESTATE CO	76,272	2.78	212,417.52
		カタールリアル 小計	1,081,002	
南アフリカランド	EXXARO RESOURCES LTD	7,793	175.84	1,370,321.12
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	2,897	594.45	1,722,121.65
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	17,501	464.74	8,133,414.74
	GOLD FIELDS LTD	30,314	261.43	7,924,989.02
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	19,821	167.58	3,321,603.18
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	31,757	103.72	3,293,836.04
	KUMBA IRON ORE LTD	2,210	361.75	799,467.50
	SASOL LTD	18,714	93.41	1,748,074.74
	SIBANYE STILLWATER LTD	83,639	18.68	1,562,376.52
	BIDVEST GROUP LTD	11,047	283.90	3,136,243.30
	NASPERS LTD-N SHS	5,795	4,430.23	25,673,182.85
	PEPKOR HOLDINGS LTD	79,385	28.64	2,273,586.40
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	30,774	64.61	1,988,308.14
	BID CORP LTD	11,966	447.68	5,356,938.88
	CLICKS GROUP LTD	7,697	394.00	3,032,618.00
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	17,285	303.31	5,242,713.35
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	11,723	169.00	1,981,187.00
	ABSA GROUP LTD	29,143	196.17	5,716,982.31
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	2,911	3,316.63	9,654,709.93

	NEDBANK GROUP LTD	16,547	308.15	5,098,958.05
	STANDARD BANK GROUP LTD	44,734	233.43	10,442,257.62
	FIRSTRAND LTD	168,746	80.10	13,516,554.60
	REINET INVESTMENTS SCA	4,896	480.13	2,350,716.48
	REMGRO LTD	17,738	159.93	2,836,838.34
	DISCOVERY LTD	18,885	196.51	3,711,091.35
	OLD MUTUAL LTD	158,471	13.10	2,075,970.10
	OUTSURANCE GROUP LTD	28,467	68.41	1,947,427.47
	SANLAM LTD	63,397	90.87	5,760,885.39
	MTN GROUP LTD	60,461	84.58	5,113,791.38
	VODACOM GROUP LTD	19,783	106.26	2,102,141.58
	NEPI ROCKCASTLE N. V.	22,775	143.57	3,269,806.75
	南アフリカランド 小計	1,047,272		152,159,113.78 (1,294,874,058)
アラブディールハム	ADNOC DRILLING CO PJSC	116,835	5.42	633,245.70
	MULTIPLY GROUP	132,837	2.05	272,315.85
	AMERICANA RESTAURANTS INTERNATIONAL PLC	96,797	2.26	218,761.22
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	99,491	3.46	344,238.86
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	100,288	9.88	990,845.44
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	53,364	13.20	704,404.80
	DUBAI ISLAMIC BANK	93,109	6.80	633,141.20
	EMIRATES NBD PJSC	63,352	19.60	1,241,699.20
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	147,532	13.26	1,956,274.32
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	116,618	16.54	1,928,861.72
	ALDAR PROPERTIES PJSC	139,794	7.28	1,017,700.32
	EMAAR PROPERTIES PJSC	223,694	9.51	2,127,329.94
	アラブディールハム 小計	1,383,711		12,068,818.57 (498,804,271)
クウェートディナール	BOUBAYAN BANK K. S. C	46,546	0.56	26,345.03
	GULF BANK	83,032	0.32	27,234.49
	KUWAIT FINANCE HOUSE	343,607	0.73	253,925.57
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	265,558	0.88	234,222.15
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	64,994	0.46	30,287.20
	MABANEE CO KPSC	29,464	0.80	23,630.12
	クウェートディナール 小計	833,201		595,644.56 (294,212,673)

オフショア人民 元	CHINA MERCHANTS ENERGY -A	18,900	6.41	121,149.00
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-A	74,000	6.47	478,780.00
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-A	13,100	42.50	556,750.00
	CNOOC ENERGY TECHNOLOGY & -A	13,700	4.16	56,992.00
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-A	8,100	12.72	103,032.00
	GUANGHUI ENERGY CO LTD-A	9,700	7.13	69,161.00
	INNER MONGOLIA DIAN TOU EN-A	5,300	20.18	106,954.00
	PETROCHINA CO LTD-A	40,400	8.43	340,572.00
	PINGDINGSHAN TIANAN COAL -A	5,000	10.44	52,200.00
	SHAANXI COAL INDUSTRY CO L-A	21,900	24.58	538,302.00
	SHAN XI HUA YANG GROUP NEW-A	5,100	7.55	38,505.00
	SHANXI COKING COAL ENERGY-A	12,420	8.23	102,216.60
	SHANXI LU'AN ENVIRONMENTAL-A	6,500	14.98	97,370.00
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-A	8,756	15.01	131,427.56
	YANTAI JEREH OILFIELD-A	900	35.29	31,761.00
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-A	31,100	7.64	237,604.00
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-A	7,800	25.50	198,900.00
	BAOSHAN IRON & STEEL CO-A	42,300	6.95	293,985.00
	CATHAY BIOTECH INC-A	1,260	44.81	56,460.60
	CHIFENG JILONG GOLD MINING-A	3,400	17.11	58,174.00
	CHINA JUSHI CO LTD -A	7,414	12.15	90,080.10
	CHINA NORTHERN RARE EARTH -A	9,500	22.88	217,360.00
	CHINA RARE EARTH RESOURCES-A	1,900	30.85	58,615.00
	CITI PACIFIC SPECIAL STEE-A	7,100	12.08	85,768.00
	CMOC GROUP LTD-A	36,400	7.39	268,996.00
	GANFENG LITHIUM GROUP CO L-A	2,740	39.53	108,312.20
	GUANGZHOU TINCI MATERIALS -A	4,180	22.76	95,136.80
	HENAN SHENHUO COAL & POWER-A	3,500	17.21	60,235.00
	HENGLI PETROCHEMICAL CO L-A	14,520	14.85	215,622.00
	HOSHINE SILICON INDUSTRY C-A	1,400	59.34	83,076.00
	HUAFON CHEMICAL CO LTD -A	15,600	8.56	133,536.00
	HUAIBEI MINING HOLDINGS CO-A	3,700	14.81	54,797.00
	HUNAN VALIN STEEL CO LTD -A	14,600	4.62	67,452.00
	INNER MONGOLIA BAOTOU STE-A	136,200	2.03	276,486.00
INNER MONGOLIA JUNZHENG EN-A	15,700	5.78	90,746.00	
JCHX MINING MANAGEMENT CO -A	1,300	40.97	53,261.00	

JIANGSU EASTERN SHENGHONG -A	13,900	9.46	131,494.00
JIANGSU YOKE TECHNOLOGY-A	500	62.33	31,165.00
JIANGXI COPPER CO LTD-A	4,300	21.35	91,805.00
JINDUICHENG MOLYBDENUM CO -A	6,700	10.63	71,221.00
LB GROUP CO LTD-A	4,500	18.24	82,080.00
MEIHUA HOLDINGS GROUP CO -A	5,400	10.59	57,186.00
NANJING IRON & STEEL CO-A	13,000	4.48	58,240.00
NINGXIA BAOFENG ENERGY GRO-A	15,400	16.58	255,332.00
PANGANG GROUP VANADIUM TIT-A	18,100	3.36	60,816.00
QINGHAI SALT LAKE INDUSTRY-A	16,300	17.60	286,880.00
RONGSHENG PETRO CHEMICAL-A	30,350	9.60	291,360.00
SATELLITE CHEMICAL CO LTD-A	8,090	17.85	144,406.50
SHANDONG GOLD MINING CO LT-A	8,268	24.86	205,542.48
SHANDONG HUALU HENGSHENG-A	3,520	22.55	79,376.00
SHANDONG NANSHAN ALUMINUM-A	23,900	4.02	96,078.00
SHANDONG SUN PAPER INDUSTR-A	8,800	14.37	126,456.00
SHANGHAI PUTAILAI NEW ENER-A	4,408	18.63	82,121.04
SHANJIN INTERNATIONAL GOLD C	5,580	17.15	95,697.00
SHENZHEN CAPCHEM TECHNOLOG-A	1,080	39.45	42,606.00
TIANQI LITHIUM CORP-A	2,900	37.30	108,170.00
TIANSHAN ALUMINUM GROUP CO-A	7,500	8.08	60,600.00
TONGKUN GROUP CO LTD-A	7,600	12.20	92,720.00
TONGLING NONFERROUS METALS-A	27,300	3.50	95,550.00
WANHUA CHEMICAL GROUP CO -A	6,300	73.17	460,971.00
WEIHAI GUANGWEI COMPOSITES-A	640	34.93	22,355.20
WESTERN MINING CO -A	3,300	16.74	55,242.00
WESTERN SUPERCONDUCTING TE-A	560	44.06	24,673.60
XIAMEN TUNGSTEN CO LTD-A	1,200	20.85	25,020.00
YUNNAN ALUMINIUM CO LTD-A	7,300	13.84	101,032.00
YUNNAN CHIHONG ZINC & GERM-A	11,000	6.14	67,540.00
YUNNAN ENERGY NEW MATERIAL C	1,400	36.86	51,604.00
YUNNAN TIN CO LTD-A	3,500	14.72	51,520.00
YUNNAN YUNTIANHUA CO-A	4,400	21.64	95,216.00
ZANGGE MINING CO LTD-A	3,300	27.92	92,136.00
ZHEJIANG JUHUA CO-A	5,700	22.30	127,110.00
ZHEJIANG LONGSHENG GROUP C-A	6,700	10.40	69,680.00

ZHEJIANG NHU CO LTD-A	5,463	21.48	117,345.24
ZHONGJIN GOLD CORP-A	10,000	12.80	128,000.00
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-A	40,400	15.88	641,552.00
AECC AERO-ENGINE CONTROL-A	1,000	21.59	21,590.00
AECC AVIATION POWER CO-A	7,700	40.27	310,079.00
AVICOPTER PLC-A	500	39.63	19,815.00
BEIJING NEW BUILDING MATER-A	3,700	27.95	103,415.00
CHINA CSSC HOLDINGS LTD-A	8,600	35.60	306,160.00
CHINA ENERGY ENGINEERING COR	96,300	2.40	231,120.00
CHINA NATIONAL CHEMICAL-A	9,700	8.20	79,540.00
CHINA RAILWAY GROUP LTD-A	38,300	6.61	253,163.00
CHINA STATE CONSTRUCTION -A	84,800	6.10	517,280.00
CHINA XD ELECTRIC CO LTD-A	11,300	7.81	88,253.00
CNGR ADVANCED MATERIAL CO -A	2,840	39.37	111,810.80
CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	9,060	268.05	2,428,533.00
CRRC CORP LTD-A	46,800	8.37	391,716.00
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD-A	4,400	15.39	67,716.00
EVE ENERGY CO LTD-A	4,020	49.90	200,598.00
FAW JIEFANG GROUP CO LTD-A	3,200	8.81	28,192.00
GEM CO LTD-A	10,800	6.90	74,520.00
GINLONG TECHNOLOGIES CO LT-A	600	68.67	41,202.00
GOLDWIND SCIENCE &TECHNOL-A	3,400	10.94	37,196.00
GONEO GROUP CO LTD	1,160	73.25	84,970.00
GOTION HIGH-TECH CO LTD-A	3,900	22.53	87,867.00
JIANGSU HENGLI HYDRAULIC C-A	2,436	57.19	139,314.84
JIANGSU ZHONGTIAN TECHNOLO-A	5,300	15.88	84,164.00
KUANG-CHI TECHNOLOGIES CO-A	4,900	41.49	203,301.00
METALLURGICAL CORP OF CHIN-A	39,700	3.41	135,377.00
NARI TECHNOLOGY CO LTD-A	18,882	24.92	470,539.44
NINGBO DEYE TECHNOLOGY CO -A	1,956	85.48	167,198.88
NINGBO ORIENT WIRES & CABL-A	1,000	57.46	57,460.00
NINGBO SANXING MEDICAL CO -A	3,100	33.60	104,160.00
POWER CONSTRUCTION CORP OF-A	33,900	5.53	187,467.00
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD-A	15,900	16.86	268,074.00
SHANDONG HIMILE MECHANICAL-A	1,800	43.93	79,074.00
SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-A	24,000	8.92	214,080.00

SHANXI COAL INTERNATIONAL -A	4,500	13.00	58,500.00
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A	2,400	62.52	150,048.00
SICHUAN ROAD&BRIDGE GROUP-A	13,860	7.71	106,860.60
SIEYUAN ELECTRIC CO LTD-A	1,500	76.10	114,150.00
SINOMA INTERNATIONAL ENGIN-A	5,500	10.28	56,540.00
SUNGROW POWER SUPPLY CO LT-A	3,920	78.77	308,778.40
SUNWODA ELECTRONIC CO LTD-A	5,600	23.47	131,432.00
TBEA CO LTD-A	10,920	12.93	141,195.60
TIAN DI SCIENCE & TECHNOLO-A	9,000	6.30	56,700.00
WEICHAI POWER CO LTD-A	13,200	13.57	179,124.00
XCMG CONSTRUCTION MACHIN-A	35,400	8.07	285,678.00
XIAMEN C & D INC-A	4,400	9.98	43,912.00
YUTONG BUS CO LTD-A	4,900	24.22	118,678.00
ZHEJIANG CHINT ELECTRICS-A	4,100	22.30	91,430.00
ZHEJIANG DINGLI MACHINERY -A	420	63.57	26,699.40
ZHEJIANG HUAYOU COBALT CO -A	2,708	32.43	87,820.44
ZHEJIANG SANHUA INTELLIGEN-A	3,800	25.48	96,824.00
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-A	1,600	48.28	77,248.00
ZOOMLION HEAVY INDUSTRY S-A	15,500	6.99	108,345.00
SHANGHAI M&G STATIONERY IN-A	1,800	30.90	55,620.00
ZHEJIANG WEIMING ENVIRONME-A	2,340	21.10	49,374.00
AIR CHINA LTD-A	23,900	8.69	207,691.00
BEIJING-SHANGHAI HIGH SPE-A	98,300	6.36	625,188.00
CHINA EASTERN AIRLINES CO-A	33,300	4.32	143,856.00
CHINA MERCHANTS EXPRESSWAY-A	10,700	12.53	134,071.00
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-A	17,600	7.14	125,664.00
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-A	23,670	14.15	334,930.50
DAQIN RAILWAY CO LTD -A	34,900	6.94	242,206.00
HAINAN AIRLINES HOLDING CO-A	81,700	1.95	159,315.00
JUNEYAO AIRLINES CO LTD-A	3,500	15.10	52,850.00
LIAONING PORT CO LTD-A	21,900	1.73	37,887.00
S F HOLDING CO LTD-A	10,900	40.83	445,047.00
SHANGHAI INTERNATIONAL AIR-A	2,100	35.53	74,613.00
SPRING AIRLINES CO LTD-A	1,900	57.86	109,934.00
YTO EXPRESS GROUP CO LTD-A	7,400	14.57	107,818.00
ANHUI JIANGHUAI AUTO GROUP-A	4,300	35.04	150,672.00

BAIC BLUEPARK NEW ENERGY -A	10,900	8.78	95,702.00
BETHEL AUTOMOTIVE SAFETY S-A	1,260	44.94	56,624.40
BYD CO LTD -A	3,900	280.49	1,093,911.00
CHANGZHOU XINGYU AUTOMOTIV-A	700	131.66	92,162.00
CHONGQING CHANGAN AUTOMOB-A	17,126	14.07	240,962.82
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-A	3,400	56.34	191,556.00
GREAT WALL MOTOR CO LTD-A	6,400	26.96	172,544.00
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-A	6,900	9.72	67,068.00
HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS -A	7,100	17.24	122,404.00
HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIV-A	1,000	121.38	121,380.00
NINGBO TUOPU GROUP CO LTD-A	4,755	53.58	254,772.90
SAIC MOTOR CORP LTD-A	14,310	18.07	258,581.70
SAILUN GROUP CO LTD-A	6,100	14.55	88,755.00
SERES GROUP CO L-A	3,100	144.75	448,725.00
SHANDONG LINGLONG TYRE CO -A	1,300	18.87	24,531.00
ZHEJIANG WANFENG AUTO -A	4,500	18.80	84,600.00
BEIJING ROBOROCK TECHNOLOG-A	392	226.51	88,791.92
ECOVACS ROBOTICS CO LTD-A	600	49.46	29,676.00
GREE ELECTRIC APPLIANCES I-A	6,000	42.35	254,100.00
HAIER SMART HOME CO LTD-A	11,600	29.40	341,040.00
HANGZHOU GREATSTAR INDUSTRIAL CO., LTD.	2,700	27.82	75,114.00
HISENSE HOME APPLIANCES G-A	1,800	27.62	49,716.00
MIDEA GROUP CO LTD-A	6,700	73.13	489,971.00
OPPEIN HOME GROUP INC-A	1,040	72.98	75,899.20
ZHEJIANG SUPOR CO LTD -A	1,700	54.01	91,817.00
37 INTERACTIVE ENTERTAINME-A	3,900	17.11	66,729.00
FOCUS MEDIA INFORMATION TE-A	32,600	6.88	224,288.00
JIANGSU PHOENIX PUBLISH-A	5,500	11.29	62,095.00
KUNLUN TECH CO LTD-A	2,500	49.94	124,850.00
MANGO EXCELLENT MEDIA CO L-A	3,110	30.65	95,321.50
CHINA TOURISM GROUP DUTY F-A	4,900	69.29	339,521.00
HLA GROUP CORP L-A	9,300	6.11	56,823.00
ZHEJIANG CHINA COMMODITIES-A	13,000	14.05	182,650.00
YIFENG PHARMACY CHAIN CO L-A	2,596	23.38	60,694.48
ANGEL YEAST CO LTD-A	3,700	35.10	129,870.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-A	800	190.00	152,000.00

ANHUI YINGJIA DISTILLERY C-A	1,600	60.05	96,080.00
ANJOY FOODS GROUP CO LTD	400	82.83	33,132.00
BEIJING YANJING BREWERY CO-A	3,900	10.20	39,780.00
CHONGQING BREWERY CO-A	800	63.62	50,896.00
EASTROC BEVERAGE GROUP CO -A	1,280	221.18	283,110.40
FOSHAN HAITIAN FLAVOURING -A	10,870	46.27	502,954.90
GUANGDONG HAID GROUP CO-A	2,800	45.73	128,044.00
HEBEI YANGYUAN ZHIHUI BEVERA	2,600	21.41	55,666.00
HEILONGJIANG AGRICULTURE-A	2,500	14.56	36,400.00
HENAN SHUANGHUI INVESTMENT-A	7,400	25.71	190,254.00
INNER MONGOLIA YILI INDUS-A	11,500	28.82	331,430.00
JIANGSU KING'S LUCK BREWER-A	2,000	47.45	94,900.00
JIANGSU YANGHE DISTILLERY-A	2,700	85.03	229,581.00
KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	2,600	1,518.80	3,948,880.00
LUZHOU LAOJIAO CO LTD-A	2,800	137.88	386,064.00
MUYUAN FOODSTUFF CO LTD-A	11,016	39.55	435,682.80
NEW HOPE LIUHE CO LTD-A	7,600	9.46	71,896.00
SHANXI XINGHUACUN FEN WINE-A	2,320	200.48	465,113.60
TSINGTAO BREWERY CO LTD-A	1,500	73.48	110,220.00
WENS FOODSTUFFS GROUP CO - A	12,460	16.99	211,695.40
WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	8,300	145.76	1,209,808.00
YIHAI KERRY ARAWANA HOLDIN-A	2,200	34.45	75,790.00
AIER EYE HOSPITAL GROUP CO-A	17,368	14.62	253,920.16
AUTOBIO DIAGNOSTICS CO LTD-A	1,000	45.13	45,130.00
CHINA NATIONAL MEDICINES-A	1,400	34.98	48,972.00
GUANGZHOU BAIYUNSHAN PHAR-A	3,300	28.78	94,974.00
HUADONG MEDICINE CO LTD-A	2,940	37.72	110,896.80
JIANGSU YUYUE MEDICAL EQU-A	3,000	33.44	100,320.00
JOINTOWN PHARMACEUTICAL-A	10,763	5.39	58,012.57
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-A	4,400	21.57	94,908.00
SHANGHAI UNITED IMAGING HE-A	1,800	141.00	253,800.00
SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDIC-A	2,700	259.85	701,595.00
SHENZHEN NEW INDUSTRIES BI-A	1,500	68.80	103,200.00
ASYMCHEM LABORATORIES TIAN-A	680	86.30	58,684.00
BEIJING Tiantan Biological-A	3,960	21.13	83,674.80
BEIJING TONGRENTANG CO-A	2,300	40.19	92,437.00

BEIJING WANTAI BIOLOGICAL-A	3,115	76.60	238,609.00
BLOOMAGE BIOTECHNOLOGY COR-A	800	58.32	46,656.00
CHANGCHUN HIGH-TECH INDUST-A	700	107.15	75,005.00
CHINA RESOURCES SANJIU MED-A	1,950	44.45	86,677.50
CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICA-A	4,050	29.97	121,378.50
CSPC INNOVATION PHARMACEUT-A	3,480	29.97	104,295.60
DONG-E-E-JIAOCO LTD-A	1,200	57.43	68,916.00
HANGZHOU TIGERMED CONSULTI-A	300	66.35	19,905.00
HUALAN BIOLOGICAL ENGINEER-A	4,680	17.01	79,606.80
HUBEI JUMPCAN PHARMACEUT-A	1,300	29.72	38,636.00
HUMANWELL HEALTHCARE GROUP-A	3,800	23.26	88,388.00
IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPME-A	560	208.54	116,782.40
JIANGSU HENGRUI MEDICINE C-A	13,716	49.38	677,296.08
JIANGSU NHWA PHARMACEUTICA-A	2,200	25.86	56,892.00
PHARMARON BEIJING CO LTD-A	3,675	29.60	108,780.00
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-A	3,600	26.31	94,716.00
SHANGHAI RAAS BLOOD PRODUC-A	10,500	7.48	78,540.00
SHENZHEN SALUBRIS PHARM-A	1,700	34.08	57,936.00
SHIJIAZHUANG YILING PHARMA-A	2,600	16.94	44,044.00
SICHUAN KELUN PHARMACEUTIC-A	2,400	34.28	82,272.00
WUXI APPTec CO LTD-A	4,728	58.98	278,857.44
YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD-A	4,160	57.45	238,992.00
ZHANGZHOU PIENZEHUANG PHA-A	1,100	223.19	245,509.00
ZHEJIANG HUAHAI PHARMACEUT-A	1,210	17.99	21,767.90
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	165,500	5.01	829,155.00
BANK OF BEIJING CO LTD -A	40,600	5.87	238,322.00
BANK OF CHANGSHA CO LTD-A	7,500	8.82	66,150.00
BANK OF CHENGDU CO LTD-A	5,400	16.21	87,534.00
BANK OF CHINA LTD-A	64,800	5.15	333,720.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-A	77,900	7.40	576,460.00
BANK OF HANGZHOU CO LTD-A	13,000	14.25	185,250.00
BANK OF JIANGSU CO LTD-A	33,900	9.16	310,524.00
BANK OF NANJING CO LTD -A	20,000	10.57	211,400.00
BANK OF NINGBO CO LTD -A	15,700	24.82	389,674.00
BANK OF SHANGHAI CO LTD-A	39,010	8.65	337,436.50
BANK OF SUZHOU CO LTD-A	5,100	7.94	40,494.00

CHINA CONSTRUCTION BANK-A	20,400	8.25	168,300.00
CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	91,800	3.74	343,332.00
CHINA MERCHANTS BANK-A	42,500	37.70	1,602,250.00
CHINA MINSHENG BANKING-A	67,800	4.07	275,946.00
CHINA ZHESHANG BANK CO LTD-A	42,270	2.97	125,541.90
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-A	26,300	5.81	152,803.00
CNPC CAPITAL CO LTD-A	10,900	7.43	80,987.00
HUAXIA BANK CO LTD-A	24,300	7.82	190,026.00
IND & COMM BK OF CHINA-A	122,400	6.32	773,568.00
INDUSTRIAL BANK CO LTD -A	40,100	18.54	743,454.00
PING AN BANK CO LTD-A	38,000	11.67	443,460.00
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-A	53,700	5.55	298,035.00
SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	57,100	9.66	551,586.00
SHANGHAI RURAL COMMERCIAL -A	18,900	8.07	152,523.00
BOC INTERNATIONAL CHINA CO-A	3,000	11.72	35,160.00
CAITONG SECURITIES CO LTD-A	8,800	8.49	74,712.00
CHANGJIANG SECURITIES CO L-A	6,800	7.05	47,940.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-A	12,100	15.80	191,180.00
CHINA GREAT WALL SECURITIE-A	12,900	8.64	111,456.00
CHINA INTERNATIONAL CAPTAL-A	8,500	37.00	314,500.00
CHINA MERCHANTS SECURITIES-A	17,100	19.58	334,818.00
CITIC SECURITIES CO-A	24,800	31.12	771,776.00
CSC FINANCIAL CO LTD-A	7,500	27.60	207,000.00
DONGXING SECURITIES CO LT-A	6,200	11.73	72,726.00
EAST MONEY INFORMATION CO-A	34,212	27.54	942,198.48
EVERBRIGHT SECURITIE CO -A	6,600	20.89	137,874.00
FOUNDER SECURITIES CO LTD-A	17,000	8.90	151,300.00
GF SECURITIES CO LTD-A	17,400	16.72	290,928.00
GUOLIAN SECURITIES CO LTD-A	2,200	12.25	26,950.00
GUOSEN SECURITIES CO LTD-A	11,300	11.48	129,724.00
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO-A	14,700	18.98	279,006.00
GUOYUAN SECURITIES CO LTD-A	9,500	8.68	82,460.00
HAITONG SECURITIES CO LTD-A	26,400	11.54	304,656.00
HITHINK ROYALFLUSH INFORMA-A	1,200	330.31	396,372.00
HUATAI SECURITIES CO LTD-A	13,100	18.43	241,433.00
INDUSTRIAL SECURITIES CO-A	16,300	6.48	105,624.00

NANJING SECURITIES CO LTD	7,600	9.05	68,780.00
ORIENT SECURITIES CO LTD-A	15,100	10.93	165,043.00
SDIC CAPITAL CO LTD-A	11,000	7.92	87,120.00
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO-A	45,600	5.45	248,520.00
SINOLINK SECURITIES CO LTD-A	7,700	9.20	70,840.00
SOOCHOW SECURITIES CO LTD-A	9,700	8.24	79,928.00
SOUTHWEST SECURITIES CO LT-A	3,800	5.01	19,038.00
WESTERN SECURITIES CO LTD-A	10,000	9.11	91,100.00
ZHESHANG SECURITIES CO LTD-A	6,000	12.74	76,440.00
ZHONGTAI SECURITIES CO LTD-A	10,500	7.00	73,500.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-A	7,100	44.07	312,897.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A	12,800	35.35	452,480.00
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-A	6,000	52.33	313,980.00
PICC HOLDING CO-A	15,500	7.52	116,560.00
PING AN INSURANCE GROUP CO-A	23,100	54.83	1,266,573.00
360 SECURITY TECHNOLOGY IN-A	11,700	13.09	153,153.00
BEIJING KINGSOFT OFFICE SO-A	1,200	312.60	375,120.00
CHINA NATIONAL SOFTWARE -A	1,170	55.92	65,426.40
EMPYREAN TECHNOLOGY CO LTD-A	700	123.22	86,254.00
HUNDSUN TECHNOLOGIES INC-A	3,073	31.27	96,092.71
IFLYTEK CO LTD - A	6,900	52.68	363,492.00
ISOFTSTONE INFORMATION TEC-A	1,900	61.46	116,774.00
RANGE INTELLIGENT COMPUTI-A	3,200	35.00	112,000.00
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-A	3,594	27.74	99,697.56
YONYOU NETWORK TECHNOLOGY-A	5,908	12.66	74,795.28
ACCELINK TECHNOLOGIES CO -A	1,900	40.72	77,368.00
ANKER INNOVATIONS TECHNOLO-A	1,040	86.86	90,334.40
AVARY HOLDING SHENZHEN CO -A	4,500	34.78	156,510.00
BOE TECHNOLOGY GROUP CO LT-A	69,600	4.29	298,584.00
CHAOZHOU THREE-CIRCLE GROU-A	4,500	37.96	170,820.00
CHINA GREATWALL TECHNOLOGY-A	6,700	16.84	112,828.00
CHINA RAILWAY SIGNAL & COM-A	11,000	6.41	70,510.00
EOPTOLINK TECHNOLOGY INC L-A	1,400	116.00	162,400.00
EVERDISPLAY OPTRONICS SHAN-A	23,718	2.60	61,666.80
FOXCONN INDUSTRIAL INTERNE-A	30,000	22.13	663,900.00
GOERTEK INC -A	6,100	25.92	158,112.00

GRG BANKING EQUIPMENT CO -A	2,200	13.13	28,886.00
GUANGDONG LY INTELLIGENT M-A	13,500	8.77	118,395.00
GUANGZHOU HAIGE COMMUNICAT-A	7,600	12.40	94,240.00
HENGTONG OPTIC-ELECTRIC CO-A	3,700	17.96	66,452.00
HUAGONG TECH CO LTD-A	2,700	37.42	101,034.00
HUAQIN TECHNOLOGY CO LTD-A	2,000	63.85	127,700.00
INSPUR ELECTRONIC INFORMAT-A	2,400	46.90	112,560.00
LENS TECHNOLOGY CO LTD-A	9,600	21.70	208,320.00
LUXSHARE PRECISION INDUSTR-A	14,233	39.88	567,612.04
MAXSCEND MICROELECTRONICS -A	1,076	101.88	109,622.88
NINESTAR CORP-A	1,800	27.29	49,122.00
OFILM GROUP CO LTD-A	7,700	13.76	105,952.00
SHANGHAI BOCHU ELECTRONIC-A	392	181.87	71,293.04
SHENGYI TECHNOLOGY CO LTD -A	4,500	22.17	99,765.00
SHENNAN CIRCUITS CO LTD-A	780	99.04	77,251.20
SHENZHEN TRANSSION HOLDING-A	2,511	96.53	242,386.83
SUPCON TECHNOLOGY CO LTD-A	870	50.06	43,552.20
SUZHOU DONGSHAN PRECISION-A	3,300	26.91	88,803.00
SUZHOU TFC OPTICAL COMMUNI-A	1,120	105.60	118,272.00
TCL TECHNOLOGY GROUP CORP-A	54,590	4.75	259,302.50
UNISPLENDOUR CORP LTD-A	4,876	24.86	121,217.36
UNIVERSAL SCIENTIFIC INDUS-A	3,800	14.21	53,998.00
VICTORY GIANT TECHNOLOGY -A	1,800	43.15	77,670.00
WINGTECH TECHNOLOGY CO LTD-A	2,700	36.58	98,766.00
WUHAN GUIDE INFRARED CO LT-A	3,464	7.91	27,400.24
WUS PRINTED CIRCUIT KUNSHA-A	3,860	37.97	146,564.20
YEALINK NETWORK TECHNOLOGY-A	2,240	38.53	86,307.20
ZHEJIANG DAHUA TECHNOLOGY-A	6,300	16.83	106,029.00
ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD-A	2,380	125.10	297,738.00
ZTE CORP-A	8,500	31.06	264,010.00
CHINA UNITED NETWORK-A	59,700	5.35	319,395.00
CGN POWER CO LTD-A	40,600	4.08	165,648.00
CHINA NATIONAL NUCLEAR POW-A	38,100	9.99	380,619.00
CHINA THREE GORGES RENEWAB-A	53,300	4.62	246,246.00
CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	51,100	28.41	1,451,751.00
DATANG INTL POWER GEN CO-A	20,000	2.96	59,200.00

ENN NATURAL GAS CO LTD-A	4,800	18.69	89,712.00
GD POWER DEVELOPMENT CO -A	40,500	4.73	191,565.00
HUADIAN POWER INTL CORP-A	12,500	5.73	71,625.00
HUANENG LANCANG RIVER HYDR-A	11,200	9.60	107,520.00
HUANENG POWER INTL INC-A	18,200	7.19	130,858.00
SDIC POWER HOLDINGS CO LTD-A	20,100	16.15	324,615.00
SHANGHAI ELECTRIC POWER CO-A	7,100	9.57	67,947.00
SHENERGY COMPANY LIMITED	9,900	8.86	87,714.00
SHENZHEN ENERGY GROUP CO L-A	11,600	6.69	77,604.00
SICHUAN CHUANTOU ENERGY CO-A	14,700	17.04	250,488.00
WINTIME ENERGY GROUP CO LTD	47,800	1.95	93,210.00
ZHEJIANG ZHENENG ELECTRIC-A	21,300	5.72	121,836.00
ACM RESEARCH SHANGHAI I-A	630	110.31	69,495.30
ADVANCED MICRO-FABRICATION-A	1,301	214.04	278,466.04
AMLOGIC SHANGHAI INC-A	600	69.12	41,472.00
CAMBRICON TECHNOLOGIES-A	1,000	539.00	539,000.00
CHINA RESOURCES MICROELECT-A	2,200	49.45	108,790.00
FLAT GLASS GROUP CO LTD-A	2,300	24.17	55,591.00
GALAXYCORE INC-A	3,767	16.03	60,385.01
GIGADEVICE SEMICONDUCTOR I-A	1,356	83.32	112,981.92
HANGZHOU FIRST APPLIED MAT-A	7,912	16.46	130,231.52
HANGZHOU SILAN MICROELECTR-A	2,000	27.79	55,580.00
HWATSING TECHNOLOGY CO LTD-A	512	184.07	94,243.84
HYGON INFORMATION TECHNOLO-A	4,600	128.99	593,354.00
INGENIC SEMICONDUCTOR CO -A	1,200	68.59	82,308.00
JA SOLAR TECHNOLOGY CO LTD-A	6,612	15.96	105,527.52
JCET GROUP CO LTD-A	3,800	38.63	146,794.00
JINKO SOLAR CO LTD-A	20,000	8.67	173,400.00
LONGI GREEN ENERGY TECHNOL-A	19,736	17.63	347,945.68
LOONGSON TECHNOLOGY CORP L-A	800	153.70	122,960.00
MONTAGE TECHNOLOGY CO LTD-A	2,264	68.82	155,808.48
NATIONAL SILICON INDUSTRY -A	5,600	21.60	120,960.00
NAURA TECHNOLOGY GROUP CO-A	1,200	397.80	477,360.00
PIOTECH INC-A	438	180.96	79,260.48
ROCKCHIP ELECTRONICS CO L-A	900	83.79	75,411.00
SANAN OPTOELECTRONICS CO L-A	9,900	12.83	127,017.00

	SG MICRO CORP-A	1,007	94.36	95,020.52	
	SHENZHEN GOODIX TECHNOLOGY-A	1,000	89.98	89,980.00	
	SUZHOU MAXWELL TECHNOLOGIE-A	409	117.57	48,086.13	
	TCL ZHONGHUAN RENEWABLE EN-A	8,075	9.98	80,588.50	
	TIANSHUI HUATIAN TECHNOLOG-A	6,400	11.85	75,840.00	
	TONGFU MICROELECTRONIC CO-A	3,200	29.49	94,368.00	
	TONGWEI CO LTD-A	8,700	25.74	223,938.00	
	TRINA SOLAR CO LTD-A	3,200	23.68	75,776.00	
	UNIGROUP GUOXIN MICROELECT-A	1,819	65.18	118,562.42	
	WILL SEMICONDUCTOR LTD-A	2,185	98.54	215,309.90	
	XINJIANG DAQO NEW ENERGY C-A	3,600	26.50	95,400.00	
	ZHEJIANG JINGSHENG MECHANI-A	3,900	34.18	133,302.00	
	CHINA MERCHANTS SHEKOU IND-A	19,800	11.12	220,176.00	
	HAINAN AIRPORT INFRASTRUCT-A	21,800	3.95	86,110.00	
	POLY DEVELOPMENTS AND HOLD-A	26,600	9.87	262,542.00	
	SHANGHAI LINGANG HOLDINGS-A	7,280	10.36	75,420.80	
	SHANGHAI ZHANGJIANG HIGH-A	3,900	28.37	110,643.00	
	YOUNGOR FASHION CO LTD	14,000	8.09	113,260.00	
	オフショア人民元 小計	5,135,601		80,205,730.17 (1,671,928,548)	
サウジアラビア リアル	ADES HOLDING CO	10,805	18.24	197,083.20	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	198,903	28.30	5,628,954.90	
	ADVANCED PETROCHEMICALS CO	3,568	33.65	120,063.20	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	8,158	111.60	910,432.80	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	11,987	24.90	298,476.30	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	44,716	52.10	2,329,703.60	
	SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	1,626	116.20	188,941.20	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	30,410	70.10	2,131,741.00	
	SAUDI IND INVESTMENT GROUP	10,923	17.14	187,220.22	
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	21,550	7.00	150,850.00	
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	8,796	37.90	333,368.40	
	SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	823	262.00	215,626.00	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	1,076	274.40	295,254.40	
	JARIR MARKETING CO	19,801	12.94	256,224.94	
	NAHDI MEDICAL CO	1,177	120.40	141,710.80	
	ALMARAI CO	7,936	58.80	466,636.80	

	SAVOLA	20,261	25.90	524,759.90	
	DALLAH HEALTHCARE CO	1,090	156.00	170,040.00	
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	3,120	298.60	931,632.00	
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	3,089	92.00	284,188.00	
	AL RAJHI BANK	67,075	94.20	6,318,465.00	
	ALINMA BANK	43,064	29.05	1,251,009.20	
	ARAB NATIONAL BANK	28,242	20.46	577,831.32	
	BANK AL-JAZIRA	16,766	17.34	290,722.44	
	BANK ALBILAD	22,229	36.60	813,581.40	
	BANQUE SAUDI FRANSI	18,465	32.95	608,421.75	
	RIYAD BANK	51,446	28.20	1,450,777.20	
	SAUDI AWWAL BANK	35,509	32.40	1,150,491.60	
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	20,518	14.74	302,435.32	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	98,673	34.10	3,364,749.30	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	1,595	226.00	360,470.00	
	AL RAJHI CO FOR CO-OPERATIVE	1,373	181.40	249,062.20	
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	2,957	205.00	606,185.00	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	2,747	144.00	395,568.00	
	ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	788	285.00	224,580.00	
	ELM CO	836	1,118.20	934,815.20	
	ETIHAD ETISALAT CO	13,501	54.60	737,154.60	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	13,459	10.36	139,435.24	
	SAUDI TELECOM CO	67,323	40.10	2,699,652.30	
	ACWA POWER CO	4,938	395.00	1,950,510.00	
	POWER & WATER UTILITY CO FOR	2,042	57.10	116,598.20	
	SAUDI ELECTRICITY CO	26,234	16.84	441,780.56	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	18,952	15.08	285,796.16	
	サウジアラビアリアル 小計	968,547		41,032,999.65 (1,657,733,185)	
	合 計	127,120,042		40,903,230,529 (40,903,230,529)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
-----	----	-----	------	-----	----

投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	108,200	2,382,564.00	
		OPERADORA DE SITES MEX- A-1	42,600	612,588.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	32,279	1,982,576.18	
		メキシコペソ 小計	183,079	4,977,728.18	(37,279,699)
合計				37,279,699	(37,279,699)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は口数を表しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 34 銘柄	100.0%	—	2.8%
メキシコペソ	株式 20 銘柄	95.1%	—	1.8%
	投資証券 3 銘柄	—	4.9%	0.1%
ブラジルリアル	株式 45 銘柄	100.0%	—	3.8%
チリペソ	株式 11 銘柄	100.0%	—	0.4%
コロンビアペソ	株式 3 銘柄	100.0%	—	0.1%
ユーロ	株式 9 銘柄	100.0%	—	0.5%
トルコリラ	株式 17 銘柄	100.0%	—	0.7%
チェココルナ	株式 3 銘柄	100.0%	—	0.1%
ハンガリーフォリント	株式 3 銘柄	100.0%	—	0.2%
ポーランドズロチ	株式 14 銘柄	100.0%	—	0.9%
ロシアルーブル	株式 13 銘柄	—	—	—
香港ドル	株式 149 銘柄	100.0%	—	21.5%
マレーシアリングgit	株式 33 銘柄	100.0%	—	1.5%
タイバーツ	株式 27 銘柄	100.0%	—	1.5%
フィリピンペソ	株式 13 銘柄	100.0%	—	0.5%
インドネシアルピア	株式 20 銘柄	100.0%	—	1.6%
韓国ウォン	株式 92 銘柄	100.0%	—	8.9%
新台湾ドル	株式 88 銘柄	100.0%	—	19.3%
インドルピー	株式 156 銘柄	100.0%	—	19.8%
カタールリアル	株式 13 銘柄	100.0%	—	0.8%
南アフリカランド	株式 31 銘柄	100.0%	—	3.2%
アラブディルハム	株式 12 銘柄	100.0%	—	1.2%
クウェートディナール	株式 6 銘柄	100.0%	—	0.7%
オフショア人民元	株式 414 銘柄	100.0%	—	4.1%
サウジアラビアリアル	株式 43 銘柄	100.0%	—	4.0%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM国内リートマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年12月10日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	355,743,071
投資証券	62,948,339,150
未収入金	2,590,976
未収配当金	490,748,570
未収利息	1,072
前払金	48,569,800
差入委託証拠金	36,890,170
流動資産合計	63,882,882,809
資産合計	63,882,882,809
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,206,680
未払金	304,064,413
流動負債合計	305,271,093
負債合計	305,271,093
純資産の部	
元本等	
元本	47,343,996,211
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	16,233,615,505
元本等合計	63,577,611,716
純資産合計	63,577,611,716
負債純資産合計	63,882,882,809

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年12月12日
期首元本額	32,212,396,527円
期中追加設定元本額	30,570,487,881円
期中一部解約元本額	15,438,888,197円
期末元本額	47,343,996,211円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	985,355,739円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	1,935,373,954円
りそなラップ型ファンド(成長型)	2,603,877,665円
DCりそな グローバルバランス	34,505,159円
つみたてバランスファンド	4,428,264,414円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	371,544,388円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	327,508,527円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	225,390,754円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	127,541,400円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	85,119,539円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	53,106,646円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	140,802,132円
埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	122,051,719円
九州SDGs・グローバルバランス	53,237,683円
りそな国内リートインデックス(ラップ専用)	5,460,964,957円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定型)	14,957,643円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定成長型)	256,112,429円
ラップ型ファンド・プラスESG(成長型)	296,342,363円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	104,459,533円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	103,867,788円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	122,217,781円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	16,200,554円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	2,757,324円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	2,401,186円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	9,852,137円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	4,620,528円

ターゲットリターンバランスファンド（目標6%）	11,573,907円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	2,872,325円
りそなJリートインデックス（年1回決算型）	75,792,946円
りそなJリートインデックス（年4回決算型）	118,859,437円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035（運用継続型）	18,190円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040（運用継続型）	22,104円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045（運用継続型）	25,437円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050（運用継続型）	28,336円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055（運用継続型）	30,945円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060（運用継続型）	33,409円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065（運用継続型）	35,076円
FWりそな国内リートインデックスオープン	8,743,457,388円
FWりそな国内リートインデックスファンド	8,716,227,996円
Smart-i Jリートインデックス	3,770,243,026円
Smart-i 8資産バランス 安定型	102,455,846円
Smart-i 8資産バランス 安定成長型	369,765,852円
Smart-i 8資産バランス 成長型	578,871,091円
J-REITインデックスファンド（適格機関投資家専用）	5,447,260,121円
りそなDAAファンド（適格機関投資家専用）	171,557,071円
りそなVIグローバル・バランスファンド（安定型）（適格機関投資家専用）	2,071,303円
りそなVIグローバル・バランスファンド（安定成長型）（適格機関投資家専用）	9,905,977円
りそなVIグローバル・バランスファンド（成長型）（適格機関投資家専用）	32,430,181円
りそなマルチアセットファンド（適格機関投資家専用）	24,309,528円
りそなDAAファンドII（適格機関投資家専用）	45,739,108円
りそなマルチアセットファンドII（適格機関投資家専用）	251,477,265円
J-REITインデックスファンド202102（適格機関投資家専用）	128,135,919円
りそなDAAファンド202205（適格機関投資家専用）	74,091,910円
りそなFT グローバルリートファンド202307（適格機関投資家専用）	509,676,354円
りそなマルチアセットファンド202310（適格機関投資家専用）	199,426,590円
りそなマルチアセットファンド202403（適格機関投資家専用）	69,167,631円
2. 計算日における受益権の総数	47,343,996,211口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3429円
(10,000口当たり純資産額)	(13,429円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月10日現在

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

これらは、リートの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。

また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月10日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

デリバティブ取引

(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年12月10日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年12月10日現在	
	損益に含まれた評価差額(円)	
投資証券		△5,671,467,922
合計		△5,671,467,922

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(投資証券関連)

(2024年12月10日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建	622,976,680	—	621,770,000	△1,206,680
	合計	622,976,680	—	621,770,000	△1,206,680

(注) 時価の算定方法

先物取引

国内先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	1,474	162,287,400	
	サンケイリアルエステート投資法人	2,134	156,422,200	
	S O S i L A 物流リート投資法人	3,324	342,704,400	
	東海道リート投資法人	1,138	117,100,200	
	日本アコモデーションファンド投資法人	2,300	1,299,500,000	
	森ヒルズリート投資法人	7,834	969,849,200	
	産業ファンド投資法人	12,198	1,374,714,600	
	アドバンス・レジデンス投資法人	6,548	1,876,656,800	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	3,238	1,015,113,000	
	G L P 投資法人	22,379	2,795,137,100	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	3,373	928,924,200	
	日本プロロジスリート投資法人	11,606	2,633,401,400	
	星野リゾート・リート投資法人	2,818	644,194,800	
	O n e リート投資法人	1,162	257,731,600	
	イオンリート投資法人	8,172	1,014,145,200	
	ヒューリックリート投資法人	5,887	768,842,200	
	日本リート投資法人	2,164	662,184,000	
	積水ハウス・リート投資法人	20,020	1,445,444,000	
	トーセイ・リート投資法人	1,449	176,343,300	
	ヘルスケア&メディカル投資法人	1,643	169,557,600	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	1,815	161,898,000	
	野村不動産マスターファンド投資法人	21,327	2,953,789,500	
	いちごホテルリート投資法人	1,103	157,508,400	
	ラサールロジポート投資法人	8,530	1,191,641,000	
スターアジア不動産投資法人	12,277	607,097,650		
マリモ地方創生リート投資法人	1,210	129,833,000		
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	14,523	1,426,158,600		
日本ホテル&レジデンシャル投資法人	1,405	89,639,000		

投資法人みらい	9,174	357,786,000	
三菱地所物流リート投資法人	2,301	782,340,000	
C R E ロジスティクスファンド投資法人	2,868	402,667,200	
ザイマックス・リート投資法人	1,141	125,053,600	
タカラレーベン不動産投資法人	4,351	363,743,600	
日本ビルファンド投資法人	38,861	4,764,358,600	
ジャパンリアルエステイト投資法人	6,844	3,736,824,000	
日本都市ファンド投資法人	34,547	3,033,226,600	
オリックス不動産投資法人	13,275	2,145,240,000	
日本プライムリアルティ投資法人	4,556	1,460,198,000	
N T T 都市開発リート投資法人	6,772	752,369,200	
東急リアル・エステート投資法人	4,467	693,725,100	
グローバル・ワン不動産投資法人	4,825	460,787,500	
ユナイテッド・アーバン投資法人	14,903	2,025,317,700	
森トラストリート投資法人	12,842	771,804,200	
インヴィンシブル投資法人	36,707	2,396,967,100	
フロンティア不動産投資法人	2,472	960,372,000	
平和不動産リート投資法人	4,885	565,683,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人	4,476	1,167,340,800	
福岡リート投資法人	3,759	528,139,500	
K D X 不動産投資法人	18,639	2,685,879,900	
いちごオフィスリート投資法人	4,861	376,241,400	
大和証券オフィス投資法人	2,760	797,088,000	
阪急阪神リート投資法人	3,177	365,355,000	
スターツプロシード投資法人	1,155	190,113,000	
大和ハウスリート投資法人	9,992	2,253,196,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	24,476	1,732,900,800	
大和証券リビング投資法人	9,840	867,888,000	
ジャパンエクセレント投資法人	5,721	657,915,000	
合計	477,698	62,948,339,150	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

RM先進国リートマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年12月10日現在

資産の部	
流動資産	
預金	387,116,045
コール・ローン	69,243,787
株式	533,360,895
投資証券	77,288,036,599
派生商品評価勘定	3,594,330
未収入金	3,458,954
未収配当金	243,994,224
未収利息	208
差入委託証拠金	252,392,472
流動資産合計	78,781,197,514
資産合計	78,781,197,514
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,305,858
流動負債合計	4,305,858
負債合計	4,305,858
純資産の部	
元本等	
元本	41,332,123,617
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	37,444,768,039
元本等合計	78,776,891,656
純資産合計	78,776,891,656
負債純資産合計	78,781,197,514

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>配当株式 原則として、配当落ち日において、その数量に相当する券面総額又は発行価額を計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。</p> <p>為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2024年12月10日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年12月12日
期首元本額	42,338,463,480円
期中追加設定元本額	15,529,655,503円
期中一部解約元本額	16,535,995,366円
期末元本額	41,332,123,617円
期末元本の内訳※	
りそなラップ型ファンド(安定型)	769,546,359円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	1,450,936,303円
りそなラップ型ファンド(成長型)	2,750,718,174円
DCりそな グローバルバランス	26,383,100円
つみたてバランスファンド	1,554,815,095円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2030	526,309,675円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040	464,713,001円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050	333,248,907円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035	180,270,521円

りそなターゲット・イヤー・ファンド2045	122,951,971円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055	75,226,256円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	199,033,322円
埼玉りそな・グローバルバランス・プラスESG	189,036,080円
九州SDGs・グローバルバランス	80,645,508円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定型)	10,862,758円
ラップ型ファンド・プラスESG(安定成長型)	246,810,080円
ラップ型ファンド・プラスESG(成長型)	273,246,598円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定型)	77,421,571円
りそな つみたてラップ型ファンド(安定成長型)	84,802,309円
りそな つみたてラップ型ファンド(成長型)	129,250,451円
りそな つみたてリスクコントロールファンド	4,323,230円
ターゲットリターンバランスファンド(目標2%)	3,908,535円
ターゲットリターンバランスファンド(目標3%)	3,400,710円
ターゲットリターンバランスファンド(目標4%)	14,225,289円
ターゲットリターンバランスファンド(目標5%)	6,658,937円
ターゲットリターンバランスファンド(目標6%)	16,658,580円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065	4,163,483円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2035(運用継続型)	25,922円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2040(運用継続型)	31,465円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2045(運用継続型)	36,188円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2050(運用継続型)	40,294円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2055(運用継続型)	44,041円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060(運用継続型)	47,480円
りそなターゲット・イヤー・ファンド2065(運用継続型)	50,210円
FWりそな先進国リートインデックスオープン	13,317,056,892円
FWりそな先進国リートインデックスファンド	12,703,021,841円
Smart-i 先進国リートインデックス	3,622,528,350円
Smart-i 8資産バランス 安定型	153,011,695円
Smart-i 8資産バランス 安定成長型	527,737,562円
Smart-i 8資産バランス 成長型	813,250,294円
りそなDAAファンド(適格機関投資家専用)	114,290,727円
りそなVIグローバル・バランスファンド(安定型)(適格機関投資家専用)	1,527,775円
りそなVIグローバル・バランスファンド(安定成長型)(適格機関投資家専用)	4,285,373円
りそなVIグローバル・バランスファンド(成長型)(適格機関投資家専用)	87,483,587円
りそなマルチアセットファンド(適格機関投資家専用)	17,102,175円
りそなDAAファンドII(適格機関投資家専用)	66,634,493円
りそなDAAファンド202205(適格機関投資家専用)	151,427,133円
りそなFT グローバルリートファンド202307(適格機関投資家専用)	152,923,317円
2. 計算日における受益権の総数	41,332,123,617口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.9059円
(10,000口当たり純資産額)	(19,059円)

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

2024年12月10日現在

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

これらは、株価変動リスク、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用評価委員会に報告します。

また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月10日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式、投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

デリバティブ取引

(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年12月10日現在

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	2024年12月10日現在	
	損益に含まれた評価差額(円)	
株式	△40,564,149	
投資証券	8,160,987,823	
合計	8,120,423,674	

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

2 デリバティブ取引に関する注記

(株式関連)

(2024年12月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	950,887,738	—	949,367,792	△1,519,946
合計		950,887,738	—	949,367,792	△1,519,946

(注) 時価の算定方法

先物取引

外国先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(通貨関連)

(2024年12月10日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	256,035,803	—	256,844,826	809,023
	米ドル	59,924,000	—	60,608,000	684,000
	カナダドル	2,138,008	—	2,138,006	△2
	ユーロ	4,796,316	—	4,796,856	540
	オーストラリアドル	186,917,925	—	187,041,984	124,059
	シンガポールドル	2,259,554	—	2,259,980	426
	売建	36,515,535	—	36,516,140	△605
	米ドル	28,788,667	—	28,788,800	△133
	英ポンド	7,726,868	—	7,727,340	△472
合計		292,551,338	—	293,360,966	808,418

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMERICOLD REALTY TRUST INC	88,935	23.41	2,081,968.35	
	BROADSTONE NET LEASE INC-A	63,927	17.20	1,099,544.40	
米ドル 小計		152,862		3,181,512.75 (482,126,442)	
オーストラリアドル	CENTURIA CAPITAL GROUP	283,482	1.85	525,859.11	
オーストラリアドル 小計		283,482		525,859.11 (51,234,453)	
合 計		436,344		533,360,895 (533,360,895)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	35,927	909,671.64	
		AGREE REALTY CORP	34,299	2,553,903.54	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	24,860	489,244.80	
		ALEXANDER'S INC	705	152,251.80	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	53,140	5,672,695.00	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	3,951	69,498.09	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	16,159	452,452.00	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	50,915	1,435,803.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	107,434	4,049,187.46	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	44,319	384,688.92	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	76,628	1,239,074.76	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	23,174	252,364.86	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	48,476	11,003,567.24	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,936	71,601.12	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	59,106	339,859.50	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	102,929	3,044,639.82	

	BRT APARTMENTS CORP	3,710	68,523.70
	BXP INC	49,642	4,120,782.42
	CAMDEN PROPERTY TRUST	36,408	4,469,810.16
	CARETRUST REIT INC	57,385	1,654,983.40
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	4,795	149,843.75
	CENTERSPACE	5,127	359,248.89
	CHATHAM LODGING TRUST	16,989	164,623.41
	CITY OFFICE REIT INC	14,545	85,524.60
	COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	8,718	160,759.92
	COPT DEFENSE PROPERTIES	38,203	1,262,609.15
	COUSINS PROPERTIES INC	52,033	1,612,502.67
	CTO REALTY GROWTH INC	6,920	141,237.20
	CUBESMART	76,897	3,658,759.26
	CURLINE PROPERTIES CORP	32,187	783,431.58
	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	71,105	684,741.15
	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	315,100	184,333.50
	DIGITAL REALTY TRUST INC	104,997	19,757,285.49
	DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	72,011	184,348.16
	DOUGLAS EMMETT INC	57,133	1,136,375.37
	EAGLE HOSPITALITY TRUST	82,000	0.00
	EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	32,860	386,762.20
	EASTGROUP PROPERTIES INC	16,617	2,890,859.49
	ELME COMMUNITIES	29,919	502,340.01
	EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	45,972	519,483.60
	EPR PROPERTIES	25,905	1,171,424.10
	EQUINIX INC	32,394	31,389,138.12
	EQUITY COMMONWEALTH	36,864	55,296.00
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	63,682	4,464,745.02
	EQUITY RESIDENTIAL	116,456	8,578,148.96
	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	59,918	1,962,314.50
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	21,919	6,597,619.00
	EXTRA SPACE STORAGE INC	72,333	11,899,501.83
	FARMLAND PARTNERS INC	14,438	175,854.84
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	25,698	2,934,968.58
	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	45,014	2,375,838.92

	FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	31,607	924,188.68
	FRANKLIN STREET PROPERTIES C	26,689	49,908.43
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	93,691	4,692,982.19
	GETTY REALTY CORP	17,102	552,565.62
	GLADSTONE COMMERCIAL CORP	14,622	245,357.16
	GLADSTONE LAND CORP	11,064	126,129.60
	GLOBAL MEDICAL REIT INC	20,519	175,437.45
	GLOBAL NET LEASE INC	66,589	481,438.47
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	123,967	2,245,042.37
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	240,230	5,212,991.00
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	36,020	1,142,914.60
	HOST HOTELS & RESORTS INC	239,898	4,543,668.12
	HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	46,660	164,243.20
	INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	76,798	1,641,941.24
	INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	19,286	69,622.46
	INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	9,692	1,040,533.12
	INVENTRUST PROPERTIES CORP	25,915	802,587.55
	INVITATION HOMES INC	194,481	6,550,120.08
	IRON MOUNTAIN INC	100,117	11,447,377.78
	JBG SMITH PROPERTIES	29,302	486,413.20
	KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	274,900	63,227.00
	KILROY REALTY CORP	36,170	1,504,310.30
	KIMCO REALTY CORP	230,148	5,762,905.92
	KITE REALTY GROUP TRUST	75,063	2,016,192.18
	LAMAR ADVERTISING CO-A	30,016	3,950,105.60
	LINEAGE INC	20,308	1,290,979.56
	LTC PROPERTIES INC	14,775	552,880.50
	LXP INDUSTRIAL TRUST	99,853	929,631.43
	MACERICH CO/THE	80,349	1,754,018.67
	MANULIFE US REAL ESTATE INV	635,700	64,841.40
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	203,534	850,772.12
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	39,898	6,349,766.70
	MODIV INDUSTRIAL INC	2,808	44,843.76
	NATIONAL STORAGE AFFILIATES	23,899	1,041,040.44
	NATL HEALTH INVESTORS INC	14,730	1,095,175.50
	NET LEASE OFFICE PROPERTY	5,159	168,028.63

	NETSTREIT CORP	26,383	416,587.57
	NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ES	12,403	70,573.07
	NEXPOINT RESIDENTIAL	7,586	351,990.40
	NNN REIT INC	62,739	2,679,582.69
	OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	17,029	24,351.47
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	88,024	3,454,061.76
	ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,240	152,274.40
	ORION OFFICE REIT INC	16,821	68,797.89
	OUTFRONT MEDIA INC	46,969	892,411.00
	PARAMOUNT GROUP INC	62,768	313,212.32
	PARK HOTELS & RESORTS INC	71,525	1,130,810.25
	PEAKSTONE REALTY TRUST	12,782	163,226.14
	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	40,863	602,729.25
	PHILLIPS EDISON & COMPANY IN	41,877	1,641,578.40
	PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	42,124	398,071.80
	PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	13,620	261,367.80
	POSTAL REALTY TRUST INC- A	7,717	106,417.43
	PRIME US REIT	201,410	35,448.16
	PROLOGIS INC	315,977	36,470,065.34
	PUBLIC STORAGE	53,758	18,039,572.06
	REALTY INCOME CORP	297,224	16,787,211.52
	REGENCY CENTERS CORP	55,779	4,178,962.68
	RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	43,336	755,779.84
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	74,813	3,121,198.36
	RLJ LODGING TRUST	52,021	547,781.13
	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	20,385	2,405,430.00
	SABRA HEALTH CARE REIT INC	80,026	1,423,662.54
	SAFEHOLD INC	15,500	327,980.00
	SAUL CENTERS INC	3,998	160,919.50
	SERVICE PROPERTIES TRUST	54,852	154,134.12
	SIMON PROPERTY GROUP INC	104,596	19,047,977.56
	SITE CENTERS CORP	15,613	240,908.59
	SL GREEN REALTY CORP	23,804	1,819,577.76
	STAG INDUSTRIAL INC	61,946	2,269,081.98
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	37,444	255,368.08
	SUN COMMUNITIES INC	40,009	4,982,720.86

	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	68,919	835,987.47
	TANGER INC	37,395	1,347,715.80
	TERRENO REALTY CORP	33,109	2,093,150.98
	UDR INC	102,474	4,600,057.86
	UMH PROPERTIES INC	23,350	460,695.50
	UNITI GROUP INC	83,827	473,622.55
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,233	175,881.15
	URBAN EDGE PROPERTIES	41,381	936,452.03
	VENTAS INC	141,009	8,610,009.54
	VERIS RESIDENTIAL INC	27,552	483,537.60
	VICI PROPERTIES INC	357,428	11,351,913.28
	VORNADO REALTY TRUST	56,663	2,573,633.46
	WELLTOWER INC	197,482	25,564,044.90
	WHITESTONE REIT	14,593	209,701.41
	WP CAREY INC	74,743	4,223,726.93
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	34,576	560,476.96
	米ドル 小計	9,088,106	408,951,135.67 (61,972,455,099)
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	21,574	396,098.64
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	16,001	119,367.46
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	8,292	569,079.96
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	27,587	1,219,345.40
	CHOICE PROPERTIES REIT	54,566	750,282.50
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	18,325	260,764.75
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	18,410	274,493.10
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	45,966	569,978.40
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	2,675	50,557.50
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	35,601	629,425.68
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	10,069	746,817.73
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	44,062	422,113.96
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	22,724	239,738.20
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	20,119	360,733.67
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	7,250	101,500.00
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL REIT	6,979	131,972.89
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,242	96,222.12

	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	41,452	200,213.16
	PRIMARIS REIT	16,439	267,298.14
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	49,789	917,113.38
	SLATE GROCERY REIT	10,423	153,113.87
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	24,276	623,650.44
	カナダドル 小計	514,821	9,099,880.95 (972,868,272)
ユーロ	AEDIFICA	16,108	908,491.20
	ALTAREA	1,678	155,886.20
	CARE PROPERTY INVEST	12,905	153,827.60
	CARMILA	18,242	285,304.88
	COFINIMMO	13,149	727,139.70
	COVIVIO	18,328	914,200.64
	CROMWELL REIT EUR	112,240	182,951.20
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	14,865	340,408.50
	GECINA SA	17,669	1,623,781.10
	HAMBORNER REIT AG	26,335	168,807.35
	ICADE	10,953	246,661.56
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	20,823	53,931.57
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	114,638	607,581.40
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	175,457	155,454.90
	KLEPIERRE	75,446	2,118,523.68
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	16,316	134,933.32
	MERCIALYS	30,676	308,293.80
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	135,475	1,389,973.50
	MONTEA NV	7,125	458,850.00
	NSI NV	6,467	128,046.60
	RETAIL ESTATES	4,242	248,157.00
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	10,301	390,407.90
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	34,267	2,624,852.20
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	60,689	1,207,711.10
	WERELDHAVE NV	11,466	159,377.40
	XIOR STUDENT HOUSING NV	11,709	343,073.70
	ユーロ 小計	977,569	16,036,628.00 (2,564,417,183)
英ポンド	(Right)CARE REIT PLC	142,814	116,821.85

	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST	141,815	86,365.33
	AEW UK REIT PLC	60,678	61,042.06
	ASSURA PLC	1,023,147	408,440.28
	BIG YELLOW GROUP PLC	66,774	675,752.88
	BRITISH LAND CO PLC	339,206	1,242,850.78
	CLS HOLDINGS PLC	57,890	47,643.47
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	153,661	120,470.22
	DERWENT LONDON PLC	38,395	786,329.60
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	198,774	172,535.83
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	140,127	418,979.73
	HAMMERSON PLC	156,115	454,606.88
	HELICAL PLC	33,158	64,989.68
	HOME REIT PLC	147,401	56,086.08
	INTU PROPERTIES PLC	117,549	0.00
	LAND SECURITIES GROUP PLC	253,208	1,482,532.84
	LIFE SCIENCE REIT PLC	113,860	43,836.10
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	694,224	1,287,785.52
	NEWRIVER REIT PLC	107,134	86,671.40
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	191,998	130,174.64
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	459,259	428,259.01
	PRS REIT PLC/THE	181,330	193,297.78
	REGIONAL REIT LTD	52,789	65,141.62
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	74,586	531,798.18
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	158,292	78,196.24
	SEGRO PLC	461,942	3,418,370.80
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	665,932	891,017.01
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	430,695	302,778.58
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	204,267	177,712.29
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	106,966	64,607.46
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	843,281	1,150,235.28
	UNITE GROUP PLC	141,269	1,179,596.15
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	161,915	175,839.69
	WAREHOUSE REIT PLC	145,941	117,920.32
	WORKSPACE GROUP PLC	47,454	251,031.66
	英ポンド 小計	8,313,846	16,769,717.24

			(3, 240, 077, 067)
オーストラリアドル	ABACUS GROUP	157, 136	182, 277. 76
	ABACUS STORAGE KING	177, 394	208, 437. 95
	ARENA REIT	134, 138	523, 138. 20
	BWP TRUST	188, 969	625, 487. 39
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	185, 106	531, 254. 22
	CENTURIA OFFICE REIT	146, 283	163, 836. 96
	CHARTER HALL GROUP	161, 129	2, 378, 264. 04
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	228, 160	867, 008. 00
	CHARTER HALL RETAIL REIT	171, 868	555, 133. 64
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	117, 049	299, 645. 44
	CROMWELL PROPERTY GROUP	455, 071	168, 376. 27
	DEXUS INDUSTRIA REIT	71, 835	186, 771. 00
	DEXUS/AU	366, 801	2, 516, 254. 86
	GOODMAN GROUP	596, 427	22, 544, 940. 60
	GPT GROUP	650, 827	2, 987, 295. 93
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	88, 977	218, 883. 42
	HEALTHCO REIT	164, 038	172, 239. 90
	HOMECO DAILY NEEDS REIT	618, 423	729, 739. 14
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS	67, 846	256, 457. 88
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	129, 448	617, 466. 96
	MIRVAC GROUP	1, 341, 099	2, 816, 307. 90
	NATIONAL STORAGE REIT	461, 932	1, 090, 159. 52
	REGION RE LTD	398, 321	848, 423. 73
	RURAL FUNDS GROUP	133, 000	235, 410. 00
SCENTRE GROUP	1, 774, 967	6, 407, 630. 87	
STOCKLAND	816, 012	4, 088, 220. 12	
VICINITY CENTRES	1, 315, 779	2, 749, 978. 11	
WAYPOINT REIT	223, 195	537, 899. 95	
	オーストラリアドル 小計	11, 341, 230	55, 506, 939. 76 (5, 408, 041, 140)
ニュージーランドドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	360, 376	738, 770. 80
	ニュージーランドドル 小計	360, 376	738, 770. 80 (65, 484, 643)
香港ドル	CHAMPION REIT	680, 000	1, 210, 400. 00
	FORTUNE REIT	525, 000	2, 121, 000. 00

	LINK REIT	877,900	30,287,550.00
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	261,000	477,630.00
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	795,000	779,100.00
	香港ドル 小計	3,138,900	34,875,680.00 (680,075,760)
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LT	225,400	281,750.00
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,203,900	3,106,062.00
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	859,596	765,040.44
	CAPITALAND CHINA TRUST	385,600	279,560.00
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1,848,632	3,586,346.08
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	218,900	191,537.50
	EC WORLD REIT	50,000	14,000.00
	ESR-REIT	2,070,750	548,748.75
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	366,500	225,397.50
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	401,800	851,816.00
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCI	996,479	896,831.10
	KEPPEL DC REIT	612,100	1,340,499.00
	KEPPEL REIT	814,000	695,970.00
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	597,000	331,335.00
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	702,800	1,588,328.00
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,152,500	1,475,200.00
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIA	788,600	962,092.00
	OUÉ REAL ESTATE INVESTMENT T	751,900	210,532.00
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	134,200	503,250.00
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	188,100	130,729.50
	STARHILL GLOBAL REIT	495,200	247,600.00
	SUNTEC REIT	741,200	889,440.00
	シンガポールドル 小計	15,605,157	19,122,064.87 (2,160,984,550)
韓国ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	55,813	246,693,460.00
	IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	16,406	69,397,380.00
	JR REIT XXVII	57,253	162,312,255.00
	KORAMCO LIFE INFRA REIT	14,612	57,059,860.00
	LOTTE REIT CO LTD	44,180	127,680,200.00
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	35,717	189,657,270.00
	SK REITS CO LTD	45,272	200,102,240.00

		韓国ウォン 小計	269,253	1,052,902,665.00 (111,818,263)
イスラエルシェケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD		271,404	538,465.53
	REIT 1 LTD		67,494	1,359,329.16
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT		75,019	736,236.46
		イスラエルシェケル 小計	413,917	2,634,031.15 (111,814,622)
合計				77,288,036,599 (77,288,036,599)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は口数を表しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 2 銘柄	0.8%	—	0.6%
	投資証券 139 銘柄	—	99.2%	79.6%
カナダドル	投資証券 22 銘柄	—	100.0%	1.3%
ユーロ	投資証券 26 銘柄	—	100.0%	3.3%
英ポンド	投資証券 35 銘柄	—	100.0%	4.2%
オーストラリアドル	株式 1 銘柄	0.9%	—	0.1%
	投資証券 28 銘柄	—	99.1%	6.9%
ニュージーランドドル	投資証券 1 銘柄	—	100.0%	0.1%
香港ドル	投資証券 5 銘柄	—	100.0%	0.9%
シンガポールドル	投資証券 22 銘柄	—	100.0%	2.8%
韓国ウォン	投資証券 7 銘柄	—	100.0%	0.1%
イスラエルシェケル	投資証券 3 銘柄	—	100.0%	0.1%

(注) 時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年12月30日現在です。

【FWりそな国内債券インデックスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	139,697,922,766円
II 負債総額	161,067,411円
III 純資産総額 (I - II)	139,536,855,355円
IV 発行済口数	151,436,379,599口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.9214円

【FWりそな国内株式インデックスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	80,216,877,899円
II 負債総額	91,171,747円
III 純資産総額 (I - II)	80,125,706,152円
IV 発行済口数	38,220,334,609口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.0964円

【FWりそな先進国債券インデックスファンド (為替ヘッジなし)】

【純資産額計算書】

I 資産総額	21,833,159,868円
II 負債総額	4,656,358円
III 純資産総額 (I - II)	21,828,503,510円
IV 発行済口数	16,210,644,323口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.3466円

【FWりそな先進国債券インデックスファンド (為替ヘッジあり)】

【純資産額計算書】

I 資産総額	58,346,034,425円
II 負債総額	11,547,504円
III 純資産総額 (I - II)	58,334,486,921円
IV 発行済口数	69,584,915,276口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.8383円

【FWりそな新興国債券インデックスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	4,254,671,898円
II 負債総額	2,685,673円
III 純資産総額 (I - II)	4,251,986,225円
IV 発行済口数	3,286,040,068口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.2940円

【FWりそな先進国株式インデックスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	117,564,465,672円
II 負債総額	28,504,701円
III 純資産総額 (I - II)	117,535,960,971円
IV 発行済口数	35,609,392,613口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	3.3007円

【FWりそな新興国株式インデックスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	8,277,574,442円
II 負債総額	4,530,737円
III 純資産総額 (I - II)	8,273,043,705円
IV 発行済口数	4,488,116,587口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.8433円

【FWりそな国内リートインデックスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	12,233,082,848円
II 負債総額	17,421,327円
III 純資産総額 (I - II)	12,215,661,521円
IV 発行済口数	10,248,074,919口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.1920円

【FWりそな先進国リートインデックスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	24,063,486,224円
II 負債総額	5,866,758円
III 純資産総額 (I - II)	24,057,619,466円
IV 発行済口数	13,730,910,526口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.7521円

(参考)

RM国内債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	219,490,724,783円
II 負債総額	8,470,000円
III 純資産総額 (I - II)	219,482,254,783円
IV 発行済口数	225,902,688,567口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.9716円

RM国内株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	165,764,932,547円
II 負債総額	197,473,499円
III 純資産総額 (I - II)	165,567,459,048円
IV 発行済口数	75,436,571,012口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.1948円

RM先進国債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	45,888,184,539円
II 負債総額	—円
III 純資産総額 (I - II)	45,888,184,539円
IV 発行済口数	34,716,989,151口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.3218円

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）

純資産額計算書

I 資産総額	169,577,859,712円
II 負債総額	8,026,104,973円
III 純資産総額（I－II）	161,551,754,739円
IV 発行済口数	193,549,053,172口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8347円

RM新興国債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	15,641,886,401円
II 負債総額	—円
III 純資産総額（I－II）	15,641,886,401円
IV 発行済口数	10,837,316,785口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4433円

RM先進国株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	375,757,699,538円
II 負債総額	206,717,406円
III 純資産総額（I－II）	375,550,982,132円
IV 発行済口数	104,674,264,236口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.5878円

RM新興国株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	43,381,038,188円
II 負債総額	41,895,913円
III 純資産総額（I－II）	43,339,142,275円
IV 発行済口数	20,252,408,879口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1399円

RM国内リートマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	66,253,399,486円
II 負債総額	166,316,305円
III 純資産総額 (I - II)	66,087,083,181円
IV 発行済口数	48,219,076,611口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.3706円

RM先進国リートマザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	78,984,151,335円
II 負債総額	91,206,109円
III 純資産総額 (I - II)	78,892,945,226円
IV 発行済口数	41,926,600,347口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.8817円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2024年12月末現在	資本金の額	1,000,000,000円
	発行可能株式総数	3,960,000株
	発行済株式総数	3,960,000株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2024年12月末現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。取締役会は、業務執行を分担して行う責任者を執行役員として選任することができます。また、取締役会は、取締役および執行役員の職務執行を監督します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。取締役社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

取締役は株主総会において選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

経営会議は、経営に関する全般的な重要事項および重要な業務執行案件を協議します。

監査等委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の職務の執行を監査する独立の機関であるとともに、監査等委員である取締役以外の業務執行取締役の選任・解任・辞任および報酬等について監査等委員会としての意見を決定します。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社では、以下P.D.C.Aサイクルにて投資運用の意思決定を行っています。

○PLAN：計画

- ・運用戦略部は、運用基本方針や主な投資制限などを策定し、運用委員会にて協議します。

○DO：実行

- ・運用部門のファンドマネージャーは、決定された運用基本方針等に基づいて運用計画を策定し、ファンドマネージャーが所属する部の部長が承認します。
- ・ファンドマネージャーは、決定された運用計画に沿って運用指図を行いポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。
- ・運用部門の各部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。
- ・売買発注の執行は、運用計画の策定等から組織的に分離されたトレーディング部が、発注先証券会社等の選定ルール等に基づく最良執行を行うよう努めます。

○CHECK：検証→ACTION：改善

- ・法令等や主な投資制限の遵守状況等については、運用部門から独立した運用リスク管理部がモニタリングを行います。その結果は、運用評価委員会に報告するとともにすみやかに運用部門にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。
- ・運用実績等については運用評価委員会が統括し、運用部門に対する管理・指導を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。

2024年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	183	1,970,944
単位型株式投資信託	9	46,298
単位型公社債投資信託	8	9,935
合計	200	2,027,179

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 9 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受け、第 10 期事業年度に係る中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 新

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石坂 武嗣

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	9,745,910	13,119,743
前払費用	323,722	370,082
未収入金	314	251
未収委託者報酬	948,037	1,130,264
未収運用受託報酬	2,750,484	3,192,978
未収投資助言報酬	479,787	528,962
流動資産計	14,248,255	18,342,282
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 11,556	10,220
器具備品	※1 17,947	29,165
有形固定資産計	29,503	39,386
無形固定資産		
ソフトウェア	11,002	8,159
無形固定資産計	11,002	8,159
投資その他の資産		
投資有価証券	60,103	106,647
繰延税金資産	117,863	143,330
投資その他の資産計	177,967	249,977
固定資産計	218,474	297,523
資産合計	14,466,729	18,639,805

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	252,008	334,583
その他未払金	263,623	323,811
未払費用	111,825	120,123
未払法人税等	607,485	963,350
未払消費税等	99,188	192,864
預り金	2,245	3,404
賞与引当金	265,505	299,790
流動負債計	1,601,882	2,237,928
負債合計	1,601,882	2,237,928
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	490,000	490,000
資本剰余金計	490,000	490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,375,212	14,907,622
利益剰余金計	11,375,212	14,907,622
株主資本計	12,865,212	16,397,622
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△364	4,254
評価・換算差額等計	△364	4,254
純資産合計	12,864,847	16,401,876
負債・純資産合計	14,466,729	18,639,805

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,696,038	5,305,650
運用受託報酬	5,142,361	5,754,081
投資助言報酬	952,145	1,007,903
営業収益計	10,790,545	12,067,636
営業費用		
支払手数料	1,210,415	1,449,655
広告宣伝費	68,988	171,443
調査費		
調査費	1,772,867	2,013,532
委託調査費	148,470	119,505
委託計算費	300,448	276,698
事務委託費	26,903	39,175
営業雑経費		
印刷費	114,901	134,495
協会費	13,978	14,633
販売促進費	836	7,194
その他	70,972	90,318
営業費用計	3,728,783	4,316,653
一般管理費		
給料		
役員報酬	124,995	136,596
給料・手当	1,361,136	1,452,513
賞与	192,845	234,518
賞与引当金繰入額	265,505	299,790
旅費交通費	20,681	39,740
租税公課	85,343	95,998
不動産賃借料	113,302	124,318
固定資産減価償却費	13,938	17,438
諸経費	267,977	311,828
一般管理費計	2,445,724	2,712,744
営業利益	4,616,037	5,038,238
営業外収益		
受取利息	5,137	6,811
受取配当金	64	162
投資有価証券売却益	564	2,000
為替差益	—	50,481
雑収入	2,431	3,233
営業外収益計	8,198	62,688
営業外費用		
投資有価証券売却損	290	15
為替差損	64,517	—
雑損失	22	2,326
営業外費用計	64,829	2,341
経常利益	4,559,406	5,098,585
特別損失		
固定資産除去損	2,368	—

特別損失計	2,368	—
税引前当期純利益	4,557,038	5,098,585
法人税、住民税及び事業税	1,384,185	1,593,680
法人税等調整額	1,450	△27,504
法人税等計	1,385,636	1,566,175
当期純利益	3,171,401	3,532,410

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	8,203,810	8,203,810	9,693,810
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	3,171,401	3,171,401	3,171,401
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	3,171,401	3,171,401	3,171,401
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,318	1,318	9,695,129
当期変動額			
当期純利益	—	—	3,171,401
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,682	△1,682	△1,682
当期変動額合計	△1,682	△1,682	3,169,718
当期末残高	△364	△364	12,864,847

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	11,375,212	11,375,212	12,865,212
当期変動額						
当期純利益	—	—	—	3,532,410	3,532,410	3,532,410
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	3,532,410	3,532,410	3,532,410
当期末残高	1,000,000	490,000	490,000	14,907,622	14,907,622	16,397,622

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△364	△364	12,864,847
当期変動額			
当期純利益	—	—	3,532,410
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	4,618	4,618	4,618
当期変動額合計	4,618	4,618	3,537,028
当期末残高	4,254	4,254	16,401,876

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを通算親法人とするグループ企業内の通算子法人として、グループ通算制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	2,865千円	4,201千円
器具備品	40,455千円	52,832千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	3,960,000	—	—	3,960,000

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	3,960,000	—	—	3,960,000

2. 配当に関する事項

(1) 当会計年度中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当会計年度の末日後となるもの。

2024年5月27日開催の取締役会に次の議案を提案いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
普通株式	1,766	446.01	利益剰余金	2024年3月31日	2024年5月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、運用受託先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	60,103	60,103	—
資産計	60,103	60,103	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	—	34,625	1,996	—
合計	—	34,625	1,996	—

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	106,647	106,647	—
資産計	106,647	106,647	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの その他	—	68,696	6,973	3,974
合計	—	68,696	6,973	3,974

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	60,103	—	60,103
資産計	—	60,103	—	60,103

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	106,647	—	106,647
資産計	—	106,647	—	106,647

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	29,229	26,990	2,239
	小計	29,229	26,990	2,239
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	30,874	33,639	△2,764
	小計	30,874	33,639	△2,764
合計		60,103	60,629	△525

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	50,401	41,986	8,415
	小計	50,401	41,986	8,415
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	56,245	58,529	△2,283
	小計	56,245	58,529	△2,283
合計		106,647	100,515	6,132

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	9,274	564	290
合計	9,274	564	290

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	12,985	2,000	15
合計	12,985	2,000	15

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	81,271千円	91,795千円
未払事業所税	1,628千円	1,738千円
未払事業税	31,451千円	47,887千円
未確定債務	961千円	769千円
減価償却超過額	2,390千円	3,016千円
その他有価証券評価差額金	846千円	699千円
繰延税金資産小計	118,549千円	145,906千円
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	118,549千円	145,906千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	685千円	2,576千円
繰延税金負債合計	685千円	2,576千円
繰延税金資産の純額	117,863千円	143,330千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

法定実効税率	30.61%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%
住民税均等割	0.08%
その他	<u>△0.32%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.41%</u>

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%
住民税均等割	0.07%
その他	<u>0.01%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.72%</u>

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	5,545,681

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	6,148,663

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注4)
親会社 の 子会社	株式会社 りそな銀行	大阪市 中央区	279,928	銀行業務 及び 信託業務	—	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託 報酬 (注1)	4,790,900	未収運用 受託報酬	2,557,553
							投資助言 報酬 (注2)	754,781	未収投資 助言報酬	410,936
							支払手数料 (注3)	801,950	未払 手数料	161,752

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス(東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円) (注 4)
親会社 の 子会社	株式会社 りそな銀行	大阪市 中央区	279,928	銀行業務 及び 信託業務	—	投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任	運用受託 報酬 (注 1)	5,325,355	未収運用 受託報酬	2,985,561
							投資助言 報酬 (注 2)	823,308	未収投資 助言報酬	463,233
							支払手数料 (注 3)	964,675	未払 手数料	215,271

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注 2) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注 3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注 4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	3,248円70銭	4,141円89銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失(△)	800円86銭	892円02銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	3,171,401	3,532,410
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	3,171,401	3,532,410
普通株式の期中平均株式数(株)	3,960,000	3,960,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第10期中間会計期間
(2024年9月30日現在)

資産の部		
流動資産		
預金		11,584,691
前払費用		350,508
未収入金		256
未収委託者報酬		1,333,532
未収運用受託報酬		3,338,325
未収投資助言報酬		541,654
流動資産計		17,148,969
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	9,554
器具備品	※1	31,008
有形固定資産計		40,563
無形固定資産		
ソフトウェア		6,941
ソフトウェア仮勘定		155,498
無形固定資産計		162,440
投資その他の資産		
投資有価証券		1,299,487
繰延税金資産		128,158
投資その他の資産計		1,427,645
固定資産計		1,630,649
資産合計		18,779,619

(単位：千円)

第10期中間会計期間
(2024年9月30日現在)

負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		416,595
その他未払金		376,774
未払費用		127,597
未払法人税等		882,599
未払消費税等	※2	166,452
賞与引当金		253,672
預り金		4,558
流動負債計		<u>2,228,250</u>
負債合計		<u>2,228,250</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		490,000
資本剰余金計		<u>490,000</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		15,063,421
利益剰余金計		<u>15,063,421</u>
株主資本計		<u>16,553,421</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△2,053
評価・換算差額等計		<u>△2,053</u>
純資産合計		<u>16,551,368</u>
負債・純資産合計		<u>18,779,619</u>

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第10期中間会計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		3,187,720
運用受託報酬		3,039,430
投資助言報酬		520,771
営業収益計		6,747,923
営業費用		
支払手数料		954,935
広告宣伝費		61,531
調査費		
調査費		1,173,217
委託調査費		59,028
委託計算費		84,509
事務委託費		20,330
営業雑経費		
印刷費		63,750
協会費		11,550
販売促進費		2,619
その他		52,317
営業費用計		2,483,791
一般管理費		
給料		
役員報酬		74,616
給料・手当		777,004
賞与		36,701
賞与引当金繰入額		253,672
旅費交通費		24,519
租税公課		51,388
不動産賃借料		76,144
固定資産減価償却費	※1	7,840
諸経費		167,056
一般管理費計		1,468,943
営業利益		2,795,188
営業外収益		
受取利息		8,542
受取配当金		110
雑収入		1,900
営業外収益計		10,553
営業外費用		
為替差損		31,597
雑損失		572
営業外費用計		32,170
経常利益		2,773,570
税引前中間純利益		2,773,570
法人税、住民税及び事業税		833,615
法人税等調整額		17,955
法人税等計		851,571
中間純利益		1,921,999

(3) 中間株主資本等変動計算書

第10期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	490,000	490,000	14,907,622	14,907,622	16,397,622
当中間期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	△1,766,199	△1,766,199	△1,766,199
当中間純利益	—	—	—	1,921,999	1,921,999	1,921,999
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	155,799	155,799	155,799
当中間期末残高	1,000,000	490,000	490,000	15,063,421	15,063,421	16,553,421

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,254	4,254	16,401,876
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	—	△1,766,199
当中間純利益	—	—	1,921,999
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△6,307	△6,307	△6,307
当中間期変動額合計	△6,307	△6,307	149,491
当中間期末残高	△2,053	△2,053	16,551,368

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

②投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

③投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

第10期中間会計期間 (2024年9月30日)	
建物	4,868千円
器具備品	58,789千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

第10期中間会計期間 (2024年9月30日)	
有形固定資産	6,623千円
無形固定資産	1,217千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第10期中間会計期間(自2024年4月1日至2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,960,000	-	-	3,960,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	1,766,199千円
② 1株当たり配当額	446.01円
③ 配当原資	利益剰余金
④ 基準日	2024年3月31日
⑤ 効力発生日	2024年5月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

第10期中間会計期間(2024年9月30日現在)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	1,299,487	1,299,487	-
資産計	1,299,487	1,299,487	-

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	1,299,487	—	1,299,487
資産計	—	1,299,487	—	1,299,487

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第10期中間会計期間（2024年9月30日現在）

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	55,360	46,940	8,420
	小計	55,360	46,940	8,420
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	1,244,127	1,255,507	△11,379
	小計	1,244,127	1,255,507	△11,379
資産計		1,299,487	1,302,447	△2,959

(収益認識関係)

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第10期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益額
株式会社りそな銀行	3,255,483

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第10期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	4,179円64銭
1株当たり中間純利益金額	485円35銭

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第10期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益(千円)	1,921,999
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	1,921,999
普通株式の期中平均株式数(株)	3,960,000

(重要な後発事象)

第10期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

FWりそな国内債券インデックスファンド

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM国内債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の債券に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、NOMURA-BPI総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、NOMURA-BPI総合への連動性を高めるため、国内債券を対象とした債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡し取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
FWりそな国内債券インデックスファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第26条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融

商品取引業を行う者をいいます。) および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するも

の

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。有価証券にかかるものに限りません。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第15号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第10号の証券のうち投資法人債券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第29条から第31条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第29条から第31条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の

発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

(先物取引等の運用指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第23条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものと

します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第25条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとし、
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとし、

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、

受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

1. 2023年3月11日から2023年12月11日まで……年0.20%
2. 2023年12月12日以降

毎計算期間ごとに見直すものとし、各計算期間の信託報酬率は、当該計算期間の初日の属する月の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通りとします。

新発10年固定利付国債の利回り（終値）	信託報酬率
1%未満の場合	年0.20%
1%以上2%未満の場合	年0.22%
2%以上の場合	年0.25%

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰

越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができません。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者の一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第50条 この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第51条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第53条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間にかかる国内または

海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者	りそなアセットマネジメント株式会社
受託者	株式会社りそな銀行

追加型証券投資信託

りそな国内株式インデックスファンド

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM国内株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に採用されている国内の株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、東証株価指数（TOPIX、配当込み）への連動性を高めるため、国内株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または国内株式を対象とした株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑧ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的な

らびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
FWりそな国内株式インデックスファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいい、以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものを

いいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第30条から第32条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第30条から第32条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、

当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所

における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金

利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第26条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよ

う調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属

する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.3%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨お

よびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第51条 この信託は、受益者が第43条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第54条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者 りそなアセットマネジメント株式会社
受託者 株式会社りそな銀行

追加型証券投資信託

FWりそな先進国債券インデックスファンド
(為替ヘッジなし)

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM先進国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の債券に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しま

せん。

- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
F Wりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジなし）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM先進国債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限りません。）の行使、

社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限り、有価証券にかかるといいます。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第15号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第10号の証券のうち投資法人債券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引そ

の他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション

取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定す

る全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ

対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第23条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有す

る公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第27条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資

金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用(法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等)および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.35%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとしします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。）は、原則として、受

益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当

日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委

託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成

するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第55条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第 2条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者 りそなアセットマネジメント株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第44条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

FWりそな先進国債券インデックスファンド
(為替ヘッジあり)

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の債券に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に採用されている先進国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）への連動性を高めるため、先進国債券の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 為替ヘッジはマザーファンドにおいて行うため、当ファンドにおいては原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。

- ⑦ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託

FWりそな先進国債券インデックスファンド（為替ヘッジあり）

約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口

座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM先進国債券マザーファンド（為替ヘッジあり）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で

存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限り、有価証券にかかるといいます。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第15号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第10号の証券のうち投資法人債券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取

引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

(先物取引等の運用指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとし、（以下同じ。）。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額

には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。) ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額

等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入
有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計
額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規
定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資
産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異
なった通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換す
る取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託
期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものにつ
いてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマ
ザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみ
なした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、
信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上
記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えるこ
ととなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約
を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託
財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の
総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受
益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担
保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金
利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第
4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約
が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマ

ザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第23条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第27条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から

次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用(法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等)および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

1. 2023年3月11日から2023年12月11日まで……年0.30%
2. 2023年12月12日以降

毎計算期間ごとに見直すものとし、各計算期間の信託報酬率は、当該計算期間の初日の属する月の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通りとします。

新発10年固定利付国債の利回り（終値）	信託報酬率
1%未満の場合	年0.30%
1%以上2%未満の場合	年0.32%
2%以上の場合	年0.35%

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日

の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されず。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定

め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者

は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契

約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第55条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者	りそなアセットマネジメント株式会社
受託者	株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第44条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

FWりそな新興国債券インデックスファンド

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、J PモルガンG B I－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM新興国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、新興国の債券に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、J PモルガンG B I－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に採用されている新興国の現地通貨建て債券または新興国債券の指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）に投資し、J PモルガンG B I－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、J PモルガンG B I－EMグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の債券先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ 直物為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。

- ⑧ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
FWりそな新興国債券インデックスファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM新興国債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限りません。）の行使、

社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限り、有価証券にかかるといいます。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第15号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第10号の証券のうち投資法人債券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引そ

の他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション

取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定す

る全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ

対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」とい

います。)が、保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、直物為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部の解約(反対の売買による解消を含む。)を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益

証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第

一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.40%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に

帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。

この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使用することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者

を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金

として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第 2条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの

期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第23条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者	りそなアセットマネジメント株式会社
受託者	株式会社りそな銀行

（付 表）

I 別に定める日

約款第12条第3項および第45条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

FWりそな先進国株式インデックスファンド

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSA I 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM先進国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の株式（DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。）および先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、先進国株式または先進国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCI-KOKUSA I 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、MSCI-KOKUSA I 指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。

- ⑧ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
F Wりそな先進国株式インデックスファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口

座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM先進国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証

券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第

236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図および範囲）

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する

マザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託

期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみ

なした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うもの

とします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、

信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはでき

ないものとしします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用(法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等)および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.4%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

できます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されず。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、

当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者 りそなアセットマネジメント株式会社
受託者 株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第45条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

F Wりそな新興国株式インデックスファンド

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、新興国の株式（DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。）および新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、新興国の株式または新興国株式の指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、MSCIエマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、MSCIエマージング・マーケット指数（配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する株価指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。

- ⑧ 直物為替先渡取引は、約款第24条の範囲で行います。
- ⑨ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
FWりそな新興国株式インデックスファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM新興国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用する

ことを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予

約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と

合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみな

した額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨

建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、直物為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部の解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、

担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第29条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業

務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算

を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、

平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.45%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとしします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し

て委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該

提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第57条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 3条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割

り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第24条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者	りそなアセットマネジメント株式会社
受託者	株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第46条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

香港の銀行の休業日

香港証券取引所の休業日

追加型証券投資信託

FWりそな国内リートインデックスファンド

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM国内リートマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、東証REIT指数（配当込み）への連動性を高めるため、東証REIT指数（配当込み）を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑧ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
FWりそな国内リートインデックスファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいい、以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM国内リートマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものを

います。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第30条から第32条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第30条から第32条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、

当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所

における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金

利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第26条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよ

う調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属

する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.3%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨お

よびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第51条 この信託は、受益者が第43条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第54条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者 りそなアセットマネジメント株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

追加型証券投資信託

FWりそな先進国リートインデックスファンド

約 款

りそなアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

RM先進国リートマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）、不動産関連株式および不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、先進国の不動産投資信託証券および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。

- ⑦ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑧ デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

原則として毎決算時に以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
FWりそな先進国リートインデックスファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく約款に従い契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、受益権の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ.、ロ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、りそなアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「RM先進国リートマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用する

ことを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予

約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と

合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみな

した額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨

建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑦ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取

引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成29年1月5日から平成29年12月11日までとします。最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該

終了日が休業日の場合は翌営業日)、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.4%の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、その他諸費用、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会

社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請

求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める日のいずれかに該当する日においては、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け取りを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。
この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反

して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。
(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.resona-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第 2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の

現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成29年1月5日

委託者 りそなアセットマネジメント株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

(付 表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第45条第2項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日



RESONA

リソナアセットマネジメント